

令和5年度  
包括外部監査の結果報告書

環境保全対策に関する財務事務の執行について

令和6年3月  
山口県包括外部監査人  
村田治子

## 目 次

第1 外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件（テーマ）	1
3. 特定の事件（テーマ）を選定した理由	1
4. 外部監査対象期間	2
5. 外部監査対象機関	2
(1) 部署及び所管課	2
(2) 関連する出先機関及び財政的援助団体等	2
6. 外部監査の実施期間	3
7. 外部監査の方法	3
(1) 監査要点	3
(2) 主な監査手続	3
(3) 過年度包括外部監査結果の措置状況の確認のために実施した監査手続	4
8. 包括外部監査人及び監査補助者	4
9. 利害関係	4
第2 外部監査対象の概要	4
1. 第4次山口県環境基本計画の概要	4
(1) 環境基本計画の位置付け	4
(2) 計画の期間	5
(3) 基本目標	6
(4) 基本方針	6
(5) 施策の展開	7
(6) 計画の推進体制	23
(7) 山口県環境基本計画に掲げる数値目標	25
2. 監査対象とする財政的援助団体等の概要	26
(1) 地方独立行政法人山口県産業技術センター	26
(2) 山口県東部森林組合	26
3. 環境保全行政組織	27
4. 環境保全対策予算	27
5. 監査対象事業	31
(1) 監査対象事業の選定方法	31
(2) 事前ヒアリング	31
(3) 監査対象事業の一覧	31
第3 外部監査の結果及び意見（概要）	33
1. 結果（指摘事項）及び意見の判断基準	33
2. 指摘事項及び意見の件数	33

3. 指摘事項及び意見の項目一覧.....	35
4. 指摘事項及び意見の総評.....	38
(1) 委託契約事務の統制について.....	38
(2) 補助金事務の統制について.....	41
(3) 全庁的に見直しを図りたい事務手続きについて.....	42
(4) 事業目的達成のための効果的な指標について.....	43
(5) エビデンスとしての記録の重要性について.....	46
第4 外部監査の結果及び意見（各事業別）.....	47
1. ぶちエコやまぐち CO <sub>2</sub> 削減加速化事業（うち、普及啓発）.....	47
2. ぶちエコやまぐち CO <sub>2</sub> 削減加速化事業（うち、導入支援・普及啓発）.....	58
3. EV による分散型エネルギー活用推進事業.....	67
4. オゾン層保護対策事業.....	76
5. 大気汚染常時監視事業.....	79
6. 騒音振動悪臭対策事業.....	85
7. 環境影響評価指導審査事業.....	92
8. 環境保全管理運営対策事業.....	95
9. 水道施設整備促進事業.....	105
10. ぶちエコやまぐち 3R 推進事業.....	114
11. やまぐち海洋ごみアクションプラン推進事業.....	127
12. 資源循環型社会形成推進事業.....	144
13. 野生鳥獣管理対策強化事業.....	151
14. 自然公園等施設整備事業.....	172
15. 次世代産業イノベーション推進体制整備事業.....	176
15-1. 次世代産業イノベーション推進体制整備事業.....	181
16. 次世代産業イノベーション推進ネットワーク支援事業.....	183
16-1. 次世代産業イノベーション推進ネットワーク支援事業.....	188
17. 次世代産業イノベーション推進事業.....	195
17-1. 次世代産業イノベーション推進事業.....	205
18. 瀬戸内産業低炭素化加速事業.....	212
19. 「水素先進県」実現促進事業.....	216
20. 低炭素技術イノベーション促進事業.....	221
21. 国指定文化財保存活用事業（特別天然記念物八代のツルおよびその渡来地 天然 記念物再生事業）.....	227
22. ぶちうま！維新推進事業.....	233
22-1. ぶちうま！維新推進事業.....	238
23. やまぐち県産木材建築物等利用拡大推進事業.....	244
24. 安心・安全農作物づくりサポート事業.....	250

25. 環境にやさしい安心・安全な農業推進事業.....	256
26. 農業農村地域活性化総合対策事業.....	262
27. 畜産経営スマート化促進事業（うち良質堆肥の製造・利用拡大、畜産環境整備機構受託事業）.....	273
28. 木材利用加速化事業（うち、「森林バイオマス生産施設等整備」）.....	279
29. 県民参加の森林づくり推進事業.....	284
30. 地域森林づくり活動強化対策事業.....	289
31. 森林機能回復事業.....	295
32. 繁茂竹林整備事業.....	304
33. 地域が育む豊かな森林づくり推進事業.....	314
34. 内水面漁業振興対策事業.....	321
35. 漁業生産増大推進事業（うち藻場干潟域の再生保全）.....	331
36. 内海東部地区水産環境整備事業.....	338
37. 流域下水道事業（施策分）.....	345
38. 県営住宅建設事業.....	352
39. 平瀬発電所建設.....	367
40. 水力発電魅力発見事業.....	371
41. 未利用落差を活用した小水力発電所の開発.....	375
42. 佐波川発電所リニューアル推進事業.....	380

**【数値について】**

・報告書中の数値は、端数処理の関係で総額と内訳の合計が一致していない場合がある。

**【数値等の出所について】**

・報告書中の数値は、山口県が公表している資料及び監査対象機関から入手したものであり、また、それらを監査人が加工しているものである。

**【法人格の表記について】**

・報告書中の法人格は、略語により表記している場合がある（下記例示参照）。

[株式会社：（株）、有限会社：（有）、国立研究開発法人：（国研）、地方独立行政法人：（地独）、公益財団法人：（公財）、一般財団法人：（一財）、一般社団法人：（一社）等]

**【元号の表記について】**

・報告書中の元号は、略語により表記している場合がある（下記例示参照）。

[平成：H、令和：R]

**【再委託先名の表記について】**

・報告書中の再委託先名は、県の契約情報の公表対象項目となっておらず、所管課等の要請により具体的な法人名等の公表を控えている場合がある。



## 第1 外部監査の概要

### 1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

### 2. 選定した特定の事件（テーマ）

環境保全対策に関する財務事務の執行について

### 3. 特定の事件（テーマ）を選定した理由

我が国においては、2018（平成30）年4月に、「第5次環境基本計画」が策定され、今後の環境政策の展開の基本的考え方として、「イノベーションの創出」及び「経済・社会的課題との同時解決」が提示された。環境政策の具体的な展開は、パートナーシップ（あらゆる関係者との連携）を重視し、各地域がそれぞれの特性を活かした自立・分散型の社会を形成し、地域資源を補完し合う「地域循環共生圏」の創造を目指すという内容である。

日本政府は、2020（令和2）年10月開催の臨時国会において2050（令和32）年までに温室効果ガス排出の実質ゼロの実現を目指す「2050年カーボンニュートラル宣言」を行い、2020（令和2）年12月に策定された「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」においては「環境対策は国家成長戦略の要」とする位置付けも明確化された。すなわち、環境対策はもはや経済の制約ではなく、社会経済を大きく変革し、投資を促し、生産性を向上させ、産業構造の大転換と力強い成長を生み出す、まさに「鍵となる施策」である。

さらに、2021（令和3）年5月には「地球温暖化対策推進法の一部改正法」が成立し、地球温暖化対策を始めとし、地球規模で顕在化している環境問題への取組に拍車がかかった。しかし「2050年カーボンニュートラル」の実現は並大抵の努力では実現できず、エネルギー・産業部門の構造転換のみならず、大胆な投資によるイノベーションの創出といった取組を一気に加速することが必須と考えられている。

本県においては、1995（平成7）年12月に「山口県環境基本条例」を制定するとともに、1998（平成10）年3月に「山口県環境基本計画」を策定し、環境を取り巻く社会情勢の変化等に則して見直しを行い、対策を実施してきた。上記の流れに対応するため、2021（令和3）年3月、「世界規模で取組が求められている気候変動問題や海洋ごみ問題等の環境を巡る新たな課題に的確に対応するとともに、環境学習・環境教育の充実や人材育成、環境に配慮した地域づくりの推進等に取り組む」とし、同時に2013（平成25）年10月に策定された「第3次山口県環境基本計画」を8年ぶりに改定し、「第4次山口県環境基本計画」を策定した。

「山口県環境基本計画」は、本県の環境部門における最上位計画であり、本県の最上位の総合計画である「やまぐち維新プラン（現、やまぐち未来維新プラン）」、「山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略」、環境施策に係る個別計画である「山口県地球温暖化対策実行計画」及び「山口県循環型社会形成推進基本計画」等と共に政策において整合性を図り、総合的に施策が展開されているかについては多くの県民が高い関心を寄せる分野であると考えられる。また県民側においても、現在の日々の安心・安全な暮らしはもとより、本県の恵み豊かな環境が次世代に引き継がれる、まさに「持続可能な社会の構築の重要性」についても意識が高まってきていると推察される。

2022（令和4）年度の「第4次山口県環境基本計画」に基づく環境保全対策関係予算は、約170億円が計上されており、その財務事務について合規性の観点に加え経済性、効率性及び有効性の観点から監査を実施することは大いに意義があると判断した。

以上により、「環境保全対策に関する財務事務の執行について」を特定の事件（テーマ）として選定した。

#### 4. 外部監査対象期間

令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）  
ただし、必要に応じて他の年度についても監査の対象とした。

#### 5. 外部監査対象機関

##### (1) 部署及び所管課

部局	所管課
環境生活部	環境政策課、生活衛生課、廃棄物・リサイクル対策課、自然保護課
産業労働部	イノベーション推進課、産業脱炭素化推進室
観光スポーツ文化部	文化振興課
農林水産部	ぶちうまやまぐち推進課、農業振興課、農村整備課、畜産振興課、森林企画課、森林整備課、水産振興課、漁港漁場整備課
土木建築部	都市計画課、住宅課
企業局	電気工水課

##### (2) 関連する出先機関及び財政的援助団体等

部局	出先機関及び財政的援助団体等の名称
環境生活部	環境保健センター
産業労働部	(地独) 山口県産業技術センター

部局	出先機関及び財政的援助団体等の名称
農林水産部	農林総合技術センター、岩国農林水産事務所、周南農林水産事務所、美祢農林水産事務所、萩農林水産事務所、やまぐちの農林水産物需要拡大協議会、山口県東部森林組合

## 6. 外部監査の実施期間

令和5年4月5日から令和6年2月16日まで

## 7. 外部監査の方法

### (1) 監査要点

#### ① 合規性

環境保全対策に関する財務事務の執行について、関連する法令及び条例・規則等に準拠して執行されているか。

#### ② 有効性

環境保全対策に関する施策に係る財務事務の執行について、事業目的に適合した有効なものであるか。

事業の有効性を適正に評価しうる体制となっているか。すなわち、環境基本計画に掲げている計画の推進体制であるPDCAサイクル（当報告書P24参照）を円滑に推進し、将来に向けて「持続可能なやまぐち」を実現するに足る適切かつ合理的な目標を設定し、その効果が適切に検証されているか。検証された結果は次年度以降の事業へ反映、または見直しを実施しているか。

#### ③ 経済性・効率性

環境保全対策に関する施策に係る財務事務の執行について、最少の経費で最大の効果を挙げているか。

### (2) 主な監査手続

①実施した事業の概要を把握するため、ヒアリング及び関連する法令及び条例・規則等の閲覧を実施した。

②財務事務の執行（事務処理及び承認等）が上記の監査要点に照らして適切になされていることを確認するため、ヒアリング及び関連資料の閲覧並びにサンプルチェックを実施した。

③その他、包括外部監査人が必要と認めた監査手続を実施した。

なお、詳細な監査手続については、「第4 外部監査の結果及び意見（各事業別）」における各事業の頁に記載している。

### (3) 過年度包括外部監査結果の措置状況の確認のために実施した監査手続

平成 27 年度包括外部監査「山口県における環境対策事業に関する財務事務の執行及び管理について」における指摘事項 27 件及び意見 52 件に対する措置状況について、75 件については措置済みであるが、残り 4 件については「改善途中」であることを確認した。当該 4 件については、令和 5 年度の包括外部監査の対象とはしていない。

## 8. 包括外部監査人及び監査補助者

包括外部監査人	公認会計士	村 田 治 子
補助者	公認会計士	品 川 充 洋
補助者	公認会計士	花 井 宏 行
補助者	公認会計士	天 羽 亮 介
補助者	公認会計士	山 田 康 雄
補助者	公認会計士	上 條 玲
補助者	公認会計士	蘭 頭 紹
補助者	公認会計士	渡 辺 真 弓
補助者	公認会計士	崎 西 明 子

## 9. 利害関係

包括外部監査人及び監査補助者は、いずれも監査の対象とした事件について地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

## 第 2 外部監査対象の概要

### 1. 第 4 次山口県環境基本計画の概要

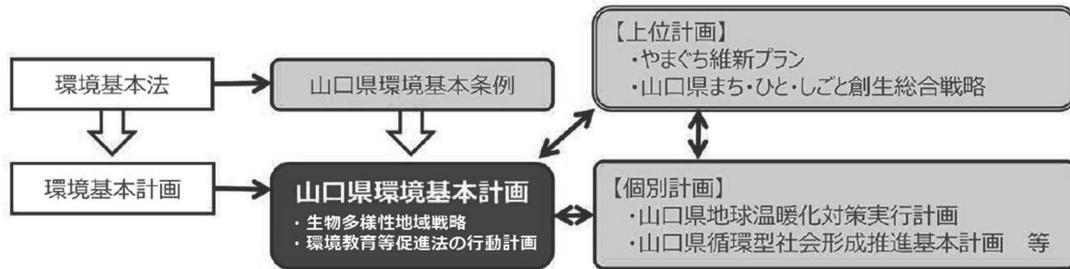
本県では令和 3 年 3 月に「第 4 次山口県環境基本計画」を策定しており、以下において当該計画の概要を抜粋要約する。なお、抜粋要約するにあたり、監査人が加筆及び加工等を行っている箇所がある。

#### (1) 環境基本計画の位置付け

「山口県環境基本計画」は、「山口県環境基本条例」第 9 条に基づき策定された、本県の環境部門における最上位計画で、すべての主体が共通認識のもと、健全で恵み豊かな環境を保全するとともに、次世代への承継に向けて全県的に取り組むための大綱となるものである。「やまぐち維新プラン」の環境に関する部門別計画であり、県行政の各部門における環境関連施策を体系化し、総合的・計画的な推進を図るための基本となるものである。

県民、NPO等民間団体、事業者、大学・研究機関、行政の積極的な連携・協働のもと、環境の保全に関する取組を進めるための指針となるものである。

本計画の重点施策のうち、「いのちと暮らしを支える生物多様性の保全」を「生物多様性基本法」に規定する「生物多様性地域戦略」として、また、「環境に配慮し、行動できる人づくりの推進」の一部を「環境教育等促進法」に基づく「行動計画」として位置づける。



出所：「山口県環境基本計画 第4次計画」

区分	環境基本計画に関連する計画
地球環境	山口県地球温暖化対策実行計画 / 山口県バイオマス活用推進計画
廃棄物	山口県循環型社会形成推進基本計画 / 山口県海岸漂着物等対策推進地域計画 / 山口県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画 / 山口県災害廃棄物処理計画（山口県地域防災計画第10章第3節） / 山口県食品ロス削減推進計画
自然環境	鳥獣保護管理事業計画 / 自然環境整備計画
大気環境	硫酸化物総量削減計画（岩国・和木、周南、宇部・小野田地域）
水質環境	水質総量削減計画 / 瀬戸内海の環境の保全に関する山口県計画
その他	環境教育推進計画 / 山口県景観ビジョン / 都市計画区域マスタープラン / 家畜排せつ物の利用の促進を図るための山口県計画

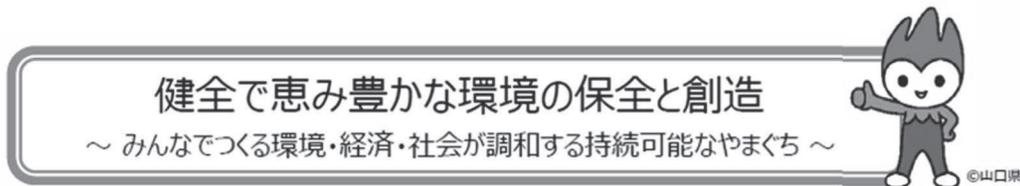
出所：「山口県環境基本計画 第4次計画」

## (2) 計画の期間

計画の期間は、2021（令和3）年度から2030（令和12）年度までの10年間とする（必要に応じて5年を目途に見直し）。

なお、社会情勢の変化や関係法令の改正、関係計画の改定等により計画期間中に内容を見直す必要が生じた場合には、「山口県環境審議会」等の意見を踏まえ、適切に対応する。

### (3) 基本目標



出所：山口県環境基本計画 第4次計画 概要版

環境の保全は、現在及び将来の県民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受できるとともに、限りある環境が将来にわたって良好な状態で維持されるよう、適切に行われなければならない。また、環境の保全は、環境への負荷をできる限り低減すること等の行動が、全ての者の公平な役割分担のもとに自主的かつ積極的に行われることにより、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会が構築されることを旨として行われなければならない。

計画の基本目標については、こうした山口県環境基本条例の基本理念を踏まえ、本県の目指すべき環境の姿として、第1次計画から掲げている「健全で恵み豊かな環境の保全と創造」を継承する。

また、国の「第5次環境基本計画」に掲げられた持続可能な社会の姿を踏まえ、「みんなでつくる環境・経済・社会が調和する持続可能なやまぐち」をサブタイトルとして、その方向性を明確にした。

### (4) 基本方針

基本目標の実現に向けて、これまでの計画における考え方を継承しながら、次の3つの基本方針を設定し、各種施策を展開する。

#### ①健全で恵み豊かな環境を次世代に引き継ぐための低炭素・循環型・自然共生社会の構築

地球規模の環境問題として直面している地球温暖化による気候変動、食品ロスや海洋ごみの増大、生物多様性の保全などの課題を克服し、環境と経済・社会が調和する低炭素社会、循環型社会、自然共生社会を構築していくことが重要であることから、「気候変動対策の推進」、「循環型社会の形成」、「いのちと暮らしを支える生物多様性の保全」に向けた取組をより一層推進する。

#### ②県民が安心して暮らせる安全で快適な生活環境の確保

有害化学物質や、不法投棄された廃棄物等から人の健康や生活、生態系を守ることの重要性が再確認されている今日において、県民の健康と生活環境を守り、現在及び

将来の世代が健全で豊かな環境の恩恵を受け続けることができるよう、「生活環境の保全」に向けた取組をより一層推進する。

### ③ 「持続可能なやまぐち」を実現する人づくり・地域づくり

「持続可能なやまぐち」を実現するためには、県民、NPO 等民間団体、事業者、大学・研究機関、行政などの地域社会を構成するすべての主体が、自主的かつ積極的に、また、互いに連携・協働しながら、環境に配慮し行動を実践し、持続可能な地域を形成していくことが重要であることから、「環境に配慮し、行動できる人づくりの推進」、「やまぐちの特性を活かした持続可能な地域づくりの推進」に向けた取組をより一層推進する。

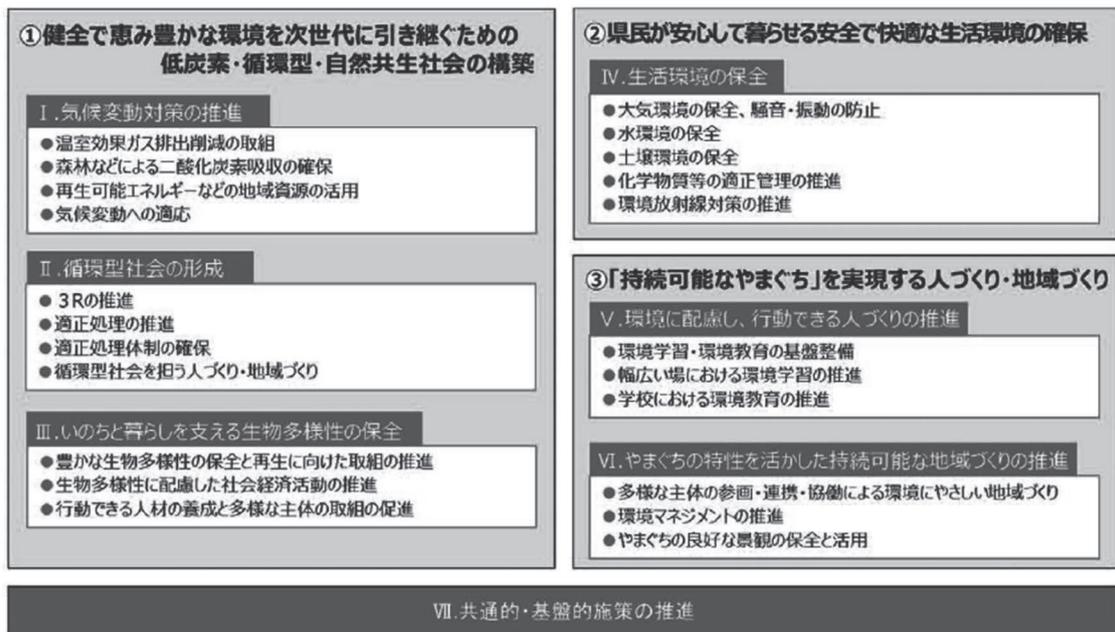


出所：「山口県環境基本計画 第4次計画」

### (5) 施策の展開

上記 3 つの基本方針のもと、「Ⅰ. 気候変動対策の推進」、「Ⅱ. 循環型社会の形成」、「Ⅲ. いのちと暮らしを支える生物多様性の保全」、「Ⅳ. 生活環境の保全」、「Ⅴ. 環境に配慮し、行動できる人づくりの推進」、「Ⅵ. やまぐちの特性を活かした持続可能な地域

づくりの推進」の6つの重点施策及び「VII. 共通的・基盤的施策の推進」を掲げ、各種施策・事業を総合的・計画的に推進することで、「環境・経済・社会が調和する持続可能なやまぐち」の実現を図る。

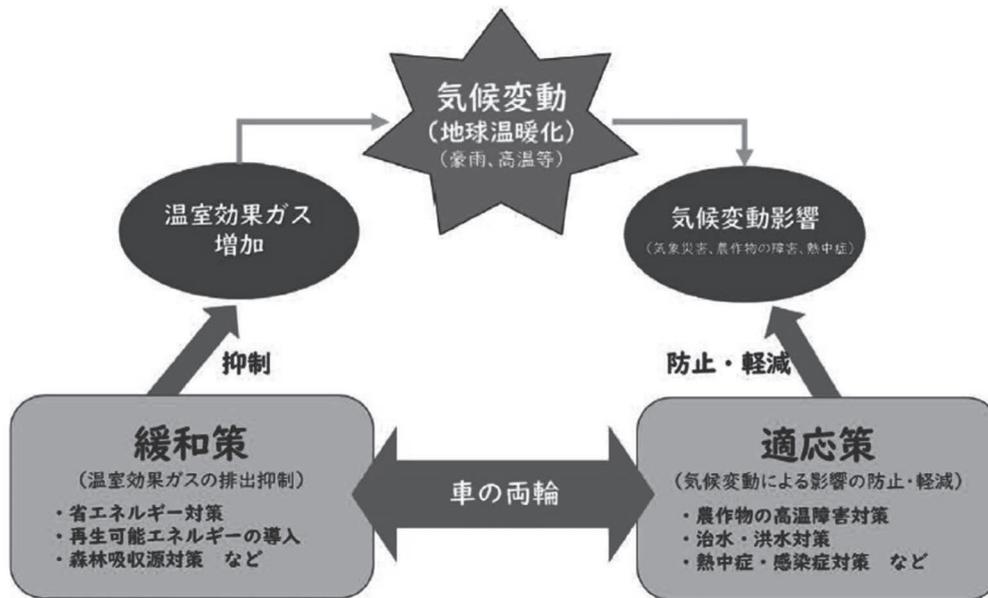


出所：「山口県環境基本計画 第4次計画」

### I. 気候変動対策の推進

国内では、気温の上昇や大雨頻度の増加、降水日数の減少、高温による農作物の品質低下、動植物の分布域の変化など、気候変動の影響が健在化している。気候変動に対し、生活の安全や経済・社会の持続可能な発展を図るためには、温室効果ガスの排出を削減する「緩和策」と、気候変動の影響や中長期的に避けられない影響を防止・軽減する「適応策」を両輪として、気候変動対策を進めることが求められている。

本県では、「山口県地球温暖化対策実行計画（第2次計画）」に基づき、地域特性を踏まえた二酸化炭素等の温室効果ガスの排出対策や、森林等による二酸化炭素吸収機能に着目した森林整備等による吸収源対策に取り組むとともに、地域の気候変動の影響を踏まえた「適応策」を推進していくこととしている。

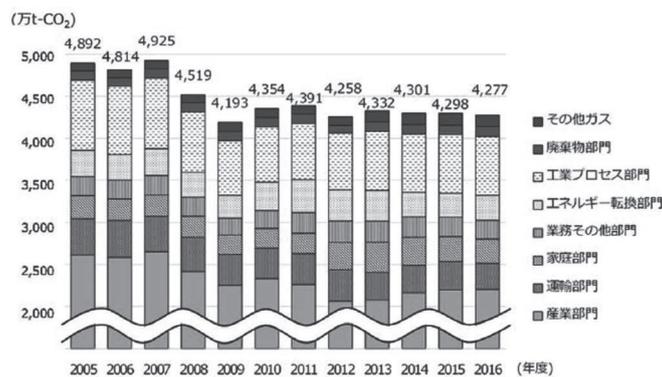


出所：「山口県環境基本計画 第4次計画」

〈現状と課題〉

《地球温暖化対策》

「山口県地球温暖化対策実行計画（第2次計画）」（2021（令和3）年度～2030（令和12）年度）に基づき地球温暖化対策の推進に向けた各種施策を展開している。本県の温室効果ガス排出量は、減少傾向にあるものの、今後、削減目標の達成に向けた更なる取組の推進が必要である。



本県における温室効果ガス排出量の推移

出所：「山口県環境基本計画 第4次計画」

《再生可能エネルギーの導入促進》

本県では、県土の約7割（437千ha）を占める森林資源や豊富な日射量、良好な風況などの自然特性に加え、再生可能エネルギーに関連する先端的な技術・産業が多く

集積する産業特性を有している。東日本大震災以降、全国的に電力を含めたエネルギーの地産・地消へのニーズが高まっていることから、地域の再生可能エネルギーなどを最大限活用した持続可能な地域の構築を図る必要がある。

#### 〈施策展開の方向〉

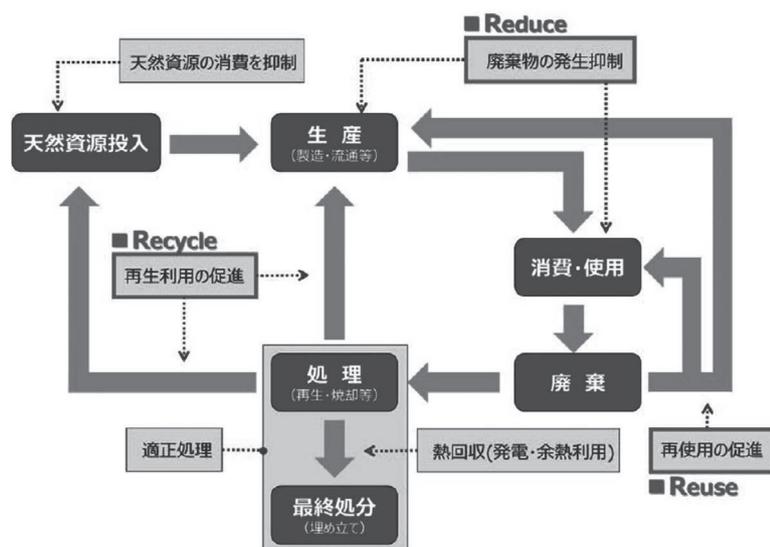
<b>1 温室効果ガス排出削減の取組</b>
(1) 総合的な取組の推進
(2) CO <sub>2</sub> 削減県民運動の推進
(3) 省・創・蓄エネの導入促進
(4) 移動・物流の低炭素化の促進
(5) フロン類の排出抑制の推進
(6) 県自らの省エネ・節電の推進
<b>2 森林などによる二酸化炭素吸収の確保</b>
(1) 健全な森林の整備と木材利用の促進
<b>3 再生可能エネルギーなどの地域資源の活用</b>
(1) 再生可能エネルギーの導入促進
(2) 地域資源を活用した持続可能な地域づくりの推進
(3) 水素エネルギーの研究、利活用の促進
(4) 工場におけるスマートファクトリー構築などの促進
(5) 地産・地消の推進
(6) 森林バイオマスの活用の推進
<b>4 気候変動への適応</b>

出所：「山口県環境基本計画 第4次計画」

## II. 循環型社会の形成

県民、NPO等民間団体、事業者、大学・研究機関、行政の各主体が自らの役割を担うとともに、共通の認識を持ち、互いに連携・協働を図ることにより、循環型社会の形成を推進する。

また、廃棄物等を取り巻く現状や国の「循環型社会形成推進基本計画」等を踏まえ、本県の特性を最大限に活かしながら、「3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進」、「適正処理の推進」、「適正処理体制の確保」及び「循環型社会を担う人づくり・地域づくり」を柱とした取組を総合的に進める。



目指すべき循環型社会の姿

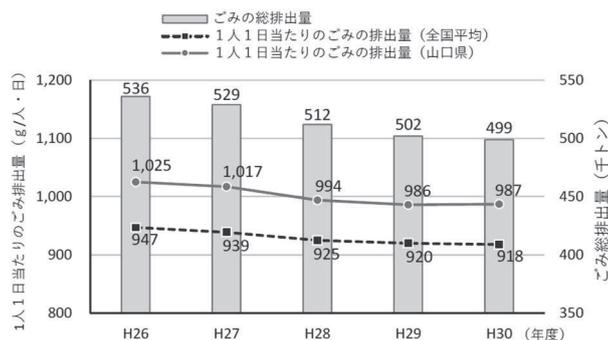
(出典：環境省の「平成 26 年版環境・循環型社会・生物多様性白書」をベースに作成)

出所：「山口県環境基本計画 第 4 次計画」

〈現状と課題〉

「山口県循環型社会形成推進基本計画」(2021 (令和 3) 年度～2025 (令和 7) 年度)に基づく循環型社会の形成に向けた各種施策の展開を図っている。

一般廃棄物の 1 人 1 日当たりの排出量は減少傾向であるが、全国平均を上回っており、また、産業廃棄物の総排出量は、微減傾向であるものの、最終処分量の抑制も課題であることから、更なる発生・排出抑制と、減量化に取り組むことが必要である。



1人1日当たりのごみ (一般廃棄物) の排出量の推移

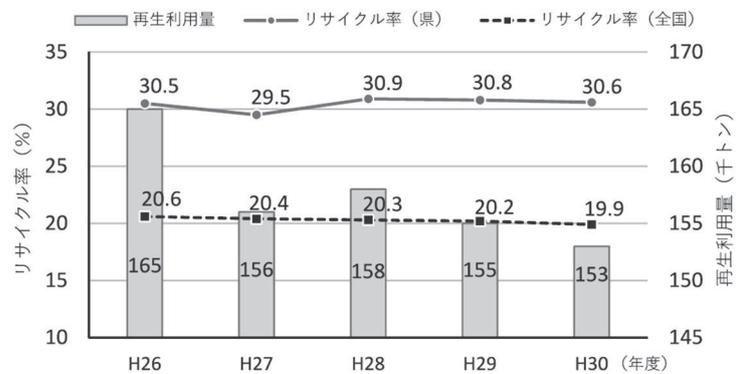
出所：「山口県環境基本計画 第 4 次計画」

一般廃棄物のリサイクル率 (再生利用率) は、全国トップレベルの水準を維持している。また、産業廃棄物のリサイクル率についても、本県の地域特性、産業特性を活

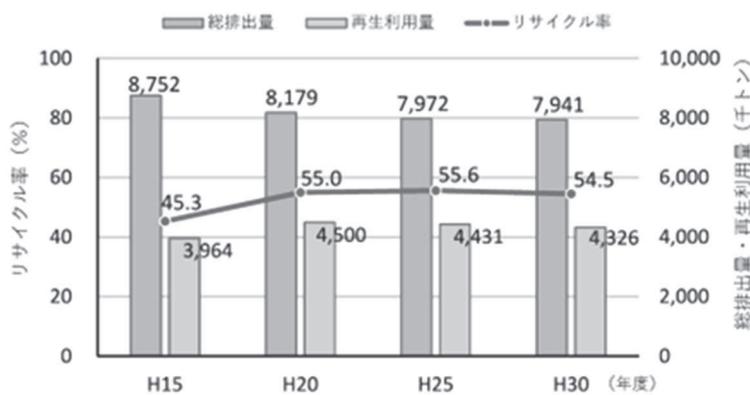
かしたシステムの構築等により、全国水準より高いことから、今後とも、継続的な取組が必要である。

最終処分（埋立）量は、一般廃棄物、産業廃棄物ともに横ばい傾向である。引き続き、中間処理施設等の整備促進による減量化に加え、最終処分場の整備・確保にも努める必要がある。

不法投棄等の監視により発見される不適切処理の件数は依然として多い状況にある。市町、関係機関と連携して未然防止に努めるとともに、夜間パトロールや不法投棄ホットラインなどの監視体制のもとでの早期発見・早期対応が求められる。



一般廃棄物のリサイクル率の推移



産業廃棄物のリサイクル率の推移

出所：「山口県環境基本計画 第4次計画」

〈施策展開の方向〉

<b>1 3Rの推進</b>
(1) プラスチックごみ削減の推進
(2) 食品ロス削減の推進
(3) リユースの推進
(4) 資源循環型産業の育成支援
<b>2 適正処理の推進</b>
(1) 排出事業者責任の徹底
(2) PCB廃棄物処理の推進
(3) 処理施設等に対する監視指導の強化
(4) ダイオキシン類対策の推進
(5) 災害廃棄物処理対策の推進
<b>3 適正処理体制の確保</b>
(1) 不法投棄等の不適正処理防止体制の確保
(2) 海洋ごみの適正処理体制の確保
(3) 優良産廃処理業者の育成支援
(4) 公共関与による広域処理体制の推進
(5) 処理施設設置に係る事前協議の推進
<b>4 循環型社会を担う人づくり・地域づくり</b>
(1) 環境学習・環境教育の推進
(2) 普及啓発及び情報発信

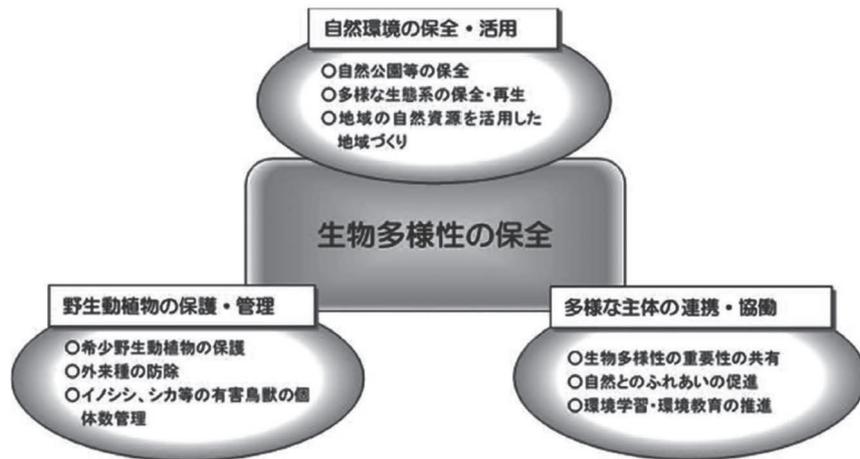
出所：山口県環境基本計画 第4次計画

### Ⅲ.いのちと暮らしを支える生物多様性の保全

生物多様性が豊かに維持され、その恵沢を私たちや将来世代があまねく享受できるよう、本県の緑豊かな森林、清流等の優れた自然環境を保全するとともに、希少野生動植物等の保護・管理や、特に生態系等への影響が懸念される外来種への対策に取り組む。

また、社会経済活動の進展による自然環境への影響を最小限にするため、循環型農業などの促進や、各種開発事業等における環境配慮の取組を進める。

さらには、生物多様性の重要性を共有し、自主的かつ連携・協働した取組が促進されるよう、人材の養成や地域づくりなどの実践活動に取り組む。



生物多様性を保全する3つの柱

出所：「山口県環境基本計画 第4次計画」

### 〈現状と課題〉

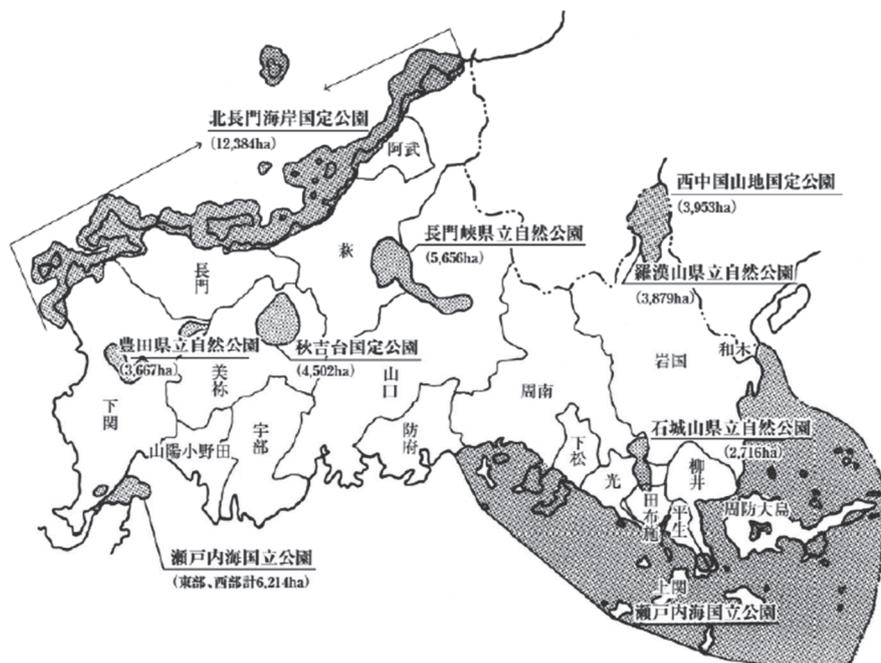
本県は、県内最高峰を誇る寂地山や日本最大級のカルスト台地である秋吉台、穏やかな多島海美の瀬戸内海と荒々しい浸食海岸美の日本海など、豊かな自然環境に恵まれており、それぞれの地域に多様な生態系が形成されている。

しかしながら、各種開発や森林の管理不足、耕作放棄地の増加、希少種の盗掘、外来種の侵入等の人間に関わる活動や地球温暖化による影響により、森林や河川、藻場・干潟など、野生動植物の生息・生育に適した生態系の消滅・縮小などの影響や野生動植物の個体数の減少等が懸念されている。

その一方で、近年、イノシシやニホンジカ、ニホンザルなどの個体数増加や分布域拡大による、生態系への影響や農林業被害が深刻化している。

こうした中、本県の豊かな自然環境を保全し、県内に生息・生育する野生動植物の保護等を図るため、8か所の自然公園、10か所の緑地環境保全地域、33か所の自然記念物、81か所の鳥獣保護区等の指定を行っている。

生物多様性の保全に向けては、「レッドデータブックやまぐち」を活用した普及啓発や「山口県希少野生動植物種保護条例」による希少種の保護・保全、「山口県外来種リスト」による外来種の侵入防止、「鳥獣保護管理事業計画」等に基づく個体数管理や被害防止対策等を一層進めていくことが必要である。



本県の自然公園位置図

出所：「山口県環境基本計画 第4次計画」

また、秋吉台地域や萩地域においては、ジオパーク認定により、年間を通じてジオツアーが実施されており、岩国市錦町のオオサンショウウオ生息地や周防大島町のニホンアワサンゴ群生地では、各地固有の自然資源を保全しながら地域を活性化する取組が進んでいる。

生物多様性を守り、本県の豊かな自然環境を将来の世代に引き継いでいくためには、県民、NPO等民間団体、事業者、大学・研究機関、行政の多様な主体が、自然や生き物とのふれあいを通じて、生物多様性の現状や大切さを実感し、主体的に行動していくことが重要である。

〈生物多様性やまぐち戦略の目標〉

- 目標1『多様な生態系を保全・再生し、その恵みの持続可能な利用を進めます』
- 目標2『希少野生動植物を守り、外来種の防除対策を進めます』
- 目標3『生物多様性の重要性を県民と共有し、主体的な行動を促進します』

### 〈施策展開の方向〉

<b>1 豊かな生物多様性の保全と再生に向けた取組の推進</b>
(1) 優れた自然環境の保全
(2) 希少野生動植物の保護
(3) 野生鳥獣の保護・管理
(4) 外来種対策の推進
(5) 豊かな森林づくりの推進
(6) 里山・里海の保全・再生
(7) 身近な緑の保全・創出
(8) 水質（清流）の保全
(9) 森・里・川・海を育む流域づくりの推進
(10) 天然記念物の保護・管理
(11) 気候変動対策の推進
<b>2 生物多様性に配慮した社会経済活動の推進</b>
(1) 循環型農業の推進等
(2) 開発事業等における配慮
<b>3 行動できる人材の養成と多様な主体の取組の促進</b>
(1) 普及啓発と多様な主体の取組の促進
(2) 自然と人とのふれあいの確保
(3) 地域固有の自然資源を保全しながら活用する持続可能な地域づくりの推進
(4) 生物多様性に関する環境学習・環境教育の推進

出所：「山口県環境基本計画 第4次計画」

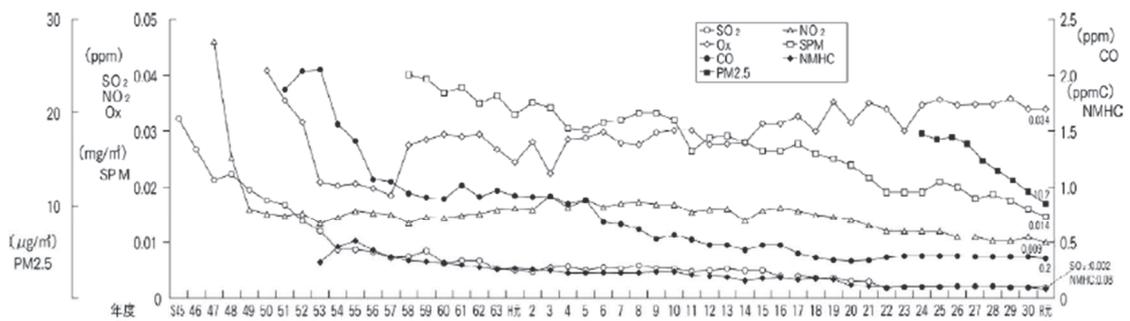
#### IV. 生活環境の保全

大気、水、土壌等の環境状況や環境負荷の監視・測定に努めるとともに、良好な環境の保全・創造、汚染・汚濁の防止対策や環境の維持・向上に向けた対策の実施など、各種施策・取組を総合的に推進する。

##### 〈現状と課題〉

本県の大気、水質等の環境は改善が図られ、比較的良好な状況で推移している。本県における 2019（令和元）年度の大気環境は、二酸化硫黄、二酸化窒素及び一酸化

炭素は、全測定局で環境基準<sup>1</sup>を達成している。一方で、浮遊粒子状物質（SPM）<sup>2</sup>及び光化学オキシダント<sup>3</sup>は、気象、黄砂等の自然的要因もあるものの、環境基準を達成していない状況にあり、引き続き、工場・事業場や自動車の排気ガス対策などの各種対策の推進が必要である。2009（平成 21）年に環境基準が設定された PM2.5 について、県では順次測定局を整備して常時監視を実施し、濃度の 1 時間値が同時に 2 測定局以上で 85 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合に注意喚起を行っている。



注1) 有効測定局数は、測定時間が年間6,000時間以上の測定局のこと。なお、有効測定局数は年度により異なる  
 注2) 光化学オキシダント(O<sub>3</sub>)は、昼間(5時~20時)の1時間値の年平均値を示す  
 注3) 自動車排出ガス測定局を除く

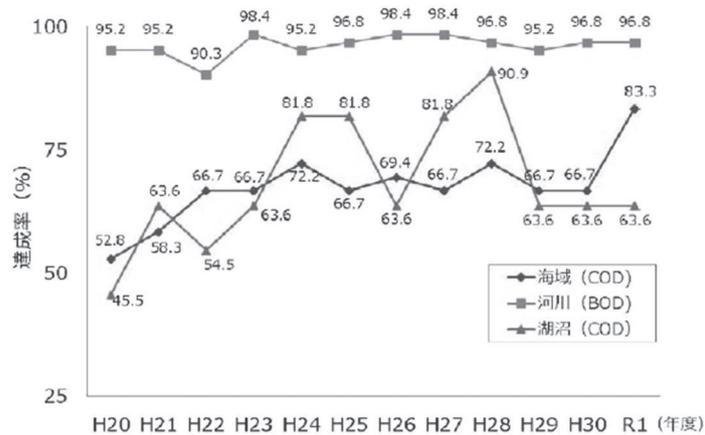
主な大気汚染物質の経年変化（年平均）

出所：「山口県環境基本計画 第4次計画」

自動車交通騒音の主要幹線道路の環境基準の達成率は、97.4%（2019（令和元）年度）であり、継続して、自動車騒音対策に取り組むことが必要である。

また、水環境について2019（令和元）年度のCOD<sup>4</sup>又はBOD<sup>5</sup>の環境基準の達成状況は、海域83.3%、河川96.8%及び湖沼63.6%であった。今後も生活排水対策などの推進が必要である。

<sup>1</sup> 環境基本法第16条第1項の規定により「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として政府が定める環境保全行政上の目標。  
<sup>2</sup> 大気中に浮遊する粒子状の物質のうち、その粒径が10 $\mu\text{m}$ 以下のもの。  
<sup>3</sup> 大気中の窒素酸化物や炭化水素に太陽光の紫外線が作用して生成されるオゾン、パーオキシアセチルナイトレート等の酸化性物質の総称。  
<sup>4</sup> Chemical Oxygen Demandの略。海域及び湖沼の汚濁指標として採用されている。  
<sup>5</sup> Biochemical Oxygen Demandの略。河川の汚濁指標として採用されている。



水環境の環境基準達成率の経年変化

出所：「山口県環境基本計画 第4次計画」

土壌環境については、汚染土壌による健康被害を防止するため、今後も土壌汚染の状況把握と適正な指導が必要である。

ダイオキシン類や環境ホルモンの環境調査結果は、ほぼ全国数値の範囲内であるが、今後とも化学物質による環境汚染の未然防止を図るため、PRTR制度（Pollutant Release and Transfer Register：化学物質排出移動量届出制度）等による化学物質の適正な管理の促進が必要である。

国の環境放射能水準調査に協力し、県内の放射能水準の把握に努めるとともに、測定結果の県民への迅速な情報提供を行う。

〈施策展開の方向〉

1 大気環境の保全、騒音・振動の防止
(1) 工場・事業場対策の推進
(2) 自動車排出ガス対策の推進
(3) 光化学オキシダント対策の推進
(4) PM2.5 対策の推進
(5) アスベスト対策の推進
(6) 水銀対策の推進
(7) 悪臭防止対策の推進
(8) 工場・事業場の騒音・振動の防止
(9) 自動車騒音対策の推進
(10) 新幹線鉄道騒音・振動対策、航空機騒音対策の推進
(11) 近隣騒音等、その他の騒音・振動対策の推進
2 水環境の保全
(1) 生活排水対策の推進
(2) 工場・事業場対策の推進
(3) 河川・湖沼水質保全対策の推進
(4) 海域の保全対策の推進
(5) 瀬戸内海の水環境保全の推進
(6) 地下水の汚染対策の推進
(7) 保水能力の向上
(8) 安心・安全な水道水の供給
3 土壌環境の保全
(1) 土壌汚染対策の推進
(2) 農用地の土壌汚染対策
4 化学物質等の適正管理の推進
(1) 化学物質等の適正な管理
(2) 農薬による危被害防止
(3) ダイオキシン類対策
5 環境放射線対策の推進

出所：「山口県環境基本計画 第4次計画」

## V. 環境に配慮し、行動できる人づくりの推進

今日の環境問題は、私たちの日常生活や通常の事業活動による環境負荷の増大によるものであり、これらを解決していくためには、私たち一人ひとりが、環境保全に関する正しい知識を身に付け、ライフスタイルに取り入れるなど、実践活動につなげていくことが重要である。

本県における環境学習・環境教育の促進は、学校における児童・生徒を対象とした環境教育はもとより、環境学習推進センター等の学習拠点における県民を対象とした様々な講座・指導者派遣等に加え、インターネット等を効果的に活用することで、子どもから大人まで、すべての県民を対象に取り組むものとする。

また、環境学習・環境教育の推進に当たっては「持続可能な開発のための教育（ESD）」の視点を取り入れ、環境問題をより広い視野で捉えられる人材や、本県の恵み豊かな自然環境を持続可能なものとして次世代に引き継ぐことのできる人材に努める。

### 〈現状と課題〉

環境への負荷が少ない持続可能な社会づくりに向けた、環境学習・環境教育を推進するため、県では1999（平成11）年3月に策定した「山口県環境学習基本方針」に基づき、環境学習プログラム等の作成・提供、環境学習指導者バンク制度による多彩な学習指導者の登録・派遣に取り組んできたところであり、県内各地域において、それぞれの特性や人材を活かした様々な環境学習・環境教育が進められている。

2006（平成18）年4月には、広く県民が環境の保全等に関する幅広い課題について各主体の目的に沿った学習ができるよう、総合的な支援拠点として、山口県セミナーパーク内に「環境学習推進センター」を開設した。

こうした中、国において、2011（平成23）年6月に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に改められ、環境保全活動を推進するためには環境教育が重要であるという従来の基本理念に加え、協働した取組の重要性が明記された。これを踏まえ、本県においても、2013（平成25）年10月に「山口県環境学習基本方針」を「第3次山口県環境基本計画」に組み入れ、協働した取組を推進している。

環境問題は、様々な問題と相互に関わりあっていることから、「環境のための教育」から「持続可能な社会の実現のための教育」にまで範囲を広げていくことが重要である。近年、学習指導要領に「持続可能な社会の創り手」の育成が掲げられるなど、ESDの視点に立った環境学習・環境教育が求められている。2020（令和2）年3月には、「環境教育推進計画」の改定を行い、学校における児童・生徒を対象とした環境教育における方針を示すなど、計画的な取組を進めている。

また、持続可能な社会を次世代に引き継ぐためには、環境学習・環境教育を切れ目なく継続していくことも重要である。このため、環境学習指導者の育成や、派遣体制

の確保に努める等、引き続き、学ぶ機会の提供や、体験できる場の充実・拡大に努めていく必要がある。

#### 〈施策展開の方向〉

<b>1 環境学習・環境教育の基盤整備</b>
(1) 総合的な取組の推進
(2) 持続可能な社会づくりの担い手を育む教育の推進
(3) 環境にやさしい消費行動の推進
<b>2 幅広い場における環境学習の推進</b>
(1) 幅広い地域・年齢層への学ぶ機会の提供
(2) 自然とのふれあいの場や機会の充実
<b>3 学校における環境教育の推進</b>
(1) 環境教育の基本的な考え方
(2) 学校教育における推進方策

出所：「山口県環境基本計画 第4次計画」

## VI. やまぐちの特性を活かした持続可能な地域づくりの推進

持続可能な地域づくりを推進するためには、地域の特性を効果的に活用し、環境に配慮した産業を育成することで、地域を活性化していくことが重要である。

さらに、地域社会を構成する各主体が、相互に課題を共有し合いながら、連携・協働して持続可能な地域づくりに取り組んでいくことが求められる。

#### 〈現状と課題〉

本県は、第2次産業の比率が36.5%を占め、全国と比べて約10%高い工業県であり、製造業が本県経済を牽引している。また、コンビナートを中心とする基礎素材型産業が集積しており、その研究開発力と高度な技術力は、革新的技術を生み出す研究開発を支える基盤となっている。

本県は、全国有数の水素生産県であるという特性を活かして、競争力のある産業の振興に力を入れており、「世界に向けた部素材供給拠点」としての機能を担っている。また、再生可能エネルギー関連の製造企業や、EV等次世代自動車の製造企業もあり、今後の事業拡大が期待されている。

豊富な森林資源を活かした森林バイオマスの利活用に取り組んでいるところであるが、豊富な日射量や風況にも恵まれていることから、これらを活かした再生可能エネルギーの活用促進が求められている。

また、山口型放牧による遊休農地の有効活用や、エコファーマーの育成、県産木材の活用等、持続可能な農林水産業に関する取組が進められている。

国内最大級のカルスト台地である秋吉台や、里山・里海の風情ある自然景観、景勝地や温泉、歴史的文化遺産等を多数有しており、こうした観光資源を保全しながら活用する取組の推進が必要である。

本県では、産学公が連携した試験・研究体制の基盤が整備されているとともに、2006（平成18）年5月に設立した「やまぐちエコ市場」<sup>6</sup>を活用して、環境・リサイクル関連分野を中心とした企業間の連携・協働、事業化等が行われており、取組のさらなる充実が必要である。

このような、やまぐちの特性を活かしながら、各主体のパートナーシップのもと、環境に配慮した産業を育成する等、地域の活性化につなげていくことが重要である。

#### 〈施策展開の方向〉

1 多様な主体の参画・連携・協働による環境にやさしい地域づくり
(1) 地域の各主体による自主的取組の促進
(2) 各主体の連携・協働による取組（パートナーシップ）の推進
(3) 環境に配慮した産業の育成・事業化の促進
2 環境マネジメントの推進
3 やまぐちの良好な景観の保全と活用
(1) 景観の保全と創造
(2) 歴史的・文化的環境の保全・活用
(3) 都市と農山漁村との交流の拡大
(4) 里山、里海づくりの推進

出所：「山口県環境基本計画 第4次計画」

#### VII. 共通的・基盤的施策の推進

I からVIまでの6つの施策を推進する上で、共通的・基盤的な施策となる「環境影響評価の推進」、「環境に配慮した取組の推進」、「公害防止体制の整備」、「調査研究、監視・測定の充実」、「環境情報の収集と提供」及び「国際交流の推進」についても、積極的に推進する。

<sup>6</sup> 民間企業主体で設立した環境・リサイクル総合市場であり、循環型社会の形成、地球温暖化対策の推進、地域経済の活性化などに積極的に取り組んでいるWEBサイトや展示会を中心とした情報発信・PRや企業等のマッチング・交流等による事業化支援、広域静脈物流システムの構築など推進する団体。



出所：「山口県環境基本計画 第4次計画 概要版」

#### (6) 計画の推進体制

基本目標の実現に向け、施策・事業の実施状況の点検・公表、見直し・改善を行うと共に、施策の実施状況や環境の状況を的確に把握し、適切な進行管理を継続する。

計画の進行状況については、山口県環境白書や県のホームページを通じて公表し、県民への周知を図る。

環境を巡る社会情勢の変化や関係法令の改正、関係計画の改定等に応じて、5年を目途に見直しを検討する。また、法改正等により、記載内容を見直す必要が生じた場合には「山口県環境審議会」等の意見を踏まえ、適切に対応する。

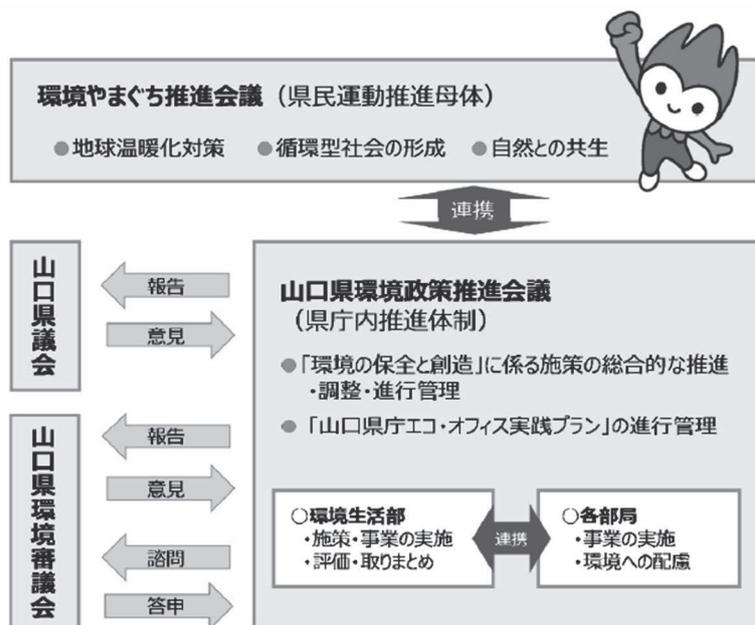


PDCA サイクルによる施策等の推進

出所：「山口県環境基本計画 第4次計画」

県民運動の推進母体である「環境やまぐち推進会議」を中心に、県民、NPO等民間団体、事業者、大学・研究機関及び行政が連携して実践的な活動を進める。

県庁においては、庁内各部署で構成する「山口県環境政策推進会議」において、環境関連事業の連携や進行管理等を行っていくこととしており、施策・事業の総合的な推進に努める。



出所：「山口県環境基本計画 第4次計画」

(7) 山口県環境基本計画に掲げる数値目標

環境指標	数値目標等		
	基準値 (年度)	現況 (R3年度)	目標値 (年度)
<b>《1 気候変動対策の推進》</b>			
①温室効果ガスの排出量	4,332万t-CO <sub>2</sub> (H25)	4,268万t-CO <sub>2</sub> (H30)	3,563万t-CO <sub>2</sub> (R12)
②再生可能エネルギー発電出力	1,364,313kW (R1)	1,776,835kW	2,400,000kW (R12)
③適切な森林整備 (間伐面積)	3,147ha (R1)	3,327ha	3,400ha (R12)
④バイオマス (林地残材) 利用量	54,560t (R1)	64,240t	60,000t (R12)
<b>《2 循環型社会の形成》</b>			
①1人1日当たりの家庭排出ごみ量	527g/人・日 (H30)	540g/人・日 (R2)	462g/人・日 (R7)
②一般廃棄物のリサイクル率	30.6% (H30)	33.0% (R2)	35% (R7)
③産業廃棄物のリサイクル率	54.5% (H30)	—	56% (R7)
④ダイオキシン類排出量	40.9g-TEQ/年 (H9)	H9比99%削減	H9比99%削減 (R12)
<b>《3 いのちと暮らしを支える生物多様性の保全》</b>			
①生物多様性の認知度	56.9% (R1)	59.0%	75.0%以上 (R12)
②希少野生動植物種保護支援員数 (累計)	1,063人 (R1)	1,194人	1,700人 (R12)
③水源の森の整備	564ha/年 (R1)	580ha/年	610ha/年 (R12)
④自然資源を保全・活用する活動団体数	54団体 (R1)	61団体	65団体 (R12)
<b>《4 生活環境の保全》</b>			
大気、水質等の環境基準の達成・維持			
□ 大気関係 <sup>※1</sup>			
・二酸化硫黄	100% (R1)	100%	現状を維持 (R12)
・二酸化窒素	100% (R1)	100%	現状を維持 (R12)
・一酸化炭素	100% (R1)	100%	現状を維持 (R12)
□ 水質関係 <sup>※2</sup>			
・海域 (COD)	83.3% (R1)	72.2%	向上させる (R12)
・河川 (BOD)	96.8% (R1)	96.8%	向上させる (R12)
・湖沼 (COD)	63.6% (R1)	63.6%	向上させる (R12)
□ ダイオキシン類 <sup>※3</sup>	100% (R1)	100%	現状を維持 (R12)
<b>《5 環境に配慮し、行動できる人づくりの推進》</b>			
①環境学習指導者バンク登録者数	170人 (R1)	200人	200人 (R12)
②環境学習参加者数	74,581人/年 (H24-R1平均)	47,798人/年	85,000人/年 (R12)
③子どもエコクラブ数 (累計)	1,165団体 (R1)	1,188団体	1,300団体 (R12)
<b>《6 やまぐちの特性を活かした持続可能な地域づくりの推進》</b>			
①水素ステーションの設置	1か所 (R1)	1か所	8か所 (R6)
②ISO14001取得等団体数 (累計)	284団体 (R1)	292団体	320団体 (R12)
③農山漁村交流滞在人口 (年間)	18.3万人 (H29)	16.4万人 (R1)	20.0万人 (R6)
④環境保全型農業直接支払交付金の取組面積	459ha (R1)	444ha	500ha (R6)

※1 対象となる環境指標を測定している大気測定局のうち、環境基準を達成した測定局の割合

※2 県内すべての調査対象水域のうち、環境基準を達成した水域の割合 (日平均値の環境基準適合日数が総測定日の75%以上)

※3 大気環境・水環境 (海域・河川・湖沼・地下水)・底質環境 (海域・河川・湖沼)・土壤環境に関するすべての調査対象地点のうち、環境基準を達成した地点の割合

出所:「令和4年版環境白書」

## 2. 監査対象とする財政的援助団体等の概要

### (1) 地方独立行政法人山口県産業技術センター

#### ①設立目的<sup>7</sup>

産業技術に関する試験研究、その成果の普及、産業技術に関する支援等を総合的に行うことにより、産業の振興を図り、もって山口県における経済の発展及び県民生活の向上に資することを目的とする。

#### ②概要<sup>8</sup>

1902（明治35）年3月7日に設置された山口県染織講習所を始まりとしている。県内中小企業の「中核的技術支援拠点」として、企業ニーズに対応できる機動的な組織体制を構築するとともに、自律的マネジメントシステムを確立し、サービスの一層の向上や効率的な業務執行を図るために、2009（平成21）年4月1日から、独立した法人格を持つ地方独立行政法人へ移行した。

第3期中期目標期間（2019（令和元）年度～2023（令和5）年度）は、本県の特徴を活かした付加価値の高い成長産業の育成・創出や、ものづくりの高度化に寄与することとしている。

#### ③県の出資金額<sup>9</sup>

6,375,046千円

### (2) 山口県東部森林組合

#### ①設立目的<sup>10</sup>

組合員が協同してその経済的社会的地位の向上並びに森林の保続培養及び森林生産力の増進を図ることを目的とする。

#### ②概要<sup>11</sup>

2005（平成17）年2月1日に吸収合併して2市4町（岩国市の一部、柳井市、周防大島町、田布施町、平生町、上関町）を地域とする組合として現在の組合名「山口県東部森林組合」となる。2018（平成30）年6月1日に錦川森林組合と合併、管轄が岩国市全域と玖珂郡和木町に広がる。

2022（令和4）年6月1日に周南森林組合・光大和森林組合と合併し、組合員所有面積・払込出資金ともに県内最大の組合となる。

<sup>7</sup> 出所：独立行政法人山口県産業技術センター定款

<sup>8</sup> 出所：履歴事項全部証明書及び山口県ホームページ（ページ番号 0022042 2023.12.15）

<sup>9</sup> 出所：履歴事項全部証明書

<sup>10</sup> 出所：山口県東部森林組合定款

<sup>11</sup> 出所：山口県東部森林組合ホームページ



事業名	予算額
ぶちうま!維新推進事業（うち重点需給連携品目を中心とした流通体系の構築、拡充及び地産・地消推進拠点と連携した売り込み分）	14,357
やまぐち県産木材建築物等利用拡大推進事業	64,386
木材利用加速化事業（うち「森林バイオマス 生産施設等整備」）	62,500
森林機能回復事業	199,927
繁茂竹林整備事業	196,425
地域が育む豊かな森林づくり推進事業	50,000
県営住宅建設事業	1,392,766
平瀬発電所建設	674,000
小水力発電開発促進支援事業	20,000
水力発電魅力発見事業	3,500
未利用落差を活用した小水力発電所の開発	165,000
佐波川発電所リニューアル推進事業	43,000
「やまぐち維新でんき」による再生可能エネルギーの利用拡大	1,500
<b>2. 循環型社会の形成</b>	<b>1,026,874</b>
産業廃棄物適正処理推進事業	128,569
ぶちエコやまぐち 3R 推進事業	9,124
やまぐち海洋ごみアクションプラン推進事業	66,752
舗装補修事業	821,276
環境犯罪対策事業（刑事警察活動費の一部）	1,153
<b>3. いのちと暮らしを支える生物多様性の保全</b>	<b>4,595,398</b>
鳥獣保護区等設置事業	6,813
鳥獣保護推進事業	1,033
ツキノワグマ保護管理対策事業	2,604
野生鳥獣適正管理事業	3,464
放鳥事業	2,303
野生鳥獣管理対策強化事業	42,684
自然公園保護管理事業	33,313
利用施設維持補修事業	8,302
中国自然歩道管理事業	3,370
秋吉台国定公園管理事業	1,440
自然公園等施設整備事業	154,710
自然環境保全地域等対策事業	1,444
生物多様性保全対策推進事業	2,355
きらら浜自然観察公園管理運営事業	49,536

事業名	予算額
安心・安全農作物づくりサポート事業	16,045
環境にやさしい安心・安全な農業推進事業	55,750
農業農村地域活性化総合対策事業	2,496,000
やまぐち森林づくり普及促進事業	2,525
内水面漁業振興対策事業	10,706
漁業生産増大推進事業（うち藻場干潟域の再生保全）	10,501
広域河川改修事業	1,690,500
<b>4. 生活環境の保全</b>	<b>7,142,606</b>
大気汚染監視指導事業	1,595
大気汚染常時監視事業	102,320
有害大気汚染物質環境調査事業	2,042
騒音振動悪臭対策事業	10,687
基地公害対策事業	941
水質環境保全推進事業	365
公共用水域水質調査事業	25,750
水質環境監視事業	13,775
水質土壌汚染対策指導事業	24,403
化学物質環境汚染実態調査事業	1,844
ダイオキシン類削減対策総合調査事業	15,130
環境放射能水準調査事業	7,828
水道施設整備促進事業	415,035
水道衛生指導事業	452
農業集落排水事業	33,102
市町営漁業集落環境整備事業	143,660
地域水産物供給基盤整備事業	398,872
内海東部地区水産環境整備事業	122,600
交通安全施設整備事業	1,646,301
街路事業	1,937,811
流域下水道整備事業	605,400
過疎地域下水道代行事業	372,750
流域下水道事業（施策分）	54,899
交通事故防止施設総合整備事業	1,205,044
<b>5. 環境に配慮し、行動できる人づくりの推進</b>	<b>26,752</b>
エシカル消費推進事業	2,200
環境学習関連事業（※セミナーパーク管理運営等事業を含む）	—

事業名	予算額
やまぐち自然環境学習推進事業	8,061
県民参加の森林づくり推進事業	5,000
地域森林づくり活動強化対策事業	8,000
青少年自然体験活動推進事業	2,426
博物館学校地域連携教育支援事業（博物館普及教育事業）	1,065
<b>6. やまぐちの特性を活かした持続可能な地域づくりの推進</b>	<b>1,429,491</b>
瀬戸内産業低炭素化加速事業	5,000
ぶちエコやまぐち CO <sub>2</sub> 削減加速化事業（うち、導入支援、普及啓発）	14,909
資源循環型社会形成推進事業	127,350
次世代産業イノベーション推進体制整備事業	67,244
次世代産業イノベーション推進ネットワーク支援事業	28,433
次世代産業イノベーション推進事業	173,910
「水素先進県」実現促進事業	13,000
低炭素技術イノベーション促進事業	10,000
再生可能エネルギー導入資金	434,300
畜産経営スマート化促進事業（うち良質堆肥の製造・利用拡大、畜産環境整備機構受託事業）	5,741
電線共同溝整備事業	105,000
都市公園整備事業	442,655
国指定文化財保存活用事業（特別天然記念物八代のツル再生支援事業）	1,949
<b>7. 共通の・基盤的施策の展開</b>	<b>220,193</b>
環境影響評価指導審査事業	2,005
ぶちエコやまぐち CO <sub>2</sub> 削減加速化事業（うち、導入支援）	204,428
山東省環境保全パートナーシップ事業	2,105
日韓海峡沿岸環境技術交流事業	1,482
環境保全管理運営対策事業	8,878
調査研究事業	1,295
<b>合 計</b>	<b>17,380,051</b>

なお、参考までに、上記の環境保全対策関係予算額が令和4年度一般会計当初予算額に占める割合を示すと以下のとおりである。

項 目	金額及び割合
(A) 環境保全対策関係予算額	17,380 百万円
(B) 令和4年度一般会計当初予算額	786,244 百万円
(A) / (B) による割合	2.21%

## 5. 監査対象事業

### (1) 監査対象事業の選定方法

上記「4. 環境保全対策予算」の中から令和4年版環境白書にて報告されている事業を中心に事前ヒアリングを実施し、事業内容や予算規模5百万円以上の質的かつ量的重要性を鑑みて監査対象事業を選定した。また5百万円以下であっても、施策体系の「気候変動対策の推進」に挙げられた事業については、特にカーボンニュートラルへ向けての重要施策であることから、監査対象とした。さらに、「やまぐちの特性を活かした持続可能な地域づくり」に挙げられた天然記念物に係る事業については、その保護に重要性があることから監査対象とした。

### (2) 事前ヒアリング

事業選定に際して実施した主な事前ヒアリングの概要は以下のとおりである。

主な事前ヒアリング項目	ヒアリング目的
担当部局	監査対象機関の確認
事業の概要	事業実施の背景、事業目的（達成時期）、目指すべき将来像、事業内容等の把握
事業の実施主体	財務事務手続の実施主体の確認（本庁又は出先機関での執行や令達先の確認等）
令和4年度の取組と成果の概要	令和4年度の具体的な事業の取組内容及び得られた成果の確認
関連する県の計画や基本方針等	県の総合計画や個別計画等との関連性を確認
予算額及び決算額	事業の量的規模、主要な項目（節）の把握
事業の財源内訳	一般財源の占める割合等を把握

### (3) 監査対象事業の一覧

上記（1）及び（2）を踏まえ、監査対象事業は以下に示したNo. 1 からNo. 42 に至る46事業（枝番含む）である。

（単位：千円）

No.	所管課等	事業名	当初予算額
<b>環境生活部</b>			
1	環境政策課	ぶちエコやまぐちCO <sub>2</sub> 削減加速化事業（うち、普及啓発）	22,110
2		ぶちエコやまぐちCO <sub>2</sub> 削減加速化事業（うち、導入支援、普及啓発）	14,909
3		EVによる分散型エネルギー活用推進事業	28,874
4		オゾン層保護対策事業	392
5	環境政策課（環境保健センター）	大気汚染常時監視事業	102,320
6		騒音振動悪臭対策事業	10,687
7	環境政策課	環境影響評価指導審査事業	2,005
8		環境保全管理運営対策事業	8,878

No.	所管課等	事業名	当初予算額
9	生活衛生課	水道施設整備促進事業	415,035
10	廃棄物・リサイクル対策課	ぶちエコやまぐち3R推進事業	9,124
11		やまぐち海洋ごみアクションプラン推進事業	66,752
12		資源循環型社会形成推進事業	127,350
13	自然保護課	野生鳥獣管理対策強化事業	42,684
14		自然公園等施設整備事業	154,710
<b>産業労働部</b>			
15	イノベーション推進課	次世代産業イノベーション推進体制整備事業	67,244
15-1	(地独) 山口県産業技術センター		65,251
16	イノベーション推進課	次世代産業イノベーション推進ネットワーク支援事業	28,433
16-1	(地独) 山口県産業技術センター		25,505
17	イノベーション推進課	次世代産業イノベーション推進事業	173,910
17-1	(地独) 山口県産業技術センター		15,910
18	産業脱炭素化推進室	瀬戸内産業低炭素化加速事業	5,000
19		「水素先進県」実現促進事業	13,000
20		低炭素技術イノベーション促進事業	10,000
<b>観光スポーツ文化部</b>			
21	文化振興課	国指定文化財保存活用事業（特別天然記念物八代のツルおよびその渡来地 天然記念物再生事業）	1,949
<b>農林水産部</b>			
22	ぶちうまやまぐち推進課	ぶちうま!維新推進事業（うち重点需給連携品目を中心とした流通体系の構築、拡充及び地産・地消推進拠点と連携した売り込み分）	14,357
22-1	やまぐちの農林水産物需要拡大協議会		13,430
23	ぶちうまやまぐち推進課	やまぐち県産木材建築物等利用拡大推進事業	64,386
24	農業振興課（農林総合技術センター）	安心・安全農作物づくりサポート事業	16,045
25	農業振興課	環境にやさしい安心・安全な農業推進事業	31,750
26	農村整備課	農業農村地域活性化総合対策事業	2,496,000
27	畜産振興課	畜産経営スマート化促進事業（うち良質堆肥の製造・利用拡大、畜産環境整備機構受託事業）	5,741
28	森林企画課（岩国農林水産事務所、山口県東部森林組合）	木材利用加速化事業（うち「森林バイオマス生産施設等整備」）	62,500
29	森林企画課	県民参加の森林づくり推進事業	5,000
30	森林企画課（周南農林水産事務所）	地域森林づくり活動強化対策事業	8,000
31	森林整備課（岩国農林水産事務所）	森林機能回復事業	199,927
32	森林整備課（萩農林水産事務所）	繁茂竹林整備事業	196,425
33	森林整備課（美祿農林水産事務所）	地域が育む豊かな森林づくり推進事業	50,000
34	水産振興課	内水面漁業振興対策事業	10,706
35		漁業生産増大推進事業（うち藻場干潟域の再生保全）	10,501
36	漁港漁場整備課	内海東部地区水産環境整備事業	122,600
<b>土木建築部</b>			
37	都市計画課	流域下水道事業（施策分）	54,899
38	住宅課	県営住宅建設事業	1,392,766
<b>企業局</b>			
39	電気工水課	平瀬発電所建設	674,000
40		水力発電魅力発見事業	3,500
41		未利用落差を活用した小水力発電所の開発	165,000
42		佐波川発電所リニューアル推進事業	43,000
合 計（No.のうち、枝番事業除く）			6,932,469

### 第3 外部監査の結果及び意見（概要）

#### 1. 結果（指摘事項）及び意見の判断基準

区分	根拠	判断基準
指摘事項	監査の結果 地方自治法第252条の37第5項	【合規性】 ・法令、条例、規則等の違法や違反 ・違法等ではないが妥当性を欠き不当 【有効性、経済性・効率性】 ・有効性、経済性・効率性の観点からは正改善を要するもの
意見	監査の結果に添えて提出する意見 地方自治法第252条の38第2項	・指摘以外で監査対象の合理化のために正改善を要望するもの

#### 2. 指摘事項及び意見の件数

指摘事項（34件）及び意見（66件）の各事業別件数は下表のとおりである。

（単位：件）

No.	所管課等	事業名	指摘事項	意見
<b>環境生活部</b>				
1	環境政策課	ぶちエコやまぐちCO <sub>2</sub> 削減加速化事業（うち、普及啓発）	—	3
2		ぶちエコやまぐちCO <sub>2</sub> 削減加速化事業（うち、導入支援、普及啓発）	—	3
3		EVによる分散型エネルギー活用推進事業	2	—
4		オゾン層保護対策事業	—	2
5	環境政策課（環境保健センター）	大気汚染常時監視事業	2	1
6		騒音振動悪臭対策事業	—	3
7	環境政策課	環境影響評価指導審査事業	—	—
8		環境保全管理運営対策事業	1	2
9	生活衛生課	水道施設整備促進事業	1	2
10	廃棄物・リサイクル対策課	ぶちエコやまぐち3R推進事業	1	1
11		やまぐち海洋ごみアクションプラン推進事業	—	3
12		資源循環型社会形成推進事業	—	1
13	自然保護課	野生鳥獣管理対策強化事業	—	6
14		自然公園等施設整備事業	—	1
<b>産業労働部</b>				
15	イノベーション推進課	次世代産業イノベーション推進体制整備事業	1	1
15-1	（地独）山口県産業技術センター		—	1
16	イノベーション推進課	次世代産業イノベーション推進ネットワーク支援事業	1	—
16-1	（地独）山口県産業技術センター		1	1
17	イノベーション推進課	次世代産業イノベーション推進事業	1	2
17-1	（地独）山口県産業技術センター		2	—
18	産業脱炭素化推進室	瀬戸内産業低炭素化加速事業	—	2
19		「水素先進県」実現促進事業	2	2
20		低炭素技術イノベーション促進事業	1	1

No.	所管課等	事業名	指摘事項	意見
<b>観光スポーツ文化部</b>				
21	文化振興課	国指定文化財保存活用事業（特別天然記念物八代のツルおよびその渡来地・天然記念物再生事業）	—	1
<b>農林水産部</b>				
22	ぶちうまやまぐち推進課	ぶちうま!維新推進事業（うち重点需給連携品目を中心とした流通体系の構築、拡充及び地産・地消推進拠点と連携した売り込み分）	—	1
22-1	やまぐちの農林水産物需要拡大協議会		2	1
23	ぶちうまやまぐち推進課	やまぐち県産木材建築物等利用拡大推進事業	—	2
24	農業振興課（農林総合技術センター）	安心・安全農作物づくりサポート事業	1	—
25	農業振興課	環境にやさしい安心・安全な農業推進事業	1	2
26	農村整備課	農業農村地域活性化総合対策事業	1	2
27	畜産振興課	畜産経営スマート化促進事業（うち良質堆肥の製造・利用拡大、畜産環境整備機構受託事業）	—	2
28	森林企画課（岩国農林水産事務所、山口県東部森林組合）	木材利用加速化事業（うち「森林バイオマス生産施設等整備」）	—	1
29	森林企画課	県民参加の森林づくり推進事業	—	1
30	森林企画課（周南農林水産事務所）	地域森林づくり活動強化対策事業	2	—
31	森林整備課（岩国農林水産事務所）	森林機能回復事業	1	—
32	森林整備課（萩農林水産事務所）	繁茂竹林整備事業	1	2
33	森林整備課（美祿農林水産事務所）	地域が育む豊かな森林づくり推進事業	1	1
34	水産振興課	内水面漁業振興対策事業	1	1
35		漁業生産増大推進事業（うち藻場干潟域の再生保全）	1	2
36	漁港漁場整備課	内海東部地区水産環境整備事業	1	2
<b>土木建築部</b>				
37	都市計画課	流域下水道事業（施策分）	—	1
38	住宅課	県営住宅建設事業	1	3
<b>企業局</b>				
39	電気工水課	平瀬発電所建設	1	—
40		水力発電魅力発見事業	—	2
41		未利用落差を活用した小水力発電所の開発	1	1
42		佐波川発電所リニューアル推進事業	2	—
合 計			34	66

### 3. 指摘事項及び意見の項目一覧

指摘事項及び意見について、事業別に項目を一覧にすると下表のとおりである（詳細は「第4 外部監査の結果及び意見（各事業別）」を参照）。

No.	事業名	区分	表題	合規性	有効性	経済性 効率性
<b>環境生活部</b>						
1	ぶちエコやまぐちCO <sub>2</sub> 削減加速化事業（うち、普及啓発）	意見	アプリの利用促進プロモーションの展開について		○	○
		意見	アプリのランキング表記について		○	
		意見	各取組の評価指標について		○	○
2	ぶちエコやまぐちCO <sub>2</sub> 削減加速化事業（うち、導入支援、普及啓発）	意見	委託契約の妥当性について		○	○
		意見	補助金の評価指標について		○	
		意見	補助金の効果測定について		○	○
3	EVによる分散型エネルギー活用推進事業	指摘事項	再委託手続の適正性について	○		
		指摘事項	稟議書等における決裁日の記入漏れについて	○		
4	オゾン層保護対策事業	意見	成果指標の設定について		○	
		意見	立入検査件数について		○	○
5	大気汚染常時監視事業	指摘事項	見積書の徴求について	○		
		指摘事項	稟議書等における決裁日の記入漏れについて	○		
		意見	備品購入費に係る入札における予定価格と落札価格の乖離について			○
6	騒音振動悪臭対策事業	意見	測定機器移設後の局舎解体・撤去について		○	○
		意見	事業経過の記録について		○	○
		意見	航空機騒音計の計画的な更新について		○	○
8	環境保全管理運営対策事業	指摘事項	やまぐち環境WEBコンテンツ管理業務の実施状況確認について	○	○	○
		意見	電気自動車急速充電器の普及について		○	○
		意見	実態調査票等データエントリー業務の今後の取扱について			○
9	水道施設整備促進事業	指摘事項	契約変更の適切性について		○	○
		意見	当初予算額と決算額の乖離要因について		○	○
		意見	補助事業における効果測定について		○	○
10	ぶちエコやまぐち3R推進事業	指摘事項	再委託の合理性について	○		○
		意見	予定価格の算定方法について	○		○
11	やまぐち海洋ごみアクションプラン推進事業	意見	住民ボランティア清掃活動支援事業委託対象経費について			○
		意見	業務判断過程及び判断結果の記録について		○	○
		意見	海洋ごみに関する事前対策について		○	
12	資源循環型社会形成推進事業	意見	補助金の交付要綱記載内容について	○		
13	野生鳥獣管理対策強化事業	意見	アンケートの活用について		○	○
		意見	事業目的達成のための効果的な指標の設定について		○	○
		意見	研修後のアンケートの実施について		○	
		意見	プロポーザル審査による最低ライン（合格基準）について		○	○
		意見	研修後のアンケート回収率について		○	
		意見	狩猟免許等取得支援事業補助金の周知について		○	
14	自然公園等施設整備事業	意見	公園整備計画に基づく公園施設の維持・管理について		○	○

No.	事業名	区分	表題	合規性	有効性	経済性 効率性
<b>産業労働部</b>						
15	次世代産業イノベーション推進 体制整備事業	指摘事項	委託料の積算根拠となっている人件費の取扱いについて	○		
		意見	委託事業の評価について		○	
15-1		意見	情報資産の管理について	○		
16		指摘事項	委託事業における人件費の取扱いについて	○		
16-1	次世代産業イノベーション推進 ネットワーク支援事業	指摘事項	(公財) やまぐち産業振興財団との共同出展にかかる手続 について	○		○
		意見	委託料の契約額と実績額の乖離に関する情報共有について			○
17	次世代産業イノベーション推進 事業	指摘事項	委託事業における人件費の取扱いについて	○		
		意見	補助金交付要綱及び実施要領について		○	
		意見	消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書について		○	
17-1		指摘事項	補助対象経費の認定基準について	○		
		指摘事項	補助金事務の統制について	○		
18	瀬戸内産業低炭素化加速事業	意見	予算要求額の適切性について			○
		意見	県のリーダーシップに対する期待について		○	
19	「水素先進県」実現促進事業	指摘事項	再委託手続の適正性について	○		
		指摘事項	予定価格の算定方法について	○		○
		意見	業務仕様書における予算時の内容からの変更について		○	
		意見	県環境基本計画に掲げる環境指標の数値目標について		○	
20	低炭素技術イノベーション促進 事業	指摘事項	委託業務の実績報告書の記載内容について		○	○
		意見	委託料の精算について			○
<b>観光スポーツ文化部</b>						
21	国指定文化財保存活用事業（特別 天然記念物八代のツルおよび その渡来地 天然記念物再生事 業）	意見	事業目的達成のための効果的な指標の設定について		○	○
<b>農林水産部</b>						
22	ぶちうま!維新推進事業（うち 重点需給連携品目を中心とした 流通体系の構築、拡充及び地 産・地消推進拠点と連携した売 り込み分）	意見	事業目的達成のための効果的な指標の設定について		○	○
22-1		指摘事項	助成金の実施主体との契約について	○		
		指摘事項	助成金交付要綱について	○	○	
		意見	助成事業の実績評価について		○	○
23	やまぐち県産木材建築物等利用 拡大推進事業	意見	変更契約時の添付書類について		○	
		意見	補助金交付の効果について		○	
24	安心・安全農作物づくりサポ ート事業	指摘事項	契約事務の統制について	○		
25	環境にやさしい安心・安全な農 業推進事業	指摘事項	訂正後の申請書の取扱いについて	○		
		意見	審査チェックリストについて		○	○
		意見	事業目的達成のための効果的な指標の設定について		○	○
26	農業農村地域活性化総合対策事 業	指摘事項	交付金申請時及び実績報告における添付書類の不備につ いて	○		
		意見	交付金申請事務の適正性について		○	○
		意見	農地の保全について		○	
27	畜産経営スマート化促進事業 （うち良質堆肥の製造・利用拡 大、畜産環境整備機構受託事 業）	意見	事業目的達成のための効果的な指標の設定について		○	○
		意見	補助金の趣旨に適合した事業であるか、否かについて			○

No.	事業名	区分	表題	合規性	有効性	経済性 効率性
28	木材利用加速化事業（うち「森林バイオマス生産施設等整備」）	意見	起案書（電子決裁）の様式について		○	
29	県民参加の森林づくり推進事業	意見	事業目的達成のための効果的な指標の設定について		○	○
30	地域森林づくり活動強化対策事業	指摘事項	ボランティアリーダーに係る目的外予算の使用について	○	○	
		指摘事項	資材購入費 竹炭窯一式の取扱いについて	○		
31	森林機能回復事業	指摘事項	補助金額の確定検査事務の統制について	○		
32	繁茂竹林整備事業	指摘事項	稟議書等における決裁日の記入漏れについて	○		
		意見	当初予算額と決算額の乖離について		○	○
		意見	事業目的達成のための効果的な指標の設定について		○	○
33	地域が育む豊かな森林づくり推進事業	指摘事項	補助事業における目標設定に対する様式について		○	○
		意見	事業目的達成のための効果的な指標の設定について		○	○
34	内水面漁業振興対策事業	指摘事項	補助金実績報告書の様式について	○		○
		意見	溪流魚資源増大対策事業におけるマニュアル活用及び成果の測定方法について		○	
35	漁業生産増大推進事業（うち藻場干潟域の再生保全）	指摘事項	稟議書等における決裁日の記入漏れについて	○		
		意見	事業目的達成のための効果的な指標の設定について		○	
		意見	補助金の効果測定の指標について		○	
36	内海東部地区水産環境整備事業	指摘事項	稟議書等における決裁日の記入漏れについて	○		
		意見	予定価格及び最低制限価格の算定について			○
		意見	工期延長の防止に向けて		○	○
<b>土木建築部</b>						
37	流域下水道事業（施策分）	意見	同内容の2事業における委託事業の予定価格について			○
38	県営住宅建設事業	指摘事項	稟議書等における決裁日の記入漏れについて	○		
		意見	建替手続の妥当性について	○		○
		意見	工期遅延等に伴う単価更正業務について			○
		意見	脱炭素社会の実現に資するための木材の利用促進について		○	
<b>企業局</b>						
39	平瀬発電所建設	指摘事項	稟議書等における決裁日の記入漏れについて	○		
40	水力発電魅力発見事業	意見	水力発電メカニズム学習会実施高校の選定範囲について		○	
		意見	事業目的達成のための効果的な指標の設定について		○	○
41	未利用落差を活用した小水力発電所の開発	指摘事項	稟議書等における決裁日の記入漏れについて	○		
		意見	川上ダム地点水力発電所修正設計について		○	○
42	佐波川発電所リニューアル推進事業	指摘事項	執行計画の変更額について	○		○
		指摘事項	稟議書等における決裁日の記入漏れについて	○		

#### 4. 指摘事項及び意見の総評

令和5年度の包括外部監査は、「環境保全対策に関する財務事務の執行について」を特定の事件として選定した。以下に総評として各事業別の監査の結果から、特に重要と判断した指摘事項及び意見を取りまとめた。包括外部監査の結果発見された指摘事項及び意見が今後の山口県の環境保全対策の適正な事務手続の一助になることを期待すると共に、抽出された問題点は一般的かつ構造的な問題を抱合しており、全ての事務事業に反映されることを期待する。

なお、全庁的に業務ご多忙の折、包括外部監査にご理解を賜り、円滑な監査の実施にご協力をいただいた関係者各位に心より感謝申しあげる。

##### (1) 委託契約事務の統制について

###### ①実績報告に対する評価について

本来、委託業務とは、県が実施する事業を専門知識・技術を有する民間企業に依頼し、県自身が実施するのに比べ、効率的かつ経済的に効果の実現を図るために実施する業務である。したがって、委託業務から得られる知見は県に帰属し、さらに県はそれらの得られた知見を次なる新しい事業に展開・反映させ、最終的に県民への還元を行い、初めて事業目的が達成されると考える。

しかし、No.20の委託業務においては、本来、県が得るべき知見について、実績報告書に全く記載されていなかった。県は検収時、業務完了報告書と成果報告書の書面審査にて合格としているが、民間企業を対象に実施した77回のヒアリングに関してそのヒアリング内容について記載があったものは僅か5件であり、12回の面談については具体的な内容が全く伺い知れない状態であった。

当該事業は、県におけるカーボンニュートラル・脱炭素社会の実現に向けての重要な一歩と考えられ、その知見の蓄積を怠って果たして2030年における2013年度比46%削減及び2050年のカーボンニュートラル実現をどのような段階・プロセスを経て達成していくのか、疑念を抱かざるを得ない。事業が目指すべき将来像は、「県内企業が革新的な技術開発を成し遂げることで県内の脱炭素社会に向けた取組を急速に前進させると共に新たな雇用の創出等に対し、大きく寄与する」である。従って、個別委託事業における実績件数は、ある程度、目安レベルにはなりうるとしても到底、目標にはなり得ず、事業の成果とも言い難い。県は、実績報告書の存在理由について強く再度、認識を改めると共に今後の事業について①有効利用できる内容、②具体的な実績、③利活用できる成果をもって検収評価する必要がある。

###### ②仕様書の精度について

No.9の業務委託は、追加業務に伴い当初契約額から16%以上増額された事例である。手続等は適正に実施されており、指名競争入札にて当初予定価格より低い価格で契約されていたが、業務追加と期間延長に伴い、変更契約額は予定価格とほぼ同額となって

いた。当該変更契約は想定外な事象の発生によるものではなかったため、当初より、業務内容を慎重に検討した仕様書であれば、落札業者が異なった可能性も否定できない。そもそも公正性と機会均等性の観点から「入札」は実施されるため、その前提が揺らぐような業務執行は好ましくないことから、仕様書の作成は、慎重に実施されるべきである。

### ③契約の無い委託業務について

No. 22-1 では、県の助成金をもとに、やまぐちの農林水産物需要拡大協議会が実施すべき助成金事業について、委託契約なしで山口県産和牛ブランド推進協議会が実施していた。山口県産和牛ブランド推進協議会は、無契約かつ無償で事業を実施していたことになり、契約上の権利・義務を明確にする必要性と経済活動の合理性から判断して委託業務契約を締結して事業を実施することが必要である。

### ④委託業務における積算根拠の妥当性について

No. 15、16、17 はいずれもイノベーション推進課が（地独）山口県産業技術センターへ業務委託している案件である。当該3つの委託事業は、いずれも、産業技術センター内のイノベーション推進センターで実施され、契約は個別に締結されていたが、それらの人件費は全て No. 15 の事業のみに計上されていた。委託事業は契約ごとに実施内容が完結するように予算策定されなければならないが、仮に3つの事業がそれぞれ別の事業者との契約で実施された場合、No. 16、17 については人件費が全く計上されておらず、委託業務が実施できる体制になっていないことになる。随意契約を前提として、単独では成立し得ない委託事業は、大いに問題があり、事業設計を見直す必要がある。

なお、No. 16-1 では【意見】として、委託料の実績額が契約額より15,556千円減少となったことについて、予算の機動的な配分により事業がさらに有効となるような体制構築の必要性を提言している。当該3事業は、いずれも医療・環境・エネルギー、バイオ関連産業の育成及び集積をめざす事業であり、現状分野ごとに予算配分されているが、増減が生じた場合、予算の補正等により分野間で最適配分を図るべきである。

これらの指摘及び意見から、イノベーション推進センターで実施している3事業が密接不可分の事業であるなら、人件費を含む予算を按分するのではなく、3事業を一体として1つの委託契約とすることも有効で経済的合理性もあることから、効率性も考慮して最適な契約方法を検証し、実施する必要がある。

### ⑤再委託手続の合規性について

No. 3 及び No. 19 における事業について、再委託の事実があったにも関わらず、委託契約書の規定に基づく再委託の承認手続が行われていなかった。これは、法令等及び委託契約違反であり、適正な手続を行う必要がある。

また No. 10 の事業のうち 8 件の委託事業について、2 件の再委託が行われていた。それら 2 件とも単独随意契約における再委託契約であり、再委託金額は原契約の 50% を超えていた。特に、山口県ワンウェイプラスチック等削減促進部会と単独随意契約を締結した事業の再委託先である (株) DERESI に対しては、No. 10 の全 8 事業のうち半数の 4 事業について、予定価格が 100 万円を超えないこと (業務委託契約事務取扱要領第 2 の 3(3)ア該当) に基づき、単独随意契約により業務を委託していることから、当該条文が適用されない委託業務について、迂回して発注されているのではないかとの疑念を生じるような外観となっている。この場合、(株) DERESI と原契約を締結せず、再委託を行ったことについての明確かつ合理的な理由が求められる。

再委託については、その経済的合理性や効率性を損なうことがないよう、平 23 会計第 321 号「公共調達適正化及びふるさと産業の振興について (通知)」において、契約に係る業務の全部を一括して第三者に委託することが禁止されるとともに、契約の相手方が再委託を行う場合には、あらかじめ再委託を行う合理的理由、再委託の相手方が再委託を履行する能力等について審査し、承認を行う等とされている。必要な手続が取られていない場合は、論外であるが、手続が取られていたとしても、特に唯一の相手先として随意契約によることとした理由と不整合とならないかについての合理的理由による説明が必要である。

#### ⑥ 1 者のみ参加のプロポーザル方式による委託業者の選定について

No. 19 において公募型プロポーザル方式で委託業者を決定しているが、参加業者は 1 者のみで、予定価格のための見積書は当該委託業者からしか徴取されていなかった。効率的な予算執行を推進する観点からも、見積金額の妥当性を確認するため、複数の業者から徴取する等の対応が必要であった。

また、プロポーザル方式で最優秀者を決定する場合、「提案の内容が最低限の要求水準を満たしていないとき」(山口県業務委託プロポーザル方式実施要領第 6 条第 2 項第 3 号) は最優秀提案者としなくてよいと規定されており、事案ごとにその基準は定められると推察するが、No. 13【意見】のとおり、最低合格基準ラインを設定し、県の要求水準を明確にすることにより、1 者しか参加者がいない場合の契約の妥当性について、客観性と品質保証の合理性の面から担保する選出方法等を早急に策定されたい。

#### ⑦ 予定価格の合理性について

予定価格と落札価格の乖離が大きい場合は、事業者からの見積だけではなく、過去の落札結果や実際の契約金額を勘案し、実際の取引価格に近づける仕組への改善が望まれる。(No. 5)

協定にて委託先が限定される随意契約の予定価格は、過年度もしくは当年度における類似又は同内容の他の事業における予定価格及び決算額の情報と入手した見積書の比較・検討をもって予定価格を算定することが望まれる。(No. 10)

くじ引による落札が続いている入札について、最低価格での落札が長期に継続している場合、結果として入札が本来予定している競争原理が機能しているのか否かについて、適正な競争と請負契約の観点から課題が生じていないか、適時確認する必要がある。(No. 36)

同じ事業内容の委託金額に係る予定価格の算定方法は、長年の試行錯誤から生まれたシステマティックな方法により、恣意性が介入する余地はない点では評価できるが、現実には予定価格に差が生じている。そのため、対処法として、業務に対する職員のノウハウの蓄積は重要であることから、金額だけを見るのではなく業務内容を確認するとともに、ヒアリング等を通して県としての標準業務等を認識し、適切な歩掛を判断できるようにすること、他県の方法等も参考にすることが必要である。(No. 37)

上記意見より、予定価格について、合理的な価格を導くために適正なコントロールやマネジメントを主導的に実施する場合の一例として、過去からの判例の積み重ねや他県との比較が有効と考えられる。その有効な材料として、エビデンスの蓄積と共有が重要となる。

## **(2) 補助金事務の統制について**

### **①要綱等に因らない経費の支出について**

要綱や要領に因らない経費について、補助金の支出が認められた。補助対象経費の範囲や妥当性について整理し、明確な基準を要綱等に記載して再発防止に努める必要がある。また、恣意性の介入を防ぎ、県民から観ても公正といえるように、募集要領に対象経費について限定列挙する等の対応も必要である。(No. 17-1)

### **②公益性の観点からの補助金の妥当性について**

No. 27に係る補助金は、公益性のある事業者に交付することにより、行政が目的とする政策を間接的に実行しようとする建付けの事業となっており、市場原理だけに任せることなく経営体質の強化が必要な産業に対する支援を根拠としていると推察される。しかし、実際の補助対象者は、比較的大規模な営利法人のみであり、本来、支援を必要とする者に行き届いていない結果となっていた。

補助事業の本来の趣旨が達成され、有効かつ効率的な事業となるよう、補助対象者の対象範囲及び公益上の必要性について見直しを検討されたい。

### **③補助交付団体への適正な指導について**

補助対象経費の資材購入費の要件（上限額）を満たすため、部材を分けて申請されているものがあつた。これは、要綱に反する処理であり、合規性の観点から妥当性を欠き不当と認められることから、補助交付団体への指導監督を適正に実施するとともに、物価や実情に合わせて、要綱を改定することも併せて検討されたい。(No. 30)

### (3) 全庁的に見直しを図りたい事務手続きについて

#### ①消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告のあり方について

補助金対象経費を消費税及び地方消費税を含まない金額で申請する場合も、補助金交付要綱において「補助事業者は、補助事業終了後に申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに知事に報告しなければならない。」と規定されたものが散見され、報告様式が定められている。当初より消費税等を抜いて申請しており、返還が発生することは無いため、当該様式が提出されたことはないとのことである。(No. 17)

返還のあるなしに関わらず、補助金については消費税等の報告が必須となっている部署や、免税事業者や簡易課税選択事業者については、補助対象経費は税込金額としている部署もある。

消費税等の取扱は今後ますます複雑になり、その判断に困難を伴うことから、効率性の観点から不用な要求は排除し、分かりやすい業務の推進を心がけなければならない。消費税等の報告や補助金の対象経費に係る消費税等の有無（事業者が課税事業者か否か、また今後は、インボイス制度導入に伴い、免税事業者からの仕入に係る対象経費の取扱い等）について、県庁内で統一した取扱いがなされるよう、見直しが必要である。

#### ②変更契約時の添付書類の取扱について

委託契約における変更契約の際、予算流用の申請・承認が事前に行われていたにもかかわらず、原契約時の委託額内訳書が添付されており、整合性の確認に困難を来した事例があった(No. 23)。委託契約の変更時に添付する書類については、特に規定がないため、当該取扱は妥当な処理とされていた。しかし、変更契約においても、事業経過の時系列を把握し、変更契約時に確認すべき内容を判断する必要がある。したがって、委託契約に関する一般的な変更契約時の統一的な必要添付書類を全庁的に規定する必要がある。

#### ③不適切な事務手続について

決裁文書において、令達額を超える予算金額が記入されていたものがあった。また、消費税及び地方消費税を含めて予定価格を算定すべきところ、含まない金額で算定しており、含めて算定した予定価格が予算金額を超過していたものがあった。(No. 24)

補助金対象経費について、消費税等を含まないで算定すべきところ、含めて算定していた。(No. 17-1)

保管されるべき最終申請書類が保管されていないという不備があった。(No. 25)

交付申請時に必要な添付書類が添付されていなかった。また、実績報告において、内訳金額が他の公式書類と不整合があった。(No. 26)

複数の実績報告書の検収時において、複数かつ重大な計算ミスが看過されていた。また、必要な添付書類が添付されていなかった。(No. 31)

このようなミスや不備が頻発して発生した場合、組織体制に問題がないか、否かについて再度見直しが必要である。また、検収等の毎年の事務手続が形骸化していないかについても再確認が必要である。組織的なチェック体制の内部統制を再整備し、内部統制が正しく機能するような運用をする必要がある。

#### (4) 事業目的達成のための効果的な指標について

今回の監査では、事業の効果の評価指標の設定及び補助金の効果測定等についての適切性に関する意見が18事業23件となっている。すなわち、事業を実施した結果、県民が期待した成果を生み出したかどうかについて、検証するに足る指標が設定されていない。「第4 外部監査の結果及び意見（各事業別）」において、各具体的な指標のあり方について言及しているが、ここでは、総論として評価の重要性について言及したい。

環境基本計画では、計画の推進体制として、PDCA サイクルを提唱している。事業の見直し（Act）を行うためには、適切な評価（Check）を実施し、次期への計画（Plan）へ反映させなければならない。このサイクルを繰り返すことによって事業がより有効かつ経済的・効率的なものへと改善され、質や合理性を高めていくことが重要である。

県民にとっての関心事は、今後の生活の変化であり、事業実施によって改善される生活環境やサービスの向上こそが重要である。県民にとって有益な結果とは何か、その成否を評価するための指標は計画段階で仮説として設定し、仮説を具現化するために事業を実施し、仮説の事後検証をすることが有効と考える。

例えば、「1. ぶちエコやまぐち CO<sub>2</sub>削減加速化事業（うち、普及啓発）」で達成すべき目標は、「気候変動対策の推進」である。その達成手段として、普及啓発活動（中小企業向け脱炭素セミナー、脱炭素型ライフスタイルへの行動変容促進イベント業務、啓発動画の作成等）を実施している。これらの事業を実施することで、目指すべき将来像である、『知る、気づく、実践する、継続・発展する』の視点で、県民や事業者自らによる低炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルへの行動変容・定着を加速化させる。」ことができると仮説を立てているのである。

では、事業のアウトプットであるぶちエコやまぐち宣言数や環境学習参加数等を把握することによって、この仮説は検証できるのか、答えは否である。宣言数や参加者数の把握は、重要な指標ではあるが、単に計画及び予算の執行状況を把握したに過ぎない。目指すべき将来像への効果の測定としては、低炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルへの「行動変容」の度合いの把握が必要であり、それがどれほど「定着」したかについて重点を置いて検証されなければならない。さらに言えば、その行動変容及び定着が県民に与える影響の評価も必須である。これが、アウトカムによる評価であり、仮説を検証したことになる。

ここで、行動変容等のアウトカム指標には、当然ながら事業の成果以外の外部環境の影響が大きく関係する。本来なら、もう一歩進んで、それら外部環境の影響を取り除いた評価を実施し、本来的に必要な事業かどうかを見極める必要があるが、現実的ではな

いので、ここでは言及を控える。なぜならば、評価自体が事業の最終目的ではないからである。それでは、このアウトカム指標はなぜ必要で、どのように活用されるべきか。①PDCA サイクルを適切かつ継続的に回すために必要であり、②県民への説明責任を果たすために活用されるべきであると考ええる。

まず、①PDCA サイクルを適切かつ継続的に回すとは、まず、事業は (P) 計画に従い、(D) 実施され、(C) 点検・評価されることで (A) 次期計画へと成果を反映させ、(P) 見直された達成すべき成果に応じて新たな予算や人員などの資源の再配分とともに次期の計画が立案される。軌道修正することで、事業の質及び合理性が高まり、目的の実現に近づくこととなる。(C) の時点で、事業の継続もしくは廃止、または、拡大もしくは縮小等を検証する。例えば環境学習開催事業を例にとると、環境学習への参加人数 (アウトプット指標) を目標指標とした場合、目標人数に達していなければ、拡充するのか、その場合も回数を増やすのか、地域を広げるのか、オンラインでも対応できるようにするのか、もしくは止めてしまうのか、様々な事象に対し、細心をもって考慮することになる。しかし、最終目的は、単に参加者数を増やすことではなく、参加者のみならず、社会において行動変容 (アウトカム指標) が起こることにある。環境学習の成果は、行動変容が起こったか、否かで判断されるべきであり、明らかな行動変容が認められなければ、環境学習自体の内容を見直すことになるはずである。また、行動変容を起こすためには、1 度きりの学習では効果が無いと考えられるのであれば、反復かつ継続的にオンラインで開催する等 (オンデマンド化も含む) の工夫も生まれるであろう。事業は 1 つではなく数多くの事業が相互的に関連し合って政策課題を解決していくのであるが、投入できる資源は無限ではないことから、各事業間の優先順位を決定するために費用対効果を測定する必要がある。県民にとって有効である事業かどうかの判断基準は、参加人数ではなく、行動変容にあり、最終的には CO<sub>2</sub> 量の削減にある。指標の設定が異なれば、当然のことながら、その対策は異なる。したがって、今回、多くの意見が付される結果となった。

それでは、行動変容の評価はいかにして実施するのか。行動変容の評価は、セミナー参加者への追跡アンケートが最も有効であると考ええる。このアンケートは、追跡が必要となるが、オンラインセミナー参加者であれば、そのままインターネット媒体を使用して回答してもらうことも可能であり、追跡も期間を決めてアプリやメール等を使用しても実施できる。労力も費用も現代の DX を活用すれば安価となり、容易に実現可能である。それらのデータを集積し、詳細な分析・評価を実施し、次期の計画 (対策) を立案することに役立てて初めて、PDCA サイクルが有効に機能し、次第に事業の質と合理性が高まっていくと言える。もっとも、追跡アンケートの結果は単年度では完了し得ず、その評価の検証には、一定の期間が必要とされる。しかし、それをエビデンス (根拠) として、検証と再構築を繰り返すことは、汎用性があり、今後、エビデンスが蓄積されることで他の多くの事業の効果の仮説や検証の精度も自ずと高まる。

次の(5)で述べるが、現時点においても、一つの事業の顛末の記録の蓄積と共有は非常に重要となる。これらが事業実施のエビデンスとなり、持続可能なやまぐちの構築を促進するための礎となるからである。

次に②県民への説明責任を果たすということであるが、予算の実行に対する受託責任を果たすことと言い換えることができる。ここまで、アウトカム指標の重要性について述べてきたが、実際には全ての事業にアウトカム指標が設定できる訳ではなく、また設定されたアウトカム指標の評価が適切に実施できるとも限らない。先にも述べたが、アウトカム指標の評価は、事業単独の影響だけを受けるものではない。行政がコントロールできる範囲は限定的で、本来的に事業の影響がいかほどかは測定不可能とも言える。しかし、県民に分かりやすい事業の目的を示し、事業の実施によって県民が享受できる効果をわかりやすく説明する責任を果たすことは、県の事業に対する県民の理解と信頼を得るために必要である。繰り返しになるが、県民は予算の執行状況が知りたい訳ではなく、自分自身の生活への影響が知りたいのである。外部環境の影響を受けることで、事業の目的は実現し得ないことは現実であり、その要因と行政の果たす役割及び限界を丁寧に説明し、合意を得ることが、県民から集めた税金で事業を実施することの受託責任を果たすことになる。

全ての事業にアウトカム指標が設定できる訳ではないが、評価指標を設定せずとも、PDCA サイクルが非常に上手く回っている事例として、事業 No. 18 瀬戸内産業低炭素化加速事業を紹介する。この事業は、「県内コンビナートにおけるカーボンニュートラル」を目指すべき将来像として掲げている。当初その調査を委託事業として実施する予定であったが、構想策定における企業の秘匿情報を扱うことが想定されたことから、直営で実施することに計画変更している。この対応は、柔軟かつ戦略的で非常に評価できる。さらに、直営にしたことで予算額 5 百万円の事業が、令和 3 年度は 10 万円程度、令和 4 年度は 30 万円程度の決算額となり、非常に経済的かつ効率的な事業となった（ただし、予算額との乖離については、意見あり）。その上、令和 5 年度に入って構想の成果も続々と発表されており、費用対効果についても申し分ない事業となっている。実質的な効果発現は今後となり、その時点では実際の CO<sub>2</sub>削減量というアウトプット指標やそれに伴うアウトカム指標による評価も検証されることが必要と考えるが、現時点においては、産業部門及びこれに関連する工業プロセス部門における CO<sub>2</sub>排出割合が、県全体の 7 割を占める山口県にとって、県民が得る影響は、大きいと期待できる事業である。加えて、相乗効果として、第 2 次産業の比率が全国と比べて 14 ポイント高い<sup>12</sup>工業県としての特色をもつ本県の国際競争力を高め、魅力ある山口県を実現する一助となる事業とも言える。

---

<sup>12</sup> やまぐち未来維新プラン P3

以上のことを念頭に、今回、意見を付した事業のみならず、全ての事業について、事業目的達成のための効果的な指標はいかなるものか、再検討いただきたい。<sup>13</sup>

#### (5) エビデンスとしての記録の重要性について

複数の事業について記録がなかった。(No. 6、11、16-1、38 等) 内容としては、イレギュラーな事実についてその経過と最終判断の記録が無いこと、情報共有すべき事実に対して記録が無いこと、合理性の判断基準が無いことに対する意見である。その必要性として、説明責任や内部統制が挙げられるが、もっと積極的な重要性としては、先の「(4) 事業目的達成のための効果的な指標について」でも述べたように、事業の質及び合理性を高めるという観点から、PDCA サイクルを適切に回すためにエビデンスを残すということにある。

事業計画は仮説の下に立てられるが、予期していたことと違う結果が発生した場合、計画との乖離を記録し、蓄積することで、仮説の検証の精度が高まる。アウトカム指標により事業評価することの難しさと限界を先に述べたが、その場合にエビデンスが有効であることも述べた。アウトカム指標を設定するには、経験やセンスが必要であるが、単なる経験や勘に頼るのではなく、蓄積されたデータ情報から仮説を立てる方が、精度が高く、効率的であり、経済的であることは言うまでも無く、容易に理解できる。

また、エビデンスの蓄積による判断は、属人的にならず、システムティック化された知財に基づく判断と言える。だからこそ、「(1) 委託契約事務の統制について ⑦ 予定価格の合理性について」で述べた、合理的な価格を導くために適正なコントロールやマネジメントを主導的に実施するためにも有効な材料となるのである。

したがって、事業の顛末の記録のみならず、記録の蓄積及び共有、そして分析と解析が重要な意義を持つ。以上の事より、事業の顛末については、記録を残すこととし、蓄積及び共有、それらを事業計画へ反映させる仕組みとしてはさらなる DX の活用で実現されたい。

---

<sup>13</sup> 参考文献 国立教育政策研究所：吉田 民雄、坂野 達郎 第2章行政における計画を評価する視点  
[https://www.nier.go.jp/jissen/chosa/rejime/2008/01\\_chiho/04\\_chapter2.pdf](https://www.nier.go.jp/jissen/chosa/rejime/2008/01_chiho/04_chapter2.pdf) (最終閲覧 2024. 2)

#### 第4 外部監査の結果及び意見（各事業別）

##### 1. ぶちエコやまぐち CO<sub>2</sub>削減加速化事業（うち、普及啓発）

###### (1) 事業の概要

事業名	ぶちエコやまぐち CO <sub>2</sub> 削減加速化事業（うち、普及啓発）
担当部局課	環境生活部環境政策課
環境基本計画における施策区分	1 気候変動対策の推進
事業実施の背景（必要性）	<ul style="list-style-type: none"> <li>山口県地球温暖化対策実行計画に基づき削減割合の目標（17.8%）の達成に向け、各分野での取組を行うとともに、カーボンニュートラル宣言（2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロ）を踏まえた国の目標（2013年度比46.0%削減）を見据えた取組が必要</li> </ul>
事業目的及び達成時期	<p>（事業目的）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>デジタル（ICT やアプリ等）を活用し、県民の地球温暖化対策への取組状況や成果をわかりやすく把握できるようにするとともに、主体的に楽しく取り組めるようなしなやかなづくりを行い、エコ行動の継続的な実践、定着化を図る。</li> <li>県民や事業者の具体的な行動を促進するため「知る、気づく、実践する、継続・発展する」の視点で普及啓発や実践活動の促進、支援策等を行う。</li> </ul> <p>※令和12年度の温室効果ガス削減目標：平成25年度比17.8%削減</p> <p>（達成時期） 令和12年度（予定）</p>
目指すべき将来像	<ul style="list-style-type: none"> <li>「知る、気づく、実践する、継続・発展する」の視点で、県民や事業者自らによる低炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルへの行動変容・定着を加速化させる。</li> </ul>
事業の概要（内容）	<ol style="list-style-type: none"> <li>みんなでエコプロジェクト：様々な主体と連携した普及啓発 <ul style="list-style-type: none"> <li>環境やまぐち推進会議や気候変動対策部会の開催</li> <li>県民運動の強化（「ぶちエコアプリ」の運用・事業者等と連携したキャンペーンの実施等）</li> <li>地球温暖化対策優良事業所表彰</li> <li>山口県気候変動適応センターの運営</li> <li>太陽光インフォメーションシステムの管理・運営</li> </ul> </li> </ol>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・EV の率先導入・普及促進</li> </ul> <p>2 おうちでエコプロジェクト：家庭向けの取組促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ぶちエコサポーター登録制度</li> <li>・「子ども向け環境学習のデジタル化の加速」による自発的な行動変容の促進</li> <li>・地球温暖化防止活動推進員による家庭の温暖化防止診断の実施</li> </ul> <p>3 しよくばでエコプロジェクト：事業所向けの取組促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業向け脱炭素セミナー</li> <li>・専門家による省エネ診断</li> <li>・温室効果ガス排出量の解析</li> <li>・再エネ電力利用事業所認定制度</li> </ul>
<p>事業の概要図等</p>	<p>「知る、気づく、実践する、継続・発展する」の視点で、低炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルへの行動変容・定着を加速化 地球温暖化対策の推進</p>
<p>事業の主な実施主体</p>	<p>県</p>
<p>事業の対象者（誰に對する事業か）</p>	<p>全県民、県内業者、県内市町</p>
<p>令和4年度の取組と成果（進捗）の概要</p>	<p>（取組）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 みんなでエコプロジェクト：様々な主体と連携した普及啓発 <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境やまぐち推進会議や気候変動対策部会の運営</li> <li>・CO<sub>2</sub>削減県民運動の展開、「ぶちエコアプリ」の運用、事業者等と連携したキャンペーンの実施</li> <li>・地球温暖化対策優良事業所の表彰</li> <li>・山口県気候変動適応センターの運営</li> <li>・太陽光インフォメーションシステムの管理・運営</li> <li>・EV の率先導入・普及促進</li> </ul> </li> <li>2 おうちでエコプロジェクト：家庭向けの取組促進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ぶちエコサポーターへの登録、ぶちエコサポーターによる情報発信</li> </ul> </li> </ol>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ICT 技術を活用した次世代型環境学習の実証</li> <li>・ 地球温暖化防止活動推進員による家庭の温暖化防止診断の実施</li> </ul> <p>3 しよくばでエコプロジェクト：事業所向けの取組促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業向け脱炭素セミナーの開催</li> <li>・ 専門家による省エネ診断の実施</li> <li>・ 温室効果ガス排出量の解析</li> <li>・ やまぐち再エネ電力利用事業所の認定・公表</li> </ul> <p>(成果 (進捗))</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ぶちエコやまぐち宣言数：家庭 8,142 件、事業所 1,039 件</li> <li>・ 家庭向け省エネ診断の受診件数：4,630 件</li> <li>・ ぶちエコサポーター数：47 人</li> <li>・ 環境学習参加者数：68,248 人</li> <li>・ 事業所向け省エネ診断の受診件数：143 件</li> <li>・ やまぐち再エネ電力利用事業所認定数：25 件</li> <li>・ 電動車の新車販売台数に占める割合：46.5%</li> </ul>
関連する基本方針	やまぐち維新プラン やまぐち未来維新プラン
関連する個別計画 <sup>14</sup>	山口県地球温暖化対策実行計画
根拠法令の名称 (法律、条例、要綱等)	該当無し
事業区分	継続事業 (令和 3 年度～)

(2) 予算額と決算額の 3 期間推移

(単位：千円)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
当初予算額	—	28,301	22,110
補正後予算額	—	23,911	19,530
決算額	—	22,641	18,142

(3) 令和 4 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
委託料	16,311	下記 (6) 参照
旅費	427	職員出張旅費
需用費	597	コピー代、用紙代、車両燃料費他

<sup>14</sup> 「山口県環境基本計画」以外の個別計画について記載する。以下、同じ。

節	決算額	主な内容等
役務費	269	電話代
報償費	28	会議委員謝金
使用料及び賃借料	510	高速道路利用代
合計	18,142	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	1,617	9.0
その他	3,100	17.0
一般 (県)	13,425	74.0
合計	18,142	100.0

(その他財源の内容) 環境保全促進助成金 1,600 千円 特別会計繰入金 1,500 千円

(5) 委託料の3期間推移

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
決算額	—	24,727	16,311
契約方法	—	随意契約	随意契約
委託業者名	—	(公社) 山口県予防保健協会 外1件	(公社) 山口県予防保健協会 外4件

(6) -1 令和4年度委託契約の概要

契約名	ぶちエコやまぐち CO <sub>2</sub> 削減加速化事業
契約期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
業務内容 (仕様)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一般家庭向けストップ温暖化診断 <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般家庭を対象とした省エネ機器等の導入状況等を調査</li> <li>・調査結果をもとに具体的な助言及び指導を実施</li> </ul> </li> <li>○IoT モニター事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般家庭を対象に、電力使用量の「見える化」機器を貸出</li> <li>・家庭内での省エネ活動の実施や節電効果の把握により、省エネ意識向上を図る</li> </ul> </li> <li>○ぶちエコサポーター登録制度 <ul style="list-style-type: none"> <li>・若者世代による地球温暖化等に関するイベント等への参加、SNS での情報発信</li> </ul> </li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中小企業向け脱炭素セミナー <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業等の省エネや再エネ利用に対する意識向上や取組促進のための専門家とのマッチングを図る</li> </ul> </li> <li>○中小企業向け省エネ診断 <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業を対象とした省エネ診断の受診者の募集及び省エネ診断の実施・情報発信</li> </ul> </li> <li>○温室効果ガスの排出量の解析 <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内の温室効果ガスの排出量を毎年度調査・集計・解析し、温室効果ガスの動向を把握</li> </ul> </li> </ul>
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号</li> <li>・業務委託契約事務取扱要領第 2 の 3 (3) イ</li> </ul>
委託業者名	公益財団法人山口県予防保健協会
業者選定理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 38 条に基づき、県が地球温暖化対策に関する普及啓発等を行う「都道府県地球温暖化防止活動推進センター」として指定しており、地球温暖化の重要性等についての普及啓発及び広報活動等の業務を行っているため。</li> </ul>
予定価格	15,954,727 円 (税込) ※うち、普及啓発：6,366,986 円 (税込)
契約金額	15,954,727 円 (税込) ※うち、普及啓発：6,366,986 円 (税込)
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	<p>(検査対象) 業務完了報告書</p> <p>(検査手法) 仕様書のとおり適正に実施されているか報告書の内容で確認</p> <p>(検査結果) 合格</p>

(6) -2

契約名	「環境学習用アプリ」改良・実証実験業務
契約期間	令和 4 年 6 月 13 日～令和 5 年 3 月 31 日
業務内容 (仕様)	・「環境学習用アプリ」改良・実証実験
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号</li> <li>・業務委託契約事務取扱要領第 2 の 3 (3) イ</li> </ul>
委託業者名	株式会社 TAGRE
業者選定理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本アプリは、令和 3 年度にデジタル政策課の実施した、シビックテックチャレンジ Yamaguchi 事業において、当課とのマッチ</li> </ul>

	<p>ングにより選定された、株式会社 TAGRE と協働して構築したものであり、ゲーミフィケーションにより子どもたちが環境学習及び自発的なエコ行動を楽しみながら行えるコンテンツを有するシステムとなっている。</p> <p>・今回のアプリ改良・実証実験業務は、令和 3 年度に構築したアプリの改良等を行うものであり、その委託先としては本アプリの開発業者である株式会社 TAGRE に依存する専門技術を必要とすることとなり、他の業者では対応できない。</p>
予定価格	1,397,000 円 (税込)
契約金額	1,397,000 円 (税込)
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	<p>(検査対象) 業務完了報告書</p> <p>(検査手法) 仕様書のとおり適正に実施されているか報告書の内容で確認</p> <p>(検査結果) 合格</p>

(6) -3

契約名	令和 4 年度環境読本作成業務
契約期間	令和 4 年 8 月 22 日～令和 4 年 9 月 30 日
業務内容 (仕様)	・「環境学習用アプリ」改良・実証実験
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号</li> <li>・業務委託契約事務取扱要領第 2 の 3 (3) ア</li> </ul>
委託業者名	大村印刷株式会社
業者選定理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山口県入札参加資格者名簿管理システムにおいて「07 企画・製作-07 デザイン企画」を第 1 希望第 3 優先順位までに登録された者のうち、山口市内に事業所を有し、かつ格付が特 A である者を選定。</li> </ul>
予定価格	198,000 円 (税込)
契約金額	198,000 円 (税込)
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	<p>(検査対象) 成果物</p> <p>(検査手法) 仕様書の通り、作成されているか、否かについて確認</p> <p>(検査結果) 合格</p>

## (6) -4

契約名	ぶちエコアプリ保守管理及びデータ、コンテンツ管理等業務
契約期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
業務内容（仕様）	・ぶちエコアプリの保守管理・機能追加等
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・業務委託契約事務取扱要領第2の3(3)イ
委託業者名	株式会社 DERESI
業者選定理由	・本業務はアプリのシステムアップデート対応が伴う業務であり、当該アプリに精通している必要があるため、本アプリを開発した業者にしか対応できない。
予定価格	4,407,700円（税込）
契約金額	4,407,700円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	（検査対象）業務委託完了通知書等 （検査手法）仕様書のとおり適正に実施されているか提出書類等で確認 （検査結果）合格

## (6) -5

契約名	令和4年度「ぶちエコアプリ」利用促進プロモーション業務
契約期間	令和4年6月16日～令和5年3月31日
業務内容（仕様）	・ぶちエコアプリのプロモーション活動等
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・業務委託契約事務取扱要領第2の3(3)イ
委託業者名	株式会社 DERESI
業者選定理由	・公募型プロポーザルにより、最優秀提案者に決定したため
予定価格	1,997,402円（税込）
契約金額	1,997,402円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	（検査対象）業務報告書 （検査手法）仕様書のとおり適正に実施されているか提出書類で確認 （検査結果）合格

## (6) -6

契約名	レノファ山口 FC ホームゲームにおける脱炭素型ライフスタイルへの行動変容促進イベント実施業務
契約期間	令和 4 年 7 月 1 日～令和 4 年 8 月 31 日
業務内容（仕様）	・脱炭素型ライフスタイルの実践に向けた行動変容の促進を目的としたイベントの実施
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	・地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 ・業務委託契約事務取扱要領第 2 の 3 (3) イ
委託業者名	株式会社 DERESI
業者選定理由	・レノファ山口 FC の試合会場の場外でのイベントは、(株)DERESI が専属一任で請け負っており、イベントにおけるレノファ山口 FC との交渉の窓口となっているため。
予定価格	1,454,720 円（税込）
契約金額	1,454,720 円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	(検査対象) 報告書 (検査手法) 仕様書のとおり適正に実施されているか提出書類で確認 (検査結果) 合格

## (6) -7

契約名	脱炭素型ライフスタイル実践行動促進に向けた啓発動画制作業務
契約期間	令和 4 年 6 月 16 日～令和 4 年 8 月 5 日
業務内容（仕様）	・脱炭素型ライフスタイルの実践に向けた行動変容の促進を目的とした啓発動画の制作
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	・地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号 ・業務委託契約事務取扱要領第 2 の 3 (3) ア
委託業者名	株式会社 DERESI
業者選定理由	・本業務は、レノファ山口 FC の選手によるメッセージ動画を、ぶちエコアプリを用いたスタンプラリーで活用するために制作するものである。 ・動画の制作にあたっては、ぶちエコアプリを熟知していること及びレノファ山口 FC との出演交渉が容易に行えること等が求められることから、(株)DERESI を選定。

予定価格	330,000 円（税込）
契約金額	330,000 円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	（検査対象） 報告書及び動画データ （検査手法） 仕様書のとおり適正に実施されているか提出書類で確認 （検査結果） 合格

(6) -8

契約名	「やまぐち再エネ電力利用事業所認定制度」ロゴデザイン制作業務
契約期間	令和4年4月1日～令和4年5月20日
業務内容（仕様）	・ 県内事業所の再エネ電力利用の取組を見える化し、県内の再エネ電力の利用拡大を図るためのロゴマークの作成
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	・ 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号 ・ 業務委託契約事務取扱要領第2の3(3)ア
委託業者名	株式会社マルニ
業者選定理由	・ 入札参加者名簿に登録のある山口市内の業者のうち、ロゴマークデザインを請け負っている業者を選定
予定価格	159,500 円（税込）
契約金額	159,500 円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	（検査対象） 成果物 （検査手法） 仕様書のとおり作成されているか確認 （検査結果） 合格

<参考> 山口県環境基本計画に掲げる数値目標

環境指標	・ 1-① ・ 1-② ・ 5-②
------	-------------------

(7) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
<p>合規性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委託契約書及び仕様書を閲覧し、適法な契約事務であること、及び公権力の行使に当たる可能性のある事務委託ではないことを確認した。</li> <li>・ 契約方法の選定が適法、かつ、妥当であることを質問した(随意契約の場合、当該契約方法によることを可能とする規則等を閲覧した)。</li> <li>・ 安易に随意契約を選定している傾向がないか検討した(長期継続の有無を含む)。</li> <li>・ 委託業務の検査(履行確認)が適正に行われていることを確認した。また、検査の方法を質問し、適切に評価されていることを確認した。</li> <li>・ 委託料が適切な時期に支払われていることを確認した。</li> <li>・ 業務委託契約の情報公開(公表対象となる契約について)の状況を確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委託契約書</li> <li>・ 業務委託契約事務取扱要領</li> <li>・ 執行伺</li> <li>・ 検査職員任命伺</li> <li>・ 委託仕様書</li> <li>・ 業務完了報告書</li> <li>・ 業者選定伺</li> <li>・ 随意契約選定理由書</li> <li>・ 見積書</li> <li>・ 請求書</li> <li>・ 支出負担行為</li> </ul>
<p>有効性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委託契約に付する合理性があるか確認した(事務の効率化、高度な専門的技術を要求、臨時的又は変則的な勤務を要する業務、行政サービスの向上等)。</li> <li>・ 委託の効果(実効性)をどのように分析及び評価しているか質問し、検証した。</li> <li>・ 調査研究業務の成果物が有効に活用されているか確認した。</li> <li>・ 直営の場合と比較して、サービスの向上が図られていることを県が適切に評価しているか確認した。</li> <li>・ 本事業の目指すべき将来像に対する委託業務の適合性について検証した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委託契約書</li> <li>・ 業務完了報告書</li> <li>・ 委託検査調書</li> <li>・ 業務委託検査報告書</li> <li>・ 各成果物</li> </ul>
<p>経済性・効率性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入札方式に変更し、委託料の縮減を図るべき随意契約がないか、質問した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仕様書</li> <li>・ 見積書</li> <li>・ 請求書</li> <li>・ 各成果物</li> </ul>

監査要点	実施手続	証憑書類等
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託業務の内容に照らして、予定価格の積算内容（業者見積の場合にもその合理性を十分に検討しているか等）を確認した。</li> <li>・委託先から提出される収支計算書（予算実績比較）や請求書を閲覧し、業務コストの削減努力が行われているか、安易に見積ありきで請求されていないか、否かについて検証した。</li> <li>・直営の場合と比較して、委託の効果（経済性・効率性）を分析しているか、否かについて確認した。</li> </ul>	

(8) 監査の結果（指摘事項）または意見

【意見】アプリの利用促進プロモーションの展開について（有効性、経済性・効率性）

「ぶちエコアプリ」は、日常生活に伴うCO<sub>2</sub>を削減することによって地球温暖化を防止するという目標に向けて導入されたアプリである。しかし「ぶちエコアプリ」の利用者数は山口県全体の人口129.8万人（令和5年8月1日現在）の内、僅か3,151人（令和5年7月31日現在）に過ぎない。このため、更なる利用者の増加を図るべく、例えばスーパーでの食品トレイの回収、コンビニエンスストア等で買い物袋を持参することによるレジ袋の削減、バス、駅での電車利用によるガソリン消費量の低減等、日常生活の中で全ての県民に対してQRコード読取りの機会を増やす必要があると考える。アプリポイントを取得しやすくすることがアプリ利用促進につながり、その結果、県民全体がCO<sub>2</sub>を削減することに関心を持ち、最終的にCO<sub>2</sub>削減が促進されるという好循環が生まれるのではないかと考える。さらにポイント獲得増加キャンペーンの頻度を上げる等の追加対策も極めて有効と考える。

県は、アプリの利用にて県民に地球温暖化対策へ関心を持ってもらい、結果としてCO<sub>2</sub>の削減目標を達成しようとするならば、その目的を達成するための効果的手段を考案し、導入する義務と責任を有する。県民の税金を使う事業は、最小の費用で最大の効果を発揮しなければならず、想定の結果が伴っていない場合は、事業が有効的、経済的かつ効率的に実施されたとは言いがたい。

当該事業については、令和4年度包括外部監査（報告書P161）において利用者数の少なさと、今後の利用者数増加のために事例を挙げての【意見】を述べているにも係わらず、未だ成果が現れていないため是非とも改善していただきたい。（ただし、令和4年8月31日時点の利用者数1,908人からは1.7倍の増加となっている。）

【意見】 アプリのランキング表記について（有効性）

各参加者が、参加者全体の中で、自分が一体何番目なのか、順位が簡単に分かる機能が追加されると良いと考える。現在の「ぶちエコアプリ」のランキング表記は、ポイント獲得数にて上位 1 位から 100 位までとなっており、かなりのポイント数を獲得しなければ、参加者ランキングに表示されない設定となっている。

一方で同様に県が主催している他のアプリ、「やまぐち健幸アプリ」（ウォーキングアプリ）は、参加者自身が、現在、参加者全体の何番目に位置しているのか表記される機能を有しており、その結果、自分の順位が常に明確となり、日々もしくは毎週、毎月の目標設定の強い動機付けにつながり、参加者自身も目標達成による満足感を得ることができる仕組みとなっている。

したがって、「ぶちエコアプリ」においても参加者全体における参加者自身の順位を知ることができる機能を追加することが望ましいと考える。

【意見】 各取組の評価指標について（有効性、経済性・効率性）

ぶちエコやまぐち CO<sub>2</sub>削減加速化事業（うち、普及啓発）においては、令和 12（2030）年度の温室効果ガス削減目標として平成 25 年度比 17.8%削減を掲げている。

当該最終目標を達成するために、上記各取組についても、令和 12 年度末時点での最終達成目標値を設定し、各年度においても当該評価指標の進捗などは確認している。しかし、最終目標達成に向けての明確なロードマップは設定されていない。無論、明確なロードマップが無くとも、令和 12 年度において最終目標値を達成できれば問題はないが、令和 12 年度において最終目標値を確実に達成するためにも、各年度において実績との比較分析を行い、目標達成に向け取組を着々と進めていただきたい。

## 2. ぶちエコやまぐち CO<sub>2</sub>削減加速化事業（うち、導入支援・普及啓発）

### (1) 事業の概要

事業名	ぶちエコやまぐち CO <sub>2</sub> 削減加速化事業（うち、導入支援・普及啓発）
担当部局課	環境生活部環境政策課
環境基本計画における施策区分	1 気候変動対策の推進 6 やまぐちの特性を活かした持続可能な地域づくりの推進
事業実施の背景（必要性）	・ 山口県地球温暖化対策実行計画の重点プロジェクトである「省・創・蓄エネの導入促進」に位置付けており、やまぐちの特性を活かした持続可能な地域づくりにも資する事業である。 ・ 令和 3 年度の県政世論調査の結果から新築戸建て購入世帯の世帯主の約 8 割を占める 20～40 代における ZEH（ネット・ゼ

	<p>ロ・エネルギー・ハウス) の認知度は 18.1%と低い状況にあるため、ZEH の認知度向上が課題である。</p>
<p>事業目的及び達成時期</p>	<p>(事業目的)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○導入支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・県産の省・創・蓄エネルギー関連設備を導入した ZEH の導入を支援することで、地球温暖化対策の推進と県内産業の振興を図る。</li> </ul> </li> <li>○普及啓発 (ZEH) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ZEH の断熱基準またはそれに準ずる基準を満たした施設の宿泊体験を実施し、高断熱・省エネ住宅の良さを実感していただくとともに、ZEH の認知度向上を図る。</li> </ul> </li> <li>○普及啓発 (コーディネーター) <ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネルギー・再生可能エネルギー、電動車に関する普及啓発を行い、省・創・蓄の一体的な普及促進の機運醸成を図る。</li> </ul> </li> </ul> <p>(達成時期)</p> <p>令和 12 年度 (予定)</p>
<p>目指すべき将来像</p>	<p>エネルギーの効率的な使用や、環境負荷の少ない設備・住宅を選択する考えやライフスタイルの定着</p>
<p>事業の概要 (内容)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○導入支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・県産の省・創・蓄エネルギー関連設備を導入した ZEH を新築または新築建売 ZEH を購入する経費の一部を補助</li> </ul> </li> <li>○普及啓発 (ZEH) <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内のハウスメーカー等と協力し、ZEH の断熱基準またはそれに準ずる基準を満たした施設の宿泊体験を実施</li> <li>・県内 6 か所の住宅展示場にて ZEH の普及啓発を行うイベントを開催</li> </ul> </li> <li>○普及啓発 (コーディネーター) <ul style="list-style-type: none"> <li>・再生可能エネルギー等に関する相談対応及び再エネ・次世代自動車学習施設の情報提供の実施</li> </ul> </li> </ul>
<p>事業の概要図等</p>	
<p>事業の主な実施主体</p>	<p>県、山口県予防保健協会 (委託事業者)</p>

事業の対象者（誰に対する事業か）	<p>○導入支援：県民</p> <p>○普及啓発（ZEH）：県民（ファミリー層）</p> <p>○普及啓発（コーディネーター）：県民</p>
令和4年度の取組と成果（進捗）の概要	<p>（取組）</p> <p>○導入支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県ホームページや関係団体等へのリーフレット配布による制度周知</li> </ul> <p>○普及啓発（ZEH）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内ハウスメーカー等に協力依頼、参加者に対するアンケート調査の実施（宿泊体験）</li> <li>・県内6か所の住宅展示場での実施調整、参加者に対するアンケート調査</li> <li>・ZEH普及啓発動画の作成</li> </ul> <p>○普及啓発（コーディネーター）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページ掲載による情報発信</li> </ul> <p>（成果（進捗））</p> <p>○導入支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交付決定件数：24件</li> </ul> <p>○普及啓発（ZEH）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協力事業所：2事業所 宿泊組数：3組</li> <li>・開催場所：県内6住宅展示場 来場組数：65組</li> <li>・普及啓発動画6本作成</li> </ul> <p>○普及啓発（コーディネーター）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページへの掲載による県民への情報提供</li> <li>・相談件数：73件</li> </ul>
関連する基本方針	やまぐち未来維新プラン
関連する個別計画	山口県地球温暖化対策実行計画
根拠法令の名称 （法律、条例、要綱等）	該当無し
事業区分	<p>○導入支援・普及啓発（コーディネーター） 継続事業（令和3年度～）</p> <p>○普及啓発（ZEH）：新規事業（令和4年度）</p>

(2) 予算額と決算額の3期間推移

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額	—	10,676	14,909

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
補正後予算額	—	10,676	14,909
決算額	—	10,676	14,388

(予算額及び決算額の著増減事項等)

令和4年度から ZEH の普及啓発事業の追加のため、当初予算は増加傾向である。

(3) 令和4年度決算額の内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
委託料	9,588	下記(6)参照
負担金、補助及び交付金	4,800	下記(7)参照
合計	14,388	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率(%)
国庫	—	—
その他	—	—
一般(県)	14,388	100.0
合計	14,388	100.0

(5) 委託料の3期間推移

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
決算額	—	5,676	9,588
契約方法	—	随意契約	随意契約
委託業者名	—	(公財) 山口県予防保健協会	(公財) 山口県予防保健協会

(6) 令和4年度委託契約の概要

契約名	令和4年度 ぶちエコやまぐち CO <sub>2</sub> 削減加速化事業
契約期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
業務内容(仕様)	○山口県ゼロ・エネルギー・ハウス導入支援補助金に係る事務 (申請書類の受付・事業者説明会の開催・問い合わせ対応・パンフレットの作成・内覧会対応) ○20～40代のファミリー層を対象とした ZEH の啓発 ・ ZEH の宿泊体験

	<p>(ハウスメーカー等との連絡調整・アンケート調査の実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ZEH の快適性等に関する情報発信</li> </ul> <p>(総合住宅展示場でのイベント開催・チラシの作成・啓発用動画の作成等)</p> <p>○コーディネーターの配置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 再生可能エネルギー等に関する相談対応</li> <li>・ 再エネ・次世代自動車学習施設の情報提供</li> </ul> <p>※県 ZEH 補助金事務及び脱炭素セミナー調整事務を兼務</p>
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
委託業者名	公益財団法人山口県予防保健協会
業者選定理由	「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 38 条に基づき、県が地球温暖化対策に関する普及啓発等を行う「都道府県地球温暖化防止活動推進センター」として指定しており、地球温暖化の重要性等についての普及啓発及び広報活動等の業務を行っているため。
予定価格	9,588 千円 (税込)
契約金額	9,588 千円 (税込)
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	<p>(検査対象) 業務完了報告書</p> <p>(検査手法) 仕様書のとおり適正に実施されているか報告書の内容で確認</p> <p>(検査結果) 合格</p>

(7) 負担金、補助及び交付金の 3 期間推移

(単位：千円)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
決算額	—	5,000	4,800
補助金等の名称	—	山口県ゼロ・エネルギー・ハウス導入支援補助金	山口県ゼロ・エネルギー・ハウス導入支援
交付先名	—	個人 25 件	個人 24 件

(8) 令和 4 年度補助金等の概要

補助金等の名称	山口県ゼロ・エネルギー・ハウス導入支援補助金
目的 (趣旨)	県内で製造・加工等が行われている省エネルギー・創エネルギー・蓄エネルギー関連設備を導入したネット・ゼロ・エネルギー・ハウ

	ス（ZEH）の新築を支援し、地球温暖化対策の推進とともに県内産業の振興を図る。												
公募・非公募	公募												
根拠法令・要綱等	<ul style="list-style-type: none"> <li>山口県補助金等交付規則</li> <li>山口県ゼロ・エネルギー・ハウス導入支援補助金交付要綱</li> <li>山口県ゼロ・エネルギー・ハウス導入支援補助金交付要領</li> </ul>												
創設年度	令和3年度												
交付対象事業	県産の省・創・蓄エネルギー関連設備を導入した上で、ZEHの要件を満たした戸建住宅の新築、若しくは新築建売住宅の購入する事業												
補助対象経費及び補助率（限度額）	<p>補助対象経費及び補助率（限度額）の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>補助対象経費の概要</th> <th>補助率（限度額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設計費</td> <td>事業に必要な設計に要する経費</td> <td rowspan="4">定額 20 万円</td> </tr> <tr> <td>設備費</td> <td>事業に必要な設備、建築材料の購入に要する経費</td> </tr> <tr> <td>工事費</td> <td>事業に必要な工事に要する経費</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td>事業に必要な事務に要する経費</td> </tr> </tbody> </table>	区分	補助対象経費の概要	補助率（限度額）	設計費	事業に必要な設計に要する経費	定額 20 万円	設備費	事業に必要な設備、建築材料の購入に要する経費	工事費	事業に必要な工事に要する経費	事務費	事業に必要な事務に要する経費
区分	補助対象経費の概要	補助率（限度額）											
設計費	事業に必要な設計に要する経費	定額 20 万円											
設備費	事業に必要な設備、建築材料の購入に要する経費												
工事費	事業に必要な工事に要する経費												
事務費	事業に必要な事務に要する経費												
交付先及び交付金額	<p>交付先及び交付金額の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>交付先名</th> <th>交付金額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人</td> <td>4,800,000 円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>4,800,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	交付先名	交付金額（円）	個人	4,800,000 円	合計	4,800,000 円						
交付先名	交付金額（円）												
個人	4,800,000 円												
合計	4,800,000 円												
申請及び交付件数	<p>申請件数：25 件          交付件数：24 件          差異については、交付決定の取下げ 1 件</p>												
補助金の効果測定	<p>（効果測定方法）          ハウスメーカー等にヒアリングを行い、内覧会 1 件の開催につき、参加者が ZEH を購入した割合から算出</p> <p>（測定結果）          ・内覧会 1 件の開催につき、参加者の 3.5 組が ZEH を購入          （R4 年ハウスメーカーヒアリング）</p> <p>【内覧会効果】          ⇒24 件×3.5 組=84 件の ZEH 増加</p>												

<参考>山口県環境基本計画に掲げる数値目標

環境指標	・1-① ・1-②
------	-----------

(9) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
<p>合規性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託契約書及び仕様書を閲覧し、適法な契約事務であること、及び公権力の行使に当たる可能性のある事務委託ではないことを確認した。</li> <li>・契約方法の選定が適法、かつ、妥当であることを質問した(随意契約の場合、当該契約方法によることを可能とする規則等を閲覧した)。</li> <li>・安易に随意契約を選定している傾向がないか、否かについて検証した(長期継続の有無を含む)。</li> <li>・委託業務の検査(履行確認)が適正に行われていることを確認した。また、検査の方法を質問し、適切に評価されていることを確認した。</li> <li>・委託料が適切な時期に支払われていることを確認した。</li> <li>・業務委託契約の情報公開(公表対象となる契約について)の状況を確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託契約書、仕様書</li> <li>・業務委託契約事務取扱要領</li> <li>・業者選定理由書</li> <li>・競争入札等審査会</li> <li>・業務委託検査調書</li> <li>・業務委託契約情報の公表について(県HP)</li> </ul>
<p>有効性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託契約に付する合理性があるか確認した(事務の効率化、高度な専門的技術を要求、臨時的又は変則的な勤務を要する業務、行政サービスの向上等)。</li> <li>・委託の効果(実効性)をどのように分析及び評価しているか、否かについて質問を行い、検証した。</li> <li>・調査研究業務の成果物が有効に活用されているか、否かについて確認した。</li> <li>・直営の場合と比較して、サービスの向上が図られていることを県が適切に評価しているか、否かについて確認した。</li> <li>・本事業の目指すべき将来像に対する委託業務の適合性について検証した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託検査調書</li> <li>・委託契約書、業務委託仕様書</li> <li>・業務完了報告書、成果品</li> </ul>

監査要点	実施手続	証憑書類等
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入札方式に変更し、委託料の削減を図るべき随意契約がないか、否かについて質問した。</li> <li>・ 委託業務の内容に照らして、予定価格の積算内容（業者見積の場合にもその合理性を十分に検討しているか等）を確認した。</li> <li>・ 委託先から提出される収支計算書（予算実績比較）や請求書を閲覧し、業務コストの削減努力が行われているか、安易に見積ありきで請求されていないか、否かについて検証した。</li> <li>・ 直営の場合と比較して、委託の効果（経済性・効率性）を分析しているか、否かについて確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仕様書</li> <li>・ 見積書</li> </ul>

(10) 監査の結果（指摘事項）または意見

【意見】 委託契約の妥当性について（有効性、経済性・効率性）

令和4年度のぶちエコやまぐち CO<sub>2</sub> 削減加速化事業は本事業を含む全体の委託金額 15,954,727 円の一部、決算額 9,588 千円として、家庭や事業所における普及啓発、実践行動の促進、設備の導入促進までの取組を一体的に推進し、CO<sub>2</sub> 排出削減を加速化することを目的に実施された。ただし、当該決算額は、当初の県の予算上の金額でコーディネーターの配置 2,766,935 円と 20～40 代のファミリー層を対象とした ZEH の啓発委託費 6,820,806 円を足したものであり、実際の決算額の内訳は定かではない。

本事業は、上述のように、ZEH の導入支援や普及啓発により CO<sub>2</sub> 排出削減を加速化する事業であり、令和3年度からの事業である。また仕様書等及び予算の積算資料の内容を確認したところ、従来の事業の延長として含めるのではなく、本事業のみを独立した委託契約として事業を行うことは十分可能と思われる。さらに他事業も含めた委託契約となっているため、本事業における実際の決算額は不明であり、経済性の効果把握が困難なものとなっている。

さらに、「公共調達適正化及びふるさと産業の振興について（通知）」平 23 会計第 321 号によれば、「1 適正化のための措置 公共調達に当たっては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）において、一般競争入札によることが原則とされていることを踏まえ、競争性・透明性・公平性のより一層の確保を図ること」と定められている。これに基づけば、従来の追加事業として随意契約を締結するのではなく、事業を区分し、原則通り、一般競争入札によるべき事業であると考えられる。また入札にはプロポーザル方式等を導入し、合理的な競争を以てより良い方策を提案できる委託先が選定されることが必要と考える。

この意見に対し、県は、①山口県予防保健協会（地球温暖化防止活動推進センター）は、地球温暖化対策推進法第 38 条に基づき、地球温暖化対策に関する普及啓発等を行う機関として県が指定した唯一のセンターである。②また、センターが行う事業については、同法第 38 条第 2 項に記載されており、「地球温暖化の現状、地球温暖化対策の重要性及び温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置について、事業者及び住民に対する啓発活動及び広報活動」、「地方公共団体実行計画の達成のために当該都道府県又は指定都市等が行う施策に必要な協力をすること」等と定められている。③ZEH の普及啓発は、民間住宅の建築促進を目的とする事業ではなく、CO<sub>2</sub> 排出削減効果が高く、長期間継続する新築 ZEH を広く普及し、削減目標の達成を目指す事業の一つであり、地球温暖化対策に係る専門性や特定のハウスメーカーに限定されない中立性を鑑みると、本協会が業務を請け負える県内で唯一の機関である。以上の主に 3 つの根拠にて、一般競争入札には適さず、随意契約の正当性を主張するが、山口県予防保健協会が地球温暖化防止推進センターとして指定されたのは、平成 13（2001）年であり、当該事業年度の約 21 年前である。国が 2050 年カーボンニュートラル宣言を行ったのは、2020 年でありこの時点で既に 19 年もの月日が経過しており、地球温暖化防止対策は地球規模で大変革を迎えている。さらに、「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」において、「環境対策は国家成長戦略の要」との位置付けが明確化されたという事実を踏まえれば、単に「県内で唯一の機関」という固定観念にとらわれることなく、前述したように合理的な競争を以てさらに一層、良い方策を提案できる委託先が選定されることが経済的かつ効率的であり、県民にとって有効であると考ええる。

#### 【意見】補助金の評価指標について（有効性）

本補助金における評価指標は、山口県地球温暖化対策実行計画（第 2 次計画）（2021（令和 3）年 3 月）において掲載されている。それによれば、ZEH 等省エネ住宅への支援件数（累計）として、－（2018 年度）→1,500 件（2030 年度）とされている。

この評価指標は、「山口県ゼロ・エネルギー・ハウス導入支援補助金」の申込数 62 件（令和 4 年度）ではなく、国の ZEH 補助金の山口県内への交付決定件数及び本補助金の交付決定件数である（令和 4 年度交付実績 24 件/募集枠 25 件）。

ZEH の導入増加だけを目的にした補助金であれば、交付決定数を評価指標とすることも妥当と思われるが、本補助金の環境基本計画における施策区分は「1 気候変動対策の推進」及び「6 やまぐちの特性を活かした持続可能な地域づくり」に位置付けられており、本補助金の補助要件として、「山口県産省・創・蓄エネ関連設備を 1 設備以上導入すること」とある以上、本補助金は ZEH 住宅の導入増加数のみではなく同時に山口県産設備の普及促進である。

以上のように考えると、本補助金における評価指標としては、現在示されている国の ZEH 補助金の山口県内への交付決定件数及び本補助金の交付決定件数ではなく、本補助金の申込件数といった本補助金による効果が明確となる評価指標も用いるべきである。

【意見】補助金の効果測定について（有効性、経済性・効率性）

補助金の効果測定として、ハウスメーカー等にヒアリングを行い、内覧会 1 件の開催につき、参加者が ZEH を購入した割合が約 3.5 組というヒアリング結果に基づき、内覧会開催件数 24 件×3.5 組=84 件の ZEH 増加としている。

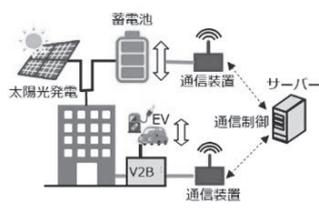
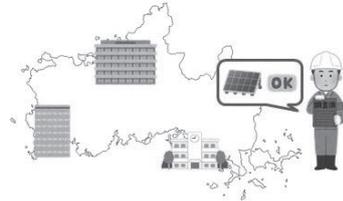
補助金の直接的な効果測定は困難であり、上記のように、ZEH の導入増加だけを目的にした補助金であれば、この効果測定方法としても妥当な部分もあるかもしれないが、本補助金は ZEH の導入増加のみではなく、同時に山口県産設備の普及促進である。本補助金による効果として、山口県産設備を使用した ZEH の選択割合の増加率や経済効果、山口県産設備として太陽光発電システムや給湯システム等の存在の確認、さらに補助金申請者が選択する設備の現状を分析することで単に ZEH の導入増加数のみだけではなく、山口県産設備の競争力増加のための方策を立案していただきたい。

### 3. EV による分散型エネルギー活用推進事業

#### (1) 事業の概要

事業名	EV による分散型エネルギー活用推進事業
担当部局課	環境生活部環境政策課
環境基本計画における施策区分	1 気候変動対策の推進
事業実施の背景（必要性）	<p>①分散型エネルギー活用実証試験（実証試験）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・再エネは天候等による変動が大きく、再エネの変動調整が今後の再エネ普及に重要</li><li>・太陽光発電（PV:Photovoltaic-光起発電）、蓄電池、EV（Electric Vehicle-電気自動車）等の分散型エネルギーを AI・IoT で統合的に制御することで、電力の需給調整を行い、再エネを最大限活用することが可能となり、地球温暖化対策に資する</li></ul> <p>②ゼロカーボン・ドライブ(※)の普及に向けた県有施設における太陽光発電設備等の導入ポテンシャル調査業務（ポテンシャル調査）</p> <p>※再エネ電力と EV を組み合わせ、自動車移動を脱炭素化するとともに、EV を蓄電池として再エネの自家消費や非常用電源に活用する取組</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・国は地域脱炭素ロードマップ(令和 3 年 6 月策定)において公共施設の PV 導入に係る目標を設定（令和 12 年までに設置可能な建築物等の 50%に PV が導入され、令和 22 年には 100% 導入を目指す）</li></ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同ロードマップにおいて、自治体における公用車の電動化の率先実行を明記 (EV の蓄電機能は地域の再エネポテンシャルを最大化する社会インフラとして活用することを目指す)</li> </ul> <p>③県有施設への PV 導入に係る設計業務 (PV 設計業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国の公共施設の PV 導入に係る目標設定を踏まえ、県有施設における PV の率先導入が必要</li> </ul>
<p>事業目的及び達成時期</p>	<p>(事業目的)</p> <p>①実証試験</p> <p>分散型エネルギーを地域内で最大限に活用するため、岩国地域の県有施設をモデルとして、分散型エネルギーを遠隔制御することによる省エネ効果やコスト等を評価</p> <p>②ポテンシャル調査</p> <p>PV が設置可能な県有施設を把握するとともに、ゼロカーボン・ドライブの普及啓発拠点とするため、PV や EV の導入ポテンシャル調査を実施</p> <p>③PV 設計業務</p> <p>県有施設への PV 率先導入に向けた設計業務を実施</p> <p>(達成時期)</p> <p>令和 4 年度</p>
<p>目指すべき将来像</p>	<p>目指すべき将来像</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の分散型エネルギーを IoT で制御し、再エネの変動調整と地産地消を促進</li> <li>・EV 等の蓄電池としての利活用が進み、EV 等の地域への普及を促進</li> </ul>

<p>概要（内容）</p>	<p>①実証試験</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・EV及び蓄電池のマルチユースの検討</li> <li>・EVの導入拡大後の水平展開に向けた検討</li> </ul> <p>②ポテンシャル調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県有施設の基礎調査（文献調査、アンケート調査等）や実地調査により、PVやEVの導入ポテンシャルを把握</li> </ul> <p>③PV設計業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・改築や建て替え予定が有る、宇部総合支援学校及び豊浦総合支援学校におけるPV導入に向けた設計</li> </ul>
<p>事業の概要図等</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>(1) EVの遠隔制御モデル実証</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>(2) 県有施設における再エネ等の導入ポテンシャル調査</p>  </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <p>県有施設を拠点としたゼロカーボン・ドライブの普及啓発</p> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <p>再エネやEVの普及促進・地球温暖化対策の推進</p> </div>
<p>事業の主な実施主体</p>	<p>◎県</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁舎管理者との調整、公用車利用情報等の収集</li> <li>・ポテンシャル調査の実施</li> <li>・PV導入に向けた設計業務の実施</li> </ul> <p>◎分散型エネルギー活用実証プロジェクトチーム（令和3年度設置）※</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実証試験に係る実務（制御装置・システムの開発・調整、制御試験の実施等）</li> <li>・実証試験のとりまとめ</li> <li>・ポテンシャル調査に対する助言等</li> </ul> <p>※分散型エネルギー活用検討会の一部委員で組織</p>

	<p>山口県</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○EVの購入</li> <li>○V2H設置工事</li> </ul> <p>分散型エネルギー活用検討会 (2020.6設置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○分散型エネルギー活用の全体的な検討</li> </ul> <p>分散型エネルギー活用実証プロジェクトチーム (2021.4設置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○実証実施に係る実務</li> </ul>
事業の対象者（誰に対する事業か）	県民、県内業者、県内市町
令和4年度の取組と成果（進捗）の概要	<p>（取組）</p> <p>①実証試験</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・EV及び蓄電池のマルチユースの検討</li> <li>・EVの導入拡大後の水平展開に向けた検討</li> </ul> <p>②ポテンシャル調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文献調査、施設管理者へのアンケート調査、実地調査</li> <li>・構造計算書等による導入量調査</li> </ul> <p>③PV設計業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宇部総合支援学校及び豊浦総合支援学校におけるPV導入に向けた設計</li> </ul> <p>（成果（進捗））</p> <p>①実証試験</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再エネを有効活用することによるCO<sub>2</sub>削減効果を確認</li> <li>・電力市場価格の差を踏まえた充放電やピークカットにより、電気料金の削減効果を確認</li> <li>・天気情報から、予め蓄電池・EVを充電させることで、非常用電源としての有用性を確認</li> <li>・EVを公用車として利用しながら、エネルギーマネジメントなどにも使用できることの確認</li> </ul> <p>②ポテンシャル調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電設備が設置可能な県有施設やゼロカーボン・ドライブの普及啓発効果の高い施設を抽出</li> <li>・「県有施設への太陽光発電設備等の導入計画」を策定</li> </ul> <p>③PV設計業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宇部総合支援学校及び豊浦総合支援学校におけるPV導入に向けた実施設計を実施</li> </ul>
関連する基本方針	やまぐち維新プラン

	やまぐち未来維新プラン
関連する個別計画	山口県地球温暖化対策実行計画
根拠法令の名称 (法律、条例、要綱等)	該当無し
事業区分	①実証試験 継続事業 (令和3年度～令和4年度) ②ポテンシャル調査、③PV設計業務 新規事業 (令和4年度)

(2) 予算額と決算額の3期間推移

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額	—	15,120	28,874
補正後予算額	—	11,550	21,220
決算額	—	11,106	19,984

(3) 令和4年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
委託料	19,706	下記(6) -1~3 参照
旅費	205	職員出張旅費
需用費	39	コピー代、用紙代、車両燃料費他
役務費	18	電話代
使用料及び賃借料費	16	高速道路利用代
合計	19,984	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	—	—
その他	2,100	10.5
一般(県)	17,884	89.5
合計	19,984	100.0

(その他財源の内容) 県債 2,100 千円

## (5) 委託料の3期間推移

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
決算額	—	2,492	19,706
契約方法	—	随意契約	随意契約
委託業者名	—	分散型活用実証プロジェクトチーム	分散型活用実証プロジェクトチーム 外3件

## (6) -1 令和4年度委託契約の概要

契約名	分散型エネルギー活用実証業務
契約期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
業務内容（仕様）	<ul style="list-style-type: none"> <li>分散型エネルギー活用実証プロジェクトチームの運営</li> <li>分散型エネルギー活用実証業務の実施</li> </ul>
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</li> <li>業務委託契約事務取扱要領第2の3(3)イ</li> </ul>
委託業者名	分散型活用実証プロジェクトチーム
業者選定理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>本業務の実施には、プロジェクトの遂行に必要な知識や技術を有する産学公の連携が不可欠である。</li> <li>プロジェクトチームはEVや蓄電池の充放電に係る研究開発の実績の有る者で構成され、本業務を実施し得る唯一の者である。</li> </ul>
予定価格	6,324,000円（税込）
契約金額	6,324,000円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	有り
再委託先	中国電力株式会社
再委託金額	4,488,770円（税込）
検査の概要	<p>（検査対象）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>分散型エネルギー活用実証プロジェクトチームの運営状況</li> <li>分散型エネルギー活用実証業務の実施内容</li> </ul> <p>（検査手法）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>提出された業務実績報告書から適正に業務が実施されているかを確認した。</li> </ul> <p>（検査結果） 合格（適正に業務を遂行している）</p>

## (6) -2

契約名	ゼロカーボン・ドライブの普及に向けた県有施設における太陽光発電設備等の導入ポテンシャル調査業務
契約期間	令和4年8月9日～令和5年2月28日
業務内容（仕様）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務実施計画の立案</li> <li>・ 基礎情報の収集、整理</li> <li>・ アンケート調査用紙の作成、整理</li> <li>・ 導入可能性の判断、発電量の推計</li> <li>・ 実地調査</li> <li>・ 太陽光発電設備導入方針の検討、整理</li> </ul>
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</li> <li>・ 業務委託契約事務取扱要領第2の3(3)イ</li> </ul>
委託業者名	備前グリーンエネルギー株式会社
業者選定理由	・ 公募型プロポーザルにより、最優秀提案者に決定したため
予定価格	12,089,000円（税込）
契約金額	12,089,000円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	<p>（検査対象）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基礎情報調査、アンケート調査結果の整理、実地調査を実施し、太陽光発電設備等の導入可能性や発電量の推計及び導入方針の検討や整理がされているか。</li> </ul> <p>（検査手法）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提出された業務実績報告書から適正に業務が実施されているかを確認した。</li> </ul> <p>（検査結果） 合格（適正に業務を遂行している）</p>

## (6) -3

契約名	①宇部総合支援学校太陽光発電設備設置工事の実施設計業務 ②豊浦総合支援学校太陽光発電設備設置工事の実施設計業務
契約期間	①令和4年11月2日～令和5年3月31日 ②令和4年11月9日～令和5年3月31日
業務内容（仕様）	①宇部総合支援学校に設置する太陽光発電設備の実施設計 ②豊浦総合支援学校に設置する太陽光発電設備の実施設計
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

	業務委託契約事務取扱要領第2の3(3)イ
委託業者名	①株式会社笹戸建築事務所 ②株式会社異設計コンサルタント
業者選定理由	太陽光発電設備は、契約時点で設計中の増築する校舎に設置される予定であり、校舎の設計と太陽光発電設備の設計は並行して進めることとなる。 建築士法第18条の観点より、太陽光発電設備を含む建物全体が法令等に定める基準に適合するよう設計を行う必要があることから、増築する校舎の設計内容を知りえる設計者（設計事務所）が設計する必要があるため、競争入札に適さない。
予定価格	① 925,100円（税込） ②1,515,800円（税込）
契約金額	① 924,000円（税込） ②1,485,000円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	（検査対象）設計図書 （検査手法）提出された設計図書から適正に業務が実施されているか、否かについて確認した。 （検査結果）合格（適正に業務を遂行している）

<参考> 山口県環境基本計画に掲げる数値目標

環境指標	・1-① ・1-②
------	-----------

(7) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約方法の選定が適法、かつ、妥当であるか、否かについて確認した。</li> <li>・公募型プロポーザル方式における審査が適正に行われているか、否かについて確認した。</li> <li>・再委託を含め、委託契約の手続が適正に行われているか、否かについて確認した。</li> <li>・委託業務の検査（履行確認）が適正に行われているか、否かについて確認した。</li> <li>・委託料が適切な時期に支払われているか、否かについて確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・執行伺、業者選定伺、契約締結伺</li> <li>・競争入札等審査会（業務委託契約）資料</li> <li>・委託契約書、業務仕様書</li> <li>・委託契約事務取扱要領</li> <li>・業務委託検査調書、実績報告資料（報告書）</li> </ul>

監査要点	実施手続	証憑書類等
		・請求書、支出負担行為票、支出票
有効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託契約に付する合理性があるか、否かについて確認した（高度な専門的技術を要求等）。</li> <li>・本事業の目指すべき将来像に対する委託業務の適合性について検証した。</li> </ul>	・業務委託検査調書、実績報告資料（報告書）
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託業務の内容に照らして、予定価格の積算内容（業者見積の場合にもその合理性を十分に検証しているか等）を確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務仕様書</li> <li>・見積書</li> </ul>

(8) 監査の結果（指摘事項）または意見

【指摘事項】再委託手続の適正性について（合規性）

県は当事業の実施のために分散型エネルギー活用実証プロジェクトチーム（以下、当項目において「PT」あるいは「受託者」という。）との間で委託契約を締結し、受託者に対して分散型エネルギー活用実証業務を委託している。

業務仕様書に記載の委託内容は、①分散型エネルギー活用実証 PC の運営および②分散型エネルギー活用実証業務の実施の 2 項目となっている。

ここで、令和 4 年 3 月 31 日付で作成された委託契約書の第 13 条（再委託の制限）において、「受託者は本業務の全部又は一部を第三者へ再委託してはならないが、予め書面にて県の承認を得たときはこの限りではない」旨が規定されている。

「令和 4 年度分散型エネルギー活用実証 PT 出納簿」を閲覧したところ、令和 5 年 3 月 20 日付けで「実証試験委託費（4,488,000 円）」の摘要が記載された支出 4,488,770 円があったため、再度確認したところ、令和 4 年 4 月 1 日付けで、PT と中国電力（株）間で「分散型エネルギー活用推進事業の実証システム運用業務」の委託契約を交わしていた。

ここに再委託の事実があり、委託契約書第 13 条の規定に基づき、県は受託者に対して予め書面にて再委託の承認を行う必要があったはずだが、県は受託者に所属する委員が受託者として業務を行っているという認識であり、再委託であるという認識がそもそもなかったことから、実際にはそのような予め書面による承認は行われていなかった。再委託に該当する場合には委託契約書の規定に基づき、事前に書面にて再委託の承認を行うべきである。

【指摘事項】稟議書等における決裁日の記入漏れについて（合規性）

当事業に関連する各種「伺」を閲覧したところ、決裁年月日が未記入となっていた「伺」が複数見受けられた。責任の範囲及び時期の明確化のためにも、事務処理の基準日の明確化は重要な統制業務であり、決裁日を「伺」にも適切に記入すべきである。

#### 4. オゾン層保護対策事業

##### (1) 事業の概要

事業名	オゾン層保護対策事業
担当部局課	環境生活部環境政策課
環境基本計画における施策区分	1 気候変動対策の推進
事業実施の背景（必要性）	・フロン排出抑制法（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律）は、都道府県に全ての事務的手続き（登録、更新等）および権限（指導、勧告、命令等）を有し、県がその費用を負担する必要がある。
事業目的及び達成時期	（事業目的） オゾン層を破壊し、地球温暖化に深刻な影響をもたらすフロン類の大気中への排出を抑制するため、フロン類の回収・破壊の実施の確保、及び業務用冷凍空調機器等に使用されているフロン類の管理の適正化を目的とする。
目指すべき将来像	○「フロン類 30 の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）」等に基づき、フロン類充填回収業者等の登録及び指導を徹底し、フロン類の充填回収及び適正処理を推進する。また、県内の大気環境中のフロン濃度調査を継続して実施し、実態の把握に努める。 ○フロン類の回収・破壊を促進するため、引き続き、関係団体等と連携しながら、フロン類充填回収業登録業者等への立入調査等を通じ、法令遵守を指導するとともに、充填回収量の把握に努める。
事業の概要（内容）	○年 4 回、県内 3 箇所、特定フロン（フロン 11、フロン 12、フロン 113）の環境濃度を継続的に調査し、フロン回収等の取組効果の検証を実施している。 ○フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（以下「フロン排出抑制法」という。）の施行事務 ・第一種フロン類充填回収業者登録等事務 ・県内の第一種フロン類充填回収業者等への立入検査の実施 ・第一種フロン類充填回収量の報告集計
業の主な実施主体	県
事業の対象者（誰に対する事業か）	事業者
令和 4 年度 of 取組と成果（進捗）の概要	（取組）

	<p>○第一種フロン類充填回収業者の登録等事務については、フロン排出抑制法に基づき、事務処理マニュアルを作成しており、適正かつ効率的な事務処理を実施している。</p> <p>○第一種フロン類充填回収業者の登録等の事務処理はマニュアルにより、適正かつ効率的に行っている。</p> <p>○フロン排出抑制法に基づき、立入検査を計画的に実施している。</p>
関連する基本方針	やまぐち維新プラン やまぐち未来維新プラン
関連する個別計画	該当無し
根拠法令の名称 (法律、条例、要綱等)	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律
事業区分	継続事業 (平成3年度～)

(2) 予算額と決算額の3期間推移

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額	357	371	392
補正後予算額	243	371	295
決算額	228	371	295

(3) 令和4年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
旅費	16	職員出張旅費
需用費	128	消耗品等
役務費	136	電話代、郵便代
使用料及び賃借料	15	高速道路利用代
合計	295	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	—	—
その他	888	100.0
一般 (県)	△593	—

財源	金額	比率 (%)
合計	295	100.0

(その他財源の内容) 使用料及び手数料 888 千円 (対象業者の登録手数料が一事業者あたり 5,000 円、5 年毎の更新料 4,500 円)

<参考> 山口県環境基本計画に掲げる数値目標

環境指標	・1-①
------	------

(5) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種実施要領に従い、登録事業者に対して適正に検査が行われていることを各種検査結果集計表にて確認した。</li> <li>年4回計3箇所濃度測定をされていることを確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年度第一種フロン類充填回収登録事業者等への立入検査実施要領</li> <li>令和5年度フロン環境濃度調査(オゾン層保護対策事業)実施要領</li> <li>第一種フロン類回収登録業者立入検査結果集計表</li> <li>第一種特定製品の管理者立入検査結果集計表</li> <li>特定解体工事元請業者立入検査結果集計表</li> <li>令和5年度サンプリングスケジュール(環境大気)</li> </ul>
有効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>各出先機関の検査結果集計表の【指導等事項】を確認し、登録事業者に対して具体的な改善項目について指導されていることを確認した。</li> </ul>	同上
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業に対して必要以上の予算措置を行っていないことを確認した。</li> </ul>	同上

(6) 監査の結果(指摘事項)または意見

【意見】 成果指標の設定について(有効性)

本事業は山口県環境基本計画における数値目標については、「温室効果ガスの排出量」に包含され、当該事業単独ではフロン類の大気中への排出抑制を目的としている。しかし、フロン類の空気中への放出量等を実際に計測するという、アウトプットの観点から成果指標を設定することはかなり難しいと考えられる。

そこで、成果指標の設定について担当者にヒアリングしたところ、県独自の目標値として各事業者に5年に1回の頻度で立入検査を行い各事業者にフロン類の管理の適正化に関する指導を行っている旨の回答を得た。事業として5年に1回の立入検査を想定しているのであれば、インプットの観点になってしまうものの、その活動数値を毎期の目標値とし、本事業の活動内容の成果をより明確に示すべきである。

【意見】立入検査件数について（有効性、経済性・効率性）

令和5年度第一種フロン類充填回収登録事業者等への立入検査実施要領によると、第一種フロン類充填回収業者に対しては「登録更新が行われるまでの間（5年）に1度は、立入検査を実施する」と記載されているが、令和4年度は県内登録事業者約262件に対して立入検査件数は40件であった。事業者の登録の有効期間内（5年）に1度は県の検査を受け法令順守の指導を受けることが必須であるなら、県としては年間52件を目標に検査を実施しなければならないことになり、登録事業者数に対しては、20%を目安に実施しなければならないことになるが、実施件数は15%程度に留まっている。また、20%を超えているのは、平成30年度のみである。（下記表参照）

登録事業者に対して5年に1度の立入検査を実施できるような体制を急ぎ構築・整備するためには、毎年度の立入実施件数を正確に把握し、予定目標件数と実績に乖離があるのであれば出先機関と綿密な連携を取り、対象事業者の選定を行い、効率的に検査を実施すべきである。

また、例えば、特に処理ガス量の多い施設を選別し、重点的に立入検査を実施し、指導を行うという、めりはりをつけた手法が現実的でより効率的と考える。

立入検査件数の推移

	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
①登録事業者数（件）	267	270	271	265	262
②立入検査件数（件）	60	43	43	37	40
②/① 調査件数割合（%）	22.5	15.9	15.9	14.0	15.3
②×20% 目標調査件数（件）	53	54	54	53	52

5. 大気汚染常時監視事業

(1) 事業の概要

事業名	大気汚染常時監視事業
担当部局課	環境生活部環境政策課
環境基本計画における 施策区分	4 生活環境の保全

事業実施の背景（必要性）	大気汚染防止法第 22 条に基づき、大気汚染状況の常時監視を行うことは、県知事の義務となっている。（法定受託事務）																																																	
事業目的及び達成時期	<p>（事業目的）</p> 環境基準の達成状況等の監視、発生源となる工場の排出ガス量等の把握を行うとともに、県民に的確な情報提供を行う。																																																	
目指すべき将来像	大気の汚染に関し、県民の健康を保護するとともに生活環境を保全する。																																																	
事業の概要（内容）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テレメータによる大気汚染の監視</li> <li>・監視の結果、測定値が規定値に達した際、県民、工場への発令・注意喚起</li> <li>・大気環境監視システムの保守管理</li> <li>・大気測定局の機器整備及び保守管理</li> <li>・有害大気汚染物質の監視等</li> </ul>																																																	
事業の概要図等	<p>大気汚染監視測定網</p> <table border="1" data-bbox="970 913 1334 1256"> <thead> <tr> <th colspan="4">山口県テレメータ測定局</th> </tr> <tr> <th>地区</th> <th>測定局名称</th> <th>地区</th> <th>測定局名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">和木・岩国</td> <td>和木コミュニティセンター</td> <td rowspan="2">防府</td> <td>防府市役所中関小学校</td> </tr> <tr> <td>麻里布小学校 愛宕小学校</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">柳井</td> <td>柳井市役所</td> <td rowspan="2">山口</td> <td>環境保健センター</td> </tr> <tr> <td>光高校</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">光</td> <td>浅江中学校</td> <td rowspan="2">宇部</td> <td>岬児童公園 宇部総合庁舎 厚南市民センター</td> </tr> <tr> <td>豊井小学校</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">下松</td> <td>下松市役所</td> <td rowspan="2">山陽小野田</td> <td>竜王中学校 須恵健康公園</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">周南</td> <td>備前小学校</td> <td rowspan="2">美祿</td> <td>美祿青嶺高校 美祿さくら公園</td> </tr> <tr> <td>徳山商工高校</td> <td></td> </tr> <tr> <td>周南総合庁舎</td> <td rowspan="2">長門</td> <td>長門土木建築事務所</td> </tr> <tr> <td>浦山送水場</td> <td></td> </tr> <tr> <td>宮の前児童公園</td> <td>萩</td> <td>萩健康福祉センター</td> </tr> <tr> <td>三田川交差点</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	山口県テレメータ測定局				地区	測定局名称	地区	測定局名称	和木・岩国	和木コミュニティセンター	防府	防府市役所中関小学校	麻里布小学校 愛宕小学校		柳井	柳井市役所	山口	環境保健センター	光高校		光	浅江中学校	宇部	岬児童公園 宇部総合庁舎 厚南市民センター	豊井小学校		下松	下松市役所	山陽小野田	竜王中学校 須恵健康公園			周南	備前小学校	美祿	美祿青嶺高校 美祿さくら公園	徳山商工高校		周南総合庁舎	長門	長門土木建築事務所	浦山送水場		宮の前児童公園	萩	萩健康福祉センター	三田川交差点		
山口県テレメータ測定局																																																		
地区	測定局名称	地区	測定局名称																																															
和木・岩国	和木コミュニティセンター	防府	防府市役所中関小学校																																															
	麻里布小学校 愛宕小学校																																																	
柳井	柳井市役所	山口	環境保健センター																																															
	光高校																																																	
光	浅江中学校	宇部	岬児童公園 宇部総合庁舎 厚南市民センター																																															
	豊井小学校																																																	
下松	下松市役所	山陽小野田	竜王中学校 須恵健康公園																																															
周南	備前小学校	美祿	美祿青嶺高校 美祿さくら公園																																															
	徳山商工高校																																																	
	周南総合庁舎	長門	長門土木建築事務所																																															
	浦山送水場																																																	
	宮の前児童公園	萩	萩健康福祉センター																																															
三田川交差点																																																		
事業の主な実施主体	県																																																	
事業の対象者（誰に対する事業か）	全県民、県内事業者																																																	
令和 4 年度の取組と成果（進捗）の概要	<p>（取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・テレメータによる大気汚染の監視</li> <li>・大気環境監視システムの保守管理</li> <li>・大気測定局の機器整備及び保守管理</li> <li>・有害大気汚染物質の監視</li> </ul> <p>（成果（進捗））</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・テレメータによる大気汚染の監視を実施</li> <li>・県民、工場に対し、オキシダント情報発令</li> <li>・大気測定局の機器整備</li> </ul>																																																	

	(窒素酸化物計4台、浮遊粒子状物質計3台、微小粒子状物質計4台、風向風速計1台、二酸化硫黄計2台、大気採取装置3台、気象観測装置2台、オキシダント計3台)
関連する基本方針	やまぐち維新プラン やまぐち未来維新プラン
関連する個別計画	該当無し
根拠法令の名称 (法律、条例、要綱等)	大気汚染防止法、山口県公害防止条例
事業区分	継続事業(昭和49年(1974年)度～)

(2) 予算額と決算額の3期間推移

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額	98,329	97,500	102,320
補正後予算額	86,832	90,672	90,442
決算額	85,903	89,909	87,008

(3) 令和4年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
報酬	2,897	会計年度任用職員報酬
手当等	588	会計年度任用職員手当
共済費	12	会計年度任用職員共済費
旅費	270	会計年度任用職員旅費等
一般需用費	5,212	大気測定局電気料、測定機器修理料
役務費	332	通信料
委託料	38,712	測定機器保守
使用料及び賃借料	11,609	大気環境監視システムリース料
備品購入費	27,376	測定機器購入料
合計	87,008	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率(%)
国庫	23,813	27.4
その他	—	—

財源	金額	比率 (%)
一般 (県)	63,195	72.6
合計	87,008	100.0

(5) 委託料の3期間推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
決算額	38,134	38,662	38,324
契約方法	一般競争入札	一般競争入札	一般競争入札
委託業者名	(株)片岡計測器サービス 外1件	(株)片岡計測器サービス 外1件	(株)片岡計測器サービス 外1件

(6) -1 令和4年度委託契約の概要

契約名	大気環境監視測定局保守管理業務
契約期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
業務内容 (仕様)	測定局舎、並びに設置の各測定機の保守管理業務
契約方法	一般競争入札
契約の法令根拠	地方自治法第234条
委託業者名	(株)片岡計測器サービス
業者選定理由	最低価格
予定価格	38,324,000円 (税込)
契約金額	38,324,000円 (税込)
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	<p>(検査対象及び検査手法)</p> <p>日々の業務において各測定機が適切に作動していることを測定データにてテレメータで確認した。</p> <p>また異常発生時に速やかに必要な処理が行われたことを確認した。</p> <p>(検査結果) 合格</p>

(6) -2

契約名	化学物質総合管理システム維持・保守業務
契約期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
業務内容 (仕様)	化学物質総合管理システムの保守業務
契約方法	随意契約

契約の法令根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号</li> <li>・ 業務委託契約事務取扱要領第 2 の 3 (3) ア</li> </ul>
委託業者名	株式会社日立システムズ山口支店
業者選定理由	業務の内容がシステムの開発業者である株式会社日立システムズに依存する特殊技術を必要とするため
予定価格	396,000 円 (税込)
契約金額	396,000 円 (税込)
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	<p>(検査対象及び検査手法) 当システムを業務において使用し、期待したとおりに作動することを確認した。</p> <p>(検査結果) 合格</p>

<参考> 山口県環境基本計画に掲げる数値目標

環境指標	・ 4 大気関係
------	----------

(7) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約方法の選定が適法かつ妥当であるか確認した。</li> <li>・ 公募型プロポーザル方式における審査が適正に行われているか確認した。</li> <li>・ 再委託を含め、委託契約の手続が適正に行われているか確認した。</li> <li>・ 委託業務の検査(履行確認)が適正に行われているか確認した。</li> <li>・ 一般需用費、使用料及び賃借料、備品購入費の支出に関する手続が適法かつ妥当であるか確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 執行伺、業者選定伺、契約締結伺</li> <li>・ 競争入札等審査会(業務委託契約)資料</li> <li>・ 委託契約書、業務仕様書</li> <li>・ 委託契約事務取扱要領</li> <li>・ 業務委託検査調書、実績報告資料(報告書)</li> <li>・ 物品購入決議書、物品調達等審査会、物品調達等入札執行伺</li> <li>・ 物品売買契約書</li> <li>・ 支出負担行為票</li> <li>・ 物品検査調書</li> <li>・ 納品書、請求書、支出票</li> </ul>

監査要点	実施手続	証憑書類等
		・台帳登録確認リスト
有効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託契約に付する合理性があるか確認した。</li> <li>・委託業務や一般需用費、使用料及び賃借料、備品購入費の支出内容の事業目的への適合性について検証した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務委託検査調書、実績報告資料（報告書）</li> <li>・物品購入決議書、物品調達等審査会</li> </ul>
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託業務の内容に照らして、予定価格の積算内容（業者見積の場合にもその合理性を十分に検討しているか等）を確認した。</li> <li>・備品購入費について、調達時の入札に係る予定価格及び落札価格が妥当か検証した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務仕様書</li> <li>・見積書</li> <li>・物品購入決議書、物品調達等審査会</li> </ul>

(8) 監査の結果（指摘事項）または意見

【指摘事項】 見積書の徴求について（合规性）

執行伺に添付の見積書と契約締結伺に添付の見積書が同一の見積番号となっており、執行伺に添付のものはコピーとなっていた。

予定価格の積算根基としての見積書と契約締結時における契約金額の確認のための見積書は各々事業者から徴求すべきである。

【指摘事項】 稟議書等における決裁日の記入漏れについて（合规性）

当事業に関連する各種「伺」を閲覧したところ、決裁年月日が未記入となっていたものが散見された。責任の範囲及び時期の明確化のためにも、事務処理の基準日の明確化は重要な統制業務であり、決裁日を「伺」にも適切に記入すべきである。

【意見】 備品購入費に係る入札における予定価格と落札価格等の乖離について（経済性・効率性）

備品購入費に計上されている機器の購入に関する「物品購入決議書」、「物品調達等審査会」、「物品調達等入札執行伺」等を閲覧したところ、予定価格の半値以下で落札された案件があった。

予定価格は、入札に参加する事業者から見積書を入手し、決定されているが、予定価格と落札価格との乖離が大きい場合、予定価格の意味が薄れてしまう結果となる。また逆に予定価格決定に際して入手する見積書の金額が取引価格の相場よりも高い可能性も考えられる。

過去において予定価格と落札価格の乖離が大きい備品の購入に係る予定価格の決定に際しては、事業者からの見積書だけではなく、過去の落札状況・実際の契約金額を勘案し、実際の取引価格に近づける仕組となるように改善が望まれる。

## 6. 騒音振動悪臭対策事業

### (1) 事業の概要

事業名	騒音振動悪臭対策事業
担当部局課	環境生活部環境政策課
環境基本計画における施策区分	4 生活環境の保全
事業実施の背景（必要性）	<p>一般環境中の航空機の騒音、新幹線鉄道の騒音・振動については環境基本法等に基づき、実態調査を行うとともに、住宅防音工事等、関係機関に改善要請を行う等、障害防止対策を行わなければならない。</p> <p>一方、著しい騒音・振動、悪臭等を発生する施設、工場・事業場は、騒音規制法・振動規制法および山口県公害防止条例等に基づき、規制基準を遵守させる必要がある（法については各市町に権限移譲されている）。</p>
事業目的及び達成時期	<p>（事業目的） 環境基準の達成状況を確認することで環境の維持・向上に向けた対策の実施につながる。</p> <p>（達成時期） 各年度の環境基準達成状況</p>
目指すべき将来像	騒音等に係る環境上の条件について、維持されることが望ましい基準を達成することにて、県民の健康を保護し、生活環境を保全する。
事業の概要（内容）	<p>環境基本法の規定に基づく騒音に係る環境上の条件につき、生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持することが望ましい航空機騒音、新幹線騒音及び自動車交通騒音等に係る基準の実態を把握することは、今後の騒音対策に資する。</p> <p>著しい騒音・振動、悪臭等を発生する施設、工場・事業場については、山口県公害防止条例に基づき悪臭物質等の規制基準の監視を行う。</p>

<p>事業の概要 図等</p>	
<p>事業の主な 実施主体</p>	<p>県</p>
<p>事業の対象 者（誰に対 する事業 か）</p>	<p>県民</p>
<p>令和4年度 の取組と成 果（進捗）の 概要</p>	<p>（取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>山口宇部空港周辺航空機騒音調査</li> <li>防府飛行場周辺航空機騒音調査</li> <li>小月飛行場周辺航空機騒音調査</li> <li>新幹線鉄道騒音・振動調査</li> <li>自動車交通騒音調査（町）</li> </ul> <p>（成果（進捗））</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>山口宇部空港周辺航空機騒音調査：環境基準達成</li> <li>防府飛行場周辺航空機騒音調査：環境基準達成</li> <li>小月飛行場周辺航空機騒音調査：環境基準達成</li> <li>新幹線鉄道騒音・振動調査：環境基準超過 （JRに対し、音源対策を要請）</li> <li>自動車交通騒音調査（町）：環境基準達成</li> </ul>
<p>関連する基 本方針</p>	<p>やまぐち維新プラン やまぐち未来維新プラン</p>
<p>関連する個 別計画</p>	<p>該当無し</p>
<p>根拠法令の 名称</p>	<p>環境基本法 山口県公害防止条例 騒音規制法</p>

(法律、条例、要綱等)	振動規制法
事業区分	継続事業 (平成以前)

(2) 予算額と決算額の3期間推移

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額	9,630	692	10,687
補正後予算額	9,567	692	10,176
決算額	9,411	623	10,176

(予算額及び決算額の著増減事項等) 騒音測定機器更新のため

(3) 令和4年度決算額の内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
委託料	250	下記(6)参照
需用費	193	消耗品費
役務費	86	電話代
工事請負費	1,742	パンザマスト更新
備品購入費	7,905	騒音計更新
合計	10,176	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率(%)
国庫	—	—
その他	—	—
一般(県)	10,176	100.0
合計	10,176	100.0

(5) 委託料の3期間推移

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
決算額	222	244	816
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約
委託業者名	(株)片岡計測器サービス	(株)片岡計測器サービス	(株)片岡計測器サービス

(6) 令和4年度委託契約の概要

契約名	航空機騒音監視システム保守管理業務
契約期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
業務内容（仕様）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保守点検 システムを常時正常に稼働させるために必要な点検業務を行う年2回保守点検を実施し、その際、破損している関連部材の交換を行うこと。</li> <li>・緊急点検 システムが正常に稼働していない旨、通報を受けた際は速やかに点検すること。</li> </ul>
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方自治法施行令第167条の2第1項第1号</li> <li>・業務委託契約事務取扱要領第2の3(3)ア</li> </ul>
委託業者名	(株)片岡計測器サービス
業者選定理由	競争入札参加資格者名簿（業務委託）のうち、大分類10「整備」小分類02「機械・機器及び金属類」に登録のある業者を選定。
予定価格	816,200円（税込）
契約金額	816,200円（税込） ※うち当該事業250,000円
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	<p>（検査対象）</p> <p>航空機騒音監視システム点検を保守管理業務仕様書に基づき、立会・報告書の提出を行い、適切な管理業務を確認。</p>

(7) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託契約書及び仕様書を閲覧し、適正な契約事務であること、また公権力の行使に当たる可能性のある事務委託ではないことを確認した。</li> <li>・契約方法の選定が適正かつ妥当であるか、否かについて質問した。また随意契約であることから、当該契約方法によることを可能とする規則等を閲覧した。</li> </ul>	<p>（委託契約）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務委託事務取扱要領</li> <li>・執行伺</li> <li>・航空機騒音監視システム保守管理業務仕様書</li> <li>・契約締結伺</li> <li>・委託契約書</li> <li>・保守点検報告書（9月、3月）</li> <li>・航空機騒音計の保守点検に係る報告書</li> </ul>

監査要点	実施手続	証憑書類等
	<p>・委託業務の検査が適正に行われていることを確認した。また検査に関する具体的な方法を質問し、適切に評価されていることを確認した。</p> <p>・工事請負費（八王子ポンプ場パンザマスト設置工事・岩国市立愛宕小学校大気測定局舎解体・撤去工事）及び備品購入費（航空機騒音観測システム）について関連資料を閲覧し、適切な契約事務が行われていることを確認した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通信システム及びデータ処理システムに係る報告書（9月、3月）</li> <li>・支出負担行為票</li> <li>・請求書（前期分、後期分）</li> <li>・支出票（前期分、後期分）（工事請負費）</li> <li>・起工伺</li> <li>・競争入札等審査会記録</li> <li>・仕様書</li> <li>・工事起工設計書</li> <li>・見積業者選定調書</li> <li>・予定価格調書</li> <li>・見積合執行調書</li> <li>・工事契約締結伺</li> <li>・工事請負契約書</li> <li>・支出負担行為票</li> <li>・執行伺（変更）</li> <li>・契約締結伺（変更）</li> <li>・工事請負変更契約書</li> <li>・支出負担行為票（変更）</li> <li>・工事引渡書</li> <li>・工事検査調書</li> <li>・完成検査確認通知書</li> <li>・工事完了届</li> <li>・引取書</li> <li>・請求書</li> <li>・支出票（備品購入費）</li> <li>・物品調達等審査会記録</li> <li>・仕様書</li> <li>・物品購入決議書</li> <li>・物品調達等入札執行伺</li> <li>・予定価格調書</li> <li>・応札物品確認票</li> <li>・入札執行結果一覧表</li> </ul>

監査要点	実施手続	証憑書類等
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・物品購入契約締結伺</li> <li>・物品売買契約書</li> <li>・支出負担行為票</li> <li>・物品検査調書</li> <li>・納品書・請求書</li> <li>・支出票</li> <li>・台帳登録確認リスト</li> </ul>
有効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託契約に付する合理性があるか、否かについて確認した。</li> <li>・委託の効果（実効性）をどのように分析し、さらに評価を行っているか、否かについて質問した。</li> <li>・本事業の目指すべき将来像に関する委託業務の適合性について確認した。</li> <li>・航空機騒音計更新計画の進捗状況について質問し、適切であることを確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保守点検報告書（9月、3月）</li> <li>・航空機騒音計の保守点検に係る報告書</li> <li>・通信システム及びデータ処理システムに係る報告書（9月、3月）</li> <li>・航空機騒音計年間使用状況</li> </ul>
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託業務、請負工事及び備品購入の内容を検証し、予定価格の積算方法を確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・執行伺</li> <li>・予定価格調書</li> <li>・参考見積書</li> </ul>

(8) 監査の結果（指摘事項）または意見

【意見】測定機器移設後の局舎解体・撤去について（有効性、経済性・効率性）

令和4年度に工事請負費として岩国市立愛宕小学校大気測定局舎の解体・撤去工事を実施している。局舎内に設置されていた測定機器は、平成30年1月に同小学校内の別の場所に移設済とされていたが、何らかの事情にて局舎のみが残置されており、今回、その大気測定局舎が解体・撤去された。当該大気測定局舎は小学校敷地内にあり、設置から既に約40年近くが経過しており、老朽化による建屋の倒壊リスクのみならず、建物死角にて児童に対して危険をもたらすリスクを考えると早期での撤去が必要であったと考えられるが、予算策定時点では局舎解体・撤去の予算措置はされていなかった。そこで、令和4年度に予定されていたパンザマスト設置工事が、当初予算2,090,000円であったのに対し、実際には721,820円で措置できたことから、予算残額を転用し、当該工事を実施している。

当該大気測定局舎は測定機器専用のため、機器移設後は不要となることから、機器移設に伴い、自ずと解体・撤去が必要となるが、「何らかの事情」にて当該局舎は解体・撤去されずにそのままの状態が残されていた。このような場合は、測定機器移設が計画され、移設後、

不要となる局舎についても、移設時に解体・撤去等の適切な対応を取る予算措置が必要であった。

今回の事例を基に、今後使用見込が無い不要建物がそのまま残置されていないか、否かについて再度、総点検を行い、残置されたままの状態があれば、各々の危険度について適切に評価を行い、危険度が高い順に計画的に解体・撤去を実施されたい。

**【意見】事業経過の記録について（有効性、経済性・効率性）**

当該工事は、対象となる大気測定局舎の設置場所や設置後の経過年数を鑑み、過年度から適切な対応を取る必要性が認識されるべきであった。しかし予算策定時には解体・撤去の工事費は計上されていなかったにも関わらず、解体・撤去の工事を実施するに当たり、なぜその解体・撤去の工事が追加で実施されることになったのか、さらに未だ実施を待つ事業は他にも幾多ある中で、この解体・撤去事業が第一に選択された理由について適切な合理性の存在が求められる。しかし、この解体・撤去事業に関してそれらの合理性を適切に検証した記録は全く無く、したがって客観的に第三者が本解体・撤去事業について合理性の判断を下すことが出来ない。

今回のこの解体・撤去工事については、小学校敷地内に残された老朽化建物として「緊急性」があったと推察できるが、必然性や緊急度について他の工事事業との比較・検討を行わなければ、果たして本解体・撤去事業を最優先させるべきであったか、否かについては判別不能の状態である。さらに、今回、当該大気測定局舎が解体・撤去されず、そのままの状態に残置されていた理由についても同様に全く記録が存在せず、「何らかの事情」とのみしか説明を受けていない。

県としては、県民の安心安全な暮らしを守る義務があり、それらに対しては限られた予算で有効かつ効率的に事業を実施されなければならない。したがって、県民への十分な説明責任を果たすためにも、また業務を有効かつ効率的に遂行するためにも検討過程を含めた詳細な記録を全て残しておく必要がある。さらに、資産に関する費用は、減価償却費と維持補修費を合わせて検討することが重要であることを申し添える。

**【意見】航空機騒音計の計画的な更新について（有効性、経済性・効率性）**

航空機騒音の実態調査は県民の生活環境を保全するために不可欠な調査である。当該調査に使用している騒音計（現在、10台保有）は、更新計画に基づき、定期的に更新を進め、5年で一巡するように計画されている。航空機騒音計メーカーによると、通常、騒音計の設計寿命は8～10年間であるが、海岸近くでの使用の場合、状況によって耐用年数は5年間程度に短縮する可能性もあるといわれている。現在、順次更新している既存の騒音計は、平成21年度に更新されたものであり、既に設置後10年以上が経過している。

耐用年数を超えて使用すれば、急な故障等により測定ができなくなる可能性も高くなり、耐用年数を考慮した更新計画を作成し、騒音調査が継続して行われるようにすべきである。限られた予算額の中で、他の調査用機器の更新との兼ね合いもあり、耐用年数通りの更新は

現実的には難しいかもしれないが、その点は日々の保守管理にて早めに機器の異常を把握し、修理等の対応を取ることで補い、適切な更新計画及び日々の保守管理の「両輪」で騒音調査に欠測等の支障をきたさぬよう、引き続き取り組んでいただきたい。

## 7. 環境影響評価指導審査事業

### (1) 事業の概要

事業名	環境影響評価指導審査事業
担当部局課	環境生活部環境政策課
環境基本計画における施策区分	7 共通的・基盤的施策の推進
事業実施の背景（必要性）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境に著しい影響を及ぼす開発事業等については、「環境影響評価法」及び「山口県環境影響評価条例」に基づき、事業者があらかじめ環境への影響について調査や予測・評価を行い、住民等からの意見を聴いた上で、適切な環境への配慮を実施する必要がある。（＝環境影響評価制度）</li> <li>・最近では、太陽光や風力発電等、再エネの導入が進む中、環境影響に対する地域の懸念が増している。こうした懸念に対し、環境への適正な配慮と地域との対話プロセスは不可欠であり、環境影響評価制度の重要性は高まっている。</li> </ul>
事業目的及び達成時期	<p>（事業目的）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境影響評価制度を適切かつ効果的に運用することで、事業の計画・実施に際しての環境影響の回避・低減につなげる。</li> </ul> <p>（達成時期）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個々の事業における環境影響評価制度手続き完了時期</li> </ul>
目指すべき将来像	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境に著しい影響を及ぼすおそれのある開発事業等において、環境の保全に適正な配慮がなされることを確保し、将来の県民の健康で文化的な生活の確保に資する。</li> </ul>
事業の概要（内容）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事務は、環境影響評価法及び山口県環境影響評価条例に基づく環境影響評価手続の中で、計画段階環境配慮書、環境影響評価方法書及び準備書について、環境保全の見地からの知事の意見を形成する事務である。</li> <li>・計画段階環境配慮書、環境影響評価方法書及び準備書について意見形成の際には、技術審査会及び公聴会を開催するとともに、関係市町長等に環境保全上の意見を求める。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業着手後も、同条例に基づき、環境保全措置に係るフォローアップを行う。</li> </ul>
事業の概要図等	
事業の主な実施主体	県
事業の対象者（誰に対する事業か）	県民、事業者
令和4年度の取組と成果（進捗）の概要	<p>（取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「（仮称）周南市長穂太陽光発電事業」 ～配慮書、方法書の審査《意見照会等含む》</li> <li>「（仮称）下関北九州道路」 ～方法書の審査《意見照会等含む》</li> <li>その他、環境影響評価実施中案件のフォローアップ</li> <li>「山口県環境影響評価技術審査会」の開催《全6回》</li> <li>「第39回環境影響評価中国四国ブロック協議会」の開催《引き受け幹事県》</li> </ul> <p>（成果（進捗））</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>次の環境影響評価図書に対する知事意見の提出</li> <li>✓ 「（仮称）周南市長穂太陽光発電事業」 配慮書</li> <li>✓ 「（仮称）周南市長穂太陽光発電事業」 方法書</li> <li>✓ 「（仮称）下関北九州道路」 方法書</li> </ul>
関連する基本方針	やまぐち維新プラン やまぐち未来維新プラン
関連する個別計画	該当無し
根拠法令の名称 （法律、条例、要綱等）	環境影響評価法 山口県環境影響評価条例 山口県環境影響評価技術指針
事業区分	継続事業（平成11年度～）

## (2) 予算額と決算額の3期間推移

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額	2,745	2,004	2,005
補正後予算額	3,297	1,124	1,899
決算額	2,753	1,015	1,631

## (3) 令和4年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
報酬	867	審査会委員報酬等
給料	424	会計年度任用職員
職員手当等	123	会計年度任用職員
共済費	82	会計年度任用職員
旅費	40	審査会委員旅費、職員出張旅費
需用費	55	コピー代、用紙代、車両燃料費他
役務費	7	電話代
使用料及び賃借料	33	高速道路利用代
合計	1,631	

## (4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	—	—
その他	—	—
一般(県)	1,631	100.0
合計	1,631	100.0

## (5) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	・令和4年度の取組及び成果について、関係法令に準拠して行われていることを確認した。	・環境影響評価法 ・山口県環境影響評価条例 ・山口県環境影響評価技術審査会議事録及び関連資料

監査要点	実施手続	証憑書類等
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・知事意見提出に至る過程の稟議書等</li> <li>・公表された知事意見</li> <li>・配慮書、方法書</li> </ul>
有効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知事意見提出までの取組について関連資料を閲覧し、市町村及び審査会の意見を勘案したものとされていることを確かめた。</li> <li>・庁内での意見集約方法及び技術審査会の構成員について質問し、環境について多様な側面で評価される仕組みとなっていることを確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山口県環境影響評価技術審査会議事録及び関連資料</li> <li>・知事意見提出に至る過程の稟議書等</li> <li>・公表された知事意見</li> <li>・山口県環境影響評価技術審査会委員名簿</li> </ul>
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知事の意見を形成するにあたり、期限を守りながら経済性・効率性を確保するための取組について質問を行った。</li> <li>・支出に関して、不合理なものがないことを確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経費支払いに関する稟議書</li> </ul>

(6) 監査の結果（指摘事項）または意見  
記載すべき指摘事項及び意見はない。

## 8. 環境保全管理運営対策事業

### (1) 事業の概要

事業名	環境保全管理運営対策事業
担当部局課	環境生活部環境政策課
環境基本計画における施策区分	7 共通的・基礎的施策の推進
事業実施の背景（必要性）	本県の良好かつ快適な環境の恵みやその環境を将来の世代へ引き継いでいくことは今の時代を生きる世代の責務である。また一方で、近年、地球温暖化に起因する気候変動等、深刻な様々な課題が地球規模で顕在化しており、それらの課題克服に向け、より実効性のある取組が求められている。
事業目的及び達成時期	（事業目的） 県内環境の保全を図る。

	(達成時期) 個々の事業における手続完了時期
目指すべき将来像	現在及び将来の県民全てが健康で文化的な生活を営む上で必要とする潤いと安らぎのある快適な環境の保全と創造
事業の概要 (内容)	<p>①ばい煙施設等実態調査 各事業場から提出された調査票を電算処理し、国への報告、行政資料作成等のための必要な統計処理を行う。</p> <p>②公害防止等の指導、公害紛争処理法の施行に関する事務</p> <p>③環境白書の作成 山口県環境基本条例第 12 条の規定による環境の状況及び環境の保全に関する施策に係る年次報告</p> <p>④事務処理交付金の交付 山口県の事務処理の特例に関する条例に基づき、下関市が処理することとされた事務について必要な経費を交付する。</p> <p>⑤その他環境保全の管理運営 県内急速充電器の保守管理等</p>
事業の主な実施主体	県
事業の対象者 (誰に対する事業か)	県民、事業者、市町
令和 4 年度の取組と成果 (進捗) の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ばい煙施設等実態調査の実施</li> <li>・環境白書の作成 令和 4 年 9 月県議会において「環境の状況及び環境の保全に関する施策について」の報告を行った。</li> <li>・事務処理交付金の交付 山口県の事務処理の特例に関する条例に基づき、下関市に対し事務処理交付金を交付した。</li> <li>・その他県内急速充電器の保守管理を実施した。</li> </ul>
関連する基本方針	やまぐち維新プラン やまぐち未来維新プラン
関連する個別計画	該当無し
根拠法令の名称 (法律、条例、要綱等)	山口県環境基本条例 公害紛争処理法 山口県公害審査会の設置等に関する条例 山口県の事務処理の特例に関する条例
事業区分	継続事業 (平成以前年度～)

(2) 予算額と決算額の3期間推移

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額	10,374	9,641	8,878
補正後予算額	9,574	8,537	8,844
決算額	8,990	7,784	7,941

(3) 令和4年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
旅費	246	職員出張旅費
需用費	2,741	コピー代、用紙代、車両燃料費他
役務費	53	電話代他
委託料	3,079	下記(6)-1~3参照
使用料及び賃借料	28	高速道路通行代
負担金、補助及び交付金	1,794	下記(8)参照利用料
合計	7,941	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率(%)
使用料及び賃借料	68	0.9
その他	3,283	41.3
一般(県)	4,590	57.8
合計	7,941	100.0

(その他財源の内容) 急速充電器維持権利金 3,283千円

(5) 委託料の3期間推移

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
決算額	3,270	3,309	3,079
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約
委託業者名	㈱ミントウェブ外2件	㈱ミントウェブ外2件	㈱ミントウェブ外2件

(6) -1 令和4年度委託契約の概要

契約名	電気自動車急速充電器保守管理
-----	----------------

契約名	電気自動車用急速充電器保守管理委託業務
契約期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
業務内容（仕様）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コールセンターの運営、サービスサイト利用加盟</li> <li>・障害や故障発生時の対応、消耗部品の交換</li> <li>・定期点検保守</li> </ul>
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</li> <li>・業務委託契約事務取扱要領第2の3(3)イ</li> </ul>
委託業者名	株式会社ミントウェーブ
業者選定理由	県が5カ所に設置した電気自動車用急速充電器は全て東光高岳製であり、その保守管理を委託できるライセンスを有するのは株式会社ミントウェーブ（株式会社東光高岳の100%子会社）のみであるため。
予定価格	1,950,300円（税込）
契約金額	1,950,300円（税込）
変更契約の有無	有り
変更契約の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保守管理を委託している電気自動車用急速充電器のうち、3基については、県が加盟店契約を締結している株式会社 e-Mobility Power との8年間（平成26年11月又は12月から令和4年11月又は12月まで）の加盟店契約期間満了以降、株式会社 e-Mobility Power と株式会社ミントウェーブとの間で保守管理契約を締結することになるため、3基の契約期間を短縮（令和4年11月又は12月まで）したものの。</li> <li>・3基の保守管理契約プランは①コールセンター運営費、サービスサイト利用費、②修理に伴う出張等費用、③定期点検費用である。このうち、①及び②は契約期間内に無制限で対応するため、契約期間に依らず、定額であること、また③定期点検費用は令和4年10月に点検が実施済であることから、契約期間を変更しても契約金額は同額となる。</li> </ul>
変更後契約金額	1,950,300円（税込）
再委託の有無	無し
検査の概要	<p>（検査対象）電気自動車用急速充電器の保守管理を適切に実施したかどうかについて確認した。</p> <p>（検査手法）提出された業務実績報告書から適正に業務が実施されているかどうかについて確認した。</p> <p>（検査結果）合格（適正に業務を遂行している）</p>

## (6) -2

契約名	「やまぐち環境 WEB」保守管理及びデータ、コンテンツ管理業務
契約期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
業務内容（仕様）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システムの保守管理</li> <li>・同システムで運用・利用されるデータ、コンテンツ等の管理</li> </ul>
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方自治法施行令第167条の2第1項第1号</li> <li>・業務委託契約事務取扱要領第2の3(3)ア</li> </ul>
委託業者名	株式会社 DERESI
業者選定理由	<p>本 WEB システムは、令和3年6月に公募型プロポーザルの結果、最優秀提案者となった株式会社 DERESI と委託契約し、構築したものであり、「ぶちエコアプリ」と関係したイベント情報や動画の配信等の複数の複雑なコンテンツを有するシステムとなっている。</p> <p>今回の WEB システムの保守管理及び関連データ、コンテンツ管理等業務は、データの更新の際、アプリ側も含めたエラーチェック対応等が伴う業務であるため、当該 WEB 及びアプリ双方に精通している必要があり、当該業務は株式会社 DERESI しか対応できない。</p>
予定価格	792,000 円（税込）
契約金額	792,000 円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	<p>（検査対象）仕様書のとおり業務が実施されたか、否かについて確認した。</p> <p>（検査手法）提出された業務報告書により、適正に業務が実施されているか、否かについて確認した。</p> <p>（検査結果）合格</p>

## (6) -3

契約名	令和4年度実態調査票等データエントリー業務
契約期間	令和4年6月8日～令和5年3月31日
業務内容（仕様）	依頼する入力帳票に記載してある文字等を、電子計算機等入力機器が識別できるコード及び形式の電子データに変換し、入力帳票と併せて成果品として納品する作業。
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方自治法施行令第167条の2第1項第1号</li> <li>・業務委託契約事務取扱要領第2の3(3)ア</li> </ul>

委託業者名	株式会社ニュージャパンナレッジ		
業者選定理由	山口県入札参加資格者名簿管理システムにおいて、「06-コンピュータサービス 03-データ処理」を第1希望第3優先順位までに登録のある者のうち、山口市内に本店を有し、特Aである4者。		
予定価格	496,951円（税込）		
契約金額	帳票名	税抜単価（1枚あたり）	
	ばい煙発生施設等実態調査票	金 182.83円	
	特定事業場実態調査票	金 244.24円	
	流域別人口・家畜及び面積調査票	金 210.16円	
変更契約の有無	無し		
再委託の有無	無し		
検査の概要	（検査対象）成果品（電子化されたデータ及び入力帳票） （検査手法）成果品を確認し、委託した業務が適正に履行されているかについて検査を行った。 （検査結果）合格		

(7) 負担金、補助及び交付金の3期間推移

（単位：千円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
決算額	1,775	1,811	1,794
補助金等の名称	①政令保健所（環境保全関係）経由事務交付金 ②その他会費	①政令保健所（環境保全関係）経由事務交付金 ②その他会費	①政令保健所（環境保全関係）経由事務交付金 ②その他会費
交付先名	①政令保健所（環境保全関係）経由事務交付金 ・下関市 ②その他会費等 ・山口県瀬戸内海環境保全協会 ・瀬戸内海環境保全協会 ・瀬戸内海環境保全知事市長会議	①政令保健所（環境保全関係）経由事務交付金 ・下関市 ②その他会費等 ・山口県瀬戸内海環境保全協会 ・瀬戸内海環境保全協会 ・瀬戸内海環境保全知事市長会議	①政令保健所（環境保全関係）経由事務交付金 ・下関市 ②その他会費等 ・山口県瀬戸内海環境保全協会 ・瀬戸内海環境保全協会 ・瀬戸内海環境保全知事市長会議

(8) 令和4年度補助金等の概要

補助金等の名称	政令保健所（環境保全関係）経由事務交付金		
目的（趣旨）	山口県の事務処理の特例に関する条例に基づき、下関市が処理することとされた事務について必要な経費を交付する。		
公募・非公募	非公募		
根拠法令・要綱等	<ul style="list-style-type: none"> <li>山口県の事務処理の特例に関する条例</li> <li>山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則</li> <li>政令保健所（環境保全関係）経由事務交付金交付要綱</li> </ul>		
創設年度	平成12年度		
交付対象事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>山口県公害防止条例に基づく同条例第2条第8項に規定する指定工場、同条例第9項に規定する特定施設及び同条例第10項に規定する特定建設作業に関する事務</li> <li>特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律に基づく同法第9条第1項の登録及び同法第22条第2の規定による報告に関する事務</li> </ul>		
補助対象経費及び補助率（限度額）	補助対象経費及び補助率（限度額）の概要		
	区分	補助対象経費の概要	補助率（限度額）
	経由事務	物件費、人件費	処理1件当たり定額
交付先及び交付金額	交付先及び交付金額の状況		
	交付先名	交付金額（円）	
	下関市	306,000円	
	合計	306,000円	
申請及び交付件数	申請件数：1件 交付件数：1件		
補助金の効果測定	市町が処理する事務処理に対する交付金であるため、効果測定は実施していない。		

<参考>山口県環境基本計画に掲げる数値目標

環境指標	・1-① ・1-② ・4
------	--------------

(9) 監査要点と実施手続の概要

(委託契約 - 1 : 電気自動車急速充電器保守管理委託業務)

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託契約書及び仕様書を閲覧し、適法な契約事務であることを確認した。</li> <li>・契約方法の選定が適法、かつ、妥当であることを質問した。また随意契約であることから、当該契約方法によることを可能とする規則等を閲覧した。</li> <li>・委託業務の検査が適正に行われていることを確認した。また、検査の方法を質問し、適切に評価されていることを確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務委託事務取扱要領</li> <li>・電気自動車用急速充電器保守管理業務仕様書</li> <li>・競争入札等審査会審査記録</li> <li>・取扱工事業者限定理由書</li> <li>・業者選定伺</li> <li>・委託契約書</li> <li>・変更契約書</li> <li>・支出負担行為票</li> <li>・実績報告書</li> <li>・請求書</li> <li>・支出票</li> <li>・業務委託検査調書</li> </ul>
有効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託契約に付する合理性があるか、否かについて確認した。</li> <li>・委託の効果（実効性）をどのように分析及び評価しているかについて質問し、検証した。</li> <li>・本事業の目指すべき将来像に対する委託業務の適合性について質問し、検証した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実績報告書</li> </ul>
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託業務の内容に照らし、予定価格の積算内容を確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実績報告書</li> <li>・見積書</li> </ul>

(委託契約-2 : 「やまぐち環境 WEB」保守管理及びデータ、コンテンツ管理業務)

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託契約書及び仕様書を閲覧し、適法な契約事務であることを確認した。</li> <li>・契約方法の選定が適切かつ妥当であるか、否かについて質問した。また随意契約であることから、当該契約方法によることを可能とする規則等を閲覧した。</li> <li>・委託業務の検査（履行確認）が適正に行われていることを確認した。また検査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務委託事務取扱要領</li> <li>・「やまぐち環境 WEB」保守管理及びデータ、コンテンツ管理業務仕様書</li> <li>・随意契約選定理由書</li> <li>・業務委託契約書</li> <li>・支出負担行為票</li> <li>・実績報告書</li> </ul>

監査要点	実施手続	証憑書類等
	<p>の方法について質問し、適切に評価されていることを確認した。</p> <p>・委託料が適切な時期に支払われていることを確認した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託検査調書</li> <li>・請求書</li> <li>・支出票</li> </ul>
有効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託契約に付する合理性があるか、否かについて確認した。</li> <li>・委託の効果（実効性）をどのように分析及び評価しているのかについて質問し、確認した。</li> <li>・本事業の目指すべき将来像に対する委託業務の適合性について確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「やまぐち環境 WEB」保守管理及びデータ、コンテンツ管理業務仕様書</li> <li>・実績報告書</li> <li>・「やまぐち環境 WEB」ホームページ</li> </ul>
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託業務の内容に照らして、予定価格の積算内容を確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「やまぐち環境 WEB」保守管理及びデータ、今テンス管理業務仕様書</li> <li>・随意契約選定理由書</li> <li>・業務委託契約書</li> <li>・実績報告書</li> </ul>

(委託契約-3：令和4年度実態調査票等データエントリー業務)

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託契約書及び仕様書を閲覧し、適法な契約事務であることを確認した。</li> <li>・契約方法の選定が適切かつ妥当であるか、否かについて質問した。また随意契約であることから、当該契約方法によることを可能とする規則等を閲覧した。</li> <li>・委託業務の検査（履行確認）が適正に行われていることを確認した。また検査の方法について質問し、適切に評価されていることを確認した。</li> <li>・委託料が適切な時期に支払われていることを確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務委託契約事務取扱要領</li> <li>・実態調査票等データエントリー業務委託仕様書</li> <li>・執行伺</li> <li>・契約締結伺</li> <li>・委託契約書</li> <li>・請求書</li> <li>・支出負担行為・支出票</li> </ul>
有効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託契約に付する合理性があるか、否かについて確認した。</li> <li>・本事業の目指すべき将来像に対する委託業務の適合性について確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実態調査票等データエントリー業務委託仕様書</li> </ul>

監査要点	実施手続	証憑書類等
経済性・効率性	・委託業務の内容に照らし、予定価格の積算内容を確認した。	・実態調査票等データエントリー業務委託仕様書 ・見積書

(政令保健所（環境保全関係）経由事務交付金)

監査要点	実施手続	証憑書類等
合规性	・交付金交付要綱及び実績報告書を閲覧し、規定の手続きに準拠していることを確認した。 ・交付決定通知書を閲覧し、交付額の確定や交付時期の適切性について確認した。	・山口県補助金等交付規則 ・政令保健所（環境保全関係）経由事務交付金交付要綱 ・実績報告書 ・令和4年度市町課方式による下関市補助執行事務交付金積算表 ・交付決定通知書

(10) 監査の結果（指摘事項）または意見

【指摘事項】やまぐち環境 WEB コンテンツ管理業務の実施状況確認について（合规性、有効性、経済性・効率性）

やまぐち環境 WEB 内において、再生可能エネルギーに関する補助金を紹介する県 HP へのリンクが切れている等、リンク切れが発生している箇所が複数見られた。リンク先となる県 HP の情報が期間限定の公開であり、情報公開期間終了後はリンクを終了する必要があるが、委託業者への連絡を怠ったため、当該リンクを終了する処理ができていないとのことであった。また「News お知らせ」ページでは最新情報が9月8日時点で7月7日のままとなっており、約2ヶ月間、新しい情報がやまぐち環境 WEB 内に追加されていなかった。

この2か月間に「お知らせ」の更新がなかったことについて、後日、担当課から「その間、新たに記載するお知らせがなかったため」との回答を得た。そこで、再度 HP を確認したところ、9月25日に「ぶちエコ IoT チャレンジ Life」について参加者募集中の情報が新規に掲載されていた。これは、第2回目の参加者募集を周知するためと思われるが、募集は既に9月1日から始まっており、募集喚起の情報をタイムリーに実行するためには、8月末頃には前もって情報提供をすることが合理的であり、県の主張する「単にその間、新たに掲載する内容がなかった」との理由は「最新の情報を利用者に提供する」という基本認識が欠如していると考ええる。

HP を閲覧した際、リンク切れ情報や、最新の情報に更新されていなければ、せっかくアクセスした利用者が、最新の欲しい情報を得られない HP だと認識してしまい、その後、アクセスすることがなくなってしまう可能性もある。

当該業務仕様書には、目的として「県民に対して最新の情報提供を行うことを目的とする。」との記載がある以上、適正に当初の目的が果たしているとは言いがたく、最少の費用で最大の効果を発揮するという行政の使命を果たしているとも言いがたい。委託業者との連絡・連携を密にし、HPにて常に適時かつ適切に情報を提供すべきである。

**【意見】電気自動車急速充電器の普及について（有効性、経済性・効率性）**

県が設置した電気自動車急速充電器は、県が株式会社 e-Mobility Power と加盟店契約を締結し、株式会社ミントウェブに保守管理業務を委託していた。それら 5 基のうち、3 基は株式会社 e-Mobility Power が利用者から徴収する利用料で保守管理できるようになったため、当初に締結した 8 年間の加盟店契約を更新時に保守管理を含む契約に変更し、株式会社ミントウェブとの保守管理契約を解約している。

また残り 2 基については充電器の立地もあり、保守管理が可能となる水準の利用状況にないため、これまで同様の保守管理契約を継続している。引き続き保守管理業務の内容を注視し、充電器の利用状況に合わせて縮小・削除等の見直し可能な項目があれば、委託事業者と交渉し、最少のコストで保守管理業務が実施できるよう努めていただきたい。

**【意見】実態調査票等データエントリー業務の今後の取扱いについて（経済性・効率性）**

データエントリー業務を委託している実態調査は、いずれ電子化されるため、当委託事業は将来的には終了する業務との認識であるが、当該委託事業に係る委託料及び契約事務に係る工数など考慮すると、できるだけ早く本委託事業を終了すべきである。例えば電子化の手順を記したチラシを作成し配布する、前年度紙で回答した事業者に対しては個別に連絡を入れる等、紙面の調査票で回答した事業者に対しては、回答の電子化を促す取組を実施し、紙による回答件数をできるだけ減少させる必要がある。その際、同様のデータエントリー業務を実施している他の事業部門とも連携し、回答の電子化に対して共通の対策を進める等、効率的な取組も積極的に取り入れていただきたい。

**9. 水道施設整備促進事業**

(1) 事業の概要

事業名	水道施設整備促進事業
担当部局課	環境生活部生活衛生課
環境基本計画における施策区分	4 生活環境の保全

<p>事業実施の背景(必要性)</p>	<p>老朽化した水道施設の更新や耐震化を促進するため、国が生活基盤施設耐震化等交付金制度を創設した。</p> <p>交付金制度では、市町が策定した整備計画をとりまとめた県の事業計画に対して、国が交付額を決定し、県は交付された額内で市町への配分額（国が10/10を負担）を決定する。</p> <p>交付金制度の効果として、①県の裁量により、県内の実情に応じて市町への交付額を決定でき、②補助事業では不可能だった未執行額等の市町間での流用が可能となる。</p> <p>老朽化した水道施設の更新や耐震化により、災害時にも安全かつ安定的な水道水の供給が可能となる。</p> <p>なお、交付金制度において、県による市町への指導監督に係る事務費について、国がその2分の1を負担する。</p>
<p>事業目的及び達成時期</p>	<p>(事業目的) 水道施設の耐震化対策など持続可能で災害に強い安心・安全な水道を目指す。</p> <p>(達成時期) 令和7年度(予定)</p>
<p>目指すべき将来像</p>	<p>水道施設の耐震化対策など持続可能で災害に強い安心・安全な水道</p>
<p>事業の概要(内容)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管路の耐震化</li> <li>・水道施設の耐震化</li> <li>・水道施設の統廃合</li> </ul>
<p>事業の概要図等</p>	<p>・各事業者が策定した整備計画を取りまとめた都道府県の事業計画に対し、国は交付額を決定 ・都道府県は各事業者に対し、交付された額内で配分額を決定</p> <p>国 ↓ 交付 都道府県 (決定権あり) ↑ 申請</p> <p>各事業者間で流用が可能</p> <p>A事業者 B事業者 C事業者</p> <p>例えば・・・</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・A事業者の事業が予定より進まなかった</li> <li>・B事業者の事業は、予定より順調に進んでいるが予算が不足</li> </ul> <p>↓ AとB間で流用</p> <p>(従来だと・・・) 余剰分は国へ返還又は繰越手続きが必要</p>

	<div style="text-align: center;"> <h2 style="margin: 0;">水道の地震対策</h2> <p style="margin: 0;">— 基幹施設の耐震化と給水拠点の整備 —</p> </div>
<p>事業の主な実施主体</p>	<p>水道事業者</p>
<p>事業の対象者(誰に対する事業か)</p>	<p>水道事業者</p>
<p>令和4年度の取組と成果(進捗)の概要</p>	<p>(取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管路の耐震化</li> <li>・ 水道施設の耐震化</li> <li>・ 水道施設の統廃合</li> </ul> <p>(成果 (進捗))</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管路の耐震化率の向上 (令和5年度末に中間評価を実施)</li> <li>・ 水道施設の耐震化の向上 (令和5年度末に中間評価を実施)</li> </ul>
<p>関連する基本方針</p>	<p>やまぐち維新プラン やまぐち未来維新プラン</p>
<p>関連する個別計画</p>	<p>山口県水道ビジョン 山口県国土強靱化地域計画 山口県生活基盤施設耐震化等事業計画</p>
<p>根拠法令の名称</p>	<p>水道法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 山口県補助金等交付規則</p>

(法律、条例、要綱等)	山口県生活基盤施設耐震化等補助金交付要綱
事業区分	継続事業（平成 27 年度～）

(2) 予算額と決算額の 3 期間推移

(単位：千円)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
当初予算額	124,795	125,409	415,035
補正後予算額	—	—	—
決算額	105,610	74,355	272,862

(予算額及び決算額の著増減事項等)

水道事業者の計画によるため年度によって増減が発生する。

(3) 令和 4 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
委託料	19,017	下記(6)参照
負担金、補助及び交付金	246,866	下記(8)参照
旅費	52	職員出張旅費
需用費	167	コピー代、用紙代、車両燃料費他
役務費	42	電話代
報酬	979	
職員手当	196	
償還金利子及び割引料	5,542	国への返還金
合計	272,862	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	257,092	94.2
その他	5,542	2.0
一般(県)	10,228	3.7
合計	272,862	100.0

(その他財源の内容) 消費税及び地方消費税の仕入控除に係る償還金

## (5) 委託料の3期間推移

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
決算額	—	—	19,017
契約方法	—	—	指名競争入札
委託業者名	—	—	日本水工(株)広島支社

## (6) 令和4年度委託契約の概要

契約名	山口県水道広域連携シミュレーション業務委託
契約期間	令和4年6月8日～令和5年2月28日
業務内容(仕様)	・山口県水道広域連携シミュレーション業務
契約方法	指名競争入札
契約の法令根拠	・地方自治法施行令第167条第2号 ・業務委託契約事務取扱要領第2の2(3)イ
委託業者名	日本水工設計株式会社広島支社
業者選定理由	山口県入札参加資格要件を満たす者の中から、同種業務の受託実績がある者を選定。
予定価格	19,817,600円(税込)
契約金額	15,854,080円(税込)
変更契約の有無	有り
変更契約の理由	水道事業の将来見通しを整理するうえで必要となった検討項目の追加と、業務の追加に伴う業務期間の延伸。
変更後契約金額	19,017,900円(税込)
再委託の有無	無し
検査の概要	(検査対象) 業務委託成果品 (検査手法) 対面により成果品の内容確認 (検査結果) 合格

## (7) 負担金、補助及び交付金の3期間推移

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
決算額	99,279	68,897	293,821
補助金等の名称	山口県生活基盤施設耐震化等補助金	山口県生活基盤施設耐震化等補助金	山口県生活基盤施設耐震化等補助金
交付先名	下関市外3件	下関市外5件	下関市外6件

(8) 令和4年度補助金等の概要

補助金等の名称	山口県生活基盤施設耐震化等補助金																		
目的（趣旨）	この補助金は、地方公共団体等が行う水道施設等の耐震化の取組や老朽化対策、水道事業の広域化の取組を支援することにて生活の基盤を強化し、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的とする。																		
公募・非公募	非公募																		
根拠法令・要綱等	<ul style="list-style-type: none"> <li>山口県補助金等交付規則</li> <li>山口県生活基盤施設耐震化等補助金交付要綱</li> </ul>																		
創設年度	平成28年度																		
交付対象事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道施設耐震化事業</li> <li>水道事業運営基盤強化推進事業</li> </ul>																		
補助対象経費及び補助率（限度額）	<p>補助対象経費及び補助率（限度額）の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>補助対象経費の概要</th> <th>補助率（限度額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活基盤施設耐震化等事業</td> <td>本工事費、用地費及び補償費、調査費等</td> <td>1/4～1/3（無し）</td> </tr> </tbody> </table>			区分	補助対象経費の概要	補助率（限度額）	生活基盤施設耐震化等事業	本工事費、用地費及び補償費、調査費等	1/4～1/3（無し）										
区分	補助対象経費の概要	補助率（限度額）																	
生活基盤施設耐震化等事業	本工事費、用地費及び補償費、調査費等	1/4～1/3（無し）																	
交付先及び交付金額	<p>交付先及び交付金額の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>交付先名</th> <th>交付金額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下関市</td> <td>25,777,000円</td> </tr> <tr> <td>柳井市</td> <td>10,875,000円</td> </tr> <tr> <td>周南市</td> <td>12,316,000円</td> </tr> <tr> <td>長門市</td> <td>1,485,000円</td> </tr> <tr> <td>光市</td> <td>38,111,000円</td> </tr> <tr> <td>美祢市</td> <td>158,302,000円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>246,866,000円</td> </tr> </tbody> </table>			交付先名	交付金額（円）	下関市	25,777,000円	柳井市	10,875,000円	周南市	12,316,000円	長門市	1,485,000円	光市	38,111,000円	美祢市	158,302,000円	合計	246,866,000円
交付先名	交付金額（円）																		
下関市	25,777,000円																		
柳井市	10,875,000円																		
周南市	12,316,000円																		
長門市	1,485,000円																		
光市	38,111,000円																		
美祢市	158,302,000円																		
合計	246,866,000円																		
申請及び交付件数	<p>申請件数：8件（周南市は2件：美祢市は2件）                  交付件数：8件（周南市は2件：美祢市は2件）</p>																		
補助金の効果測定	<p>効果測定指標の目標値及び実績値の3期間推移                  （単位：％）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標値（A）</td> <td>60.0%</td> <td>60.0%</td> <td>60.0%</td> </tr> <tr> <td>実績値（B）</td> <td>46.1%</td> <td>47.2%</td> <td>集計前</td> </tr> <tr> <td>達成率（B/A）</td> <td>76.8%</td> <td>78.7%</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>				令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標値（A）	60.0%	60.0%	60.0%	実績値（B）	46.1%	47.2%	集計前	達成率（B/A）	76.8%	78.7%	—
	令和2年度	令和3年度	令和4年度																
目標値（A）	60.0%	60.0%	60.0%																
実績値（B）	46.1%	47.2%	集計前																
達成率（B/A）	76.8%	78.7%	—																

達成度の説明 基幹管路の耐震化率（国土強靱化 2021 目標値 60%、目標年度 2028 年度に対する県内の基幹管路耐震化率）

(9) 監査要点と実施手続の概要

(委託事業)

監査要点	実施手続	証憑書類等
<p>合規性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託契約書及び仕様書を閲覧し、適法な契約事務であること、及び公権力の行使に当たる可能性のある事務委託ではないことを確認した。</li> <li>・契約方法の選定が適法、かつ、妥当であることを質問した(随意契約の場合、当該契約方法によることを可能とする規則等を閲覧した)。</li> <li>・安易に随意契約を選定している傾向がないか、否かについて検証した(長期継続の有無を含む)。</li> <li>・委託業務の検査(履行確認)が適正に行われていることを確認した。また、検査の方法について質問し、適切に評価されていることを確認した。</li> <li>・委託料が適切な時期に支払われていることを確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託契約書、仕様書</li> <li>・委託変更契約書</li> <li>・変更理由書</li> <li>・業務委託契約事務取扱要領</li> <li>・委託検査調書</li> <li>・請求書等</li> </ul>
<p>有効性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託契約に付する合理性があるか確認した(事務の効率化、高度な専門的技術を要求、臨時的又は変則的な勤務を要する業務、行政サービスの向上等)。</li> <li>・委託の効果(実効性)をどのように分析及び評価しているか質問し、検証した。</li> <li>・調査研究業務の成果物が有効に活用されているか、確認した。</li> <li>・直営の場合と比較して、サービスの向上が図られていることを県が適切に評価しているか、確認した。</li> <li>・本事業の目指すべき将来像に対する委託業務の適合性について検証した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託検査調書</li> </ul>

監査要点	実施手続	証憑書類等
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託業務の内容に照らして、予定価格の積算内容（業者見積の場合にもその合理性を十分に検証しているか等）を確認した。</li> <li>・委託先から提出される収支計算書（予算実績比較）や請求書を閲覧し、業務コストの削減努力が行われているか、安易に見積ありきで請求されていないか検証した。</li> <li>・直営の場合と比較して、委託の効果（経済性・効率性）を分析しているか確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様書</li> <li>・見積書</li> </ul>

(補助金)

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金交付要綱及び交付申請書並びに審査書類等を閲覧し、規定の手続きに準拠していること（交付目的、交付対象事業、補助対象経費等の適切性や公益性）を確認した。</li> <li>・交付決定通知書を閲覧し、交付額の確定や精算及び交付時期の適切性を確認した。</li> <li>・実績報告書を閲覧し、補助金の使途や補助金に係る収支（経理）が適切に報告されていることを確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金交付要綱</li> <li>・交付申請書</li> <li>・審査書類</li> <li>・交付決定通知書</li> <li>・実績報告書</li> </ul>
有効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実績報告書の審査状況や、補助金交付先へ適切に指導及び監督を実施していることを質問し、確認した。</li> <li>・補助金チェックシートを閲覧し、補助事業の効果測定方法及び分析や評価結果を確認した。</li> <li>・補助事業の分析や評価結果をどのようにフィードバックしているか質問し、確認した。</li> <li>・効果測定は適切な成果指標を設定しているか、また、可能な限り定量的評価を行っているか（安易に定性評価としていないか）確認した。</li> <li>・本事業の目指すべき将来像に対する補助事業の適合性について検証した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実績報告書</li> <li>・補助金チェックシート</li> </ul>

監査要点	実施手続	証憑書類等
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該補助金制度の利用（申請）状況や将来展望を質問し、制度縮減の必要性について検証した。</li> <li>・補助金交付先が大規模な事業者（財政余力のある事業者）である場合等、補助金支出の要否（必要性）をどのように判定しているか質問し、確認した。</li> </ul>	

(10) 監査の結果（指摘事項）または意見

【指摘事項】 契約変更の適切性について（有効性、経済性・効率性）

山口県水道広域連携シミュレーション業務委託においては、指名競争入札を行い、予定価格（19,817,600円）に対して契約金額（15,854,080円）であったが、契約内容に変更があるとの理由で変更後契約金額（19,017,900円）となり、結果的に契約金額は予定価格に近似した金額となった。これは水道事業の将来見通しを整理する上で必要となった検討項目の追加という委託業務の追加と、当該業務の追加に伴う業務期間の延長による契約金額の変更由来する内容である。無論、委託後、想定外の事象の発生によって契約金額が変更されることも考えられ、そのような場合は適正な手続を経れば、契約金額が変更されること自体に問題はない。しかし、本契約変更は想定外な事象の発生ではなく、検討項目の追加であることから、事前に委託業務内容を慎重に検討していれば当該検討項目を含めた上で委託業者選定を実施することは可能であったと考えられる。

特に指名競争入札である本委託事業の場合には、当該追加部分も含めて再度入札を行えば、同じ委託業者が選定される結果になったとは言い切れず、著しく公平性に欠けた結果ではないかと考えられる。さらに結果として変更後契約金額は予定価格に近似した金額となっており、当初より当該追加部分は想定されていた、あるいは予定価格ありきの委託であった等のあらぬ疑義が持たれる状況は好ましくない。

そのため公平性という観点からも事前により慎重に委託業務の内容を精査すべきである。

【意見】 当初予算額と決算額の乖離要因について（有効性、経済性・効率性）

水道施設整備促進事業において当初予算額 415,035千円に対して、決算額 272,862千円と大きく乖離した結果（当初予算比 65.7%）となっており、当該乖離額および乖離率は他の事業と比較しても小さくはない。ここで予算の適切な配分という観点から考えると、国からの交付が大部分を占めるとはいえ、予算は可能な限り正確に積算し、決算額との乖離は可能な限り僅少にすべきである。

当該乖離の主な理由は、①当初予算額策定時には山口県生活基盤施設耐震化等補助金に申請予定であった事業者の一部が、地元調整の難航により当該年度の工事着手が困難となったため最終的に申請を取りやめた、②一部工事で工事現場への搬入路の地盤が脆弱であ

ることが工事着手後に判明し、工事の計画期間内での実施の見通しが立たなくなった、という2点である。

このように乖離した要因は外部要因による内容でもあり、当初から完全に想定することは容易ではないということは多少、考えられるが、事業者選定の段階において事前に事業者の状況等を慎重に検討・分析すると共に、県として工事内容または場所についても慎重に検討・分析する等の対応で、事前に想定できた可能性も考えられる。

そのため、県としては今後、事業者及び事業者の計画を事前に検討を加えるとともに、より慎重な調査に基づいて予算を積算し、決算額との乖離を最小限にするという適切な姿勢で臨む必要がある。

【意見】 補助事業における効果測定について（有効性、経済性・効率性）

山口県生活基盤施設耐震化等補助金においては基幹管路の耐震化率について効果測定指標の目標値を60%、目標年度を2028（令和10）年度としている。しかし実績値は近年3期間において目標を下回り、目標値を達成できていない（上記効果測定指標の目標値及び実績値の3期間推移参照）。また、今後については、目標達成に向けての各年度における数値目標（令和10年度末までに目標達成）はあるが、目標達成に向けた具体的なロードマップは明確に示されていない状況である。

水道事業は市町が事業者として運営するため、県だけで目標達成に向けて独自に推進できるものではないため、目標達成が容易ではないことは理解できる。しかし当該補助事業は、従来の各市町に予算を割り当てる方式ではなく、県が各事業者の策定した整備計画を取りまとめた事業計画に対して一括して補助金が交付される方式である。事業者間の予算の流用も県に一任されているという画期的な事業内容であり、県の裁量が水道事業の進捗や成果に大きく作用する設計となっている。そのため、少なくとも補助対象の事業計画の進捗及び、当該事業が効果的かつ効率的に実施されるかについては各事業者への県の指導、調整及びリーダーシップの発揮無くしては達成しえない事業とも言える。したがって、目標達成のためにまずは県が市町と密に連携し、リーダーシップを発揮し、目標達成に向け、ロードマップを明確にすべきである。

また当該補助金は耐震化以外にも基盤強化事業を実施しているため、耐震化率のみならず、基盤強化等の効果測定目標指標等の新たな指標を設定し、当該目標指標結果も含め、総合的に成果を判定することも必要である。

## 10. ぶちエコやまぐち 3R 推進事業

### (1) 事業の概要

事業名	ぶちエコやまぐち 3R 推進事業
担当部局課	環境生活部廃棄物・リサイクル対策課

環境基本計画における 施策区分	2 循環型社会の形成
事業実施の背景（必要性）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第4次県循環型社会形成推進基本計画（令和3年3月策定）に基づき、県民総参加での廃棄物の3R（リデュース（Reduce）、リユース（Reuse）、リサイクル（Recycle））に向けた取組を推進し、令和7年度には、平成30年度比で1人1日当たりの家庭排出ごみ量を65g減少させること等を目標としている。</li> <li>・目標達成のため、「プラスチックごみ」や「食品ロス」等の廃棄物に係る3Rの推進について、多様な主体による県民総参加の取組が必要である。</li> </ul>
事業目的及び達成時期	<p>（事業目的）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・循環型社会の形成に向けて、プラスチックごみや食品ロス等の廃棄物の3Rについて、多様な主体の取組を活性化し、県民総参加でのごみの減量化や循環利用を促進する。</li> </ul> <p>（達成時期）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年度目標：1人1日当たりの家庭排出ごみ量462g/人・日</li> <li>・令和12年度目標：平成12年度比で、県内で発生する食品ロスを半減</li> </ul>
目指すべき将来像	多様な主体により廃棄物の3Rの取組が広く展開され、循環型社会を形成する。
事業の概要（内容）	<p>《ワンウェイプラスチック等削減推進事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「ワンウェイプラスチック代替製品導入モデル事業」の実施</li> <li>・「プラスチックごみ削減取組店」登録制度の創設</li> </ul> <p>《3R普及啓発事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「3R普及啓発」の推進</li> <li>・「プラスチックごみ削減フォトコンテスト」の実施</li> </ul>

<p>事業の概要図等</p>	<p>廃棄物の3R推進</p> <p>ワンウェイプラスチック等削減</p> <p>「プラスチック製」ストロー → 脱プラスチック (切り換え) → 「紙製」等代替ストロー</p> <p>(飲食店等で提供されるストロー)</p> <p>ワンウェイプラ代替製品 導入モデル事業の実施</p> <p>3R普及啓発</p> <p>【写真】 【塗り絵】</p> <p>&lt;作品応募&gt; &lt;審査・受賞作品等の公開&gt;</p> <p>3R普及啓発活動の実施</p> <p>プラスチックごみ削減コンテストの実施</p> <p>SNSなどで広く公開</p> <p>循環型社会づくりの推進</p>
<p>事業の主な実施主体</p>	<p>県（委託、一部直営）</p>
<p>事業の対象者（誰に対する事業か）</p>	<p>県民、事業者</p>
<p>令和4年度の取組と成果（進捗）の概要</p>	<p>（取組）</p> <p>■ワンウェイプラスチック等削減推進事業</p> <p>《ワンウェイプラスチック代替製品導入モデル事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・飲食店等において、紙製ストロー等を試験的に導入し、代替素材への転換を促進</li> <li>・ワンウェイプラスチック削減啓発イベントを実施し、代替製品の利用に関する県民の理解を促進</li> </ul> <p>《プラスチックごみ削減取組店登録制度》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラスチックごみ削減に取り組む事業者向けの登録制度「プラスチックごみ削減取組店」登録制度を創設</li> <li>・登録事業者のプラスチックごみ削減の取組事例をHPやSNS等で広く発信し、プラスチックごみ削減を啓発</li> </ul> <p>■3R普及啓発事業</p> <p>《3R普及啓発》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「やまぐち3きっちよる運動」の推進</li> <li>・地元プロサッカークラブや県ゆかりの芸能人などの注目度の高い媒体と連携・協力し、プラスチックごみや食品ロスの削減に向けた普及啓発活動を実施</li> </ul> <p>（具体的な取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3R普及啓発動画・メッセージの作成・配布</li> <li>・レノファ山口FC選手等と連携・協力した「記憶に残る」出前講座の実施等</li> </ul>

	<p>《プラスチックごみ削減フォトコンテスト》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラスチックごみ削減に関する写真及び塗り絵を募集し、県優れた作品を表彰するコンテストを開催</li> <li>・広報誌、SNS、テレビCM等、様々な媒体で周知を行うとともに、県民一人ひとりが身近な取組等を気軽に応募できるように、幅広い応募方法（WEB、郵送、SNS）を展開</li> <li>・入賞作品を活用した啓発資材（ポスター等）を作成・配布し、プラスチックごみ削減を県民に普及啓発</li> </ul> <p>（成果（進捗））</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1人1日当たりの家庭排出ごみ量 令和2年度：540g/人・日 ⇒ 令和3年度：529g/人・日</li> <li>・本県における食品ロス年間発生量（推計値） 令和元年度：約6.1万t ⇒ 令和3年度：約5.5万t</li> <li>・「プラスチックごみ削減取組店」登録店舗数 144店舗（令和5年6月末時点）</li> <li>・プラスチックごみ削減コンテスト（令和4年度） 応募作品数：650作品 応募人数：327名</li> </ul>
関連する基本方針	やまぐち未来維新プラン
関連する個別計画	山口県循環型社会形成推進基本計画 山口県食品ロス削減推進計画
根拠法令の名称 （法律、条例、要綱等）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 食品ロスの削減の推進に関する法律 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律
事業区分	継続事業（令和3年度～）

(2) 予算額と決算額の3期間推移

（単位：千円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額	—	9,998	9,124
補正後予算額	—	4,165	8,103
決算額	—	3,923	8,013

（予算額及び決算額の著増減事項等）

【令和3年度：寄贈食品配送モデル実証事業】

食品配送費単価が見込みより安価になったことによる減（△1,381千円）、一時保管場所が不要になったことによるリース料の減（△898千円）、業者との調整等をNPO法人フードバンク山口に再委託することを想定していたが、先方の業務繁忙の理由により叶わなかったため、山口県フードバンク活動促進部会（事務局：廃・リ課）の直接執行による人件費等の減（△2,100千円）等がある。

## (3) 令和 4 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
委託料	6,978	下記(6)参照
報償費	496	イベント出演料、 フォトコンテスト審査会
旅費	72	職員出張旅費
需用費	385	コピー代、用紙代、車両燃料費他
役務費	80	電話代
合計	8,013	

## (4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	2,504	31.3
その他	4,996	62.3
一般(県)	512	6.4
合計	8,013	100.0

(その他財源の内容) 山口県産業廃棄物適正処理基金繰入金

## (5) 委託料の 3 期間推移

(単位：千円)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
決算額	—	3,090	6,978
契約方法	—	随意契約	随意契約
委託業者名	—	(株)山口朝日放送外 8 件	山口県ワンウェイプラスチック等削減促進部会外 7 件

## (6) -1 令和 4 年度委託契約の概要

契約名	ワンウェイプラスチック代替製品導入モデル事業スタートアップ イベント実施業務
契約期間	令和 4 年 6 月 28 日～令和 4 年 8 月 31 日
業務内容(仕様)	≪開催時期≫ レノファ山口 FC ホームゲーム開催日 ≪開催場所≫ 維新みらいふスタジアム(レノファ山口 FC ホームスタジアム) ≪内容≫ 吉本興業株式会社所属タレントなど発信力のある媒体を活用した、ワンウェイプラスチック代替製品導入モデル事業及びプラスチックごみ削減に係る普及啓発イベントの実施
契約方法	随意契約

契約の法令根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方自治法施行令第167条の2第1項第1号</li> <li>・業務委託契約事務取扱要領第2の3(3)ア</li> </ul>
委託業者名	株式会社 DERESI
業者選定理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワンウェイプラスチック代替製品導入モデル事業及びプラスチックごみの削減に向けた普及啓発を促進するため、事業のスタートアップイベントを株式会社レノファ山口とタイアップし、レノファ山口FCのホームゲームにおいて実施することとした。</li> <li>・レノファ山口FCのホームゲームでイベントを実施する際は、イベントに関する企画や、機材調達等について、株式会社レノファ山口の指定した業者に委託する必要がある。</li> <li>・今回のイベントでは、株式会社レノファ山口が、株式会社DERESI（他のレノファ山口FC関連イベントについて請負実績のある業者）を委託業者として指定したため、株式会社DERESIを選定した。</li> </ul>
予定価格	798,710円（税込）
契約金額	798,710円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	<p>（検査対象）委託業務の履行状況</p> <p>（検査手法）業務報告書を確認</p> <p>（検査結果）合格</p>

注：ワンウェイプラスチック：一度だけ使われて廃棄されるプラスチック製品をいう。

(6) -2

契約名	ワンウェイプラスチック代替製品導入モデル事業実施業務
契約期間	令和4年7月25日～令和5年3月24日
業務内容（仕様）	<p>《会議の開催》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者、消費者団体、行政が連携して、事業計画やワンウェイプラスチック代替製品の導入による課題を検討するための会議の開催</li> </ul> <p>《導入モデルの実施》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内の小売店、飲食店等と連携した、ワンウェイプラスチック代替製品の導入モデル事業の実施</li> </ul> <p>《普及啓発イベントの実施》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワンウェイプラスチックの削減に対する取組を周知し、ワンウェイプラスチック代替製品の利用に関する県民・事業者の理解を促進するためのイベントの実施</li> </ul>

	≪アンケート調査の実施≫ ・本事業に関するアンケート調査及びその取りまとめの実施
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・業務委託契約事務取扱要領第2の3(3)イ
委託業者名	山口県ワンウェイプラスチック等削減促進部会
業者選定理由	消費者団体、事業者、行政の各分野において、ワンウェイプラスチック等の削減について取り組む者で構成された部会であり、本業務を実施しうる唯一の者であるため。
予定価格	3,582,000円(税込)
契約金額	3,581,080円(税込)
変更契約の有無	無し
再委託の有無	有り
再委託先	株式会社 DERESI
再委託金額	1,995,400円(税込)
検査の概要	(検査対象) 委託業務の履行状況 (検査手法) 業務報告書を確認 (検査結果) 合格

(6) -3

契約名	プラスチックごみ削減取組事業者登録制度に係るエコっちゃデザイン及び啓発資材制作業務
契約期間	令和4年6月9日～令和4年7月29日
業務内容(仕様)	≪「エコっちゃ」のデザイン制作≫ ・プラスチックごみ問題をイメージした「エコっちゃ」の作成 ≪啓発資材の作成≫ ・プラスチックごみ削減取組事業者登録制度に使用する、ポスター、ステッカー及びPOPの作成(デザインには、エコっちゃのイラストを活用) ・啓発資材の作成数量及び規格 ポスター：100部、A2 ステッカー：100部、約15cm×15cm(角丸加工) POP：100部、展開サイズ約A4
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	・地方自治法施行令第167条の2第1項第1号 ・業務委託契約事務取扱要領第2の3(3)ア

委託業者名	株式会社 DERESI
業者選定理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県では、令和 3 年度にぶちエコやまぐち啓発マスコットキャラクター「エコっちゃ」を作成し、「ぶちエコアプリ」をはじめとした様々な広報媒体において、県民にエコなライフスタイルの推進に向けた呼びかけを行っている。</li> <li>・様々な広報媒体でエコな取組を発信している「エコっちゃ」を、本登録制度の啓発資材等に活用することで、より多くの事業者に登録を促し、より広く消費者等に事業者の取組の周知を図ることが期待できる。</li> <li>・このことから、唯一「エコっちゃ」のデザイナーを有している株式会社 DERESI を選定した。</li> </ul>
予定価格	286,000 円（税込）
契約金額	286,000 円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	<p>（検査対象）委託業務の履行状況</p> <p>（検査手法）成果物を確認</p> <p>（検査結果）合格</p>

(6) -4

契約名	食品ロス削減に係る啓発資材デザイン制作業務
契約期間	令和 4 年 9 月 22 日～令和 4 年 10 月 28 日
業務内容（仕様）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品ロス削減のための取組「てまえどり」を促す、ポスター及び POP のデザインの作成（デザインには、「エコっちゃ」のイラストを活用）</li> <li>・啓発資材の規格 ポスター：A2 POP：縦 40mm×横 200mm</li> </ul>
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号</li> <li>・業務委託契約事務取扱要領第 2 の 3 (3) ア</li> </ul>
委託業者名	株式会社 DERESI
業者選定理由	業務委託の資格者名簿に登録されているデザイン企画業務を行っている業者の中で、等級が A 以上かつ啓発資材デザイン業務の実績がある 2 社で見積合わせを行った結果、最低見積金額を提示した株式会社 DERESI を選定した。

予定価格	110,000 円（税込）
契約金額	77,000 円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	（検査対象）委託業務の履行状況 （検査手法）成果物を確認 （検査結果）合格

(6) -5

契約名	「食品ロス及びプラスチックごみ削減」啓発動画作成等業務
契約期間	令和4年10月19日～令和5年3月24日
業務内容（仕様）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「食品ロス削減」啓発動画及び「プラスチックごみ削減」啓発動画の作成</li> <li>・作成した動画の放映</li> </ul>
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方自治法施行令第167条の2第1項第1号</li> <li>・業務委託契約事務取扱要領第2の3(3)ア</li> </ul>
委託業者名	株式会社 DERESI
業者選定理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・効果的な普及啓発動画を制作するためには、強力な発信力をもつ媒体と連携することが有効である。</li> <li>・県では、レノファ山口 FC とタイアップし、ごみの減量化に向けた取組をしており、レノファ山口 FC との取組の一環として、食品ロス及びプラスチックごみ削減啓発動画に、知名度の高いレノファ山口 FC 公式マスコットキャラクターの「レノ丸」を活用することで、より効果的な普及啓発を図ることが期待できる。</li> <li>・このことから、唯一「レノ丸」（着ぐるみ）の肖像に関する権利を有しており、動画制作が可能な株式会社 DERESI を選定した。</li> </ul>
予定価格	412,500 円（税込）
契約金額	412,500 円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	（検査対象）委託業務の履行状況 （検査手法）業務報告書及び成果物を確認 （検査結果）合格

## (6) -6

契約名	「食品ロス及びプラスチックごみ削減」啓発メッセージの作成・放送業務
契約期間	令和4年9月29日～令和5年3月24日
業務内容（仕様）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「食品ロス削減」啓発メッセージ及び「プラスチックごみ削減」啓発メッセージの作成</li> <li>・作成したメッセージのラジオ放送</li> </ul>
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方自治法施行令第167条の2第1項第1号</li> <li>・業務委託契約事務取扱要領第2の3(3)ア</li> </ul>
委託業者名	株式会社エフエム山口
業者選定理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・啓発メッセージによる効果的な普及啓発を図るには、確実にメッセージを伝えられる高い音の質で、県内の幅広いエリアで放送することが有効である。</li> <li>・県内で最も幅広い放送エリアを確保しており、かつ、高い音の質で放送が可能なFM局※は、株式会社エフエム山口である。</li> <li>・このことから、県内で最も効果的かつ確実な啓発を広範囲に実施可能なラジオ放送局である株式会社エフエム山口を選定した。</li> </ul> <p>※FM局であることが必要な根拠</p> <p>BGM と音声で構成されるメッセージを確実に伝えるためには高い音の質が求められる。波長の関係でAMよりもFMの方が高い音の質で放送が可能。</p>
予定価格	415,000円（税込）
契約金額	415,000円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	<p>（検査対象）委託業務の履行状況</p> <p>（検査手法）業務報告書及び成果物を確認</p> <p>（検査結果）合格</p>

## (6) -7

契約名	令和4年度プラスチックごみ削減コンテスト運営業務
契約期間	令和4年5月30日～令和4年11月30日
業務内容（仕様）	<p>《WEBサイトおよびSNSを活用したフォトコンテストの開催》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・応募受付WEBサイト作成・運営</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応募作品の受付・管理</li> <li>・コンテストのPR</li> </ul>
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</li> <li>・業務委託契約事務取扱要領第2の3(3)イ</li> </ul>
委託業者名	山口朝日放送株式会社
業者選定理由	公募型プロポーザルにて最優秀提案者に決定したため。
予定価格	1,298,000円(税込)
契約金額	1,298,000円(税込)
変更契約の有無	無し
再委託の有無	有り
再委託先	株式会社リバーズ
再委託金額	858,000円(税込)
検査の概要	<p>(検査対象) 委託業務の履行状況</p> <p>(検査手法) 業務報告書を確認</p> <p>(検査結果) 合格</p>

(6) -8 (プラスチックごみ削減フォトコンテスト関係)

契約名	やまぐちプラスチックごみ削減フォトコンテストに係る塗り絵等制作業務
契約期間	令和4年5月31日～令和4年7月1日
業務内容(仕様)	<p>《塗り絵》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・塗り絵のデザイン及び印刷物の作成</li> <li>・塗り絵の作成数量及び規格</li> </ul> <p>作成数量：4,000部(4種類×1,000部)</p> <p>サイズ：A4</p> <p>《募集チラシ》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・募集チラシのデザインの作成</li> <li>・募集チラシの規格 A4</li> </ul>
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方自治法施行令第167条の2第1項第1号</li> <li>・業務委託契約事務取扱要領第2の3(3)ア</li> </ul>
委託業者名	原田株式会社
業者選定理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本コンテストを通じて、効果的な普及啓発を図るためには、多くの県民等に対して、本コンテストに興味を持ってもらい、参加してもらうことが必要である。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・また、県では、レノファ山口 FC とタイアップし、ごみの減量化に向けた取組を実施することとしている。</li> <li>・レノファ山口 FC との取組の一環として、本コンテストの塗り絵のイラスト及び募集チラシに、知名度の高いレノファ山口 FC 公式マスコットキャラクターの「レノ丸」を用いることで、多くの県民等に対し、本コンテストへの興味を高め、参加を促すことが期待できる。</li> <li>・このことから、唯一「レノ丸」の使用権を有している原田株式会社を選定した。</li> </ul>
予定価格	110,000 円（税込）
契約金額	110,000 円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	（検査対象）委託業務の履行状況 （検査手法）成果物を確認 （検査結果）合格

<参考> 山口県環境基本計画に掲げる数値目標

環境指標	・2-① ・2-②
------	-----------

(7) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約方法の選定が適法かつ妥当であるか確認した。</li> <li>・公募型プロポーザル方式における審査が適正に行われているか、否かについて確認した。</li> <li>・再委託を含め、委託契約の手続が適正に行われているか、否かについて確認した。</li> <li>・委託業務の検査（履行確認）が適正に行われているか、否かについて確認した。</li> <li>・報償費の支出に関する手続が適法かつ妥当であるか、否かについて確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・執行伺、業者選定伺、契約締結伺</li> <li>・競争入札等審査会（業務委託契約）資料</li> <li>・委託契約書、業務仕様書</li> <li>・委託契約事務取扱要領</li> <li>・業務委託検査調書、実績報告資料（報告書）</li> <li>・経費支出伺、物品購入決議書</li> </ul>
有効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託契約に付する合理性があるか、否かについて確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務委託検査調書、実績報告資料（報告書）</li> </ul>

監査要点	実施手続	証憑書類等
	・本事業の目指すべき将来像に対する委託業務や報償費の支出内容の適合性について検証した。	・経費支出伺、物品購入決議書
経済性・効率性	・委託業務の内容に照らして、予定価格の積算内容（業者見積の場合にもその合理性を十分に検証しているか、否かについて等）を確認した。	・業務仕様書 ・見積書

(8) 監査の結果（指摘事項）または意見

【指摘事項】再委託の合理性について（合规性、経済性・効率性）

当事業における委託契約8件について再委託の状況を確認したところ、8件中2件について再委託が行われていたが、2件とも随意契約であった。

再委託されていた委託契約のうち「ワンウェイプラスチック代替製品導入モデル事業実施業務」に係る委託先業者は、「消費者団体、事業者、行政の各分野において、ワンウェイプラスチック等の削減について取り組む者で構成された部会であり、本業務を実施しうる唯一の者であるため」として随意契約となっている。もう1件の「令和4年度プラスチックごみ削減コンテスト運営業務」に係る委託契約については、公募型プロポーザルによる業者選定が行われていたが、再委託契約2件ともが、委託契約に係る契約金額に占める再委託金額の割合が50%を超過していた。

山口県の令和4年度包括外部監査の結果報告書「第3 外部監査の結果及び意見（概要）4. 指摘事項及び意見の総評 (2) 指摘事項及び意見の要約 III. 再委託について」において、再委託に関する問題点が記載されている。令和4年度包括外部監査の結果報告書において記載されているとおり、次のような対応を行うべきである。

①再委託の承認審査は、再委託（予定）金額が漏れなく把握されるようにすべきであり、その記載目的の実質を理解した上で、当該再委託が一括再委託等に当たらない旨の具体的な検証が判断過程とともに示されるべきである。

②一般的に、合理的経済人が行う取引において、量的・質的両面から業務内容の対価が貨幣的価値に反映される点を踏まえると、金額基準での再委託割合が高ければ高いほど、外観上は一括再委託や業務の主要な部分が再委託されたのではないかとの疑念が生じやすい。その上で、再委託割合が50%を超えるという、一括再委託や主要な業務の再委託と見られかねない状況下において、当該再委託が丸投げ等に該当しないとする県の説明責任が十分に果たしているかという観点からは、監査を通じて得た再委託の承認審査書類等からは否定せざるを得ない。したがって、再委託の妥当性（再委託承認申請の審査過程で、再委託業務の範囲や金額、管理・監督の手法等の是非）を慎重に検証し、当初委託契約における経済性の観点からも、最小の経費で最大の効果を得る委託業務の履行について、その検証過程や検証結果が客観的に示される必要がある。

③唯一の契約相手と認めて委託契約を締結した者以外の第三者が契約関係に登場する場合、慣例的な判断を排除し、当初委託契約の業者選定過程に問題点等はなかったかについて、具体的かつ客観的な検証結果を記録し、再委託の合理性を立証する責任がある。

【意見】 予定価格の算定方法について（法規性、経済性・効率性）

協定している（株）レノファ山口（以下「レノファ」という。）に関連する事業については、委託先がレノファのグループ会社（株）DERESI（以下「DERESI」という。）に指定されていることから、委託先は自ずと特定の事業者限定される結果となっている。

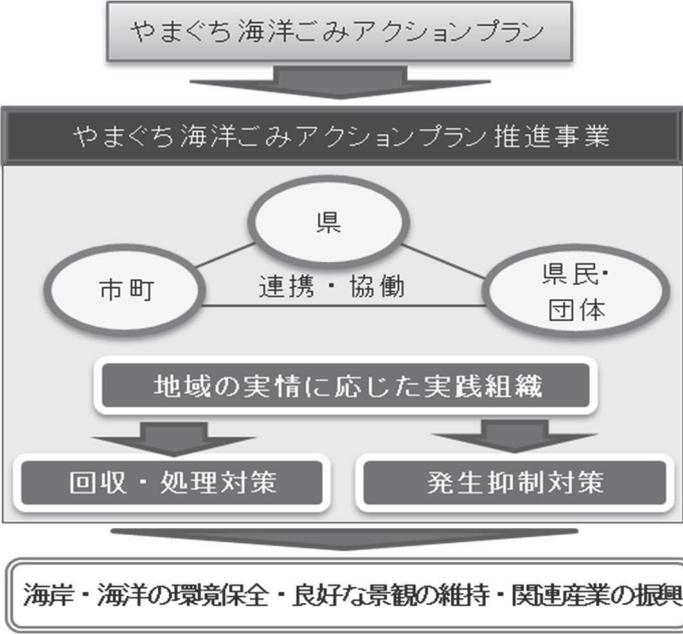
その結果、予定価格算定に関しては、委託先である DERESI から入手した見積書のみに基づいてその予定価格が決定されるプロセスとなっている。

経済性の観点からは、協定にて委託先が指定（限定）されている場合は尚更、予定価格の決定に際しては過年度若しくは当年度における類似又は同内容の他の事業における予定価格及び決算額の情報と入手した見積書が比較・検討され、予定価格が算定されるように努めるべきである。

## 11. やまぐち海洋ごみアクションプラン推進事業

### (1) 事業の概要

事業名	やまぐち海洋ごみアクションプラン推進事業
担当部局課	環境生活部廃棄物・リサイクル対策課
環境基本計画における施策区分	2 循環型社会の形成
事業実施の背景（必要性）	<ul style="list-style-type: none"> <li>山口県は3方が海に開かれ、全国6位（1,504km）の海岸線延長を有しており、県内の海岸には、国内外から海洋ごみが漂着し、漁業や観光等への影響が深刻化している。</li> <li>また漂流ごみや海底ごみは、船舶航行の障害や漁業操業の支障となっており、海洋環境に深刻な影響を及ぼしている。</li> <li>海岸漂着ごみについては、これまでも海岸管理者やボランティア等による清掃活動が行われているものの、未だ漂着ごみが多い状況である。</li> <li>漂流ごみ・海底ごみについては、回収し、それを陸揚げして処理する費用が高額である等の理由により、漂着ごみに比べて回収処理が進んでいない状況にある。</li> <li>このことから、多様な主体が連携・協働して、効率的・効果的な海洋ごみ対策を講じる必要がある。</li> </ul>
事業目的及び達成時期	（事業目的）

	<ul style="list-style-type: none"> <li>山口県海岸漂着物等対策推進地域計画（やまぐち海洋ごみアクションプラン）に基づき、各主体による海岸漂着物対策の効率的・効果的な取組を充実強化することで、本県海岸の美しい景観や良好な環境の維持向上と関連産業の振興を図る。（達成時期）</li> <li>令和7年度目標：河川・海岸清掃活動参加人数 140,000人</li> </ul>
<p>目指すべき将来像</p>	<p>多様な主体が連携・協働して、効率的・効果的な海岸漂着物対策を実践し、損なわれた環境を再生するとともに、良好な状態を保全する。</p>
<p>事業の概要（内容）</p>	<p>《海岸漂着物等地域対策推進事業補助金》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町が実施する海岸漂着物等の回収・処理を支援</li> <li>ボランティア回収海底ごみの市町の処理体制確立を支援</li> </ul> <p>《海岸漂着物等の発生抑制対策事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日韓海峡海岸漂着ごみ一斉清掃の実施し、ボランティアによる清掃活動等を支援</li> </ul> <p>《流域圏連携推進事業「やまぐち海のSDGsアクション」》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>内陸から沿岸に渡る流域圏で多様な主体と連携した発生抑制対策を実施</li> </ul> <p>《海岸漂着物実態調査の実施》</p> <p>《海岸漂着物対策推進協議会の実施》</p>
<p>事業の概要図等</p>	
<p>事業の主な実施主体</p>	<p>県（委託、一部直営）、市町（委託、一部直営）</p>

事業の対象者（誰に対する事業か）	県民、市町									
令和4年度の取組と成果（進捗）の概要	<p>(取組)</p> <p>《海岸漂着物等地域対策推進事業補助金》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漂着ごみ等対策として、11市町に補助金を交付し、市町が実施する海岸漂着物等の回収・処理を支援</li> <li>・漂流・海底ごみ対策として、7市町に補助金を交付し、漁業者がボランティアで回収した漂流・海底ごみの市町による処理事業を支援</li> </ul> <p>《日韓海峡海岸漂着ごみ一斉清掃》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本海沿岸の4市町における各実行委員会に業務委託し、「日韓海峡海岸漂着ごみ一斉清掃」など、ボランティアによる清掃活動等を支援</li> </ul> <p>《流域圏連携推進事業「やまぐち海のSDGsアクション」》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・錦川流域における海洋ごみ発生抑制対策等として、岩国高校、岩国市、(株)丸久等と連携し、海洋プラスチックごみ問題等に係る環境学習及び普及啓発イベントを実施</li> </ul> <p>《海岸漂着物実態調査》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内4海岸（日本海1、響灘1、瀬戸内海2）において、海岸漂着物の組成調査を実施</li> </ul> <p>《海岸漂着物対策推進協議会》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸漂着物対策推進協議会を開催（令和5年3月）し、各機関による海洋ごみ対策を共有し、意見交換を実施</li> </ul> <p>(成果（進捗）)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海洋ごみの回収・処理状況</li> </ul> <table border="1" data-bbox="587 1473 1353 1624"> <thead> <tr> <th></th> <th>清掃個所数</th> <th>ごみ回収量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海岸漂着物※</td> <td>264 か所</td> <td>393 t</td> </tr> <tr> <td>漂流・海底ごみ</td> <td>10 か所</td> <td>31 t</td> </tr> </tbody> </table> <p>※海岸漂着物等地域対策推進事業及び日韓海峡海岸漂着ごみ一斉清掃の実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・錦川流域の散乱ごみ調査、漂着ごみ調査等の環境学習活動の様子をまとめた啓発パネルを作成するとともに、海ごみ対策を呼びかけるオリジナル食品トレーを作成し、(株)丸久等とも連携したイベントにより、県民に向けた海洋ごみ問題の普及啓発活動を実施</li> <li>・県内4海岸における継続的な組成状況等を把握</li> </ul>		清掃個所数	ごみ回収量	海岸漂着物※	264 か所	393 t	漂流・海底ごみ	10 か所	31 t
	清掃個所数	ごみ回収量								
海岸漂着物※	264 か所	393 t								
漂流・海底ごみ	10 か所	31 t								

	・海岸漂着物対策推進協議会において、海洋ごみ対策の取組等を共有
関連する基本方針	やまぐち未来維新プラン
関連する個別計画	山口県循環型社会形成推進基本計画 山口県海岸漂着物等対策推進地域計画
根拠法令の名称 (法律、条例、要綱等)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 海岸漂着物処理推進法
事業区分	継続事業（令和3年度～）

(2) 予算額と決算額の3期間推移 (単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額	54,265	60,630	66,752
補正後予算額	47,243	50,047	49,302
決算額	45,975	46,042	47,408

(3) 令和4年度決算額の主な内訳 (単位：千円)

節	決算額	主な内容等
委託料	7,238	下記(6)参照
負担金、補助及び交付金	40,147	下記(8)参照
旅費	22	職員出張旅費
合計	47,407	

(4) 財源の内訳 (単位：千円)

財源	金額	比率(%)
国庫	45,219	95.4
その他	—	—
一般(県)	2,189	4.6
合計	47,407	100.0

(5) 委託料の3期間推移 (単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
決算額	6,579	5,967	7,238
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約
委託業者名	㈱クレヨンハウス外3件	中国水工㈱ 外7件	三洋テクノマリン㈱外6件

(6) -1 令和4年度委託契約の概要

(日韓海峡海岸漂着ごみ一斉清掃関係：下関市)

契約名	住民ボランティア清掃活動支援事業
契約期間	令和4年4月19日～令和4年12月16日
業務内容（仕様）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民ボランティアによる清掃活動</li> <li>・海岸漂着物の発生抑制につながる普及・啓発活動</li> </ul>
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方自治法施行令第167条の2第1項第1号</li> <li>・業務委託契約事務取扱要領第2の3(3)ア</li> </ul>
委託業者名	下関市連合自治会海ごみ清掃実行委員会
業者選定理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務の実施に当たっては、ボランティア等での清掃状況を十分把握した上で、事業実施計画を策定し、民間団体、地元自治会、行政等と調整等を図りながら、漂着ごみ回収を実施する必要があることから、地域の状況に精通している者へ委託する必要がある。</li> <li>・下関市連合自治会海ごみ清掃実行委員会は、下関市全域の自治会等からなる地域の連合会や及び海岸愛護推進委員会から構成され、海岸における良質な景観の保全を図ることを目的に海岸清掃活動を行っている団体であり、本業務を確実に遂行できる団体は、下関市連合自治会海ごみ清掃実行委員会を除いていないため。</li> </ul>
予定価格	557,470円（税込）
契約金額	557,470円（税込） 精算額：232,172円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	<p>（検査対象）委託業務の履行状況</p> <p>（検査手法）実績報告書を確認</p> <p>（検査結果）合格</p>

(6) -2 (日韓海峡海岸漂着ごみ一斉清掃関係：萩市)

契約名	住民ボランティア清掃活動支援事業
契約期間	令和4年4月22日～令和4年12月16日
業務内容（仕様）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民ボランティアによる清掃活動</li> <li>・海岸漂着物の発生抑制につながる普及・啓発活動</li> </ul>
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</li> </ul>

	・業務委託契約事務取扱要領第2の3(3)イ
委託業者名	萩市海岸清掃実行委員会
業者選定理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務の実施に当たっては、ボランティア等での清掃状況を十分把握した上で、事業実施計画を策定し、民間団体、地元自治会、行政等と調整等を図りながら、漂着ごみ回収を実施する必要があることから、地域の状況に精通している者へ委託する必要がある。</li> <li>・萩市海岸清掃実行委員会は、萩市の海岸に面する自治会、住民団体などから構成され、地域の実態把握及びごみ回収のノウハウを有するとともに、漂着ごみ回収を実施する能力と実績を有する組織であり、本業務を確実に遂行できる団体は、萩市海岸清掃実行委員会を除いていないため。</li> </ul>
予定価格	1,033,120円(税込)
契約金額	1,033,120円(税込)
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	(検査対象) 委託業務の履行状況 (検査手法) 実績報告書を確認 (検査結果) 合格

(6) -3 (日韓海峡海岸漂着ごみ一斉清掃関係：長門市)

契約名	住民ボランティア清掃活動支援事業
契約期間	令和4年4月22日～令和4年12月16日
業務内容(仕様)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民ボランティアによる清掃活動</li> <li>・海岸漂着物の発生抑制につながる普及・啓発活動</li> </ul>
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</li> <li>・業務委託契約事務取扱要領第2の3(3)イ</li> </ul>
委託業者名	長門市海岸清掃の日実行委員会
業者選定理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務の実施に当たっては、ボランティア等での清掃状況を十分把握した上で、事業実施計画を策定し、民間団体、地元自治会、行政等と調整等を図りながら、漂着ごみ回収を実施する必要があることから、地域の状況に精通している者へ委託する必要がある。</li> <li>・長門市海岸清掃の日実行委員会は、長門市民のあらゆる団体、市民、ボランティアを代表する者から構成され、地域の実態を把握</li> </ul>

	し、ごみ回収のノウハウを有するとともに、漂着ごみ回収を実施する能力と実績を有する組織であり、本業務を確実に遂行できる団体は、長門市海岸清掃の日実行委員会を除いていないため。
予定価格	1,104,390円（税込）
契約金額	1,104,390円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	（検査対象）委託業務の履行状況 （検査手法）実績報告書を確認 （検査結果）合格

(6) -4（日韓海峡海岸漂着ごみ一斉清掃関係：阿武町）

契約名	住民ボランティア清掃活動支援事業
契約期間	令和4年4月19日～令和4年12月16日
業務内容（仕様）	・住民ボランティアによる清掃活動 ・海岸漂着物の発生抑制につながる普及・啓発活動
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	・地方自治法施行令第167条の2第1項第1号 ・業務委託契約事務取扱要領第2の3(3)ア
委託業者名	阿武町地球温暖化対策地域協議会
業者選定理由	・本業務の実施に当たっては、ボランティア等での清掃状況を十分把握した上で、事業実施計画を策定し、民間団体、地元自治会、行政等と調整等を図りながら、漂着ごみ回収を実施する必要があることから、地域の状況に精通している者へ委託する必要がある。 ・阿武町地球温暖化対策地域協議会は、住民団体、事業者等で構成され、地域の実態把握及びごみ回収のノウハウを有するとともに、漂着ごみ回収を実施する能力と実績を有する団体であり、本業務を確実に遂行できる団体は、本協議会を除いていないため。
予定価格	457,606円（税込）
契約金額	457,606円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	（検査対象）委託業務の履行状況 （検査手法）実績報告書を確認 （検査結果）合格

(6) -5 流域圏連携推進事業関係)

契約名	海のジブンゴト化サポーターズ沿岸・内陸アクション運営業務
契約期間	令和4年7月8日～令和4年11月25日
業務内容（仕様）	・「沿岸アクション」、「内陸アクション」として、海岸や河川におけるごみの調査（環境学習イベント）の運営、清掃及び調査関係物品・啓発資材の確保 ・環境学習イベントに係る広報の実施等
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	・地方自治法施行令第167条の2第1項第1号 ・業務委託契約事務取扱要領第2の3(3)ア
委託業者名	株式会社コア
業者選定理由	県内開催の大規模イベントの実績が多数あり、本環境学習イベントの内容を理解した上で、運営を円滑に実施することができると判断したため。
予定価格	538,000円（税込）
契約金額	537,900円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	（検査対象）委託業務の履行状況 （検査手法）業務報告書を確認 （検査結果）合格

(6) -6（流域圏連携推進事業関係）

契約名	海のジブンゴト化キャンペーン運営等業務
契約期間	令和4年10月28日～令和5年2月24日
業務内容（仕様）	中央フード平田店において、海洋プラスチックごみ問題に係る普及啓発イベントを運営等
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・業務委託契約事務取扱要領第2の3(3)イ
委託業者名	株式会社読売広告西部
業者選定理由	・(株)読売広告西部は、本イベントの会場となる中央フード平田店を含めた、丸久グループのイベントを一手に引き受けている指定事業者であり、スーパーマーケット店舗でのイベント運営の実績を十分有している。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度、海洋プラスチックごみの啓発イベントをアルク薬店において実施した際に、当課が運営業務を委託した実績があるため、環境啓発イベントについても十分理解している。</li> <li>㈱丸久のイベントにおける指定事業者であり、店舗での環境啓発イベントの実績が十分であることから、円滑かつ効果的なイベント運営が期待できるため。</li> </ul>
予定価格	1,465,000円（税込）
契約金額	1,455,850円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	（検査対象）委託業務の履行状況 （検査手法）業務報告書を確認 （検査結果）合格

(6) -7（海岸漂着物実態調査関係）

契約名	令和4年度海洋ごみ実態調査業務
契約期間	令和4年7月29日～令和5年3月10日
業務内容（仕様）	<ul style="list-style-type: none"> <li>海岸漂着物の組成調査</li> <li>廃棄物の処分</li> <li>報告書の作成</li> </ul>
契約方法	一般競争入札
契約の法令根拠	地方自治法第234条
委託業者名	三洋テクノマリン株式会社九州支社
業者選定理由	一般競争入札により選定
予定価格	2,591,600円（税込）
契約金額	2,417,800円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	（検査対象）委託業務の履行状況 （検査手法）業務報告書を確認 （検査結果）合格

(7) 負担金、補助及び交付金の3期間推移

（単位：千円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
決算額	38,715	38,782	40,147

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
補助金等の名称	海岸漂着物等地域対策推進事業補助金	海岸漂着物等地域対策推進事業補助金	海岸漂着物等地域対策推進事業補助金
交付先名	下関市外9件	下関市外9件	下関市外10件

(8) 令和4年度補助金等の概要

(海岸漂着物等地域対策推進事業補助金関係)

補助金等の名称	山口県海岸漂着物等地域対策推進事業補助金										
目的(趣旨)	国の地域環境保全対策費補助金を活用し、市町が実施する海洋ごみの回収処理等に係る取組を支援し、海洋ごみ対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。										
公募・非公募	非公募										
根拠法令・要綱等	<ul style="list-style-type: none"> <li>山口県補助金等交付規則</li> <li>地域環境保全対策費補助金(海岸漂着物等地域対策推進事業)交付要綱(令和3年4月1日付け環水大水発第2104012号)</li> <li>海岸漂着物等地域対策推進事業実施要領(平成31年2月28日付け環水大水発第1902284号)</li> </ul>										
創設年度	平成26年度										
交付対象事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>海洋ごみ(漂着ごみ、漂流・海底ごみ)の回収・処理に係る事業</li> <li>海洋ごみの回収・処理に係る調査研究等及び海洋ごみの発生抑制に係る普及・啓発、関係者間の連携・協力等の事業</li> </ul>										
補助対象経費及び補助率(限度額)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>補助対象経費の概要</th> <th>補助率(限度額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海洋ごみの回収・処理に係る事業</td> <td>本事業を行うために必要な以下の経費</td> <td rowspan="2">7/10～10/10(定額) ※国が定める交付要綱による</td> </tr> <tr> <td>海洋ごみの回収・処理に係る調査研究等及び海洋ごみの発生抑制に係る普及・啓発、調査・研究、関係者間の連携・協力等の事業</td> <td>報酬、共済費、給料、職員手当等、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費、負担金、並びに公課費その他、県知事が必要と認めた経費</td> </tr> </tbody> </table>			区分	補助対象経費の概要	補助率(限度額)	海洋ごみの回収・処理に係る事業	本事業を行うために必要な以下の経費	7/10～10/10(定額) ※国が定める交付要綱による	海洋ごみの回収・処理に係る調査研究等及び海洋ごみの発生抑制に係る普及・啓発、調査・研究、関係者間の連携・協力等の事業	報酬、共済費、給料、職員手当等、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費、負担金、並びに公課費その他、県知事が必要と認めた経費
	区分	補助対象経費の概要	補助率(限度額)								
海洋ごみの回収・処理に係る事業	本事業を行うために必要な以下の経費	7/10～10/10(定額) ※国が定める交付要綱による									
海洋ごみの回収・処理に係る調査研究等及び海洋ごみの発生抑制に係る普及・啓発、調査・研究、関係者間の連携・協力等の事業	報酬、共済費、給料、職員手当等、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費、負担金、並びに公課費その他、県知事が必要と認めた経費										
	補助対象経費及び補助率(限度額)の概要										
交付先及び交付金額	交付先及び交付金額の状況										
	交付先名		交付金額(円)								
	下関市		2,920,000円								
	宇部市		741,000円								
山口市		600,000円									

	萩市	12,299,000 円		
	防府市	307,000 円		
	下松市	375,000 円		
	光市	6,267,000 円		
	長門市	11,000,000 円		
	周南市	810,000 円		
	周防大島町	2,023,000 円		
	阿武町	2,805,000 円		
	合計	40,147,000 円		
申請及び交付件数	交付件数：11 件			
補助金の効果測定	効果測定指標の目標値及び実績値の3 期間推移 (単位：人)			
		令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度
	目標値 (A)	140,000	140,000	140,000
	実績値 (B)	50,550	57,713	集計中
達成率 (B/A)	36.1%	41.2%	－ %	
達成度の説明 目標値：河川・海岸清掃活動参加人数 140,000 人 新型コロナウイルス感染症拡大の影響にて達成率は低い状況であるが、行動制限の緩和等により、達成率は増加傾向にある。				

(9) 監査要点と実施手続の概要

日韓海峡海岸漂着ごみ一斉清掃(6)-1~4

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託契約書及び仕様書を閲覧し、適法な契約事務であることを確認した。</li> <li>・契約方法の選定が適切かつ妥当であるか、否かについて質問した。また随意契約であることから、当該契約方法によることを可能とする規則等を閲覧した。</li> <li>・安易に随意契約を選定している傾向がないか検証した。</li> <li>・委託業務の検査(履行確認)が適正に行われていることを確認した。また、検査の方法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務委託事務取扱要領</li> <li>・住民ボランティア清掃活動支援事業に関する業務の仕様書</li> <li>・業者選定理由書</li> <li>・委託契約書</li> <li>・実績報告書</li> <li>・業務委託検査調査書</li> <li>・請求書</li> <li>・支出負担行為票</li> </ul>

監査要点	実施手続	証憑書類等
	について質問し、適切に評価されていることを確認した。	
有効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託契約に付する合理性があるか確認した。</li> <li>・委託の効果（実効性）をどのように分析及び評価しているか、否かについて質問した。</li> <li>・本事業の目指すべき将来像に対する委託業務の適合性について確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民ボランティア清掃活動支援事業に関する業務の仕様書</li> <li>・委託契約書</li> <li>・実績報告書</li> </ul>
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託業務の内容に照らし、業者見積の合理性を十分に検証しているか、否かについて確認した。</li> <li>・委託先から提出される請求書を閲覧し、安易に見積ありきで請求されていないか確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民ボランティア清掃活動支援事業に関する業務の仕様書</li> <li>・委託契約書</li> <li>・業者選定理由書</li> </ul>

流域圏連携推進事業関 海のジブンゴト化サポーターズ沿岸・内陸アクション運營業務  
(6)-5

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託契約書及び仕様書を閲覧し、適法な契約事務であること、さらに公権力の行使に当たる可能性のある事務委託ではないことを確認した。</li> <li>・契約方法の選定が適法、かつ、妥当であるか、否かについて質問した（随意契約の場合、当該契約方法によることを可能とする規則等を閲覧した）。</li> <li>・安易に随意契約を選定している傾向がないか、否かについて検証した（長期継続の有無を含む）。</li> <li>・委託業務の検査（履行確認）が適正に行われていることを確認した。また、検査の方法を質問し、適切に評価されていることを確認した。</li> <li>・委託料が適切な時期に支払われていることを確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託契約書</li> <li>・契約締結伺</li> <li>・検査職員任命伺</li> <li>・仕様書</li> <li>・業務委託検査報告書</li> <li>・業務委託検査調査書</li> <li>・業務完了報告書</li> <li>・業者選定伺</li> <li>・見積書</li> <li>・請求書</li> </ul>

監査要点	実施手続	証憑書類等
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務委託契約の情報公開（公表対象となる契約について）の状況を確認した。</li> </ul>	
有効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託契約に付する合理性があるか確認した（事務の効率化、高度な専門的技術を要求、臨時的又は変則的な勤務を要する業務、行政サービスの向上等）。</li> <li>・委託の効果（実効性）をどのように分析及び評価しているか、否かについて質問し確認した。</li> <li>・調査研究業務の成果物が有効に活用されているか確認した。</li> <li>・直営の場合と比較して、サービスの向上が図られていることを県が適切に評価しているか、否かについて確認した。</li> <li>・本事業の目指すべき将来像に対する委託業務の適合性について検討した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託契約書</li> <li>・仕様書</li> <li>業務委託検査報告書</li> <li>・業務委託検査調書</li> <li>・業務完了報告書</li> </ul>
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入札方式に変更し、委託料の縮減を図るべき随意契約がないか、否かについて質問した。</li> <li>・委託業務の内容に照らして、予定価格の積算内容（業者見積の場合にもその合理性を十分に検討しているか等）を確認した。</li> <li>・委託先から提出される収支計算書（予算実績比較）や請求書を閲覧し、業務コストの削減努力が行われているか、安易に見積ありきで請求されていないか、否かについて検証した。</li> <li>・直営の場合と比較して、委託の効果（経済性・効率性）を分析しているか、否かについて確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見積書</li> <li>・請求書</li> </ul>

流域圏連携推進事業関係 海のジブンゴト化キャンペーン運営等業務(6)-6

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託契約書及び仕様書を閲覧し、適法な契約事務であること、及び公権力の行使に</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託契約書</li> <li>・契約締結伺</li> <li>・起案書</li> </ul>

監査要点	実施手続	証憑書類等
	<p>当たる可能性のある事務委託ではないことを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約方法の選定が適法、かつ、妥当であることを質問した(随意契約の場合、当該契約方法によることを可能とする規則等を閲覧した)。</li> <li>・安易に随意契約を選定している傾向がないか、否かについて検証した(長期継続の有無を含む)。</li> <li>・委託業務の検査(履行確認)が適正に行われていることを確認した。また、検査の方法を質問し、適切に評価されていることを確認した。</li> <li>・委託料が適切な時期に支払われていることを確認した。</li> <li>・業務委託契約の情報公開(公表対象となる契約について)の状況を確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・執行伺</li> <li>・仕様書</li> <li>・実績報告書</li> <li>・業務委託検査報告書</li> <li>・業務委託検査調書</li> <li>・業者選定理由</li> <li>・見積書</li> <li>・請求書</li> </ul>
有効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託契約に付する合理性があるか確認した(事務の効率化、高度な専門的技術を要求、臨時的又は変則的な勤務を要する業務、行政サービスの向上等)。</li> <li>・委託の効果(実効性)をどのように分析及び評価しているか、否かについて質問を行い、検証した。</li> <li>・調査研究業務の成果物が有効に活用されているか、否かについて確認した。</li> <li>・直営の場合と比較して、サービスの向上が図られていることを県が適切に評価しているか、否かについて確認した。</li> <li>・本事業の目指すべき将来像に対する委託業務の適合性について検証した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託契約書</li> <li>・仕様書</li> <li>・実績報告書</li> <li>・業務委託検査報告書</li> <li>・業務委託検査調書</li> </ul>
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入札方式に変更し、委託料の縮減を図るべき随意契約がないか、否かについて質問した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見積書</li> <li>・請求書</li> </ul>

監査要点	実施手続	証憑書類等
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託業務の内容に照らして、予定価格の積算内容（業者見積の場合にもその合理性を十分に検証しているか等）を確認した。</li> <li>・委託先から提出される収支計算書（予算実績比較）や請求書を閲覧し、業務コストの削減努力が行われているか、安易に見積ありきで請求されていないか、否かについて検証した。</li> <li>・直営の場合と比較して、委託の効果（経済性・効率性）を分析しているか、否かについて確認した。</li> </ul>	

海岸漂着物実態調査関係 令和4年度海洋ごみ実施調査業務(6)-7

監査要点	実施手続	証憑書類等
<p>合規性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託契約書及び仕様書を閲覧し、適法な契約事務であること、及び公権力の行使に当たる可能性のある事務委託ではないことを確認した。</li> <li>・契約方法の選定が適法、かつ、妥当であることを質問した（随意契約の場合、当該契約方法によることを可能とする規則等を閲覧した）。</li> <li>・安易に随意契約を選定している傾向がないか、否かについて検証した（長期継続の有無を含む）。</li> <li>・委託業務の検査（履行確認）が適正に行われていることを確認した。また、検査の方法を質問し、適切に評価されていることを確認した。</li> <li>・委託料が適切な時期に支払われていることを確認した。</li> <li>・業務委託契約の情報公開（公表対象となる契約について）の状況を確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託契約書</li> <li>・検査職員任命伺</li> <li>・仕様書</li> <li>・業務完了通知書</li> <li>・成果品引渡書</li> <li>・調査業務報告書</li> <li>・業務委託検査報告書</li> <li>・業務委託検査調書</li> <li>・請求書</li> </ul>
<p>有効性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託契約に付する合理性があるか確認した（事務の効率化、高度な専門的技術を要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託契約書</li> <li>・仕様書</li> <li>・業務完了通知書</li> </ul>

監査要点	実施手続	証憑書類等
	<p>求、臨時的又は変則的な勤務を要する業務、行政サービスの向上等)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託の効果(実効性)をどのように分析及び評価しているか、否かについて質問し検証した。</li> <li>・調査研究業務の成果物が有効に活用されているか、否かについて確認した。</li> <li>・直営の場合と比較して、サービスの向上が図られていることを県が適切に評価しているか、否かについて確認した。</li> <li>・本事業の目指すべき将来像に対する委託業務の適合性について検証した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成果品引渡書</li> <li>・調査業務報告書</li> <li>・業務委託検査報告書</li> <li>・業務委託検査調書</li> </ul>
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入札方式に変更し、委託料の縮減を図るべき随意契約がないか質問した。</li> <li>・委託業務の内容に照らして、予定価格の積算内容(業者見積の場合にもその合理性を十分に検証しているか等)を確認した。</li> <li>・委託先から提出される収支計算書(予算実績比較)や請求書を閲覧し、業務コストの削減努力が行われているか、安易に見積ありきで請求されていないか検証した。</li> <li>・直営の場合と比較して、委託の効果(経済性・効率性)を分析しているか、否かについて確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・請求書</li> </ul>

海岸漂着物等地域対策推進事業補助

監査要点	実施手続	証憑書類等
合规性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金交付要綱及び交付申請書並びに事業計画書を閲覧し、規定の手続きに準拠していることを確認した。</li> <li>・交付決定通知書を閲覧し、交付額の確定や精算及び交付時期の適切性を確認した。</li> <li>・実績報告書を閲覧し、補助金の使途や補助金に係る収支が適切に報告されていることを確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山口県補助金等交付規則</li> <li>・山口県海岸漂着物等地域対策推進事業補助金交付要綱</li> <li>・交付申請書</li> <li>・交付決定通知書</li> <li>・実績報告書</li> </ul>

監査要点	実施手続	証憑書類等
		・補助金等の交付事務に係るチェックシート
有効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実績報告書の審査状況や、補助金交付先へ適切に指導及び監督を実施していることについて質問し、確認した。</li> <li>・本事業の目指すべき将来像に対する補助事業の適合性について確認した。</li> </ul>	・令和4年度山口県海岸漂着物等地域対策推進事業実績報告書
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該補助金制度の将来展望について質問し、制度縮減の必要性について確認した。</li> </ul>	・令和4年度山口県海岸漂着物等地域対策推進事業実績報告書

(10) 監査の結果（指摘事項）または意見

【意見】住民ボランティア清掃活動支援事業委託対象経費について（経済性・効率性）

住民ボランティア清掃活動支援事業は、日本海沿岸の4市町（下関市、長門市、萩市及び阿武町）におけるボランティアによる清掃活動を支援するため、各市町の清掃活動実行委員会と業務委託契約を締結し、住民ボランティアによる清掃活動及び海岸漂着物の発生抑制につながる普及・啓発活動の実施を委託するものである。清掃活動は主に住民ボランティアによって委託期間内に複数回実施され、当該活動に係る費用を委託料として清掃活動実行委員会に支払っている。

委託料については実績報告書に内訳書が添付され内容の報告を受けているが、4市町の実績報告書によると、主なものは参加者へ配布する飲料、ゴミ袋及び回収したごみの運搬・処理費用である。例えば萩市では消耗品の中にセーバソー・同替刃（計109,483円）、LED投光器（28,875円）、高圧洗浄機（17,800円）等が含まれており、他の市町の内訳書には見られない項目であった。これらは消耗品の中でも高額な物品であり、他の消耗品が清掃活動当日に費消される物品であるのに対し、清掃活動以外の目的にも使用可能な物品である。一方、阿武町では委託料はゴミ袋及びゴミ処理費用のみであり、他市で計上されている参加者に配布する飲料は計上されていなかった。

委託契約書には「本業務の実施に要した経費」が委託契約に適合すると認めるときは確定額として確定すると記載されている。ボランティアによる清掃活動は地域の実情に即して実施されており、委託対象経費を一律に定義することは各委託先の活動を制約してしまう可能性もあることから、委託対象経費の範囲に幅を持たせることには一理ある。しかし地域の実情に即するとはいえ、活動内容は同じ「清掃活動」であることから、予算の適正な執行及び公平性の観点から各市町の委託対象経費について内容を比較し、他の市町では計上されていない費用や他の市町では計上されているが、当該市町では計上されていない費用があれば、それらの用途に関する詳細事項や代替手段についてもヒアリングを行う等、より踏み込んだ内容確認し、適切かつ有効な業務の執行に努めていただきたい。

【意見】業務判断過程及び判断結果の記録について（有効性、経済性・効率性）

委託対象経費の内訳書は、委託料を積算・決定するために極めて重要な資料であることから、その確認作業においては誰が行っても同様の結果となるよう金額・項目による基準を設定し、基準を超える購入物品に関しては書類審査のみならず、ヒアリング等による事実内容確認を行うこと、一方でその基準が画一的で住民の活動を制約するものとならないように柔軟な判断を行うことも必要である。ゆえに委託料を決定する際の判断過程及び判断結果について記録として残しておくべきである。

【意見】海洋ごみに関する事前対策について（有効性）

山口県は3方を海に囲まれ、海岸線延長距離が全国でも上位に入る。地形の特色上、県内の海岸には、国内外から海洋ごみが漂着し、漂流ごみ・海底ごみが多く、現状として漁業（船舶航行の障害等を含む）や観光に対し、深刻な影響を及ぼしている。

県としては業者に委託し、県内の各地点における海洋ごみの種類、量を調査し、ボランティア等の協力により県内の各海岸で定期的にごみを回収している。また海岸漂着物等の発生抑制対策事業にて日韓海峡海岸漂着ごみの一斉清掃を実施し、ボランティアによる清掃活動等を支援しているが、ごみの回収はあくまで事後対策に過ぎない。

ごみの削減は、「出さない」、「捨てない」、「回収」のシンプルな日常の行動で達成される。県民レベルでの対策は、「ポイ捨て防止」、「見つけたら拾う」、その意識の定着のためにも、事後対策であるゴミ回収に県民にも参加してもらうことは有効である。事前対策としては、県民一人ひとりに山口県の海洋ごみの現状を理解してもらい、海洋ごみを減らすことのPR活動に取り組むことも有効である。

さらに、海洋ごみ、特に海岸漂着ごみの約7～8割は、陸上で発生したものが河川等にて最終的に海に運ばれるといわれている。そのため、より日常生活に密接している河川掃除の方が地域住民の意識改革には有効ではないかとも考える。海洋ごみの発生は、人類の経済活動（大量生産、大量消費、大量廃棄）の結果であることに鑑みれば、海洋ごみの発生源を究明し、ごみの発生そのものを削減するメカニズムや具体的な対策の構築が重要かつ急務であるため、そのような意識を持って、更に有効な事業となるよう引き続き業務遂行に努めていただきたい。

## 12. 資源循環型社会形成推進事業

### (1) 事業の概要

事業名	資源循環型社会形成推進事業
担当部局課	環境生活部廃棄物・リサイクル対策課
環境基本計画における施策区分	6 やまぐちの特性を活かした持続可能な地域づくりの推進

事業実施の背景（必要性）	<ul style="list-style-type: none"> <li>産業廃棄物のリサイクル率は、平成 20 年度以降において 55% 前後を維持してきたが、廃棄物の種類によってはリサイクル率が低いものもあり、令和 7 年度の目標 56% の達成に向け、更なる取組が必要である。</li> </ul>
事業目的及び達成時期	<p>（事業目的）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物における、いわゆる 3R（リデュース、リユース、リサイクル）に係る事業化検討等の各段階における支援にて、資源循環型産業の強化を図りつつ、リサイクル率を向上させ、循環型社会の形成を推進する。</li> </ul> <p>（達成時期）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和 7 年度目標：産業廃棄物リサイクル率 56%</li> </ul>
目指すべき将来像	<ul style="list-style-type: none"> <li>各主体の連携強化及び廃棄物処理業者の育成等により、資源循環型産業の強化や地域循環圏の形成・活性化を図る。</li> <li>本取組を通じて、環境負荷の少ない循環型社会の形成を目指す。</li> </ul>
事業の概要（内容）	<p>《廃棄物 3R 事業化支援事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物 3R に係る実用化技術の事業化を促進するため、県産業技術センター産学公事業化検討チームへの支援を介し、産業廃棄物の 3R の促進や適正処理を推進する。</li> </ul> <p>《廃棄物 3R 等推進事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>産業廃棄物の 3R 及び廃棄物に係る未利用エネルギーを活用する施設整備費の一部を補助することにて、廃棄物の 3R 推進やエネルギーの回収を図り、循環型社会の形成を促進する。</li> </ul> <p>《地域循環圏活性化事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業者や団体等が連携して取り組み、地域で発生した産業廃棄物等を地域の中で有効活用する事業展開に向けた調査費の一部を補助することにて、地域循環圏の形成及び活性化を促進する。</li> </ul> <p>《資源循環事例等認定普及事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リサイクル製品の認定を行い、リサイクル産業の育成、廃棄物の減量化及びリサイクルの推進を図る。</li> <li>産業廃棄物の排出抑制やリサイクルに取り組む事業所をエコ・ファクトリーとして認定し、事業者の 3R 意識喚起と取組の拡大を図る。</li> </ul>

<p>事業の概要図等</p>	
<p>事業の主な実施主体</p>	<p>県（直営・委託）</p>
<p>事業の対象者（誰に対する事業か）</p>	<p>県内事業者（廃棄物処理業者等）</p>
<p>令和4年度を取組と成果（進捗）の概要</p>	<p>《廃棄物 3R 事業化支援事業》 （取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業廃棄物の 3R 事業化検討業務を県産業技術センターへ委託</li> <li>・県内事業者等と連携し、以下の調査・検証を実施</li> <li>◆長期埋立地用硫化水素発生抑制剤の開発 汚泥の主成分(酸化鉄)を原料とした硫化水素発生抑制剤の性能評価</li> <li>◆無機系廃棄物を原料とした機能性再生材料の検討 無機系廃棄物（工業用石英等）の微細化による再生材料（土壌改良材、固化材料等）の開発</li> <li>◆食品廃棄物の有効利用 食品廃棄物（魚）に含まれるDHA・セサミン等の有用成分の抽出と活用方法の調査等</li> <li>◆酸化鉄汚泥を用いたポリオレフィン用難燃剤の開発 県内事業者の事業化に向けたフォローアップを実施（成果（進捗））</li> <li>・調査・検証にて得られた技術等を県内事業者へフォローアップし、資源循環型産業の育成を支援</li> </ul> <p>《廃棄物 3R 等推進事業》 （取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内事業者からの 4 つの事業計画に対して補助金を交付し、リサイクル施設の整備を支援（成果（進捗））</li> <li>・4 つの事業計画において、年間約 2.5 万トンの廃棄物処理能力の施設整備を行うことにより、リサイクル率の向上及び埋立処分量の減少に寄与</li> </ul>

	≪地域循環圏活性化事業≫ (取組)、(成果 (進捗)) ・補助金の申請無し ≪資源循環事例等認定普及事業≫ (取組) ・リサイクル認定製品：3 製品、エコ・ファクトリー：3 事業所を新規認定 ・リサイクル製品利用促進連絡会議を開催し、新規認定の認証式と併せて、関係機関（県、市町の環境・土木部局）や事業者が、リサイクル製品の一層の利用拡大に向けて情報を共有 (成果 (進捗)) ・リサイクル製品の認定による利用促進及びリサイクル産業の育成、また、産業廃棄物の 3R に取り組むエコ・ファクトリーの認定による、事業者の意識喚起と取組の拡大により、廃棄物の減量化及びリサイクルを推進
関連する基本方針	やまぐち未来維新プラン
関連する個別計画	山口県循環型社会形成推進基本計画
根拠法令の名称 (法律、条例、要綱等)	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
事業区分	継続事業（令和 3 年度～）

(2) 予算額と決算額の 3 期間推移

(単位：千円)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
当初予算額	142, 790	127, 350	127, 350
補正後予算額	49, 598	120, 537	109, 270
決算額	※1 46, 633	※2 119, 026	108, 845

(予算額及び決算額の著増減事項等)

【令和 2 年度：廃棄物 3R 等推進事業】

補助金の申請額が当初予算額見込みを下回ったことによる減。

・3R 等推進事業は、施設整備に対する補助金であり、事業者の事業計画とタイミングが合わないと申請されないという実態があり、年度によって執行率にバラつきが生じた。

・当該年度は新型コロナウイルス感染症拡大時期に当り、施設整備を計画していたものの設置を諦めた事案もある。

※1：令和 2 年度→令和 3 年度繰越を含む ※2：令和 3 年度→令和 4 年度繰越を含む

## (3) 令和 4 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
委託料	8,858	下記(6)参照
負担金、補助及び交付金	98,226	下記(8)参照
報償費	82	補助金審査会、 リサイクル製品等認定審査会
旅費	342	職員出張旅費
需用費	1,334	コピー代、用紙代、消耗品他
合計	108,844	

## (4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	—	—
その他	108,844	100.0
一般(県)	—	—
合計	108,844	100.0

(その他財源の内容) 山口県産業廃棄物適正処理基金繰入金

## (5) 委託料の 3 期間推移

(単位：千円)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
決算額	21,374	7,960	8,858
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約
委託業者名	(株)エックス都市研究所 外 2 件	(地独)山口県産業技術センター	(地独)山口県産業技術センター

## (6) 令和 4 年度委託契約の概要

契約名	廃棄物 3R 事業化検討業務
契約期間	令和 4 年 5 月 12 日～令和 5 年 3 月 31 日
業務内容(仕様)	・産業廃棄物の 3R に係る事業化に向け、検討テーマの設定、検討チームの編成・運営、調査・試験を実施し、その成果の取りまとめを行う。
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	・地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 ・業務委託契約事務取扱要領第 2 の 3 (3) イ
委託業者名	地方独立行政法人山口県産業技術センター
業者選定理由	産学公連携による技術支援や研究開発のノウハウを有し、本業務を実施しうる唯一の者であるため
予定価格	9,000,000 円(税込)

契約金額	9,000,000円（税込） 精算：8,858,317円
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	<p>（検査対象）事業化検討テーマの検討状況（調査・試験の実施状況等）及び予算執行状況</p> <p>（検査手法）提出された業務実績報告書から、適正に業務が実施されていることを確認</p> <p>（検査結果）合格</p>

(7) 負担金、補助及び交付金の3期間推移

（単位：千円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
決算額	※1 23,546	※2 79,672	98,226
補助金等の名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>山口県廃棄物3R等推進事業補助金</li> <li>地域循環圏活性化事業補助金</li> </ul>	山口県廃棄物3R等推進事業補助金	山口県廃棄物3R等推進事業補助金
交付先名	㈱クリーンサポートヒラタ外3件	西部工輪(株)外2件	㈱光田商店外3件

※1：令和2年度→令和3年度繰越を含む ※2：令和3年度→令和4年度繰越を含む

(8) 令和4年度補助金等の概要

補助金等の名称	山口県廃棄物3R等推進事業補助金		
目的（趣旨）	産業廃棄物等の3R施設又は廃棄物に係る未利用エネルギー利活用施設の整備を支援することにより、循環型社会の形成を促進する。		
公募・非公募	公募		
根拠法令・要綱等	山口県廃棄物3R等推進事業補助金交付要綱		
創設年度	平成19年度 ※地域循環型プロジェクト支援事業・山口県リサイクル施設等整備費補助金交付要綱（平成16年7月1日）廃止		
交付対象事業	産業廃棄物3R等施設整備事業		
補助対象経費及び補助率（限度額）	補助対象経費及び補助率（限度額）の概要		
	区分	補助対象経費の概要	補助率（限度額）
	3R等施設整備	建築物費、機械装置・工具器具費、付帯工事	1/3（3,000万円※） ※AI等を搭載した高度化施設は上限5,000万円
交付先及び交付金額	交付先及び交付金額の状況		

	交付先名	交付金額（円）																	
	イーエス環境(株)	12,933,000 円																	
	日立建設(株)	29,960,000 円																	
	(有)光田商店	50,000,000 円																	
	(株)安成工務店	5,333,000 円																	
	合計	98,226,000 円																	
※上記以外に、令和 3 年度繰越しのタムラエンバイロ(株)の事業に対し、30,000,000 円の交付実績あり																			
申請及び交付件数	申請件数：5 件 交付件数：4 件（不採択 1 件）																		
補助金の効果測定	<p>効果測定指標が定量化されていない場合 (効果測定方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リサイクル施設整備によるリサイクル率への寄与度により評価</li> <li>・平成 30 年（基準年度）の産業廃棄物総排出量 7,941 千トン、再生利用量 4,326 千トンを基に年度毎に整備したリサイクル施設の処理能力を再生利用量に加算してリサイクル率を試算した。</li> </ul> <p>【リサイクル施設の処理能力】</p> <p>令和 2 年度：0.8 万トン、令和 3 年度：1.1 万トン、 令和 4 年度：2.5 万トン</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和 2 年度</th> <th>令和 3 年度</th> <th>令和 4 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標値 (A)</td> <td>56%</td> <td>56%</td> <td>56%</td> </tr> <tr> <td>実績値 (B)</td> <td>54.58%</td> <td>54.72%</td> <td>55.03%</td> </tr> <tr> <td>達成率 (B/A)</td> <td>97.46%</td> <td>97.71%</td> <td>98.27%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(測定結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和 7 年度のリサイクル率 56%の目標達成に向け、処理施設の整備に伴い、年々、着実に達成率が向上している。</li> </ul>				令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	目標値 (A)	56%	56%	56%	実績値 (B)	54.58%	54.72%	55.03%	達成率 (B/A)	97.46%	97.71%	98.27%
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度																
目標値 (A)	56%	56%	56%																
実績値 (B)	54.58%	54.72%	55.03%																
達成率 (B/A)	97.46%	97.71%	98.27%																

<参考>山口県環境基本計画に掲げる数値目標

環境指標	・ 2-③
------	-------

(9) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
法規性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約方法の選定が適法、かつ、妥当である理由を質問した。</li> <li>・委託業務の検査（履行確認）が適正に行われている旨を確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業者選定理由書</li> <li>・検査調書</li> <li>・実績報告書</li> <li>・補助金交付要綱</li> </ul>

監査要点	実施手続	証憑書類等
	補助金交付要綱及び交付申請書並びに審査書類等を閲覧し、規定の手続きに準拠していること（交付目的、交付対象事業、補助対象経費等の適切性や公益性）を確認した。 ・ 交付決定通知書を閲覧し、交付額の確定や精算及び交付時期の適切性を確認した。	・ 審査会資料
有効性	・ 委託の効果（実効性）をどのように分析及び評価しているか、否かについて検証した。	・ 実績報告書
経済性・効率性	・ 委託業務の内容に照らして、予定価格の積算内容を確認した。	・ 参考見積書 ・ 仕様書

#### (10) 監査の結果（指摘事項）または意見

##### 【意見】 補助金の交付要綱記載内容について（合規性）

山口県廃棄物 3R 等推進事業補助金における補助金上限額 3,000 万円及び AI（人工知能）等を搭載した選別施設等リサイクル高度化施設に対する補助上限額 5,000 万円については、募集チラシには記載されているものの、交付要綱には全く記載が無い。「要綱」とは行政内部における規律であり、法的拘束力は持たないとされているが、職員が事務処理を進めていく上での指針・基準を要約したものであり、一般的には法的拘束力を持つ「規則」に準ずるものとして取扱われている。山口県においても、平成 18 年に「山口県補助金交付規則」において補助金の根幹を定め、「要綱」において個別の取扱いを定めるよう位置づけ、整理して補助事務を適正に執行するように通知されている。

上記の前提を踏まえ、その経緯に関する詳細を担当課に確認した結果、補助金の上限金額は物価や補助対象事業により変動が見込まれるため、要綱では補助率のみを定め、上限金額については予算で決定した金額を募集チラシで案内しているということであった。

補助金申請者は募集チラシを見て補助金申請を意思決定するが、申請手続については交付要綱に則りなされることが通常である上、交付事務も要綱にて実施される。今回の事例は必ず「チラシ」とセットでなければ適正な申請手続及び交付の執行は不可能となる。したがって、申請者が混乱をきたさないためにも、また、補助金執行額の上限を明確にし、保存文書の範囲を明瞭化するためにも交付要綱に補助上限を明記することが必要であり、別表の活用も有効であると考えらる。

### 13. 野生鳥獣管理対策強化事業

#### (1) 事業の概要

事業名	野生鳥獣管理対策強化事業
-----	--------------

担当部局課	環境生活部自然保護課
環境基本計画における施策区分	3 いのちと暮らしを支える生物多様性の保全
事業実施の背景（必要性）	ニホンジカやイノシシなどの鳥獣については、生息数が増加又は分布が拡大し、その結果、希少な植物の食害等の自然生態系への影響、農林水産業や生活環境への被害が深刻な状況となっている。
事業目的及び達成時期	（事業目的） 第二種特定鳥獣管理計画等に基づき、個体群管理や被害防除対策など総合的な鳥獣の管理を推進するとともに、減少・高齢化する鳥獣捕獲の担い手の確保・育成に取り組む。 （達成時期） 設定なし
目指すべき将来像	鳥獣による自然生態系への影響、農林水産業や生活環境への被害の低減を図る。
事業の概要（内容）	（管理・捕獲の推進） ○指定管理鳥獣（ニホンジカ）捕獲等事業 ニホンジカ（指定管理鳥獣）の年間捕獲目標（9,000頭）の達成に向けて、狩猟期におけるニホンジカの捕獲を強化 ○ニホンザルの適正な管理対策の推進 ニホンザルによる被害軽減のためモニタリング調査 ○カワウ管理対策の推進 カワウの生息状況を把握するためモニタリング調査 （新たな捕獲の担い手確保・育成） ○認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者研修事業 認定鳥獣捕獲等事業者の育成を目的とし、新たな捕獲従事者を確保するための講習や捕獲従事者の技術向上のための研修を実施 ○狩猟免許の取得支援 銃猟・わな猟免許の新規取得経費を助成 ○わな免許取得者へ向けた捕獲・処理技術の向上研修 狩猟者登録の割合が低いわな免許取得者に対して、獣種やわなの種類ごとに詳しい捕獲技術等の研修を実施 ○鳥獣捕獲の担い手確保・育成事業 若手の銃猟免許取得希望者を対象に、免許取得に向けた研修や取得後の実地研修等を総合的に実施

事業の概要図等

(管理・捕獲の推進)

○指定管理鳥獣（ニホンジカ）捕獲等事業



(新たな捕獲の担い手確保・育成)

○認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者研修事業



○わな免許取得者へ向けた捕獲・処理技術の向上研修



○鳥獣捕獲の担い手確保・育成事業



事業の主な実施主体

県（直営・委託）、新規狩猟免許取得者

事業の対象者（誰に対する事業か）

狩猟免許取得希望者、狩猟免許所持者（農林水産業者、一般県民など）

<p>令和 4 年度の取組と成果（進捗）の概要</p>	<p>（管理・捕獲の推進）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○指定管理鳥獣捕獲等事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>認定鳥獣捕獲等事業者への委託により、下関市・長門市・美祢市ほか 5 市町においてニホンジカ捕獲を実施（捕獲実績 3,280 頭）</li> <li>専門業者への委託により、ニホンジカの個体数推定及び将来予測を実施</li> </ul> </li> <li>○サル捕獲の加速化に向けた環境整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>サル被害の防止に向け、個体群の出没状況を把握するためのモニタリング調査を実施</li> </ul> </li> <li>○カワウ管理対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>専門業者への委託により、カワウの生息調査を実施（新たな捕獲の担い手確保・育成）</li> </ul> </li> <li>○認定鳥獣捕獲等事業者の育成 <ul style="list-style-type: none"> <li>認定を目指す法人やその法人の捕獲従事者等を対象とした安全管理及び技能知識に関する講習や、当該捕獲従事者に対する捕獲技術向上のための研修を実施</li> <li>・認定鳥獣捕獲等事業者講習（1 回実施、27 人受講）</li> <li>・射撃技能研さん研修（13 回実施、303 人受講）</li> <li>・銃器による捕獲技術向上研修（7 回実施、55 人受講）</li> <li>・わなによる捕獲技術向上研修（4 回実施、33 名受講）</li> </ul> </li> <li>○狩猟免許取得支援事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>銃・わな猟免許の新規取得に係る経費を助成（184 人）</li> </ul> </li> <li>○「わな」免許取得者へ向けた捕獲・処理技術の向上研修 <ul style="list-style-type: none"> <li>わな免許取得者の捕獲・処理技術の向上を目的に、捕獲方法や止めさし方法、解体処理の方法に係る研修会を実施（4 回実施、69 人受講）</li> </ul> </li> <li>○鳥獣捕獲の担い手確保・育成事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>若手の狩猟免許取得希望者を対象に免許取得に向けた研修や免許取得後の実地研修等の実施（7 回実施、延べ 100 人受講）</li> </ul> </li> </ul>
<p>関連する基本方針</p>	<p>やまぐち維新プラン やまぐち未来維新プラン</p>
<p>関連する個別計画</p>	<p>第 13 次鳥獣保護管理事業計画 第 5 期第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画 第 5 期第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画 第 3 期第二種特定鳥獣（ニホンザル）管理計画</p>

根拠法令の名称 (法律、条例、要綱等)	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
事業区分	継続事業 (平成 29 年度～)

(2) 予算額と決算額の 3 期間推移

(単位：千円)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
当初予算額	56,881	40,482	42,684
補正後予算額	53,708	40,481	42,683
決算額	53,243	40,379	42,642

(予算額及び決算額の著増減事項等)

令和 4 年度の補正予算は事業実績の増減によるものである。

(3) 令和 4 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
報償費	4	シカ対策検討会謝金
需用費	3	印刷費、消耗品費
委託料	38,152	下記 (6) 参照
負担金、補助及び交付金	4,481	下記 (8) 参照
合計	42,642	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	21,349	50.0
一般 (県)	21,293	49.9
合計	42,642	100.0

(5) 委託料の 3 期間推移

○山口県指定管理鳥獣捕獲等事業 他 5 件

(単位：千円)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
決算額	28,315	27,720	31,680
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約
委託業者名	(一社)山口県猟友会	(一社)山口県猟友会	(一社)山口県猟友会

(6) -1 令和4年度委託契約の概要

契約名	山口県指定管理鳥獣捕獲等事業
契約期間	令和4年10月17日～令和5年3月31日
業務内容（仕様）	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・捕獲目標頭数：3,200頭（950頭以上わなで捕獲すること）</li> <li>・捕獲方法：銃猟、わな猟</li> </ul>
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</li> <li>・業務委託契約事務取扱要領第2の3（3）イ</li> </ul>
委託業者名	一般社団法人山口県猟友会
業者選定理由	プロポーザル審査の結果による
予定価格	31,680,000円（税込）
契約金額	31,680,000円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	<p>【実施状況確認】</p> <p>検査対象：報告書、実施状況写真、尻尾          検査手法：県農林（水産）事務所職員による現物確認及び自然保護課職員による書類確認（月1回実施）</p> <p>【完了検査】</p> <p>検査対象：実績報告書、支出帳簿書類等          検査手法：自然保護課担当者が関係書類を確認          検査結果：合格</p>

(6) -2

契約名	ニホンジカ個体数推定業務及び生息状況調査
契約期間	令和4年6月10日～令和5年3月15日
業務内容（仕様）	<p>【概要】</p> <p>ニホンジカの糞塊密度調査や出猟カレンダーなどの様々なデータ整理・分析を実施し、ニホンジカ管理の施策の方針を検討するための資料を作成する</p> <p>○収集データの整理と分析</p> <p>狩猟捕獲数、有害捕獲数、個体数調整捕獲数、指定管理捕獲数、糞塊密度調査結果、目撃効率、ライトセンサス調査結果等のデータを必要に応じて集計・整理し分析</p>

	<p>○ニホンジカの自然増加率と生息個体数の推定及び個体数の将来予測等</p> <p>自然増加率の推定、生息個体数の推定、将来予測、密度分布図の作成、個体数推定結果等をもとにした捕獲計画の提案 他</p> <p>○ニホンジカ生息状況調査</p> <p>ニホンジカの生息状況調べ、生息密度指標調査（糞塊密度調査）、人工林被害調査）</p>
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</li> <li>・業務委託契約事務取扱要領第2の3(3)イ</li> </ul>
委託業者名	株式会社野生動物保護管理事務所
業者選定理由	統計手法（階層ベイズ法によるハーベストベースドモデル）による個体数推定が可能な高度な専門性や技術を有しており、従来の推計と同様のプログラムコードを保有し、推計の実施が可能な法人は、株式会社野生動物保護管理事務所以外にはないため。
予定価格	4,970,000円（税込）
契約金額	4,970,000円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	<p>検査対象：業務報告書</p> <p>検査手法：自然保護課職員が業務報告書を確認</p> <p>検査結果：合格</p>

(6) -3

契約名	山口県カワウ生息実態等調査業務
契約期間	令和4年4月1日～令和5年3月20日
業務内容（仕様）	<p><b>【概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ねぐら・コロニーごとの個体数調査（5月、12月）</li> <li>・営巣調査（繁殖状況調査5月）</li> </ul>
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方自治法施行令第167条の2第1項第1号</li> <li>・業務委託契約事務取扱要領第2の3(3)ア</li> </ul>
委託業者名	山口県野生鳥獣調査団
業者選定理由	本業務を実施するためには、野鳥に関する専門的知識、野鳥に関する調査技能及び人材が必要である。また、山口県全域を調査対象とすることから、県全域で組織的な調査を実施できる体制が必要で

	<p>ある。このため、この条件を満たし、本調査業務の実施可能な団体は、上記の専門的知識、調査技術等を有している、山口県野生鳥獣調査団において他にない。山口県野生鳥獣調査団は、昭和 57 年度から本県が実施する「鳥獣保護区等指定効果測定調査」を受託し、鳥類を中心とする鳥獣の生息状況調査等を実施しており全て適正に履行されている。</p> <p>以上のことから、本業務の委託先としては、山口県野生鳥獣調査団以外にないと思慮される。</p>
予定価格	622,000 円（税込）
契約金額	621,280 円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	<p>検査対象：業務報告書</p> <p>検査手法：自然保護課職員が業務報告書を確認</p> <p>検査結果：合格</p>

(6) -4

契約名	認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者研修事業
契約期間	令和 4 年 5 月 31 日～令和 5 年 2 月 28 日
業務内容（仕様）	<p><b>【概要】</b></p> <p>以下の研修について、開催実績に応じて委託料を支払う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定鳥獣捕獲等事業者講習（技能知識講習、安全管理講習、救急救命講習）</li> <li>・射撃技能研さん研修</li> <li>・銃器によるシカ捕獲技術向上研修</li> <li>・わなによる捕獲技術向上研修</li> </ul>
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号</li> <li>・業務委託契約事務取扱要領第 2 の 3 (3) イ</li> </ul>
委託業者名	一般社団法人山口県猟友会
業者選定理由	鳥獣保護管理に関する知識や経験等が豊富である人材を有し、鳥獣捕獲等事業者としてわな猟及び銃猟の認定を受け、事業を適切に遂行できる法人は、一般社団法人山口県猟友会以外にはないため。
予定価格	2,000,000 円（税込）
契約金額	2,000,000 円（税込）

変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	検査対象：実績報告書、支出帳簿書類等 検査手法：自然保護課担当者が関係書類を確認 検査結果：合格

(6) -5

契約名	わな免許取得者へ向けた捕獲・処理技術の向上研修業務
契約期間	令和4年8月3日～令和4年11月30日
業務内容（仕様）	「山口県わな捕獲・解体マニュアル」を用いて、捕獲・処理技術に関する基礎的な知識及び技術について、座学やわなを用いた実習を実施する。（4箇所）
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	・ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・ 業務委託契約事務取扱要領第2の3(3)イ
委託業者名	株式会社野生動物保護管理事務所
業者選定理由	わな捕獲・処理技術における専門的な知識を有しており、「山口県わな捕獲・解体マニュアル」の内容に沿った研修の実施が可能な法人は、平成30年度マニュアルの作成を行った株式会社野生鳥獣保護管理事務所において他にないため。
予定価格	1,998,000円（税込）
契約金額	1,998,000円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	検査対象：実績報告書 検査手法：自然保護課担当者が実績報告書を確認 検査結果：合格

(6) -6

契約名	鳥獣捕獲の担い手確保・育成事業
契約期間	令和4年4月15日～令和5年2月28日
業務内容（仕様）	新たに狩猟を始めようとする者等を対象に研修会を開催（4回）
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	・ 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号 ・ 業務委託契約事務取扱要領第2の3(3)ア
委託業者名	一般社団法人山口県猟友会

業者選定理由	当該事業の実施に当たっては、狩猟に関する幅広い知識・経験が必要であるとともに、豊富な指導実績が要求される。本県においては、講習会等で指導する立場にある狩猟指導員等の人材が適切と考えられるが、これらの者を有する団体は一般社団法人山口県猟友会をおいて他にないため。
予定価格	377,630 円（税込）
契約金額	377,630 円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	検査対象：実績報告書 検査手法：自然保護課担当者が実績報告書を確認 検査結果：合格

(7) 負担金、補助及び交付金の 3 期間推移

(単位：千円)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
決算額	4,397	5,020	4,481
補助金等の名称	狩猟免許等取得支援事業補助金	狩猟免許等取得支援事業補助金	狩猟免許等取得支援事業補助金
交付先名	免許登録者 186 名	免許登録者 213 名	免許登録者 184 名

(8) 令和 4 年度補助金等の概要

補助金等の名称	狩猟免許等取得支援事業補助金
目的（趣旨）	中山間地域を中心に鳥獣による農林業被害が深刻化していることに鑑み、新たな鳥獣の捕獲の担い手を確保することで被害の軽減を図り、もって野生鳥獣の管理及び中山間地域の振興に寄与することを目的とする。
公募・非公募	公募
根拠法令・要綱等	・ 山口県補助金等交付規則 ・ 狩猟免許等取得支援事業補助金交付要綱
創設年度	平成 25 年度
交付対象事業	①新たに県内で第一種銃猟免許を受け、当該第一種銃猟免許を受けた日の属する年度の末日までに県内で第一種銃猟の狩猟者登録を受けた者

	②新たに県内でわな猟免許を受け、当該わな猟免許を受けた日の属する年度の12月末日までに県内でわな猟の狩猟者登録を受けた者				
補助対象経費及び補助率（限度額）	補助対象経費及び補助率（限度額）の概要				
	区分	補助対象経費の概要	補助率（限度額）		
	①第一種銃猟免許	射撃教習費、狩猟免許講習会受講費、保険料、健康診断料、交通費、通信費等	67,000 円		
②わな猟免許	狩猟免許講習会受講費、保険料、健康診断料、交通費、通信費等	15,000 円			
交付先及び交付金額	交付先及び交付金額の状況				
	交付先名	交付金額（円）			
	①第一種銃猟免許：登録者 34 名	2,283,000 円			
	②わな猟免許：登録者 150 名	2,198,000 円			
	合計	4,481,000 円			
申請及び交付件数	申請件数：184 件 交付件数：184 件				
補助金の効果測定	■免許助成人数及び狩猟免許所持者数の推移（単位：人）				
	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
	免許助成人数	わな猟	152	173	151
		第1種	33	39	35
		計	185	212	186
	免許所持者数の推移	網猟	23	23	26
		わな猟	2,996	2,988	2,984
第1種銃猟		1,232	1,124	1,049	
第2種銃猟		24	28	27	
計		4,275	4,163	4,086	
免許所持者数のうち60歳未満の割合		29.4%	31.5%	33.3%	

(9) 監査要点と実施手続の概要

山口県指定管理鳥獣捕獲等事業(6)-1

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	・委託契約書及び仕様書を閲覧し、適法な契約事務であること、及び公権力の行使に	・委託契約書 ・業者選定伺 ・契約締結伺

監査要点	実施手続	証憑書類等
	<p>当たる可能性のある事務委託ではないことを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約方法の選定が適法、かつ、妥当であるか、否かについて質問した（随意契約の場合、当該契約方法によることを可能とする規則等を閲覧した）。</li> <li>・安易に随意契約を選定している傾向がないか、否かについて検証した（長期継続の有無を含む）。</li> <li>・委託業務の検査（履行確認）が適正に行われていることを確認した。また、検査の方法について質問し、適切に評価されていることを確認した。</li> <li>・委託料が適切な時期に支払われていることを確認した。</li> <li>・業務委託契約の情報公開（公表対象となる契約について）の状況を確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様書</li> <li>・業務委託検査調書</li> <li>・業務完了報告書</li> <li>・概算見積書</li> <li>・請求書</li> </ul>
有効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託契約の内容が実行可能かどうか、否かについて確認した。</li> <li>・委託契約に付する合理性があるか、否かについて確認した（事務の効率化、高度な専門的技術を要求、臨時的又は変則的な勤務を要する業務、行政サービスの向上等）。</li> <li>・委託の効果（実効性）をどのように分析及び評価しているか、否かについて質問し、検証した。</li> <li>・調査研究業務の成果物が有効に活用されているか、否かについて確認した。</li> <li>・直営の場合と比較して、サービスの向上が図られていることを県が適切に評価しているか、否かについて確認した。</li> <li>・本事業の目指すべき将来像に対する委託業務の適合性について検証した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託契約書</li> <li>・仕様書</li> <li>・企画提案書（業務計画書）</li> <li>・業務完了報告書</li> <li>・業務委託検査報調書</li> </ul>
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託業務の内容に照らし、予定価格の積算内容（業者見積の場合にもその合理性を十分に検証しているか等）を確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・概算見積書</li> <li>・請求書</li> </ul>

監査要点	実施手続	証憑書類等
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託先から提出される収支計算書（予算実績比較）や請求書を閲覧し、業務コストの削減努力が行われているか、安易に見積ありきで請求されていないか、否かについて検証した。</li> </ul>	

ニホンジカ個体数推定業務及び生息状況調査(6)-2

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託契約書及び仕様書を閲覧し、適法な契約事務であること、及び公権力の行使に当たる可能性のある事務委託ではないことを確認した。</li> <li>・契約方法の選定が適法、かつ、妥当であるか、否かについて質問した（随意契約の場合、当該契約方法によることを可能とする規則等を閲覧した）。</li> <li>・安易に随意契約を選定している傾向がないか、否かについて検証した（長期継続の有無を含む）。</li> <li>・委託業務の検査（履行確認）が適正に行われていることを確認した。また、検査の方法について質問し、適切に評価されているか、否かについて確認した。</li> <li>・委託料が適切な時期に支払われているか、否かについて確認した。</li> <li>・業務委託契約の情報公開（公表対象となる契約について）の状況を確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託契約書</li> <li>・仕様書</li> <li>・業者選定伺</li> <li>・契約締結伺</li> <li>・執行伺</li> <li>・業務委託検査報告書</li> <li>・業務終了報告書</li> <li>・業務委託検査調書</li> <li>・業務及び生息状況調査報告書</li> <li>・請求書</li> </ul>
有効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託契約の内容が実行可能かどうか、否かについて確認した。</li> <li>・委託契約に付する合理性があるか、否かについて確認した（事務の効率化、高度な専門的技術を要求、臨時的又は変則的な勤務を要する業務、行政サービスの向上等）。</li> <li>・委託の効果（実効性）をどのように分析及び評価しているか、否かについて質問し検証した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企画提案書（業務計画書）</li> <li>・業務及び生息状況調査報告書</li> <li>・業務終了報告書</li> <li>・業務委託検査報告書</li> <li>・業務委託検査調書</li> </ul>

監査要点	実施手続	証憑書類等
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査研究業務の成果物が有効に活用されているか、否かについて確認した。</li> <li>・ 直営の場合と比較して、サービスの向上が図られていることを県が適切に評価しているか、否かについて確認した。</li> <li>・ 本事業の目指すべき将来像に対する委託業務の適合性について検証した。</li> </ul>	
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委託業務の内容に照らし、予定価格の積算内容（業者見積の場合にもその合理性を十分に検証しているか等）を確認した。</li> <li>・ 委託先から提出される収支計算書（予算実績比較）や請求書を閲覧し、業務コストの削減努力が行われているか、安易に見積ありきで請求されていないか、否かについて検証した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 請求書</li> </ul>

山口県カワウ生息実態等調査業務(6)-3

鳥獣捕獲の担い手確保・育成事業(6)-6

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委託契約書及び仕様書を閲覧し、適法な契約事務であること、及び公権力の行使に当たる可能性のある事務委託ではないことを確認した。</li> <li>・ 契約方法の選定が適法、かつ、妥当であることを質問した（随意契約の場合、当該契約方法によることを可能とする規則等を閲覧した）。</li> <li>・ 安易に随意契約を選定している傾向がないか検証した（長期継続の有無を含む）。</li> <li>・ 委託業務の検査（履行確認）が適正に行われていることを確認した。また、検査の方法を質問し、適切に評価されていることを確認した。</li> <li>・ 委託料が適切な時期に支払われていることを確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委託契約書、仕様書</li> <li>・ 業務委託契約事務取扱要領</li> <li>・ 業者選定理由書</li> <li>・ 委託検査調書</li> <li>・ 請求書</li> </ul>

監査要点	実施手続	証憑書類等
有効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託契約に付する合理性があるか確認した（事務の効率化、高度な専門的技術を要求、臨時的又は変則的な勤務を要する業務、行政サービスの向上等）。</li> <li>・委託の効果（実効性）をどのように分析及び評価しているか質問し、検証した。</li> <li>・調査研究業務の成果物が有効に活用されているか確認した。</li> <li>・直営の場合と比較して、サービスの向上が図られていることを県が適切に評価しているか確認した。</li> <li>・本事業の目指すべき将来像に対する委託業務の適合性について検証した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託検査調書</li> </ul>
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入札方式に変更し、委託料の縮減を図るべき随意契約がないか質問し、確認した。</li> <li>・委託業務の内容に照らして、予定価格の積算内容（業者見積の場合にもその合理性を十分に検討しているか等）を確認した。</li> <li>・委託先から提出される収支計算書（予算実績比較）や請求書を閲覧し、業務コストの削減努力が行われているか、安易に見積ありきで請求されていないか、検証した。</li> <li>・直営の場合と比較して、委託の効果（経済性・効率性）を分析しているか、確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様書</li> </ul>

認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者研修事業(6)-4

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託契約書及び仕様書を閲覧し、適法な契約事務であること、及び公権力の行使に当たる可能性のある事務委託ではないことを確認した。</li> <li>・契約方法の選定が適法、かつ、妥当であることを質問した（随意契約の場合、当該契約方法によることを可能とする規則等を閲覧した）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託契約書</li> <li>・仕様書</li> <li>・業務委託検査報告書</li> <li>・業務委託検査調書</li> <li>・研修事業に係る実績報告書</li> <li>・検査職員任命伺</li> <li>・請求書</li> </ul>

監査要点	実施手続	証憑書類等
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安易に随意契約を選定している傾向がないか、否かについて検証した（長期継続の有無を含む）。</li> <li>・委託業務の検査（履行確認）が適正に行われていることを確認した。また、検査の方法について質問し、適切に評価されていることを確認した。</li> <li>・委託料が適切な時期に支払われていることを確認した。</li> <li>・業務委託契約の情報公開（公表対象となる契約について）の状況を確認した。</li> </ul>	
有効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託契約の内容が実行可能か、否かについて確認した。</li> <li>・委託契約に付する合理性があるか確認した（事務の効率化、高度な専門的技術を要求、臨時的又は変則的な勤務を要する業務、行政サービスの向上等）。</li> <li>・委託の効果（実効性）をどのように分析及び評価しているか、否かについて質問し、検証した。</li> <li>・調査研究業務の成果物が有効に活用されているか、否かについて確認した。</li> <li>・直営の場合と比較して、サービスの向上が図られていることを県が適切に評価しているか、否かについて確認した。</li> <li>・本事業の目指すべき将来像に対する委託業務の適合性について検証した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修事業に係る実績報告書</li> <li>・業務委託検査報告書</li> <li>・業務委託検査調書</li> <li>・検査職員任命伺</li> </ul>
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託業務の内容に照らして、予定価格の積算内容（業者見積の場合にもその合理性を十分に検討しているか等）を確認した。</li> <li>・委託先から提出される収支計算書（予算実績比較）や請求書を閲覧し、業務コストの削減努力が行われているか、安易に見積ありきで請求されていないか、否かについて検証した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・請求書</li> </ul>

わな免許取得者へ向けた捕獲・処理技術の向上研修業務(6)-5

監査要点	実施手続	証憑書類等
<p>合規性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託契約書及び仕様書を閲覧し、適法な契約事務であること、及び公権力の行使に当たる可能性のある事務委託ではないことを確認した。</li> <li>・契約方法の選定が適法、かつ、妥当であるか、否かについて質問した（随意契約の場合、当該契約方法によることを可能とする規則等を閲覧した）。</li> <li>・安易に随意契約を選定している傾向がないか、否かについて検証した（長期継続の有無を含む）。</li> <li>・委託業務の検査（履行確認）が適正に行われていることを確認した。また検査の方法について質問し、適切に評価されていることを確認した。</li> <li>・委託料が適切な時期に支払われていることを確認した。</li> <li>・業務委託契約の情報公開（公表対象となる契約について）の状況を確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託契約書</li> <li>・仕様書</li> <li>・業者選定伺</li> <li>・執行伺</li> <li>・業務委託検査報告書</li> <li>・業務完了報告書</li> <li>・研修業務報告書</li> <li>・検査職員任命伺</li> <li>・見積書</li> <li>・請求書</li> </ul>
<p>有効性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託契約の内容が実行可能かどうか、否かについて確認した。</li> <li>・委託契約に付する合理性があるか、否かについて確認した（事務の効率化、高度な専門的技術を要求、臨時的又は変則的な勤務を要する業務、行政サービスの向上等）。</li> <li>・委託の効果（実効性）をどのように分析及び評価しているか質問にて検証した。</li> <li>・調査研究業務の成果物が有効に活用されているか、否かについて確認した。</li> <li>・直営の場合と比較して、サービスの向上が図られていることを県が適切に評価しているか、否かについて確認した。</li> <li>・本事業の目指すべき将来像に対する委託業務の適合性について検証した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託契約書</li> <li>・仕様書</li> <li>・研修業務報告書</li> <li>・アンケート</li> <li>・業務委託検査報告書</li> <li>・業務委託検査調書</li> <li>・業務完了報告書</li> <li>・検査職員任命伺</li> </ul>

監査要点	実施手続	証憑書類等
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託業務の内容に照らし、予定価格の積算内容（業者見積の場合にもその合理性を十分に検証しているか、否かについて等）を確認した。</li> <li>・委託先から提出される収支計算書（予算実績比較）や請求書を閲覧し、業務コストの削減努力が行われているか、安易に見積ありきで請求されていないか、否かについて検証した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見積書</li> <li>・請求書</li> </ul>

#### 補助金

監査要点	実施手続	証憑書類等
法規性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金交付要綱及び交付申請書並びに審査書類等を閲覧し、規定の手続きに準拠していること（交付目的、交付対象事業、補助対象経費等の適切性や公益性）を確認した。</li> <li>・交付決定通知書を閲覧し、交付額の確定や精算及び交付時期の適切性について確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金交付要綱</li> <li>・交付申請書</li> <li>・審査書類</li> <li>・交付決定通知書</li> <li>・検査調書</li> </ul>
有効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金チェックシートを閲覧し、補助事業の効果測定方法及び分析や評価結果について確認した。</li> <li>・補助事業の分析や評価結果をどのようにフィードバックしているか質問にて確認した。</li> <li>・効果測定は適切な成果指標を設定しているか、また、可能な限り定量的評価を行っているか（安易に定性評価としていないか）確認した。</li> <li>・本事業の目指すべき将来像に対する補助事業の適合性について検証した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金チェックシート</li> </ul>
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該補助金制度の利用（申請）状況や将来展望を質問し、制度縮減の必要性について検証した。</li> </ul>	

(10) 監査の結果（指摘事項）または意見

【意見】(6)-6 アンケートの活用について（有効性、経済性・効率性）

鳥獣捕獲の担い手確保・育成事業では、取組として仕様の4回に対して年7回の研修会を実施している。さらに、委託業者である一般社団法人山口県猟友会（以下「猟友会」という。）は受講者に対するアンケートを実施しており、担い手確保・育成事業に意欲的に取り組んでいると評価できる。実際には県内の狩猟免許所持者数は年々減少しているが、若年者（60歳未満）の免許所有者数は100人以上も増加している（上記補助金の効果測定より計算・令和2年度比令和4年度）。この増加理由については当該研修による成果なのか、否かについては県として猟友会が実施したアンケートを分析・検証等は行っていないので不明である。

ここで事業として研修会を行う以上成果に関する検証は当然に必要と考えられるが、その成果の一端として受講者が研修会を有益であったと感じることは重要であり、また受講者が研修会に何を求め、何を学んだかを把握するためにもアンケートは非常に有用な判定材料となる。

県の目指す担い手の確保に向け、真に役立てる事業とするなら、研修会後に県として独自に受講者に対してアンケートを実施、または猟友会の実施したアンケートを駆使し、成果の一端として受講者にとっての有益性について検証し、次の事業内容に反映することを繰り返すことによって、より有用な事業に昇華させる努力をすべきである。

【意見】(6)-6 事業目的達成のための効果的な指標の設定について（有効性、経済性・効率性）

鳥獣捕獲の担い手確保・育成事業では、現在明確な事業目的の達成指標はない。確かに目的が減少・高齢化する鳥獣捕獲の担い手の確保・育成に取り組むものであり、現在は取組として年7回の研修会を実施しているが、その具体的な成果が明確な形で見えておらず、その結果、事業目的の達成指標を明確に設定することの困難さは理解できる。しかし事業目的の達成指標を設定しなければ、事業の明確な評価が行えず、予算配分の適切性を判断できないと考えられるため、相当程度の明確な事業目的の達成指標を設定し、評価することが必要である。

ここで当事業においての成果とは、最終的に減少・高齢化する鳥獣捕獲の担い手が確保・育成されることにどれだけ貢献できるかであることを考慮すると、研修会の参加者数は重要な成果の指標の一つと考えられる。そのため、例えば研修会への参加者数を事業目的の達成指標として評価するなどの対応が考えられる。また研修会の内容の有益性なども成果指標として考えられるが、アンケートを実施し、その結果を利用して、「説明がわかりやすかった」、「満足できた」及び「理解できた」等の取組が評価された項目の選択割合を事業目的達成指標にして、その割合が一定以上を占めることを目標とする等の対応も考えられる。

【意見】(6)-4 研修後のアンケートの実施について（有効性）

アンケートの有効性については、前述の「【指摘事項】(6)-6 アンケートの活用について（有効性・経済性）」で述べた通りであり、一般的に研修を行った場合には当該研修の内容が分かりやすかったのか、分かりにくかったのか、どの程度役に立ったのか、研修場所や時間配分はどうかというアンケートを集計して次回の研修に役立てるのが通常である。しかし、認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者研修事業で行った「認定鳥獣捕獲等事業者講習（技能知識講習、安全管理講習、救急救命講習）」、「射撃技能研さん研修」、「銃器によるシカ捕獲技能向上研修」及び「わなによる捕獲技術向上研修」の計4つの講習・研修ともアンケートを実施していない。

上記のように講習・研修後のアンケートは事後に様々な波及効果を有し、講習・研修とアンケートとは『ワンセット』と捉える認識が必要と考える。

【意見】(6)-4 プロポーザル審査による最低ライン（合格基準）について（有効性、経済性・効率性）

認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者研修事業は、研修事業者である一般社団法人山口県猟友会と随意契約をしているが、研修レベルを担保するため、指定管理鳥獣捕獲等事業プロポーザル応募要領の審査基準に基づき審査を実施している。それ自体は、非常に良い制度設計と言える。

審査結果は以下の通りである。

審査項目	A 配点総計（配点）	B 山口県猟友会	C:B/A(%)
実施体制	75(15)	59	78.7
業務内容	125(25)	97	77.6
安全管理計画	75(15)	58	77.3
工程計画	50(10)	40	80.0
合計	325(65)	254	78.1

※点数は、委員5名の合計点数である。

ここで総配点の内、何点獲得すれば、審査結果が合格となるのか全く明らかにされていない点が課題である。総配点は325点であるのに対し、山口県猟友会は254点（78.1%）である。この点数は仮に合格基準が80%とすると不合格となるが、合格基準を60%とすると合格となる。すなわち、本来であるならば、『審査結果の最低合格ライン』を事前にきちんと設定し、万が一、その合格基準に満たない事業者は、『不合格』となるのが通常のプロポーザル審査と言える。しかし選定業者が1者の場合、獲得点数が何点であろうと必ず審査結果は、『合格』となってしまう点に問題がある。

したがって、プロポーザルによる審査を行う場合には、研修における最低限の品質を確保するために事前に必要な基準点数を定め、1者であれば尚更、点数に満たない項目については改善要求を出す、または適切な指導を実施する等の委託事業が継続して有効に実施されるための施策が不可欠である。

現在のシステムでは、わざわざ5名の委員に参集頂き、審査する趣旨が曖昧かつ目的が不明瞭なため、時間のみならず、労力および経済的な無駄と取られ兼ねず、非常に非効率的である。県の要求水準を明確にし、さらに一層、有効な事業となるよう改善されたい。

**【意見】(6)-5 研修後のアンケート回収率について（有効性）**

わな免許取得者へ向けた捕獲・処理技術の向上研修業務において株式会社野生動物保護管理事務所に委託して、「山口県わな捕獲・解体マニュアル」を用いて長門市、周南市、下関市及び山口市の各会場で研修を行い、研修後にアンケートを実施したが、下記のように下関会場と山口会場のアンケート回収については1名分ずつ、計2名分のアンケートが未回収であった。

会場	参加人数	アンケート回収数（件）	アンケート回収率（%）
長門	7	7	100
下関	27	26	96
山口	24	23	96
周南	11	11	100

アンケートはその研修の内容が分かりやすかったのか、分かりにくかったのか、どの程度役に立ったのか、研修場所や時間配分はどうかという意見を集計して次回の研修に役立てる事後の波及効果がある。その時はささいな意見であったとしても後の研修に多大な影響を及ぼす意見もありうるので研修後のアンケートの役割は極めて重要であると考えます。

研修後のアンケート回答はあくまでも任意と考えるが、研修を行った場合には参加者には極力アンケートを提出するよう依頼し、100%の回収率の達成に努めていただきたい。

**【意見】狩猟免許等取得支援事業補助金の周知について（有効性）**

野生鳥獣管理対策強化事業では、狩猟免許等取得支援事業補助金の実施について、交付対象者（上記補助金等の概要参照）全員に当該補助金の案内を行っている他、県のHPに掲載する等の活動を通して周知に努めている。交付対象者全員に案内を行っているため、対象者にとって公平であり、有効性は高いと評価できる。

しかし、当補助金の目的が新たな鳥獣の捕獲の担い手を確保することであるにも関わらず、結果として近年の免許所持者数の合計は減少傾向にある（上記補助金等の概要参照）ことを鑑みると、交付対象者である狩猟者登録を受けた者に対して周知を図ることはもとより、現状狩猟免許を取得していない者に対しても当補助金について広く周知を図ることが

重要と考える。このように考えると、現状の周知方法は県の HP に掲載することのみであり、広く周知を図るという観点からは十分とはいえない。

そのため今後、免許所持者数を増加させ、鳥獣の捕獲の担い手をより積極的に確保するためには、猟友会と協力して他のイベントなどで当該補助金につき積極的に広く周知を図る等の工夫や適切な対応を取ることが望ましいと考えられる。また、SNS や YouTube の活用等、若者への訴求効果がある通知媒体を取り入れることも有効ではないかと考える。

#### 14. 自然公園等施設整備事業

##### (1) 事業の概要

事業名	自然公園等施設整備事業
担当部局課	環境生活部自然保護課
環境基本計画における施策区分	3 いのちと暮らしを支える生物多様性の保全
事業実施の背景（必要性）	優れた自然の風景地を保護するとともに、その適正な利用を図るために指定された国立公園および国定公園等の利用者が、自然に学び、自然を安全かつ快適に体験できるよう、自然環境の保全と適正利用を図るための施設整備が必要とされている。
事業目的及び達成時期	（事業目的） 国立公園、国定公園等において、「自然と共生する社会」を実現するため、自然環境の保全や自然生態系の再生を図ると共に、安全で快適な利用を推進するための施設等の整備を行う。 （達成時期） 設定なし
目指すべき将来像	国立公園、国定公園等の保護と適正な利用を図る。
事業の概要（内容）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然公園等整備事業は国の自然環境整備交付金を活用して実施しており、国立公園（国立公園整備事業）と国定公園等（国定公園等整備事業）に分かれている。</li> <li>・国立公園や国定公園等において、ビジターセンター、公衆便所、休憩所および歩道等の施設の整備又は改修を実施している。</li> </ul>
事業の概要図等	令和4年度の実施例 秋吉台エコ・ミュージアム博物展示施設の屋外手摺等改修工事

	
事業の主な実施主体	県又は市町
事業の対象者（誰に対する事業か）	全県民
令和4年度の取組と成果（進捗）の概要	<p>①国立公園 （取組） 瀬戸内海国立公園において、ニホンアワサング等を活用した展示機能を有する休憩施設の整備（令和3年度～5年度（3年間）にかけての整備）</p> <p>②国定公園 （取組） 秋吉台国定公園内にある秋吉台エコ・ミュージアム（ビジターセンター）の屋外手摺柵等の改修</p> <p>（成果） 施設の安全利用に寄与</p>
関連する基本方針	やまぐち維新プラン やまぐち未来維新プラン
関連する個別計画	国立公園における自然環境整備計画 国定公園における自然環境整備計画
根拠法令の名称（法律、条例、要綱等）	自然公園法、自然環境整備交付金交付要綱
事業区分	継続事業（令和3年度～） ※令和2年度以前は「国定公園等施設整備事業」として実施

(2) 予算額と決算額の3期間推移

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額	17,000	24,221	154,710
補正後予算額	12,935	16,643	114,190
決算額	—	16,641	16,309

(予算額及び決算額の著増減事項等)

令和2年度及び令和4年度における予算額と決算額の乖離は、繰越によるもの。

3期間での予算額の増減については、ひとつの整備計画は3～5年で計画する必要があるため、その計画内で複数の事業を行うため、年度によって予算規模が変動するため。

また、令和4年度の補正予算は実績見込による減によるものである。

(3) 令和4年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
旅費	38	職員出張旅費
使用料及び賃借料	28	高速道路利用料
工事請負費	16,242	秋吉台エコ・ミュージアム博物展示施設の屋外手摺等改修工事
合計	16,309	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	7,309	44.8
一般(県)	9,000	55.1
合計	16,309	100.0

(5) 負担金、補助及び交付金の3期間推移

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
決算額	—	9,604	—
補助金等の名称	—	山口県エコツーリズム拠点整備支援事業補助金	—
交付先名	—	周防大島町	—

(6) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	・工事請負費について関連資料を閲覧し、適切な契約事務が行われていることを確認した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・起工伺、工事起工設計審査書</li> <li>・予定価格決定調書</li> <li>・入札参加者指名調書</li> <li>・予定価格決定調書</li> <li>・最低制限価格決定調書</li> <li>・工事請負契約締結伺</li> <li>・工事請負契約書</li> <li>・前払金支払請求書</li> </ul>

監査要点	実施手続	証憑書類等
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更起工伺、変更請負金額調書</li> <li>・工事請負変更契約書</li> <li>・工事完成通知書、工事検査調書</li> <li>・工事成績の評定結果について(通知)</li> <li>・請負代金支払請求書</li> </ul>
有効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境整備計画(国立公園整備事業及び国定公園等整備事業)について質問し、施設の改修・更新が適切に行われていることを確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境整備計画(国立公園整備事業) R3年度～R5年度</li> <li>・自然環境整備計画(国定公園等整備事業) 平成30年度～令和4年度、令和5年度～9年度</li> <li>・自然環境整備計画(国定公園等事業)及び事業の実績 H30年度～令和4年度</li> </ul>
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境整備計画の立案方針、立案方法及び財源の確保について質問し、本事業の目指すべき将来像に対して整備計画が適切に策定されていることを確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境整備計画(国立公園整備事業) 令和3年度～5年度</li> <li>・自然環境整備計画(国定公園等整備事業) 平成30年度～令和4年度、令和5年度～9年度</li> </ul>

(7) 監査の結果(指摘事項)または意見

【意見】公園整備計画に基づく公園施設の維持・管理について(有効性、経済性・効率性)

国立公園及び国定公園内に県が整備した施設については3～5年の整備計画を策定し、国の補助金を活用して順次改修・更新を行っている。また各設備の日常管理については、施設が所在する市町が行っている。さらに整備計画の策定に関しては各市町からの要望を集約し、利用状況等を総合的に判断して整備実施順位を決定し、本整備計画へ落とし込んでいるとのことであるが、資産に関する費用は長期視点に立ち減価償却費と維持補修費を合わせて検討することが重要であることにも留意されたい。

当該事業は日常の保守管理・修繕が目的ではなく、比較的規模の大きい施設の改修及び修繕を予算対象としている。日常の保守管理については、各施設の状態について常に様々な情報や意見を収集し、経年劣化や自然災害、天候等による施設の損傷・変化について詳細に把握し、常に利用者が安全かつ快適に利用できる状態にしておく必要がある。これについては、県が独自に各公園へ自然公園管理員を1～2名配置し、日々、公園内の巡視を行わせており、施設に異状が生じた際には直ちに各地域の農林事務所を經由して自然保護課にも直ちにその情報が共有される体制を整備しているとのことである。

公園利用者が安全・快適に自然と触れ合うためにも公園内の施設管理は極めて重要である。自然公園管理員、農林事務所、各市町及び自然保護課が相互に密な連携を取り合い、中・長期的な視点と日々の安全を考慮した施設の計画的な改修・更新を行うことで、施設の不具合による事故等が起きることがないように今後も努めていただきたい。

## 15. 次世代産業イノベーション推進体制整備事業

### (1) 事業の概要

事業名	次世代産業イノベーション推進体制整備事業
担当部局課	産業労働部イノベーション推進課
環境基本計画における施策区分	6 やまぐちの特性を活かした持続可能な地域づくりの推進
事業実施の背景（必要性）	本県の特性を活かした付加価値の高い成長産業を育成・創出するため、これまで行ってきた様々な取組にて培われた産学公金連携や大企業・中小企業連携、医療、環境・エネルギー・バイオ関連企業の集積などを基盤として、新たな成長産業やビジネスの創出に対し、挑戦している。
事業目的及び達成時期	（事業目的） 医療、環境・エネルギー、バイオ関連産業の育成・集積に向け、県産業技術センターに設置した「イノベーション推進センター」の支援体制の充実化を図り、県内企業の研究開発や新事業展開の育成を図る。 （達成時期） 令和4年度（事業化件数100件 ※平成26年度からの累計）
目指すべき将来像	医療、環境・エネルギー、バイオ関連分野の関係企業の集積がさらに進み、こうした企業の持つ技術等が新しい産業の創出につながるなど、山口県の特性を活かした新たな産業が成長を遂げている。
事業の概要（内容）	県産業技術センターに設置した「イノベーション推進センター」において、「医療」、「環境・エネルギー」、「バイオ」の3つの推進チーム体制で、研究開発プロジェクト等を支援している。

<p>事業の概要図等</p>	
<p>事業の主な実施主体</p>	<p>県（委託）</p>
<p>事業の対象者（誰に対する事業か）</p>	<p>県内中小企業など</p>
<p>令和4年度の取組と成果（進捗）の概要</p>	<p>（取組） 民間企業から招へいしたプロジェクト プロデューサーが、コーディネーターと連携しながら、研究開発テーマの発掘やマッチングなど、研究開発のフェーズや課題に応じた支援を実施。 （成果（進捗）） 事業化件数 14件</p>
<p>関連する基本方針</p>	<p>やまぐち維新プラン やまぐち未来維新プラン やまぐち産業イノベーション戦略</p>
<p>関連する個別計画</p>	<p>該当無し</p>
<p>根拠法令の名称（法律、条例、要綱等）</p>	<p>該当無し</p>
<p>事業区分</p>	<p>継続事業（令和元年度開始）</p>

(2) 予算額と決算額の3期間推移

（単位：千円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額	79,088	73,954	67,244
補正後予算額	64,647	67,586	54,379
決算額	63,827	63,459	53,152

（予算額及び決算額の著増減事項等）

一部のプロジェクト プロデューサー及びコーディネーターの着任が遅延したことに伴い、人件費及び旅費等の活動経費が減額となったことから、委託料が減少した。

(3) 令和4年度決算額の内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
委託料	51,843	下記(6)参照
旅費	850	職員出張旅費
需用費	297	コピー代、用紙代他
役務費	54	電話代
使用料及び賃借料	108	高速道路利用料
合計	53,152	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率(%)
国庫	25,921	48.7
その他	—	—
一般(県)	27,230	51.2
合計	53,152	100.0

(5) 委託料の3期間推移

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
決算額	62,693	62,111	51,843
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約
委託業者名	(地独)山口県産業技術センター	(地独)山口県産業技術センター	(地独)山口県産業技術センター

(6) 令和4年度委託契約の概要

契約名	次世代産業イノベーション推進体制整備事業
契約期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
業務内容(仕様)	イノベーション推進センターにおける3分野(医療、環境・エネルギー、バイオ関連分野)の推進チーム体制の構築 【各分野推進チームの業務内容】 ・企業及び大学等との総合調整 ・研究開発テーマの選定等 ・国等の競争的資金の提案書作成支援等
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

	・業務委託契約事務取扱要領第2の3(3)イ
委託業者名	(地独) 山口県産業技術センター
業者選定理由	企業の研究開発にも深くかかわるため、これらの企業と競合しない中立的かつ公的な立場で専門的な知識やノウハウを有する業者を選定した。単に価格のみを選定基準とする競争入札には適さないと考えられる。
予定価格	65,251,000円(税込)
契約金額	65,251,000円(税込)
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	検査対象：成果報告書及び業務収支決算書 検査手法：書面検査及び実地検査 検査結果：合格(額の確定：51,843,063円)

(7) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託契約書及び仕様書を閲覧し、適法な契約事務であること、及び公権力の行使に当たる可能性のある事務委託ではないことを確認した。</li> <li>・契約方法の選定が適法、かつ、妥当であることを質問するとともに、随意契約によることを可能とする規則等を閲覧した。</li> <li>・安易に随意契約を選定している傾向がないかについて検討した。</li> <li>・委託業務の検査(履行確認)が適正に行われていることを確認した。また、検査の方法について質問し、適切に評価されていることを確認した。</li> <li>・委託料が適切な時期に支払われていることを確認した。</li> <li>・業務委託契約の情報公開(公表対象となる契約について)の状況を確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託契約書、仕様書</li> <li>・業務委託契約事務取扱要領</li> <li>・競争入札等審査会議事録</li> <li>・業務委託検査報告書</li> <li>・請求書、支出負担行為</li> <li>・業務委託契約情報の公表について(県HP)</li> </ul>
有効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託契約に付する合理性があるか確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・競争入札等審査会議事録</li> <li>・業務委託検査報告書</li> </ul>

監査要点	実施手続	証憑書類等
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託の効果(実効性)をどのように分析及び評価しているかについて質問し、検討した。</li> <li>・本事業の目指すべき将来像に対する委託業務の適合性について検討した。</li> </ul>	
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託業務の内容に照らし、予定価格の積算内容を確認した。</li> <li>・委託先から提出される収支計算書(予算実績比較)や請求書を閲覧し、業務コストの削減努力が行われているか、また安易に見積ありきで請求されていないか検討した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様書</li> <li>・見積書</li> <li>・業務収支決算書</li> </ul>

(8) 監査の結果(指摘事項)または意見

【指摘事項】委託料の積算根拠となっている人件費の取扱いについて(合規性)

当事業は、医療、環境・エネルギー、バイオ関連産業の育成・集積に向け、(地独)山口県産業技術センター(以下「センター」という。No15-1、No.16、No.16-1、No.17、No.17-1においても同様)に設置した「イノベーション推進センター」の支援体制の充実を図り、県内企業の研究開発や新事業展開の育成を図る目的で行われているものであり、イノベーション推進センターに所属する職員の人件費が県からの委託料によって賄われている。

イノベーション推進センターに在籍する職員は、当事業と密接な関係がある他の事業(No.16 次世代産業イノベーション推進ネットワーク支援事業、No.17 次世代産業イノベーション推進事業)にも携わっているが、当該職員の人件費は他の事業に按分されず、全て当事業の経費として集計され、委託料の積算対象となっている。仮に3事業をそれぞれ別の事業者へ委託した場合、現状での委託料の積算方法では人件費が反映されていない事業もあることから、事業が円滑に推進されないことが見込まれる。

本来、委託契約は契約ごとに実施内容が完結するように内容を決める必要があることから、委託料の積算についても委託契約(委託事業)ごとに行うものとする。この考え方に立てば、各事業に関連する人件費を按分して各委託契約における委託料の積算に反映することが必要である。

なお、イノベーション推進センターで実施している3事業が密接不可分の事業であれば、人件費の按分を行うのではなく、3事業を一体として1つの委託契約として事業を実施することも考えられることから、3事業を一体とした委託契約及び事業の実施ができるか否かについても併せて検討することが望まれる。

上述に関連するNo.16、17(No.16と同視点のため内容掲載は省略)の【指摘事項】については、視点を明確にする目的で監査結果を掲載している。

【意見】委託事業の評価について（有効性）

委託料の決算額が当初予算と比較して約 1,400 万円減少している。このことについては(2) 予算額と決算額の 3 期間推移に記載のように、プロジェクト プロデューサー（以下「PP」という。）及びコーディネーターの着任遅延による人件費の減少が主たる原因である。仕様書では、各分野推進チームに PP を 1 名配置するよう明記され、委託契約開始日である 4 月 1 日より配置することが求められていたが、PP の 3 名のうち、医療推進チームの PP は 7 月 1 日、環境・エネルギー推進チームの PP は 10 月 1 日着任と、2 名の着任が遅れる結果となった。

様々な分野において人材不足が叫ばれる昨今、高度民間人材の確保が難しいことは想像に難くないが、県は、委託先であるセンターと緊密に連携を取りながら人材確保に尽力しており、令和 5 年度については契約開始日から PP 等を確保したうえで事業を継続することができている。しかし、令和 4 年度事業においては、PP の役割としてプロジェクト全体のマネジメントを行うことを第一に掲げているなかで、最長 6 か月の不在期間が生じた点に触れた事業評価が行われた文書を確認することはできなかった。高度民間人材が要となる事業でありながら、その点に触れていない事業評価が果たして適切であったか、否かを評価することは難しい。担当課内での情報共有が適時適切に行われ、その評価や対応に問題がなかったとしても、想定外の事態が生じた場合には今後、何らかの形で記録に残すことが強く求められる。

15-1. 次世代産業イノベーション推進体制整備事業

（地独）山口県産業技術センター

(1) 収支決算書

【収入の部】

（単位：千円）

科目	予算額	決算額
委託料	65,251	51,843
合計	65,251	51,843

【支出の部】

（単位：千円）

科目	予算額	決算額
人件費	55,325	45,149
旅費	2,496	544
需用費	977	1,136
役務費	420	54

科目	予算額	決算額
備品購入費	—	150
使用料及び賃借料	100	95
消費税及び地方消費税	5,931	4,713
合計	65,251	51,843

(2) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託料収入について、委託契約書及び仕様書並びに決裁資料を閲覧し、適法・正当な契約事務であることを確認した。</li> <li>・支出に係る決裁資料、見積書・注文書・納品書・請求書等の支払に関する証憑書類を閲覧し、適正な手続に基づく支出が行われていることを確認した。</li> <li>・情報資産が規程等に従って取り扱われているか質問及び規程の閲覧にて確認した。</li> <li>・予算及び決算に関する資料の閲覧及び質問により、県に報告された予算及び決算内容が法人内部の管理資料と整合しているか、否かについて確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託契約書、仕様書</li> <li>・収入・支出に係る決裁資料</li> <li>・見積書・注文書・納品書・請求書等の支払に関する証憑書類</li> <li>・情報セキュリティ規程、情報セキュリティポリシー</li> <li>・当初予算見積書、業務収支決算書</li> </ul>
有効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成果報告書を閲覧し、受託事業に係る委託契約書において要求されている事業内容が実施されているか、否かについて確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成果報告書</li> <li>・週報</li> </ul>
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務収支決算書及び支出に関連する資料を閲覧し、支出内容が受託事業の目的に必要な範囲のものとなっているか、否かについて確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務収支決算書</li> <li>・見積書・注文書・納品書・請求書等の支払に関する証憑書類</li> </ul>

(3) 監査の結果（指摘事項）または意見

【意見】 情報資産の管理について（合規性）

当事業に係る支出のうち需用費に iPad の購入額が含まれていたが、購入額が 10 万円未満の消耗品費であるため、備品としての管理は行われていない。

センターは、情報セキュリティ規程及び情報セキュリティポリシーを作成し運用している。情報セキュリティ規程第 2 条によると、同条の「(2) 情報資産」において情報資産には「行政情報を利用するためのソフトウェア、サービス、機器」が含まれる旨規定されている。

コンピュータや USB メモリについては、情報資産としてセンターにおいて一定の管理が行われているとのことであったが、当該 iPad についてはそのような管理は行われていなかった。

担当者の説明によれば、iPad は支援予定企業の技術支援に向けて遠隔モニタリングシステムの事前検討・検証目的用に購入した機器であり、クラウドにアクセスし、当該クラウド上のデータを表示するものである。本使用においては、iPad に何らかのデータを蓄積する要素はなく、表示されたデータをモニタリングすることに専ら使用しているとのことであった。

現状の使用状況であれば、行政情報の記録を行う目的で使用しない限り、iPad を直ちに情報セキュリティ規程における情報資産として管理する必要はないが、運用に際しては行政情報が iPad に記録されていないことを適宜確認することが必要と考える。

## 16. 次世代産業イノベーション推進ネットワーク支援事業

### (1) 事業の概要

事業名	次世代産業イノベーション推進ネットワーク支援事業
担当部局課	産業労働部イノベーション推進課
環境基本計画における施策区分	6 やまぐちの特性を活かした持続可能な地域づくりの推進
事業実施の背景（必要性）	本県の特性を活かした付加価値の高い成長産業を育成・創出するため、これまでの取組により培われた産学公金連携や大企業・中小企業連携、医療、環境・エネルギー関連企業の集積などをベースに、新たな成長産業やビジネスの創出に挑戦している。
事業目的及び達成時期	（事業目的） 医療、環境・エネルギー、バイオ関連産業の育成・集積に向け、企業・大学・支援機関等のネットワーク強化を図り、関連情報の提供やマッチング等、研究開発・事業化につながる取組を促進する。 （達成時期） 令和4年度（事業化件数100件 ※平成26年度からの累計）
目指すべき将来像	医療、環境・エネルギー、バイオ関連分野の関係企業の集積がさらに進み、こうした企業の持つ技術等が新しい産業の創出につながるなど、山口県の特性を活かした新たな産業が成長を続けている。

事業の概要（内容）	企業等の相互交流、情報交換、各種連携の場の創出等ネットワークの強化及びネットワークを通じた研究開発テーマの発掘・研究推進並びに事業化の促進等
事業の概要図等	
事業の主な実施主体	県（委託）
事業の対象者（誰に対する事業か）	県内中小企業など
令和4年度の取組と成果（進捗）の概要	<p>（取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マッチング・交流支援等 ニーズ・シーズ発表会等の講演会・セミナーを開催した。（全6回）</li> <li>・展示会等への出展支援 首都圏大規模展示会への出展を実施した。（全4回）</li> </ul> <p>（成果（進捗））</p> <p>事業化件数 14件</p>
関連する基本方針	やまぐち維新プラン やまぐち未来維新プラン やまぐち産業イノベーション戦略
関連する個別計画	該当無し
根拠法令の名称（法律、条例、要綱等）	該当無し
事業区分	継続事業（令和元年度開始）

(2) 予算額と決算額の3期間推移

（単位：千円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額	32,418	30,420	28,433
補正後予算額	19,230	15,705	11,969
決算額	15,080	13,727	10,866

(予算額及び決算額の著増減事項等)

新型コロナウイルス感染症の影響による旅費の減少や展示会出展方式変更、セミナー開催方式の変更等に伴う関連経費の減少により、決算額が当初予算額に対して少額となった。

(3) 令和4年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
委託料	9,948	下記(6)参照
旅費	258	職員出張旅費
需用費	589	コピー代、用紙代 他
役務費	70	電話代
合計	10,866	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	4,974	45.7
その他	—	—
一般(県)	5,892	54.2
合計	10,866	100.0

(5) 委託料の3期間推移

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
決算額	14,130	12,677	9,948
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約
委託業者名	(地独) 山口県産業技術センター	(地独) 山口県産業技術センター	(地独) 山口県産業技術センター

(6) 令和4年度委託契約の概要

契約名	次世代産業イノベーション推進ネットワーク支援事業
契約期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
業務内容(仕様)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マッチング・交流支援等</li> <li>専門分野の技術セミナーやテーマ別研究会の開催、外部アドバイザー招聘等により研究開発を促進</li> <li>・展示会等への出展支援</li> </ul>

	首都圏大規模展示会等に出展し、研究開発成果の事業化、販路拡大等を促進
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号</li> <li>・ 業務委託契約事務取扱要領第 2 の 3 (3) イ</li> </ul>
委託業者名	(地独) 山口県産業技術センター
業者選定理由	<p>本事業は、医療、環境・エネルギー、バイオ関連分野における産業の集積と育成を図るため、ネットワークを通じた情報交換の場の創出、企業間や産学公連携による付加価値の高い新たな研究開発・事業化、販路拡大の推進を図るものである。</p> <p>このため、本事業の適切かつ円滑な実施のためには、下記の要件を充たす者に事業を委託する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 研究員等が多数在籍し、技術開発に関する専門知識・ノウハウ、関係企業等との連携、調整能力を有している者であること。</li> <li>② 事業内容が、企業シーズ・ニーズといった企業機密に関するものであり、これらの企業と競合しない者であること。</li> <li>③ 県の関与など公的な性格を有し、県内企業に対する高い周知性と信用力があること。</li> </ul> <p>本事業の委託先としては、民間シンクタンク、産業振興に係る公的団体等が想定されるが、上記の要件を充たし、かつ、本県においてこれらの活動を遂行できる機関は、(地独) 山口県産業技術センターの他にないため。</p>
予定価格	25,505,000 円 (税込)
契約金額	25,505,000 円 (税込)
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	<p>検査対象：成果報告書、業務収支決算書</p> <p>検査手法：書面検査及び実地検査</p> <p>検査結果：合格 (額の確定：9,948,246 円)</p>

(7) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委託契約書及び仕様書を閲覧し、適法な契約事務であること、及び公権力の行使に当たる可能性のある事務委託ではないことを確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委託契約書、仕様書</li> <li>・ 業務委託契約事務取扱要領</li> </ul>

監査要点	実施手続	証憑書類等
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約方法の選定が適法、かつ、妥当であることを質問するとともに、随意契約によることを可能とする規則等を閲覧した。</li> <li>・安易に随意契約を選定している傾向がないか、否かについて検証した。</li> <li>・委託業務の検査（履行確認）が適正に行われていることを確認した。また、検査の方法を質問し、適切に評価されていることを確認した。</li> <li>・委託料が適切な時期に支払われていることを確認した。</li> <li>・業務委託契約の情報公開（公表対象となる契約について）の状況を確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・競争入札等審査会議事録</li> <li>・業務委託検査報告書</li> <li>・請求書、支出負担行為</li> <li>・業務委託契約情報の公表について（県 HP）</li> </ul>
有効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託契約に付する合理性があるか確認した。</li> <li>・委託の効果（実効性）をどのように分析及び評価しているか質問し、確認した。</li> <li>・本事業の目指すべき将来像に対する委託業務の適合性について確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・競争入札等審査会議事録</li> <li>・業務委託検査報告書</li> </ul>
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託業務の内容に照らして、予定価格の積算内容を確認した。</li> <li>・委託先から提出される収支計算書（予算実績比較）や請求書を閲覧し、業務コストの削減努力が行われているか、安易に見積ありきで請求されていないか、否かについて検証した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様書</li> <li>・見積書</li> <li>・業務収支決算書</li> </ul>

(8) 監査の結果（指摘事項）または意見

【指摘事項】 委託事業における人件費の取扱いについて（合規性）

次世代産業イノベーション推進事業委託業務は、業務委託仕様書によれば、

略

## 2 事業内容

中小企業等の製品開発・技術開発・試作・評価等の研究開発・事業化に対する補助金の交付等に関する業務

### (1) 補助金の申請等に係る業務

- ① 補助金について県内中小企業等への幅広い周知と勧奨
- ② 企業ニーズの把握
- ③ 申請企業に対する補助金の採択・不採択の決定（審査委員会の開催）
- (2) 補助金採択後に係る業務
  - ① 補助金の交付手続き
  - ② 進捗管理、完了検査等
  - ③ 事業の進捗管理
  - ④ 企業訪問、情報提供、支援後のフォローアップ

となっている。

実際の契約内容には補助金申請や審査・交付業務等の事務手続きの人件費は計上されておらず、委託業務を実施できる体制とは全く言い難い。

本件の随意契約による委託業者であるセンターは、同様のイノベーション推進関連事業として2事業（No. 15 予算額 65,251 千円、No. 17 予算額 15,910 千円）を県から受託している。人件費はこれら2事業に含まれているのか、またはそれ以外の委託事業も数本あるため別の事業に入っているのか、明らかではない。

センターは地方独立行政法人であり、その収入は、大別すると①県からの「運営費交付金」および②「自己収入」に分けることができる。センターにとって本委託料収入は、外部から獲得した収益である「自己収入」に該当し、センターの存在意義の根幹を成す「収入」の額は明確に区分経理されるべきものとする。従って、委託事業は単独で実施できるものではなくてはならない。

当初予算設計から、本事業の人件費は他で賄うこととし、随意契約前提で事業が設定されており、単独で成り立たない委託事業を設定することは大いに問題があり、事業の在り方を見直す必要がある。

なお、当該指摘事項については、No. 17 についても同視点からの指摘であるため、事業別の頁では内容の記載は省略している。

**16-1. 次世代産業イノベーション推進ネットワーク支援事業**

(地独) 山口県産業技術センター

(1) 収支決算書

【収入の部】

(単位：千円)

科目	予算額	決算額
委託料	25,505	9,948
雑入（展示会出展に係る宇部市からの受託収入）	—	332
合計	25,505	10,280

## 【支出の部】

(単位：千円)

科目	予算額	決算額
人件費	—	—
報償費	1,650	309
旅費	5,089	1,247
需用費	3,241	993
役務費	324	329
委託料	4,800	2,862
使用料及び賃借料	8,082	3,635
消費税及び地方消費税	2,318	904
合計	25,505	10,280

## (2) -1 令和4年度の委託契約の概要

契約名	再生医療 EXPO 展示会 小間装飾業務に係る委託契約
契約期間	令和4年6月10日～令和4年7月15日
業務内容(仕様)	再生医療 EXPO 展示会 小間装飾業務
契約方法	指名型プロポーザル方式による随意契約
契約の法令根拠	会計規則第27条第3項第1号
委託業者名	株式会社エヌ・エイチ・ケイ・アート
業者選定理由	県登録大分類(07)企画・製作 小分類(2)看板、(6)イベント等の運営、(7)デザイン企画を第一希望とする特AおよびA業者かつ東京に本社機能または本部機能がある8者を選定
予定価格	660,000円(税込)
委託契約金額	660,000円(税込)
変更契約の有無	有り
変更契約の理由	<p>(1回目)当初、共同出展の宇部市ブースに2者の出展として契約を締結したが、契約後に新たに2者が出展することとなった。このため、社名版、カタログケース等の常設物品の設置数を増やしたことで契約金額が増加となった。</p> <p>(2回目) 出展会前日の7月12日にブースの設置装飾を行ったところ、山口県と宇部市の大型名板が通路側だけの表示となっており、入場口方向からは、名板の裏側の表示のない部分が見えてしまう状態となっていた。ブースをよりアピールするため、名板の裏側にも通路側と同様の名板と照明を設置したこと等で、契約金額が増加となった。</p>

変更後契約金額	(1回目) 676,500円(税込) (2回目) 731,500円(税込)
再委託の有無	無し
検査の概要	検査対象：小間装飾及び作業完了報告書 検査手法：展示会会期中に小間装飾を現地で確認し、後日、委託業者から提出された報告書と仕様書を突合 検査結果：合格（適正に委託業務を遂行している）

(2) -2

契約名	FCEXP02021[秋] 小間装飾業務に係る委託契約
契約期間	※1
業務内容（仕様）	FCEXP02021[秋] 小間装飾業務
契約方法	※1
契約の法令根拠	会計規則第27条第3項第1号
委託業者名	サクラインターナショナル株式会社
業者選定理由	契約方法のとおり
予定価格	550,000円(税込)
委託契約金額	550,000円(税込) ※2
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	検査対象：小間装飾（センター分） 検査手法：展示会会期中に小間装飾（センター分）を現地確認 検査結果：合格（財団との協議の内容を適切に実施している）

※1 FCEXP02021[秋]の出展については、(公財)やまぐち産業振興財団と共同で出展することとなり、財団との協議により、契約手続きは一括して財団が行っている。

※2 財団との協議により、ブース製作に要した費用については、契約した者が契約金額を面積割の上、財団とセンターに請求することとなったため、該当する額を契約額に記入している。

(2) -3

契約名	BioJapan2022 展示会 小間装飾業務に係る委託契約
契約期間	令和4年10月6日～令和4年10月14日
業務内容（仕様）	BioJapan2022 展示会 小間装飾業務
契約方法	指名型プロポーザル方式による随意契約
契約の法令根拠	会計規則第27条第3項第1号
委託業者名	株式会社エヌ・エイチ・ケイ・アート

業者選定理由	県登録大分類(07)企画・製作 小分類(2)看板、(6)イベント等の運営、(7)デザイン企画を第一希望とする特AおよびA業者かつ東京に本社機能または本部機能がある9者を選定
予定価格	990,000円(税込)
委託契約金額	990,000円(税込)
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	検査対象：小間装飾及び作業完了報告書 検査手法：展示会会期中に小間装飾を現地で確認し、後日、委託業者から提出された報告書と仕様書を突合 検査結果：合格(適正に委託業務を遂行している)

(2) -4

契約名	HOSPEXJapan2022 展示会 小間装飾業務に係る委託契約
契約期間	令和4年9月20日～令和4年10月28日
業務内容(仕様)	HOSPEXJapan2022 展示会 小間装飾業務
契約方法	指名型プロポーザル方式による随意契約
契約の法令根拠	会計規則第27条第3項第1号
委託業者名	株式会社エヌ・エイチ・ケイ・アート
業者選定理由	県登録大分類(07)企画・製作 小分類(2)看板、(6)イベント等の運営、(7)デザイン企画を第一希望とする特AおよびA業者かつ、東京に本社機能または本部機能がある9者を選定
予定価格	660,000円(税込)
委託契約金額	660,000円(税込)
変更契約の有無	有り
変更契約の理由	当初、指名型プロポーザル方式による審査の結果、最優秀提案者となった業者と予定価格の範囲内で、提案どおりの業務内容で契約を締結したが、業者と当方の事前打合せの中で、「山口県」と記された大型名板裏面のネーム表示のない部分がブース背面、側面の通路から見えることがわかった。ブースをよりアピールするため、名板裏面にも表面と同様の名板を設置することとしたため、契約金額が増加となった。
変更後契約金額	678,480円(税込)
再委託の有無	無し
検査の概要	検査対象：小間装飾及び作業完了報告書 検査手法：展示会会期中に小間装飾を現地で確認し、後日、委託業者から提出された報告書と仕様書を突合 検査結果：合格(適正に委託業務を遂行している)

## (2) -5

契約名	においセンサー(XP-329ⅢR)点検調整に係る委託契約
契約期間	令和5年1月5日～令和5年1月31日
業務内容(仕様)	においセンサー(XP-329ⅢR)の点検調整業務
契約方法	単独随意契約
契約の法令根拠	会計規則第27条第3項第7号、契約事務取扱規程第19条
委託業者名	株式会社特殊ガス商会
業者選定理由	過去の取引実績などを考慮した1者を選定 (契約事務取扱規程第20条第1項第6号)
予定価格	39,270円(税込)
委託契約金額	39,270円(税込)
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	検査対象：においセンサー及び試験成績書 検査手法：においセンサーの動作確認及び試験成績書の確認 検査結果：合格(適正に委託業務を遂行している)

## (2) -6

契約名	山口東京理科大学薬学部発シーズ発表会ライブ配信業務
契約期間	令和5年2月10日～令和5年2月22日
業務内容(仕様)	シーズ発表会ライブ配信(映像スタッフ1名配置、カメラマン1名配置、発表会中の映像と音響の調整・管理)
契約方法	見積合わせによる随意契約
契約の法令根拠	会計規則第27条第3項第7号、契約事務取扱規程第19条
委託業者名	jojofilm 高松 博由樹
業者選定理由	宇部市主催で開催された同規模の発表会において、指名実績のある業者を選定
予定価格	160,000円(税込)
委託契約金額	159,500円(税込)
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	検査対象：現地での業務実施状況及び記録(写真) 検査手法：発表会時に現地で実施状況を確認し、後日、提出のあった写真を含めて、仕様書を基に確認 検査結果：合格(適正に委託業務を遂行している)

(3) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
<p>合規性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・展示会小間装飾に係る業務委託契約書類を閲覧し、適法な契約事務であることを確認した。</li> <li>・業務委託検査調書を閲覧し、検査の状況を確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・執行伺</li> <li>・出展仕様書</li> <li>・指名型プロポーザル審査委員会設置要綱</li> <li>・審査結果集計表・結果</li> <li>・契約締結伺</li> <li>・業務委託契約書</li> <li>・作業完了報告書</li> <li>・業務委託検査調書</li> <li>・請求書</li> </ul>
<p>有効性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業に係るセンターからの成果報告書を閲覧し、業務の履行状況について確認した。</li> <li>・本事業の効果をどのように分析及び評価しているか、また本支援事業の目指すべき将来像について質問し、検証した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託契約書</li> <li>・業務委託仕様書</li> <li>・成果報告書</li> </ul>
<p>経済性・効率性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業に係る県当初予算積算資料及び術センター見積書、予算執行状況資料を閲覧し、委託料の妥当性について質問し、確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県当初予算施策的経費積算根基</li> <li>・センター見積書</li> <li>・センター執行見込内訳資料（令和5年3月24日）</li> </ul>

(4) 監査の結果（指摘事項）または意見

【指摘事項】（公財）やまぐち産業振興財団との共同出展に係る手続について（合規性、経済性・効率性）

センターの環境・エネルギー推進チームが出展した第2回国際水素・燃料電池展（FC EXPO 秋 2022）は（公財）やまぐち産業振興財団（以下「財団」という。）との共同出展であった。共同で出展することで相乗効果が見込まれる可能性があり、費用面でも単独出展に比べ負担が少なくなることから、共同出展自体には問題無いと考えるが、共同出展に関するセンター内での稟議が無く、財団との書面による取り決め等も行われていなかった。また本出展に関しては小間装飾業者への業務委託料が発生しているが、業者の選定及び契約手続については財団に一任しており、センターの負担金額は共同出展の装飾費用総額を財団とセンターの使用小間数で按分した金額を直接小間装飾業者へ支払っていた。

展示会出展においては不測の事態が発生する場合もあり、また、財団とセンターの双方において出展企業や来場者に関する情報の管理も必要になる。小間装飾費用についても、適切に選定された業者であるか、支出額は合理的であるかについてセンターとして確認する必要がある。この点、医療関連推進チームが出展した再生医療 EXPO は宇部市との共同出展であったが、宇部市と業務委託契約を締結し、出展に関して必要となる事項について双方の合意がなされていた。

共同で展示会へ出展する際には業務委託契約を締結する等をし、責任の所在を明確にし、費用負担についても業者の選定及び金額の決定の過程に関与すべきである。

**【意見】 委託料の契約額と実績額の乖離に関する情報共有について（経済性・効率性）**

本業務の委託料は 25,505 千円であったが、最終的な実績額は 9,948 千円となり、当初の委託料を 15,556 千円下回る結果となった。この差額について内容を確認したところ、主な理由は①コロナウイルス感染症拡大の影響による商談会企画の中止、②セミナーWEB 配信実施にて会場を外部会場からセンター内ホールへ変更したことによる借上料の減少、③センターが支援する企業が研究開発の過程で外部研究機関の機器を利用したことで調査を委託する際の費用について令和 4 年度には利用がなかったこと、④展示会共同出展にて出展費用が低額となったことであり、いずれもやむを得ない理由によるものとする。

ここで、本事業は医療、環境・エネルギー、バイオ関連の 3 分野で構成され、分野ごとに予算が設定されており、イノベーション推進課とセンターの各分野担当者間では支援企業の研究開発やイベント企画の実施・進捗状況について共有し、連携を取っているとのことであるが、それらの情報はイノベーション推進課及びセンターの事務担当者には十分に共有されていなかった。事務担当者は各分野の予算執行状況について把握し、予算額と執行見込額に乖離が生じる場合には委託者であるイノベーション推進課とも連携をとり、予算の補正等に対応してもらうことが有効と考える。いずれかの分野で執行見込額が予算を上回る場合でも他の分野で余剰が発生していれば事業内で調整可能な場合もある。各分野担当者と事務担当者間、同時にイノベーション推進課とセンターの事務担当者間でも定期的に情報共有を行い、事業の実施状況に応じて予算についても適切な対応をしていただき、効率的かつ経済的な運営をしていただきたい。またその場合にも、必ず記録に残し、次なる事業へ活かす必要がある。

## 17. 次世代産業イノベーション推進事業

### (1) 事業の概要

事業名	次世代産業イノベーション推進事業
担当部局課	産業労働部イノベーション推進課
環境基本計画における施策区分	6 やまぐちの特性を活かした持続可能な地域づくりの推進
事業実施の背景（必要性）	本県の特性を活かした付加価値の高い成長産業を育成・創出するため、これまでの取組により培われた産学公金連携や大企業・中小企業連携、医療、環境・エネルギー、バイオ関連企業の集積などをベースに、新たな成長産業やビジネスの創出に挑戦している。
事業目的及び達成時期	<p>（事業目的）</p> <p>地域経済の活性化や、雇用の創出を図るため、県内企業等が地域の強み（医療関連分野、環境・エネルギー関連分野、バイオ関連分野）を活かして取り組む、研究開発・事業化プロジェクトを研究開発補助金により支援し、次世代産業イノベーションを推進する。事業目標としては、関連事業と連携し、事業化件数 100 件（累計）を目指す。</p> <p>（達成時期）</p> <p>令和 4 年度（事業化件数 100 件 ※平成 26 年度からの累計）</p>
目指すべき将来像	医療、環境・エネルギー、バイオ関連分野の関係企業の集積がさらに進み、こうした企業の持つ技術等が新しい産業の創出につながるなど、山口県の特性を活かした新たな産業が成長を続けている。
事業の概要（内容）	今後の成長が期待される医療、環境・エネルギー、バイオ関連の分野において、県内での事業化等地域経済への波及効果が得られる企業や大学等の先導的、先進的な研究開発・事業化の取組について補助する。

	チャレンジ	ネクスト	イノベーション		
			通常枠	特別枠	
概要	自社技術による新たな事業化の実現性について検証する。	【チャレンジ】の成果や、実用化を目指す中核技術について、企業主体による実用化開発を共同体にて実施する。	【チャレンジ】、【ネクスト】の成果や、実用化を目指す中核技術について、企業主体による実用化開発を共同体にて実施する。		
対象者	県内中小企業者（1者でも可）	原則、県内中小企業者による共同体（企業や大学等を含む2者以上からなるグループ）	県内中小企業者による共同体（企業や大学等を含む2者以上からなるグループ）		
対象分野	医療、環境・エネルギー、バイオ関連分野への応用可能性のあるもの	医療、環境・エネルギー、バイオ関連分野			
研究開発期間	1年（特に必要と認められる場合、最長3年間）				
補助金	上限	100万円	500万円	1,500万円	10,000万円
	下限	なし	100万円	500万円	1,500万円
補助率	2/3				
事業の概要図等					
事業の主な実施主体	イノベーション枠、ネクスト枠：県（直営）（外部審査委員を活用） チャレンジ枠：県（委託）				
事業の対象者（誰に対する事業か）	県内中小企業者、県内大学等				
令和4年度 の取組と成果（進捗）の概要	（取組） ・補助金 イノベーション枠：新規採択事業：1件、継続採択事業：6件 ネクスト枠：新規採択事業：3件、継続採択事業：3件 チャレンジ枠：新規採択事業：12件 （成果（進捗）） ・令和4年度の事業化件数：14件（環・エネ：9件、医療：3件、バイオ：2件） ・累計事業化件数：137件（令和4年度末現在）				
関連する基本方針	やまぐち維新プラン やまぐち未来維新プラン やまぐち産業イノベーション戦略				
関連する個別計画	該当無し				
根拠法令の名称	山口県補助金等交付規則 やまぐち産業イノベーション促進補助金交付要綱				

(法律、条例、要綱等)	やまぐち産業イノベーション促進補助金実施要領等
事業区分	継続事業（平成 30 年度開始）

(2) 予算額と決算額の 3 期間推移

(単位：千円)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
当初予算額	322,000	330,458	173,910
補正後予算額	291,393	185,489	130,440
決算額	278,789	156,585	113,032

(予算額及び決算額の著増減事項等)

コロナ禍や半導体不足による機器の納期遅れや、それに伴う試験に係る原材料費や人件費が見込みを下回った。

令和 3 年度からの減少要因は、イノベーション特別枠の 1 億円の補助事業が終了したためである。

(3) 令和 4 年度決算額の内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
委託料	10,404	下記 (6) 参照
負担金、補助及び交付金	100,921	下記 (8) 参照
旅費	796	職員出張旅費
需用費	204	コピー代、用紙代他
役務費	76	電話代
報償費	630	補助金審査会
合計	113,032	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	4,740	4.1
その他	108,291	95.8
一般 (県)	—	0.0
合計	113,032	100.0

(その他財源の内容) やまぐち産業イノベーション基金によるものである。

## (5) 委託料の3期間推移

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
決算額	—	12,195	10,404
契約方法	—	随意契約	随意契約
委託業者名	—	(地独)山口県産業技術センター	(地独)山口県産業技術センター

## (6) 令和4年度委託契約の概要

契約名	次世代産業イノベーション推進事業委託業務
契約期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
業務内容(仕様)	<p>・ 中小企業等の製品開発・技術開発・試作・評価等の研究開発・事業化に対する補助金の交付等に関する業務</p> <p>(1) 補助金の申請等に係る業務</p> <p>① 補助金について県内中小企業等への幅広い周知と勧奨</p> <p>② 企業ニーズの把握</p> <p>③ 申請企業に対する補助金の採択・不採択の決定 (審査委員会の開催)</p> <p>(2) 補助金採択後に係る業務</p> <p>① 補助金の交付手続き</p> <p>② 進捗管理、完了検査等</p> <p>③ 事業の進捗管理</p> <p>④ 企業訪問、情報提供、支援後のフォローアップ</p>
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	<p>・ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p> <p>・ 業務委託契約事務取扱要領第2の3(3)イ</p>
委託業者名	(地独)山口県産業技術センター
業者選定理由	業務委託の内容が、高度に専門的であり、一般競争入札、指名競争入札に馴染まないため。
予定価格	15,910,000円(税込)
契約金額	15,910,000円(税込)
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	<p>検査対象：成果報告書及び業務収支決算書</p> <p>検査手法：提出された書類を基に検査を実施</p> <p>検査結果：合格(額の確定：10,404,869円)</p>

## (7) 負担金、補助及び交付金の3期間推移

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
決算額	277,861	143,117	100,921
補助金等の名称	やまぐち産業イノベーション促進補助金	やまぐち産業イノベーション促進補助金	やまぐち産業イノベーション促進補助金
交付先名	新規4件 (株)スペース・パティ・ラボラトリーズ (株)テクノウェル 旭酒造(株) (株)木原製作所 継続6件 シースター(株) (株)トクヤマ 古賀産業(株) (株)伸和精工 (株)ヤナギヤ フジミツ(株)	ネクスト3件 (株)YOODS (株)テクノソルートラボ (株)トクヤマ イノベ枠2件 (株)アカネ やまぐち県酪乳業(株) 外4件(継続事業分)	ネクスト3件 ゼク・テック(株) (株)美東電子 (株)ヤナギヤ イノベ枠1件 (有)梶谷工業 外9件(継続事業)

## (8) 令和4年度補助金等の概要

補助金等の名称	やまぐち産業イノベーション促進補助金
目的(趣旨)	補助金は、やまぐち維新プランの重点的な施策の推進及びやまぐち産業イノベーション戦略の重点成長分野の拡大、発展を促すため、医療関連分野(ヘルスケア関連分野を含む)、環境・エネルギー関連分野(水素エネルギー関連分野を含む)、バイオ関連分野において、補助金の交付の対象となる者が行う研究開発等補助金の交付の対象となる事業に係る経費の一部を補助することで県内での事業化を促進し産業の育成・集積を図ることを目的とする。
公募・非公募	公募
根拠法令・要綱等	<ul style="list-style-type: none"> <li>山口県補助金等交付規則</li> <li>やまぐち産業イノベーション促進補助金交付要綱</li> <li>やまぐち産業イノベーション促進補助金実施要領など</li> </ul>
創設年度	平成30年度
交付対象事業	次世代産業イノベーション推進事業

補助対象経費及び補助率（限度額）	補助対象経費及び補助率（限度額）の概要		
	【ネクスト枠】（令和3年度から）		
	区分	補助対象経費概要	補助率 （限度額）
	人件費に要する費用	人件費、補助人件費（賃金）	2/3 以内 (5,000 千円)
	器機設備に要する費用	機械器具設置費	
	共同研究に要する費用	共同研究費	
	委託に要する費用	委託料	
	事業に要する費用	謝金、旅費、役務費、原材料費、使用料及び賃借料、外注費、消耗品費、特許出願等経費	
	その他経費	研究開発を実施する上で特に必要と認められるもの	
	イノベーション枠		
【通常枠】			
区分	補助対象経費概要	補助率 （限度額）	
人件費に要する費用	人件費、補助人件費（賃金）	2/3 以内 (15,000 千円)	
器機設備に要する費用	機械器具設置費		
共同研究に要する費用	共同研究費		
委託に要する費用	委託料		
事業に要する費用	謝金、旅費、役務費、原材料費、使用料及び賃借料、外注費、消耗品費、特許出願等経費		
その他経費	研究開発を実施する上で特に必要と認められるもの		
【特別枠】			
区分	補助対象経費概要	補助率 （限度額）	
人件費に要する費用	人件費、補助人件費（賃金）	2/3 以内 (100,000 千円)	
器機設備に要する費用	機械器具設置費		
共同研究に要する費用	共同研究費		
委託に要する費用	委託料		

	事業に要する費用	謝金、旅費、役務費、原材料費、使用料及び賃借料、外注費、消耗品費、特許出願等経費		
	その他経費	研究開発を実施する上で特に必要と認められるもの		
交付先及び交付金額	交付先及び交付金額の状況			
	交付先名		交付金額 (円)	
	新規 4 件及び継続事業分 9 件		100,921,000 円	
	合計		100,921,000 円	
申請及び交付件数	<p>申請件数：新規 5 件(ネクスト:4 件、イノベ:1 件)          継続 7 件(ネクスト:1 件、イノベ:6 件)          ステップアップ：5 件(チャレンジ→ネクスト:4 件、ネクスト→イノベ:1 件)</p> <p>交付件数：13 件</p> <p>申請件数と交付件数の差異：不採択 4 件</p>			
補助金の効果測定	効果測定指標の目標値及び実績値の 3 期間推移 (単位：件(累計))			
		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
	目標値 (A)	—	—	100
	実績値 (B)	109	123	137
	達成率 (B/A)			137%
達成度の説明				
・目標値を達成しており、順調に推移した。				

(9) 監査要点と実施手続の概要

次世代産業イノベーション推進事業委託業務

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託契約書及び仕様書を閲覧し、適法な契約事務であること、及び公権力の行使に当たる可能性のある事務委託ではないことを確認した。</li> <li>契約方法の選定が適法、かつ、妥当であることを質問した(随意契約の場合、当該契約方法によることを可能とする規則等を閲覧した)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託契約書、仕様書</li> <li>業務委託契約事務取扱要領</li> <li>業者選定理由書</li> <li>競争入札等審査会</li> <li>再委託承認申請書</li> <li>業務委託検査調書</li> <li>請求書、支出負担行為</li> <li>業務委託契約情報の公表について (県 HP)</li> </ul>

監査要点	実施手続	証憑書類等
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安易に随意契約を選定している傾向がないか、否かについて検証した(長期継続の有無を含む)。</li> <li>・再委託の有無を確認した。</li> <li>・委託業務の検査(履行確認)が適正に行われていることを確認した。また、検査の方法を質問し、適切に評価されていることを確認した。</li> <li>・委託料が適切な時期に支払われていることを確認した。</li> <li>・業務委託契約の情報公開(公表対象となる契約について)の状況を確認した。</li> </ul>	
有効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託契約に付する合理性があるか、否かについて確認した(事務の効率化、高度な専門的技術を要求、臨時的又は変則的な勤務を要する業務、行政サービスの向上等)。</li> <li>・委託の効果(実効性)をどのように分析及び評価しているか、否かについて質問を行い、検証した。</li> <li>・(調査研究業務の)成果物が有効に活用されているか、否かについて確認した。</li> <li>・直営の場合と比較して、サービスの向上が図られていることを県が適切に評価しているか、否かについて確認した。</li> <li>・当初予算額、補正後予算額と決算額の比較分析を行った。</li> <li>・本事業の目指すべき将来像に対する委託業務の適合性について確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務委託契約書(再委託)</li> <li>・業務完了報告書、成果品</li> <li>・実績報告書</li> </ul>
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入札方式に変更し、委託料の縮減を図るべき随意契約がないか、否かについて質問した。</li> <li>・委託業務の内容に照らして、予定価格の積算内容(業者見積の場合にもその合理性を十分に検討しているか等)を確認した。</li> <li>・委託先から提出される収支計算書(予算実績比較)や請求書を閲覧し、業務コストの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様書</li> <li>・見積書</li> </ul>

監査要点	実施手続	証憑書類等
	<p>削減努力が行われているか、安易に見積ありきで請求されていないか、否かについて検証した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直営の場合と比較して、委託の効果（経済性・効率性）を分析しているか、否かについて確認した。</li> </ul>	

やまぐち産業イノベーション促進補助金

監査要点	実施手続	証憑書類等
<p>合規性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金交付要綱及び交付申請書並びに審査書類等を閲覧し、規定の手続きに準拠していること（交付目的、交付対象事業、補助対象経費等の適切性や公益性）を確認した。</li> <li>・変更承認申請書の内容及び手続きを確認した。</li> <li>・交付決定通知書を閲覧し、交付額の確定や精算及び交付時期の適切性を確認した。</li> <li>・実績報告書を閲覧し、補助金の使途や補助金に係る収支（経理）が適切に報告されていることを確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金交付要綱</li> <li>・交付申請書</li> <li>・変更承認申請書</li> <li>・審査書類</li> <li>・交付決定通知書</li> <li>・実績報告書</li> </ul>
<p>有効性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実績報告書の審査状況や、補助金交付先へ適切に指導及び監督を実施していることを質問にて確認した。</li> <li>・補助金チェックシートを閲覧し、補助事業の効果測定方法及び分析や評価結果を確認した。</li> <li>・補助事業の分析や評価結果をどのようにフィードバックしているか、否かについて質問にて確認した。</li> <li>・効果測定は適切な成果指標を設定しているか、また、可能な限り定量的評価を行っているか（安易に定性評価としていないか）、否かについて確認した。</li> <li>・本事業の目指すべき将来像に対する補助事業の適合性について検証した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実績報告書</li> <li>・補助金チェックシート</li> </ul>

監査要点	実施手続	証憑書類等
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該補助金制度の利用（申請）状況や将来展望を質問し、制度縮減の必要性について検証した。</li> <li>・補助金交付先が大規模な事業者（財政余力のある事業者）である場合等、補助金支出の要否（必要性）をどのように判定しているか質問により確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金の予算実績比較</li> </ul>

(10) 監査の結果（指摘事項）または意見

【指摘事項】 委託事業における人件費の取扱いについて（合規性）

No. 16 の同表題における指摘事項と同じ

【意見】 補助金交付要綱及び実施要領について（有効性）

本事業における補助金は、やまぐち産業イノベーション促進補助金交付要綱（以下「要綱」という。）及びやまぐち産業イノベーション促進補助金実施要領（以下「要領」という。）に基づき運用されているが、補助対象経費のうち「機械装置費」とは要領によると、

第7条

略

(3) 「機械器具設置費」のうち「機械装置費」とは、以下のものをいう。

ア 当該研究開発等に必要機械装置又は自社により機械装置を製作する場合の部品並びに分析等機械装置の購入に要する経費。

2 補助対象経費については、次の内容に留意すること。

(2) 「機械装置等」を取得する場合には、備品台帳を整備、保管するとともに、要綱別記第8号様式により取得財産等管理台帳を整備、保管すること。

なお、「機械装置等」は、補助事業以外の目的には使用しないこと。

とある。

上記要綱別記第8号様式所得財産等管理台帳は、補助事業者保管で現状は、実績報告時の添付資料として求めている。しかし財産処分や生産転用の規定もあることから、担当課としては把握しておく必要があると思われる、添付資料等なんらかの形で入手しておく必要がある。

【意見】 消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書について（有効性）

本補助金における要綱及び要領には、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を控除する旨の記述が複数箇所記載され、注意を促していることがわかる。

また、要綱によれば、

第 11 条 補助事業者は、補助事業終了後に申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに知事に報告しなければならない。

2 前項の報告書は、別記第 9 号様式によらなければならない。

とある。

しかし、補助対象経費は税抜で記載することとあり、補助事業者のうち、これまでに上記第 9 号様式による報告書は提出されていない。

第 9 号様式による報告書は、補助金返還が発生する場合のみ、提出することになっているとのことだが、そもそも税抜で補助金額を算定するのだから、返還が発生することは無い。

以上のことから、要綱第 11 条第 1 項及び第 2 項の記載は必要なく、要領等とも併せて見直しを検討されたい。

### 17-1. 次世代産業イノベーション推進事業

(地独) 山口県産業技術センター

#### (1) 収支決算書

##### 【収入の部】

(単位：千円)

科目	予算額	決算額
委託料 (山口県)	15,910	10,404
合計	15,910	10,404

##### 【支出の部】

(単位：千円)

科目	予算額	決算額
人件費	—	—
旅費	495	50
需用費	145	127
役務費	37	0
使用料及び賃借料	150	0
補助金	15,000	10,208
消費税及び地方消費税	82	17
合計	15,910	10,404

#### (2) 令和 4 年度補助金等の概要

補助金等の名称

やまぐち産業イノベーション促進補助金チャレンジ

目的（趣旨）	やまぐち維新プランの重点的な施策の推進及びやまぐち産業イノベーション戦略の重点成長分野の拡大、発展を促すため、環境・エネルギー、医療、バイオ関連分野における、県内中小企業等が行う研究開発等に係る経費の一部を補助することにより、県内での事業化を促進し産業の育成・集積を図る。		
公募・非公募	公募		
根拠法令・要綱等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・やまぐち産業イノベーション促進補助金[チャレンジ]交付要綱</li> <li>・やまぐち産業イノベーション促進補助金[チャレンジ]実施要領</li> </ul>		
創設年度	令和3年度		
交付対象事業	環境・エネルギー、医療、バイオ関連分野への応用可能性のある新製品・新サービス等の開発や新事業分野への展開を見据えた事業		
補助対象経費及び補助率（限度額）	補助対象経費及び補助率（限度額）の概要		
	区分	補助対象経費概要	補助率 (限度額)
	人件費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業従事者の直接作業時間に係る人件費</li> <li>・ 事業実施のために必要な補助員に係る賃金等</li> </ul>	2/3 (1,000,000円)
	機械器具設置費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機械装置又は工具器具の購入等に要する経費</li> <li>・ 機械装置又は工具器具を製作する場合の設計、原材料、部品等の購入に要する経費</li> </ul>	
	共同研究費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研究グループの構成員が行う研究開発等実施のための経費</li> </ul>	
	委託料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研究開発グループで実施不可能な研究開発事業の一部を外部事業者等に委託する場合に要する経費</li> </ul>	
	謝金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研究開発において、専門家等からの技術指導を受ける際の専門家謝金</li> </ul>	
	旅費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専門家から技術指導を受ける際の専門家旅費</li> <li>・ 研究開発における研究者等の旅費</li> </ul>	
	役務費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研究に必要な機械装置の保守等に要する経費</li> </ul>	
	原材料費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 直接使用する主要原料、主要材料、副資材の購入に要する経費</li> <li>・ 実験、分析等を行うための材料、試薬品等の購入に要する経費</li> </ul>	2/3 (1,000,000円)
	使用料及び賃借料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研究開発を実施する上で必要な機器・装置等の使用料、会場借料等に要する経費</li> </ul>	
	外注費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助事業者が直接実施することができないもの、適当でないものについて、他の事業者に外注するために要する費用</li> </ul>	
	消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業を行うために必要なもので、備品に属さないものの購入に要する経費</li> </ul>	
特許出願等経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本国特許庁及び外国特許庁への特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願及び商標登録出願に係る手数料並びに弁理士に要する経費</li> </ul>		
交付先及び交付金額	交付先及び交付金額の状況		
	交付先名	交付金額（円）	

	<p>株式会社サンライン、日本特殊セラミックス株式会社</p> <p>株式会社豆子郎、株式会社平和医療器械</p> <p>住吉工業株式会社、ゼク・テック株式会社</p> <p>富士物産株式会社、株式会社クオリアシステムズ</p> <p>アボンコーポレーション株式会社、株式会社第一技研</p> <p>株式会社ニシエフ、株式会社 YOODS (計 12 件)</p>	10,208,683 円
申請及び交付件数	<p>申請件数：12 件</p> <p>交付件数：12 件</p>	
補助金等の効果測定	<p>効果測定指標の目標値及び実績値の 3 期間推移</p> <p>効果測定指標が定量化されていない場合</p> <p>(効果測定方法)</p> <p>環境・エネルギー、医療、バイオ関連分野への応用・可能性のある新製品・新サービス等の開発や新事業分野への事業展開を見据えた、やまぐち産業イノベーション促進補助金ネクスト枠、または、イノベーション枠につながる FS (予備研究) ステージの研究開発に必要な経費の一部を補助している。</p> <p>次のステージへのステップアップを目指した事業であるため、採択された研究開発がステップアップすることが、一つの効果であると考えている。</p> <p>(測定結果)</p> <p>FS のステージにある研究開発を対象としているため、具体的に取組んだ結果、事業化への進展が期待できる事業がステップアップすることとなる。このため補助対象事業の全てがステップアップすることが望ましく、事業採択時における「目利き」に注力した結果、令和 3 年度は「チャレンジ」で採択された 14 件のうち 5 件 (35.7%)、令和 4 年度は 12 件中 5 件 (41.7%) がそれぞれ「ネクスト」枠へステップアップしている。また、令和 3 年度に取組んだテーマは令和 4 年度中に 2 件事業化している。こうした成果を踏まえると、当該補助金については、一定の効果があったと考えている。</p>	

(3) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助金交付要綱及び交付申請書並びに審査書類等閲覧し、規定の手続きに準拠し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助金交付要綱</li> <li>交付申請書</li> <li>変更承認申請書</li> </ul>

監査要点	実施手続	証憑書類等
	<p>ていること（交付目的、交付対象事業、補助対象経費等の適切性や公益性）を確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・変更承認申請書の内容及び手続を確認した。</li> <li>・交付決定通知書を閲覧し、交付額の確定や精算及び交付時期の適切性を確認した。</li> <li>・実績報告書を閲覧し、補助金の使途や補助金に係る収支（経理）が適切に報告されていることを確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審査書類</li> <li>・交付決定通知書</li> <li>・実績報告書</li> </ul>
有効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実績報告書の審査状況や、補助金交付先へ適切に指導及び監督を実施していることを質問にて確認した。</li> <li>・補助事業の効果測定方法及び分析や評価結果を確認した。</li> <li>・補助事業の分析や評価結果をどのようにフィードバックしているか、否かについて質問にて確認した。</li> <li>・効果測定は適切な成果指標を設定しているか、また、可能な限り定量的評価を行っているか（安易に定性評価としていないか）、否かについて確認した。</li> <li>・本事業の目指すべき将来像に対する補助事業の適合性について検証した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実績報告書</li> </ul>
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該補助金制度の利用（申請）状況や将来展望を質問し、制度縮減の必要性について検証した。</li> <li>・補助金交付先が大規模な事業者（財政余力のある事業者）である場合等、補助金支出の要否（必要性）をどのように判定しているか、否かについて質問にて確認した。</li> </ul>	

(4) 監査の結果（指摘事項）または意見

【指摘事項】 補助対象経費の認定基準について（合規性）

本事業における補助金はやまぐち産業イノベーション促進補助金交付要綱（以下「要綱」という。）及びやまぐち産業イノベーション促進補助金実施要領（以下「要領」という。）の定めによっているが、補助対象経費のうち「旅費」とは、

要綱別表 3 (第 3 条関係)

略

- 旅費 1 専門家からの技術指導を受ける際の専門家旅費  
2 研究開発における研究者等の旅費

要領第 7 条

略

(7)「事業費」とは、(1)から(6)以外で、研究開発等の実施に必要な経費をいう。

略

イ「旅費」とは、研究開発等を行う上で、大学、企業等との調整が必要な場合における当該研究開発等に関する者の旅費をいう。

となっている。

また、令和 4 年度やまぐち産業イノベーション促進補助金 [チャレンジ] [公募要領] (以下「公募要領」という。) では

2 補助対象経費

対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費であり、具体的には以下のとおりです。

略

- 旅費 1 専門家からの技術指導をうける際の専門家旅費  
2 研究開発における研究者等の旅費

略

※ 本事業を行うにあたり、他事業との区分経理を行ってください。

※ 補助対象経費は本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみになります。

とある。

この内容を踏まえ、実績報告書を確認したところ、要領及び公募要領に記されている旅費と認められない対象外経費をセンターは補助対象経費として認定していた。

具体的には、A 社から提出された実績報告書における補助対象経費の計が 1,577,431 円で、うち、旅費として、246,072 円が計上されていた。補助金額は対象経費の 3 分の 2 (1,000,000 円を上限) として 1,000,000 円が確定交付された。

しかし、計上されている旅費の内容を確認したところ、研究開発とは直接関係しないセミナー参加や本事業の対象として明確に区分できないその他の業務に要する旅費が含まれていた。さらに、消費税抜きで補助対象経費を計上すべきところ、消費税込みで計上していた。これらを精査した結果後、補助金対象旅費として (公募要領による他事業との区分経理や本事業の対象として明確に区分できるものという条件について対象経費を按分する等によって最大限計上できるよう考慮しても) 認められる額は、48,393 円となり、197,679 円過大に

認定されていると判断した。その場合、補助金額は 919,834 円となり、80,166 円過大交付となる。

監査担当者が精査した旅費は、以下のとおりである。

①

日付	出張者	項目	経費計上額		精査後計上額		
12/21, 22	A	日当 宿泊費	6,000 15,000	21,000	※4 ※1	2,728	※5
		ETC	8,390	7,627		7,627	
		燃料	4,032	3,666		3,666	
				32,293		14,021	

②

日付	出張者	項目	経費計上額		精査後計上額		
1/11	C	日当	4,500	4,500	※2 ※1	0	
		燃料 軽油引取税	6,805 1,926	7,937	※3	0	
				12,437		0	

③

日付	出張者	項目	経費計上額		精査後計上額		
1/31, 2/1	A	日当 宿泊費	6,000 15,000	21,000	※4 ※1	2,728	※5
				21,000		2,728	

④

日付	出張者	項目	経費計上額		精査後計上額		
12/7, 8, 9	B	日当 宿泊費	9,000 30,000	39,000	※4 ※1	2,728	※6
		旅費	29,566	26,879		16,536	※7
				65,879		19,264	

⑤

日付	出張者	項目	経費計上額		精査後計上額		
1/11, 12, 13	B	日当 宿泊費	9,000 30,000	39,000	※4 ※1	2,728	※6
		旅費	19,148	17,408		9,652	※7
				56,408		12,380	

⑥

日付	出張者	項目	経費計上額		精査後計上額		
2/8, 9, 10	B	日当 宿泊費	9,000 30,000	39,000	※2 ※1	0	
		旅費	20,960	19,055		0	
				58,055		0	

※1：税込み額で計上している。

246,072

48,393

※2：対象外旅費。

※3：軽油引取税を含めた額を10%で割り戻している。

※4：対象外旅費が含まれている（他業務、セミナー参加等）。

※5：他業務等分1日控除。

※6：他業務等分2日控除。

※7：他業務日数分按分控除。

この指摘に対し、センターの見解は以下のとおりである。(理由が示されているが、内容については、企業の特定に繋がる恐れがあるため不掲載とする。)

①

日付	出張者	項目	経費計上額	※4	精査後計上額	※5	項目	修正後計上額
12/21.22	A	日当 宿泊費 6,000 15,000	21,000	※4 ※1	2,728	※5	日当 宿泊費 5,456 13,637	19,093
		ETC 8,390	7,627		7,627		ETC 7,627	7,627
		燃料 4,032	3,666		3,666		燃料 3,666	3,666
			32,293		14,021			30,386

②

日付	出張者	項目	経費計上額	※2	精査後計上額		項目	修正後計上額
1/11	A	日当 4,500	4,500	※2 ※1	0		日当 4,091	4,091
		燃料 軽油引取税 6,805 1,926	7,937	※3	0		燃料 6,186	6,186
			12,437		0			10,277

③

日付	出張者	項目	経費計上額	※4	精査後計上額	※5	項目	修正後計上額
1/31.2/1	A	日当 宿泊費 6,000 15,000	21,000	※4 ※1	2,728	※5	日当 2,728	2,728
			21,000		2,728			2,728
		【修正理由・根拠】 特になし						

④

日付	出張者	項目	経費計上額	※4	精査後計上額	※6	項目	修正後計上額
12/7.8.9	B	日当 宿泊費 9,000 30,000	39,000	※4 ※1	2,728	※6	日当 宿泊費 8,184 27,274	35,458
		旅費 29,566	26,879		16,536	※7	旅費 26,879	26,879
			65,879		19,264			62,337

⑤

日付	出張者	項目	経費計上額	※4	精査後計上額	※6	項目	修正後計上額
1/11.12.13	B	日当 宿泊費 9,000 30,000	39,000	※4 ※1	2,728	※6	日当 宿泊費 8,184 27,274	35,458
		旅費 19,148	17,408		9,652	※7	旅費 17,408	17,408
			56,408		12,380			52,866

⑥

日付	出張者	項目	経費計上額	※2	精査後計上額		項目	修正後計上額
2/8.9.10	B	日当 宿泊費 9,000 30,000	39,000	※2 ※1	0		日当 宿泊費 8,184 27,274	35,458
		旅費 20,960	19,055		0		旅費 19,055	19,055
			58,055		0			54,513

②及び③については監査担当者及びセンター側の双方に異論はなく、計上額 10,277 円を加算した結果、補助対象経費は 58,670 円となり、その他の旅費（①、④、⑤及び⑥）については、センター側からの追加説明を受けてもなお補助対象経費と判断できるには至らず、187,402 円過大認定であると判断した。

この判断に対しセンターの主張は、当該補助金は具体的研究開発に向けた事前検討（FS）ステージを補助するものであり、その趣旨を踏まえると「事前調査」や「研究協力依頼」についても事業の遂行に直接必要な経費であると判断したということであるが、「要綱」、「要領」及び「公募要領」からは「直接経費」とは読み取ることができない。「公募要領」は本「チャレンジ」専用であり、具体例が列挙されているにもかかわらず、である。復命書を閲覧する限り、「研究協力依頼」は具体的な依頼ではなく、営業及び近況報告に近い内容としか判断できないものであった。

令和4年度の補助事業申請事業者12者中、旅費を補助対象経費として申請している事業者は5者あったが、本事例のような営業及び近況報告に近い内容の旅費を補助対象経費として申請してきた事業者はこの1者だけである。ここに、センターが考える「趣旨」と監査人含む広く一般的な事業者が考える当該補助金の「趣旨」に齟齬があると捉えることができる。対象経費の妥当性については、交付者にある程度裁量権があるとしても、公金を交付する補助事業である以上、その対象や範囲については明確にされ、交付については公正かつ公平でなければならない。

センターは、補助対象経費の範囲や妥当性について整理し、明確な基準を要綱等に記載する必要がある。また、公募要領には、県民から見ても公正といえるように、対象経費について限定列挙することも考慮されたい。

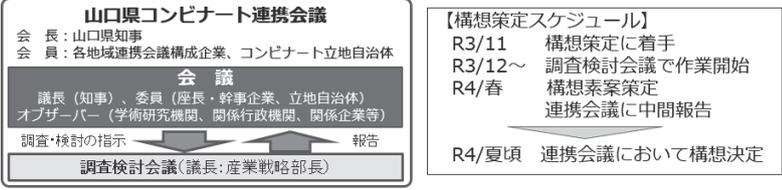
【指摘事項】 補助金事務の統制について（合規性）

上述の旅費について、センターと認識が一致した補助対象外経費や、消費税等が含まれていたことについては、本来、決裁の過程で発見され、修正される必要があった。したがって、センター内での内部統制を再整備し、整備された内部統制を適切に運用する必要がある。

18. 瀬戸内産業低炭素化加速事業

(1) 事業の概要

事業名	瀬戸内産業低炭素化加速事業
担当部局課	産業労働部産業脱炭素化推進室
環境基本計画における施策区分	6 やまぐちの特性を活かした持続可能な地域づくりの推進
事業実施の背景（必要性）	世界的な脱炭素の潮流を受け、製造業の成長・発展には、脱炭素化に向けた取組を進めていく必要があるため。
事業目的及び達成時期	（事業目的） 2050年カーボンニュートラルに向けて、本県経済・雇用を牽引する瀬戸内基幹企業群の低炭素化に向けた取組の加速化を図る。 （達成時期） 2030年度及び2050年

2050 目指すべき将来像	コンビナートにおけるカーボンニュートラルの実現
事業の概要（内容）	○ 「山口県コンビナート連携会議」による低炭素化構想の策定 ○ 各種調査等の実施
事業の概要図等	
事業の主な実施主体	県（直営）
事業の対象者（誰に対する事業か）	県内コンビナートに関係する企業、自治体等
令和 4 年度の取組と成果（進捗）の概要	（取組） ・やまぐちコンビナート低炭素化構想の策定 ・構想の具現化に向けた取組の推進 （成果（進捗）） ・令和 4 年 10 月に構想を策定し、連携事業の創出等を推進
関連する基本方針	やまぐち維新プラン やまぐち未来維新プラン やまぐち産業イノベーション戦略
関連する個別計画	該当無し
根拠法令の名称（法律、条例、要綱等）	該当無し
事業区分	継続事業（令和 3 年度～）

(2) 予算額と決算額の 3 期間推移

（単位：千円）

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
当初予算額	—	5,000	5,000
補正後予算額	—	111	434
決算額	—	107	347

（予算額及び決算額の著増減事項等）

構想策定における企業の秘匿情報等を取り扱うことが想定されたことから、構想策定を直営で行うこととし、調査委託等を行わなかったため。

## (3) 令和4年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
報償費	18	謝金
旅費	203	職員出張旅費
需用費	64	消耗品費
役務費	22	通信費
使用料及び賃借料	38	高速道路利用料
合計	347	

## (4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	—	—
その他	—	—
一般 (県)	347	100.0
合計	347	100.0

## (5) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	・決算額として計上された費用について節毎に証憑書類等と内容を確認し、適切に処理されているか、否かについて検証した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係伺一式</li> <li>・支出決議書一式</li> <li>・支出伝票</li> <li>・請求明細書</li> <li>・旅費請求書</li> </ul>
有効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンビナート連携会議議事録を通読し、構想内容及び進捗状況等を確認した。</li> <li>・HPにアップされている「やまぐちコンビナート低炭素化構想」を通読し、その有効性を確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・やまぐちコンビナート低炭素化構想 (HP)</li> <li>・コンビナート連携会議議事録</li> </ul>
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各証憑書類等を確認し、最少の費用で最大の効果を達成するように取り組まれているか、否かについて確認した。</li> <li>・本事業の目指すべき将来像に向けての取組が、効率的に実施されているか、否かについて確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係伺一式</li> <li>・支出決議書一式</li> <li>・支出伝票</li> <li>・請求明細書</li> <li>・旅費請求書</li> </ul>

監査要点	実施手続	証憑書類等
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・やまぐちコンビナート低炭素化構想（HP）</li> <li>・コンビナート連携会議議事録</li> </ul>

(6) 監査の結果（指摘事項）または意見

【意見】 予算要求額の適切性について（経済性・効率性）

県が執行する財源は主として県民からの納税であり、ここに県は予算の執行に対する受託責任を負う。すなわち、予算は法的拘束力を持ち、事業に配分された予算については、担当課がこれに従って実際に事業を遂行することでのみ、受託責任を果たすと言える。

当該事業は、令和3年度から実施されており、その事業の内容から、当初、外部委託を予定していた業務について、県が中心となって企業構想をまとめることとした。したがって、決算額は会議等に係る実費のみとなり、その結果、令和3年度は予算額5百万円に対して決算額107千円、令和4年度は同じく予算額5百万円に対して決算額347千円となっている。その後、補正予算が組まれたとはいえ、令和4年度については令和3年度時点での計画変更によって実行額の大幅な減額可能性をある程度予測できたと判断できる。

限られた資源を適切に配分することで、より効果的かつ効率的に県全体の政策を具現化させるためにも、資源配分のプロセスは重要であり、実行し得ない予算配分を受けるべきではない。

【意見】 県のリーダーシップに対する期待について（有効性）

当該事業については、令和3年及び令和4年の連携会議を経て、令和5年度新設の補助事業として採択され実証段階に突入したことが、日本経済新聞（令和5年11月13日電子版）にも、『山口・宇部コンビナートで脱炭素始動 世界初の試みも』として取り上げられた。

産業部門及びこれに関連する工業プロセス部門におけるCO<sub>2</sub>排出割合が、県全体の約7割を占める（やまぐちコンビナート低炭素化構想 P4）山口県にとって、カーボンニュートラルと技術革新による産業成長の両立は、間違いなく安心・安全で住みよい山口県と国際競争力を持つ魅力ある山口県を実現させる一助となるものであり、その成功については期待の高まる場所である。実行するのは県内コンビナート企業であるが、それぞれ利害関係のある営利企業を調整し、まとめ上げ、そして加速度的に事業を遂行させるためには県のリーダーシップが必須であり、引き続きロードマップとマイルストーン毎の目標を明確にし、着実にしっかりと達成していかれることを大いに期待する。

## 19. 「水素先進県」実現促進事業

### (1) 事業の概要

事業名	「水素先進県」実現促進事業
担当部局課	産業労働部産業脱炭素化推進室
環境基本計画における施策区分	6 やまぐちの特性を活かした持続可能な地域づくりの推進
事業実施の背景（必要性）	脱炭素化への対応が世界的な潮流となっている中、水素社会の実現に向けては、技術面、コスト面等で未だ多くの課題が存在しており、国においては「水素基本戦略」や水素を新たな資源と位置づけた「エネルギー基本計画」等を策定し、社会実装に向けた取組を加速化させている。
事業目的及び達成時期	<p>（事業目的）</p> <p>全国トップクラスの大量かつ高純度の水素を生成するという本県の強みを活かし、「水素先進県」の実現に向け、水素利活用による産業振興、地域づくりを進める。</p> <p>（達成時期）</p> <p>令和8年度（令和5年度以降後継事業へ引継）</p>
目指すべき将来像	これまで培ってきた技術力を活かしながら、水素社会を見据えた先進的な取組を進めることで、全国をリードする「水素先進県」の実現を目指す。
事業の概要（内容）	<ul style="list-style-type: none"> <li>水素利活用の全県普及に向けた取組</li> <li>水素関連機器の普及促進</li> </ul>
事業の概要図等	<p>（参考）</p> <p>山口県の取組の基本的考え方</p> <p>○県では、「水素先進県」の実現を目指し、「基盤づくり」・「産業振興」・「地域づくり」を3本柱とし、取組を実施</p> <p>全国をリードする「水素先進県」の実現</p> <p>水素利用の拡大に向けた <b>基盤づくり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水素ステーションの整備促進</li> <li>FCV等の導入促進</li> <li>普及啓発</li> </ul> <p>水素社会を見据えた新たな技術開発の促進による <b>産業振興</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>関連機器等の技術開発支援</li> <li>関連産業への参入促進</li> </ul> <p>先進的な水素利活用モデルの展開による <b>地域づくり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>協議会の運営</li> <li>副生水素の活用</li> <li>再エネ由来水素の活用 等</li> </ul>
事業の主な実施主体	県（直営・委託）

事業の対象者（誰に対する事業か）	県内市町、県内事業者、全県民など
令和4年度の取組と成果（進捗）の概要	<p>（取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「水素先進県」の実現に向け、水素利活用の取組を検討・推進する際に必要な専門的知識の提供や相談等に対応する水素利活用アドバイザーの派遣等を実施</li> <li>・水素関連機器の普及促進（FCフォークリフト試験運用実証事業）</li> <li>・FCEXPOへの出展</li> <li>・公用車FCVや外部給電器を活用し、各種イベントへの展示や給電デモの実施による普及啓発</li> </ul> <p>（成果（進捗））</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水素利活用アドバイザー派遣</li> <li>・FCフォークリフトの普及促進に向けた課題等の整理</li> <li>・県内をフィールドとした水素関連機器の社会実装に向けた取組</li> <li>・県民に対するFCVや水素利活用全般の普及啓発や意識醸成</li> </ul>
関連する基本方針	やまぐち維新プラン やまぐち未来維新プラン 山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略 やまぐち産業イノベーション戦略
関連する個別計画	やまぐち商工業振興プラン
根拠法令の名称（法律、条例、要綱等）	該当無し
事業区分	継続事業（平成27年度開始）

(2) 予算額と決算額の3期間推移

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額	13,524	12,897	13,000
補正後予算額	2,024	3,643	12,626
決算額	489	2,035	12,162

(予算額及び決算額の著増減事項等)

令和2～3年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による旅費および委託費の減少等にて決算額が当初予算額に対して少額となっている。

## (3) 令和4年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
委託料	9,900	下記(6)参照
旅費	1,662	職員出張旅費
需用費	310	コピー代、用紙代他
役務費	17	文書廃棄代
報償費	40	アドバイザー謝金他
使用料及び賃借料	231	高速道路利用料
合計	12,162	

## (4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率(%)
国庫	—	0.0
その他	—	0.0
一般(県)	12,162	100.0
合計	12,162	100.0

## (5) 委託料の3期間推移

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
決算額	0	742	9,900
契約方法	—	随意契約	随意契約(公募型プロポーザル)
委託業者名	—	A社	日本環境技研(株)

## (6) 令和4年度委託契約の概要

契約名	水素関連機器の社会実装拡大事業業務
契約期間	令和4年6月13日～令和5年3月31日
業務内容(仕様)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・FCフォークリフト及び水素充填機の貸出による試験運用</li> <li>・試験運用によるデータ収集・分析</li> <li>・水素関連機器(FCフォークリフト含む)の社会実装に向けての課題抽出・解決策の提示</li> </ul>
契約方法	随意契約(公募型プロポーザル)
契約の法令根拠	・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

	・業務委託契約事務取扱要領第2の3(3)イ
委託業者名	日本環境技研(株)
業者選定理由	審査の結果、提案内容が優れていると認められ、かつ適切なものと判断されたため。
予定価格	9,900,000円(税込)
契約金額	9,900,000円(税込)
変更契約の有無	無し
再委託の有無	有り
再委託先	把握していない
再委託金額	把握していない
検査の概要	検査対象：成果報告書 検査手法：書面検査及び実地検査 検査結果：合格

<参考> 山口県環境基本計画に掲げる数値目標

環境指標	・6-①水素ステーションの設置8か所(令和6年度)
------	---------------------------

(7) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約方法の選定が適法、かつ、妥当であるか、否かについて確認した。</li> <li>・公募型プロポーザル方式における審査が適正に行われているか、否かについて確認した。</li> <li>・再委託を含め、委託契約の手続が適正に行われているか、否かについて確認した。</li> <li>・委託業務の検査(履行確認)が適正に行われているか、否かについて確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・執行伺、業者選定伺、契約締結伺</li> <li>・競争入札等審査会(業務委託契約)資料</li> <li>・委託契約書、業務仕様書</li> <li>・委託契約事務取扱要領</li> <li>・業務委託検査調書、実績報告資料(報告書)</li> </ul>
有効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託契約に付する合理性があるか、否かについて確認した(高度な専門的技術を要求等)。</li> <li>・本事業の目指すべき将来像に対する委託業務の適合性について検証した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務委託検査調書、実績報告資料(報告書)</li> </ul>
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託業務の内容に照らして、予定価格の積算内容(業者見積の場合にもその合理性を十分に検討しているか等)を確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務仕様書</li> <li>・見積書</li> </ul>

(8) 監査の結果（指摘事項）または意見

【指摘事項】再委託手続の適正性について（合規性）

県は当事業の実施のために日本環境技研(株)（以下、当項目において「受託者」という）との間で委託契約を締結し、受託者に対して水素関連機器の社会実装拡大事業業務を委託している。

業務仕様書に記載の委託内容は、①FC フォークリフト及び水素充填機の貸出による試験運用、②試験運用によるデータ収集・分析、③水素関連機器（FC フォークリフト含む）の社会実装に向けての課題抽出・解決策の提示の計3項目となっている。

ここで、令和4年6月13日付で作成されている委託契約書の第12条（再委託の制限）において、受託者は、本業務の全部又は一部を第三者へ再委託してはならないが、予め書面により県の承認を得たときはこの限りではない旨が規定されている。

受託者が公募型プロポーザルの応募時に県に提出した提案資料（業務計画書）を閲覧したところ、業務実施体制の説明図において、受託者からパートナーを組む関連機関に対して業務を外注する内容の記載となっていた。併せて、受託者が委託業務の完了時に県に提出している報告書を閲覧したところ、試験実施体制の説明箇所においても、受託者から他の事業者へ業務が再委託されているように見える図表が記載されていた。

上記を鑑みれば、当事業において委託された事業は、再委託が行われていたものと考えられ、そうであれば委託契約書第12条の規定に基づき、県は受託者に対して予め書面にて再委託の承認を行う必要があった。しかし県は受託事業の実施に際して、受託者とパートナーを組む関連機関から機器等の貸出しを受けたに過ぎないという認識であり、再委託の認識がなかったことから、書面による事前承認は行われていなかった。

業務の委託に際しては、委託先の事業者の業務実施体制を予め確認し、再委託に該当する場合には委託契約書の規定に基づき、予め書面にて再委託の承認を行う必要がある。

【指摘事項】予定価格の算定方法について（合規性、経済性・効率性）

当事業における委託業務は公募型プロポーザルによる事業者の選定が行われているが、結果として公募型プロポーザルに応募した事業者は1者のみであり、予定価格は当該事業者から徴取した参考見積書に基づき決定されており、また契約金額は当該事業者から徴取した見積書（参考見積書と同内容）の金額に基づき決定されている。

山口県業務委託プロポーザル方式実施要領の第8条（契約相手方の決定方法）第1項において、契約担当者は、最優秀提案者から見積書を徴し、予定価格の制限の範囲内で契約を締結する旨規定されており、予定価格については業務委託契約事務取扱要領の第2「4 予定価格の決定（1）算定の方法」のなお書きにおいて、「原価（予算単価等）による積算が困難なものについて、参考見積書（積算の内訳がわかるものであること）を徴取する場合は、原則として複数の業者から徴取すること」とされている。

経済性の観点からは、公募型プロポーザルであるとはいえ応募した事業者が1者のみであり、金額に関する情報が1者しかないことから、業務委託契約事務取扱要領の記載通り予

定価格の決定に際しては参考見積書を複数の業者から徴取する等の対応を行い、予定価格が複数の情報に基づき比較検討され、算定されるよう努めるべきである。

【意見】業務仕様書における予算時の内容からの変更について（有効性）

当事業の予算段階では、FC フォークリフト及び水素充填機の貸出による試験運用は3事業所で実施する前提で予算額が算定されていたが、予算作成後の事業者へのヒアリングの際に予算額の算定内容に実装事業として水素供給費用が必要であることが判明した。

その結果、委託業務に係る予算額の範囲内で事業を実施するために、予算時に想定されていた3事業所での試験を仕様書では2事業所程度としている。

予算額はあくまでも概算での計算とはいえ、事業の内容・規模・結果に対して影響を生じる可能性がある予算内容については、可能な限り精緻に委託業務の内容を反映させることができるよう留意されたい。さらに、今回の場合、3事業所から2事業所に変更しても社会実装事業の信頼性に影響を及ぼさないのであれば、そもそも2事業所での実施予算で足りていたとの疑念も浮上し、その点からも予算計画は事業の目的を達成するための実態に即したものでなければならない。

【意見】県環境基本計画に掲げる環境指標の数値目標について（有効性）

山口県環境基本計画（第4次計画）において、環境指標である水素ステーションの設置については目標年度である令和6年度において8か所となっているが、令和元年度を基準年とする現状値では1か所となっており、令和5年度においても設置数は増加していない。現状の進捗状況では目標年度において目標数値の達成は現実的に不可能な状況にある。

水素ステーションの設置数目標については、日本水素ステーションネットワーク合同会社が2018（平成30）年に策定した「中長期ST整備計画方針」の中で記載されている各地域・都道府県別の整備推奨地において、山口県が8か所となっていたことに基づいて設定されたものであり、山口県が主体的に設定した数値ではない。

環境指標の数値目標については、山口県が主体となり、努力すれば達成し得る期間・水準を考慮し、決定することが望まれる。

## 20. 低炭素技術イノベーション促進事業

### (1) 事業の概要

事業名	低炭素技術イノベーション促進事業
担当部局課	産業労働部産業脱炭素化推進室
環境基本計画における施策区分	6 やまぐちの特性を活かした持続可能な地域づくりの推進
事業実施の背景（必要性）	2050年カーボンニュートラル宣言、グリーン成長戦略の策定およびグリーンイノベーション基金の創設など、脱炭素化に向け

	<p>た革新的なイノベーション創出を図る国の取組に呼応し、県内企業の革新的な技術開発を支援するための体制を構築する。</p>
事業目的及び達成時期	<p>(事業目的)          県内企業が、カーボンニュートラル・脱炭素社会をリードしていくよう、低炭素技術開発及びイノベーション創出を促進することを目的とし、グリーンイノベーション基金の獲得に向け、総合的なサポートを行う。</p> <p>(達成時期)          —</p>
目指すべき将来像	<p>県内企業が革新的な技術開発を成し遂げることに伴って県内の脱炭素社会に向けた取組を急速に前進させるとともに新たな雇用の創出等に対し、大きく寄与する。</p>
事業の概要 (内容)	<p>低炭素技術開発支援コーディネート機能の創設</p>
事業の概要図等	
事業の主な実施主体	<p>県 (委託)</p>
事業の対象者 (誰に対する事業か)	<p>県内企業者</p>
令和4年度の取組と成果 (進捗) の概要	<p>(取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国補助金 (グリーンイノベーション基金) 獲得に向け、研究開発の立ち上げ期において、各段階に応じたきめ細かい指導助言等</li> <li>・必要に応じて、全国トップクラスの専門家を招へいし、研究開発に向けた各段階における効果的な助言により研究開発を強力に後押し</li> </ul> <p>(成果 (進捗))</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県外大手企業や県内企業等へのヒアリング及び情報提供</li> <li>・県内大手企業・商社等と県内企業のマッチング</li> </ul>

	・脱炭素化の取組の促進と、グリーンイノベーション基金をはじめとした競争的資金の獲得に向けて低炭素技術開発の専門家の招へいに対する支援を実施
関連する基本方針	やまぐち維新プラン やまぐち未来維新プラン
関連する個別計画	該当無し
根拠法令の名称 (法律、条例、要綱等)	該当無し
事業区分	継続事業（令和3年度～令和4年度）

(2) 予算額と決算額の3期間推移

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額	—	10,000	10,000
補正後予算額	—	6,040	8,273
決算額	—	5,042	7,541

(予算額及び決算額の著増減事項等)

令和3～4年度において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による企業の訪問回数の減少等にて、決算額が当初予算額に対して少額となった。

(3) 令和4年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
委託料	7,541	下記(6)参照
合計	7,541	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率(%)
国庫	—	—
その他	—	—
一般(県)	7,541	100.0
合計	7,541	100.0

## (5) 委託料の3期間推移

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
決算額	—	5,042	7,541
契約方法	—	随意契約（公募型プロポーザル等）	随意契約（公募型プロポーザル等）
委託業者名	—	カーボンフリーコンサルティンク（株）外1件	カーボンフリーコンサルティンク（株）外1件

## (6) -1 令和4年度委託契約の概要

契約名	低炭素技術イノベーション促進事業業務
契約期間	令和4年6月1日～令和5年3月31日
業務内容（仕様）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報収集・情報提供</li> <li>・ 県外企業に対してのヒアリング及びシーズの発掘・マッチング</li> <li>・ 競争的資金獲得支援・県への提言</li> </ul>
契約方法	随意契約（公募型プロポーザル）
契約の法令根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</li> <li>・ 業務委託契約事務取扱要領第2の3(3)イ</li> </ul>
委託業者名	カーボンフリーコンサルティンク（株）
業者選定理由	提案内容が最も優れていると認められ、かつ適切なものと判断されたため。
予定価格	5,453,837円（税込）
契約金額	5,453,837円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	検査対象：業務完了報告書、収支精算報告書 検査手法：書面審査 検査結果：合格（額の確定：5,118,479円）

## (6) -2

契約名	低炭素技術イノベーション促進事業におけるグリーンイノベーション基金等の獲得に向けた県内企業支援業務
契約期間	令和4年6月1日～令和5年3月31日
業務内容（仕様）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内企業への支援</li> <li>・ 「低炭素技術開発専門家招へい事業補助金」の交付</li> <li>・ 情報収集・提供、情報交換の実施</li> </ul>

	・ 渉外担当と協働した県外企業とのマッチング支援等
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	・ 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 ・ 業務委託契約事務取扱要領第 2 の 3 (3) イ
委託業者名	(地独) 山口県産業技術センター
業者選定理由	県内企業への技術的支援、情報提供、専門家の招へい・派遣、県外企業とのマッチング支援等には、高度な専門性が必要であるため競争入札に適しない。
予定価格	4,500,000 円 (税込)
契約金額	4,500,000 円 (税込)
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	検査対象：成果報告書、業務収支決算書 検査手法：書面審査 検査結果：合格 (額の確定：2,423,455 円)

(7) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	・ 委託契約書及び仕様書を閲覧し、適法な契約であるか、否かについて確認した。 ・ 契約方法の選定が適法、かつ、妥当であることを伺い書等にて確認した。	・ 契約書、仕様書 ・ 伺い書
有効性	・ 委託事業の効果をどのように分析及び評価しているのかについて質問し、検査調書等を確認した。	・ 検査調査
経済性・効率性	・ 委託先から提出される収支計算書や請求書を閲覧し、業務コストの削減努力が行われているかについて検証を行った。	・ 収支計算書 ・ 請求書

(8) 監査の結果 (指摘事項) または意見

【指摘事項】 委託業務の実績報告書の記載内容について (有効性、経済性・効率性)

当事業の 2 件の業務委託の契約は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO) を始め、経済産業省等の国の機関や県外大手企業・商社からの情報収集及び技術的なニーズの把握、県内企業の技術的な支援やヒアリング等を実施することによる情報収集等が含まれており、これらから得られる知見こそが、今後、カーボンニュートラルに向けて加速度的に実績を上げていくべき県の重要な情報資源と言える。

しかし、まず「令和4年度低炭素技術イノベーション促進事業業務」においては、合計32の公的機関及び民間企業を対象に累計77回のヒアリングを実施したことに関しては実績報告書上、確認することができるが、それらの内容について実績報告書に記載されているヒアリング案件数は、僅か5件（公的機関及び民間企業）に過ぎず、他のヒアリングについてはその具体的な内容すら、全く窺い知ることが出来ない。

次に「低炭素技術イノベーション促進事業におけるグリーンイノベーション基金等の獲得に向けた県内企業支援業務」の実績報告書についても、12回の面談先については記載されているが、各々の面談内容については「低炭素化に向けた取組についてヒアリング、ニーズ確認」、「低炭素化関連技術についてヒアリング、ニーズ確認」、「自家発電における水素燃料の利用に向けた検討状況のヒアリング」等といった極めて簡素かつ単純な記載に留まっており、実際に行われた具体的なヒアリング内容やニーズを知ることは、全く不可能な状態である。

本来、委託業務とは、県が実施する事業を専門知識・技術を有する民間企業に依頼し、県自体が実施するのに比べ、効率的かつ経済的に効果の実現を図るために実施する業務である。したがって、委託業務から得られる知見は県に帰属し、さらに県はそれら得られた知見を次なる新しい事業に展開・反映させ、最終的に県民への還元を行い、初めて事業目的が達成されると言える。

当該事業は、県におけるカーボンニュートラル・脱炭素社会の実現に向けての重要な一歩と考えられ、その知見の蓄積を怠って果たして2030年における2013年度比46%削減及び2050年のカーボンニュートラル実現をどのような段階・プロセスを経て達成していくのか、疑念を抱かざるを得ない。

当該事業の目指すべき将来像は、「県内企業が革新的な技術開発を成し遂げることで県内の脱炭素社会に向けた取組を急速に前進させると共に新たな雇用の創出等に対し、大きく寄与する」である。従って、個別委託事業における実績件数は、ある程度、目安レベルにはなりうるとしても到底、目標にはなり得ない。

県は、実績報告書の存在理由について強く再度、認識を改めると共に今後の事業に①有効利用できる内容、②具体的な実績、③利活用できる成果をもって検収評価する必要がある。

#### 【意見】委託料の精算について（経済性・効率性）

当該事業の2件の契約については、委託契約ではあるものの、最終的には予定した業務の一部が実施できなかったことから精算が行われている。しかし、業務委託契約書には委託料を精算する旨の記載が無く、また、どのようにして精算計算が行われるかについても記載がなく不明であった。実際には実費精算を行っているが、もしそうであるならば、契約書に実費精算する旨を明確に記載する必要がある。

21. 国指定文化財保存活用事業（特別天然記念物八代のツルおよびその渡来地 天然記念物再生事業）

(1) 事業の概要

事業名	国指定文化財保存活用事業（特別天然記念物八代のツルおよびその渡来地 天然記念物再生事業）
担当部局課	観光スポーツ文化部文化振興課
環境基本計画における施策区分	6 やまぐちの特性を活かした持続可能な地域づくりの推進
事業実施の背景（必要性）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周南市の八代は本州唯一のナベヅル（以下、ツル）渡来地である。その渡来数は昭和 15 年の 355 羽をピークに年々減少し、平成 23 年には 6 羽となった。</li> <li>・ツルの渡来数回復のため、ねぐらや餌場等を整備し、渡来地の生息環境を保護し続ける必要がある。</li> <li>・ツルの生息環境、給餌方法、ツルの誘引、ツルの移送・飼育・放鳥等に関する調査研究を継続して行い、渡来数回復に効果的な方策を確立する必要がある。</li> </ul>
事業目的及び達成時期	<p>（事業目的）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生息環境、給餌方法、ツルの誘引、ツルの移送・飼育・放鳥に関する調査研究等を行うとともにその研究結果に基づいた整備・取組を行うことで渡来数の回復及び渡来地の保護を目指す。</li> </ul> <p>（達成時期）</p> <p>年度末（事業行為の完了による）</p>
目指すべき将来像	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ツル渡来数回復のための効果的な方策を確立し、渡来地の保護・整備及びツルの誘引を行うことで、渡来数の回復を図る。</li> </ul>
事業の概要（内容）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門家の指導の下、生息環境、給餌方法、ツルの誘引、ツルの移送・飼育等の調査研究を行う。</li> <li>・調査研究の結果に基づき、生息環境の整備、餌場への給餌、デコイ設置によるツルの誘引、ツルの移送及び飼育、多数羽放鳥等の方策を講じ、渡来数の回復を図る。</li> </ul>
事業の概要図等	

	<p style="text-align: center;"><b>天然記念物再生事業（渡来数回復）</b></p> <p style="text-align: center;"><b>周南</b></p> <p style="text-align: center;">周南市ツル保護協議会 ・事業計画の検討・承認 ・年度事業報告の検討・承認</p> <p style="text-align: center;">↑ 審問 ↓ 審判報告</p> <p style="text-align: center;">専門委員会 ・事業計画の策定 ・事業結果報告・検討</p> <p style="text-align: center;"><b>渡来数回復措置</b></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>渡来地の環境維持</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生息環境の整備</li> <li>・餌場への給餌</li> <li>・デコイ設置によるツル誘引</li> <li>・監視員の設置 等</li> </ul> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>調査研究</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ツル渡来状況に関して</li> <li>・放鳥試験に関して</li> <li>・八代の越冬環境に関して</li> <li>・報告書作成 等</li> </ul> </div> </div>
<p>事業の主な実施主体</p>	<p>周南市</p>
<p>事業の対象者（誰に対する事業か）</p>	<p>周南市</p>
<p>令和4年度の取組と成果（進捗）の概要</p>	<p>（取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ツルの生息環境（ねぐら、餌場等）の整備</li> <li>・保護ツルの移送・飼育・放鳥</li> <li>・渡来ツルの監視</li> <li>・渡来ツルへの給餌</li> <li>・周南市ツル保護協議会及び専門委員会の開催と調査研究（成果（進捗））</li> </ul> <p>（成果（進捗））</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ツルの生息環境（ねぐら 10 箇所、餌場等 6 箇所）の整備 ねぐら 10 箇所、餌場等 6 箇所において除草・水田化等を行った。また、見学者による渡来ツルへの人為的な影響を排除するため、餌場周辺にネットや看板を設置した（令和4年10月18日～令和5年3月29日）。</li> <li>ツルの飛去防止のため、水田内にデコイを設置した。</li> <li>・保護ツルの移送・飼育・放鳥 10羽程度の多数羽放鳥を目指す中、飼育しているツルが4羽と少ないため放鳥は行わず、継続飼育とした。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・渡来ツルの監視 監視員による1時間ごとのねぐらの巡回及び利用状況の記録を行った。また、人為的影響を排除するため見学者等への対応を行った（令和4年10月20日～令和5年3月31日）。</li> <li>・渡来ツルへの給餌 餌の確保のため、イネ科植物の栽培を委託した。また、ツルがねぐらに入った後、給餌作業を行った（令和4年11月1日～令和5年3月20日）。</li> <li>・周南市ツル保護協議会及び専門委員会の開催と調査研究 周南市ツル保護協議会及び専門委員会を各2回実施し、事業計画・実施内容等の検討及び協議を実施。また、以下のア～エに関する調査研究を実施した。 ア. ツル渡来状況に関する調査 イ. デコイによるツル越冬環境拡充に関する調査 ウ. 飼育ツルの放鳥試験に関する調査 エ. 八代の越冬環境に関する調査 等</li> <li>・その他 全国的に流行した高病原性鳥インフルエンザへの対策のため、消毒及び消石灰散布を実施した。</li> </ul>
関連する基本方針	やまぐち維新プラン やまぐち未来維新プラン
関連する個別計画	山口県文化財保存活用大綱
根拠法令の名称 (法律、条例、要綱等)	文化財保護法
事業区分	継続事業（平成16年度～）

(2) 予算額と決算額の3期間推移

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額	2,495	1,859	1,949
補正後予算額	1,735	1,904	1,961
決算額	1,735	1,904	1,906

(予算額及び決算額の著増減事項等)

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、鹿児島県出水市で保護しているナベヅルの移送及び事前検査にかかる職員の移動を中止した。これにより、出水市から周南市間の旅費、飼育員の飼育報酬及び報酬にかかる社会保険料分を減額した。

令和3年度、ツルを移送するため、移送及び事前検査にかかる旅費、飼育員の報酬、飼育にかかる光熱費等を増額した。

令和4年度、多数羽放鳥を目指すため、現在飼育している4羽のツルを継続して飼育。これにかかる光熱費・餌代を増額した。

なお、令和2～4年度は、いずれも新型コロナウイルス感染症拡大の影響にて専門委員会をリモート開催することとなり、委員旅費を減額した。

(3) 令和4年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
負担金、補助及び交付金	1,906	下記(6)参照
合計	1,906	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率(%)
国	—	—
市(事業者)	—	—
県	1,906	100.0
合計	1,906	100.0

(5) 負担金、補助及び交付金の3期間推移

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
決算額	1,735	1,904	1,906
補助金等の名称	国指定文化財保存活用事業に伴う県費補助金	国指定文化財保存活用事業に伴う県費補助金	国指定文化財保存活用事業に伴う県費補助金
交付先名	周南市	周南市	周南市

(6) 令和4年度補助金等の概要

補助金等の名称	国指定文化財保存活用事業に伴う県費補助金
目的(趣旨)	文化財保護法の趣旨に則り、文化財の適正な保存管理とその活用を図り、もって文化財保護の充実に資することを目的とする。
公募・非公募	非公募
根拠法令・要綱等	・山口県補助金等交付規則

	・国指定文化財保存活用事業に伴う県費補助金交付要綱
創設年度	平成 20 年度
交付対象事業	・国指定文化財保存活用事業 文化財保護法第 182 条第 1 項の規定に基づく文化財保護事業のうち、法の規定に基づき国の補助金の交付の対象とされた事務又は事業。
補助対象経費及び補助率（限度額）	補助金の額は、原則として国庫補助額の 3 分の 1 以内の額とする。ただし、国庫補助額が、補助対象経費の 2 分の 1 を超える場合は、補助対象経費から国庫補助額を差引いた額の 3 分の 1 以内の額とする。
交付先及び交付金額	交付先及び交付金額の状況 ・周南市 1,906 千円
申請及び交付件数	申請件数：1 件 交付件数：1 件
補助金の効果測定	(効果測定方法) これまで本事業で行われてきた調査研究にて蓄積されたデータを基に有効と考えられる方策が、申請書に記載された計画通りに実施されているか、否かについて確認する。 ※対象が野生動物であり、渡来数回復の方策が具体的に確立されていないため。 (測定結果) 実績報告書に添付された整備前後の現地写真、調査研究データ等をまとめた事業報告書、給餌記録等により事業の成果を確認。

(7) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金交付要綱及び交付申請書並びに審査書類等を閲覧し、規定の手続きに準拠していること（交付目的、交付対象事業、補助対象経費等の適切性や公益性）を確認した。</li> <li>・交付決定通知書を閲覧し、交付額の確定や精算及び交付時期の適切性を確認した。</li> <li>・実績報告書を閲覧し、補助金の使途や補助金に係る収支（経理）が適切に報告されていることを確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金交付要綱</li> <li>・交付申請書</li> <li>・審査書類</li> <li>・交付決定通知書</li> <li>・実績報告書</li> </ul>

監査要点	実施手続	証憑書類等
有効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実績報告書の審査状況や、補助金交付先へ適切に指導及び監督を実施していることを質問にて確認した。</li> <li>・補助金チェックシートを閲覧し、補助事業の効果測定方法及び分析や評価結果を確認した。</li> <li>・補助事業の分析や評価結果をどのようにフィードバックしているか質問にて確認した。</li> <li>・効果測定は適切な成果指標を設定しているか、また、可能な限り定量的評価を行っているか(安易に定性評価としていないか)確認した。</li> <li>・本事業の目指すべき将来像に対する補助事業の適合性について検証した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実績報告書</li> <li>・補助金チェックシート</li> </ul>
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該補助金制度の利用(申請)状況や将来展望を質問し、制度縮減の必要性について検証した。</li> <li>・補助金交付先が大規模な事業者(財政余力のある事業者)である場合等、補助金支出の要否(必要性)をどのように判定しているか質問にて確認した。</li> </ul>	

(8) 監査の結果(指摘事項)または意見

【意見】事業目的達成のための効果的な指標の設定について(有効性、経済性・効率性)

国指定文化財保存活用事業における県費補助金においては、事業目的を生息環境、給餌方法、ツルの誘引、ツルの移送・飼育・放鳥に関する調査研究等を行うとともにその研究結果に基づいた整備・取組を行うことで渡来数の回復及び渡来地の保護を目指すとしている。本事業の実施主体は周南市であり、県が独自に目標値を設定し、その達成に向けて県単独で推進できる事業ではない。また、国も国庫補助事業において、「羽数」の数値設定を要件とはしていない。

しかし、事業目的にツルの渡来数の回復を目指すことを掲げ、事業としてツル渡来地の整備を実施している範囲面積から最大収容量60羽を想定している以上、その効果測定指標の目標値として年度渡来ツル数も加え、天然記念物であるナベヅルが山口県に一羽でも多く渡来するよう、例え実施主体は周南市であるとしても、同時に我が県のプロジェクトでもあ

るという認識を持ち、更なる高みを目指し、本事業を実施することで、さらに一層、効果的な調査研究成果が具現化されることを期待する。

【参考】ナベヅル渡来数推移（H23～R4）

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4
渡来数	6	8	9	11	8	10	9	9	13	14	28	13

## 22. ぶちうま！維新推進事業

### (1) 事業の概要

事業名	ぶちうま！維新推進事業
担当部局課	農林水産部ぶちうまやまぐち推進課
環境基本計画における 施策区分	1 気候変動対策の推進
事業実施の背景（必要性）	<p>本県では、「意識して県産農林水産物を購入する者」の割合が若年層ほど低い傾向にあり、少子高齢化の進展により県産品需要の低下が懸念されている。</p> <p>また、近年、地球規模で食料問題や温暖化問題が深刻化する中、地元で生産されたものを地元で消費する「地産・地消」の取組を通じて、食料自給率の向上や環境に優しい取組の推進を図ることが益々重要となってきた。食料の輸送手段である飛行機、トラック、船等のエネルギー源には、化石燃料（石油）が使用されているため、フードマイレージが大きいほど二酸化炭素の排出量が増加し、地球温暖化に対する負荷が増大することから、消費者のフードマイレージに対する意識醸成を行い、環境負荷の小さい県産農林水産物を選択する消費行動に繋げていくことは、環境面で有効であるとともに、農林水産物の「地産・地消」にも資するものである。</p>
事業目的及び達成時期	<p>（事業目的）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>意識して県産農林水産物を購入する者の割合の向上</li> </ul> <p>（達成時期）</p> <p>目標：45.0%（令和4年度末）</p>
目指すべき将来像	幅広い世代に県産農林水産物の魅力が伝わり、意識して県産農林水産物を購入する県民が増加する。

<p>事業の概要（内容）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県産農林水産物の販売促進体制の整備</li> <li>・県産農林水産物サポーター等による販促活動の実施</li> <li>・地産・地消に係る食育及び普及啓発活動の実施</li> </ul>
<p>事業の概要図等</p>	<p>○県産農林水産物の販売促進 ○フードマイレージが小さく環境負荷の少ない「地産・地消」の意識醸成</p>
<p>事業の主な実施主体</p>	<p>やまぐちの農林水産物需要拡大協議会及び各地域地産・地消推進協議会</p>
<p>事業の対象者（誰に対する事業か）</p>	<p>全県民</p>
<p>令和4年度の取組と成果（進捗）の概要</p>	<p>（取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重点需給連携品目を中心とした流通体系の構築・拡充</li> <li>・地産・地消推進拠点の拡充</li> <li>・県産農林水産物サポーターによる販促</li> <li>・県域イベント、キャンペーン等の実施</li> <li>・ぶちうま！アンバサダーによる情報発信・PR</li> <li>・食育活動を通じた販売促進</li> </ul> <p>（成果（進捗））</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校給食用の県産押麦の商品化を実現（R5.4から給食で提供）</li> <li>・地産・地消推進拠点登録 752 店舗</li> <li>・店頭販促等へサポーターを派遣 延 228 名</li> <li>・ラジオを活用した県産農林水産物の情報発信 26 回</li> <li>・県域の県産農林水産物 PR 企画実施 5 回</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・著名人と協力した旬の県産農林水産物の情報発信 毎月実施</li> <li>・小学校での食育活動 9回実施</li> </ul>
関連する基本方針	やまぐち未来維新プラン
関連する個別計画	やまぐち農林水産業振興計画
根拠法令の名称 (法律、条例、要綱等)	該当無し
事業区分	継続事業 (平成 30 年度～)

(2) 予算額と決算額の 3 期間推移

(単位：千円)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
当初予算額	20,870	12,384	14,357
補正後予算額	-	-	-
決算額	20,613	12,384	14,295

(3) 令和 4 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
負担金、補助及び交付金	14,295	下記 (6) 参照
合計	14,295	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	-	-
その他	-	-
一般 (県)	14,295	100.0
合計	14,295	100.0

(5) 負担金、補助及び交付金の 3 期間推移

(単位：千円)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
決算額	20,613	12,384	14,295
補助金等の名称	ぶちうま！維新推進事業 補助金	ぶちうま！維新推進事業 補助金	ぶちうま！維新推進事業 補助金

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
交付先名	やまぐちの農林水産物需要拡大協議会外8件	やまぐちの農林水産物需要拡大協議会外8件	やまぐちの農林水産物需要拡大協議会外8件

(6) 令和4年度補助金等の概要

補助金等の名称	ぶちうま！維新推進事業補助金		
目的（趣旨）	やまぐちの農林水産物需要拡大協議会及び地域協議会が行う県産農林水産物等の需要拡大のため、本県の魅力ある農林水産物や加工品の情報発信を戦略的に展開するとともに、「需要拡大による生産意欲向上・生産拡大の好循環」を生む新たな需給連携による流通体制を構築し、地産・地消の着実な推進や、国内外に向けた販路拡大・需要拡大対策を図ること。		
公募・非公募	非公募		
根拠法令・要綱等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 山口県補助金等交付規則</li> <li>・ 流通対策等事業補助金交付要綱</li> </ul>		
創設年度	平成30年度		
交付対象事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ぶちうま！維新推進事業</li> </ul>		
補助対象経費及び補助率（限度額）	補助対象経費及び補助率（限度額）の概要		
	区分	補助対象経費の概要	補助率（限度額）
	県産農林水産物の需要拡大	やまぐちの農林水産物需要拡大協議会及び地域協議会が行う県産農林水産物等の需要拡大のため、本県の魅力ある農林水産物や加工品の情報発信を戦略的に展開するとともに、「需要拡大による生産意欲向上・生産拡大の好循環」を生む新たな需給連携による流通体制を構築し、地産・地消の着実な推進や、国内外に向けた販路拡大・需要拡大対策を図るために要する経費	1/2（63,000千円）
交付先及び交付金額	合計9件 14,295千円		
申請及び交付件数	申請件数：9件 交付件数：9件		

補助金の効果測定	効果測定指標の目標値及び実績値の3期間推移			
	・意識して県産農林水産物を購入する者の割合の向上（単位：％）			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度
	目標値（A）	-	-	45.0
	実績値（B）	40.7	40.1	41.2
達成率（B/A）	-	-	91.6%	
※例年6月に実施される県政世論調査で実績値を集計しており、令和4年6月以降の取組みの影響の発露は令和5年度以降となる。				

<参考> 山口県環境基本計画に掲げる数値目標

環境指標	1-① 温室効果ガスの排出量
------	----------------

(7) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金交付要綱及び交付申請書並びに審査書類等を閲覧し、規定の手続きに準拠していること（交付目的、交付対象事業、補助対象経費等の適切性や公益性）を確認した。</li> <li>・交付決定通知書を閲覧し、交付額の確定や精算及び交付時期の適切性を確認した。</li> <li>・実績報告書を閲覧し、補助金の使途や補助金に係る収支（経理）が適切に報告されていることを確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金交付要綱</li> <li>・交付申請書</li> <li>・審査書類</li> <li>・交付決定通知書</li> <li>・実績報告書</li> </ul>
有効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実績報告書の審査状況や、補助金交付先へ適切に指導及び監督を実施していることを質問により確認した。</li> <li>・補助金チェックシートを閲覧し、補助事業の効果測定方法及び分析や評価結果を確認した。</li> <li>・補助事業の分析や評価結果をどのようにフィードバックしているか質問にて確認した。</li> <li>・効果測定は適切な成果指標を設定しているか、また、可能な限り定量的評価を行っているか（安易に定性評価としていないか）確認した。</li> <li>・本事業の目指すべき将来像に対する補助事業の適合性について検証した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実績報告書</li> <li>・補助金チェックシート</li> </ul>

監査要点	実施手続	証憑書類等
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該補助金制度の利用（申請）状況や将来展望を質問し、制度縮減の必要性について検証した。</li> <li>・補助金交付先が大規模な事業者（財政余力のある事業者）である場合等、補助金支出の要否（必要性）をどのように判定しているか、質問し、確認した。</li> </ul>	

(8) 監査の結果（指摘事項）または意見

【意見】 事業目的達成のための効果的な指標の設定について（有効性、経済性・効率性）

ぶちうま！維新推進事業では、意識して県産農林水産物を購入する者の割合の向上を事業目的として、当該割合目標 45.0%を掲げている。しかし 45.0%という数値は近年の割合実績値より向上させるという意図はあるものの、明確な根拠は無いとのことであった。

ここで本事業は県民の税金をもとに事業として行う以上、予算に対して適切な成果があるのか、否かについて検証することは予算配分の適切性を判断するうえで極めて重要であり、そのうえで適切な事業目的の達成指標を設定することは極めて重要であると考えられる。そのように考えると明確な根拠のない事業目的の達成指標を設定し、その値が単に達成したとしても、最終的に事業目的が達成されたとはいえず、予算配分の適切性を判断することはできない。

そのためこれまで県が様々な事業により得られた情報をもとに、地産・地消が進み、意識して県産農林水産物を購入する者の割合が向上することによる経済効果等を分析し、当該予算に見合う成果として根拠のある適切な事業目的達成の指標数値を設定することが望ましい。

22-1. ぶちうま！維新推進事業

やまぐちの農林水産物需要拡大協議会

(1) 収支決算書

【収入の部】

(単位：千円)

科目	予算額	決算額
補助金	6,715	6,653
団体負担金	6,715	6,653
合計	13,430	13,306

【支出の部】

(単位：千円)

科目	予算額	決算額
重点需給連携品目を中心とした流通体系の構築、拡充及び地産・地消推進拠点と連携した取組	13,430	13,306
合計	13,430	13,306

(2) 令和4年度の委託契約の概要

契約名	県産農林水産物サポーター連絡調整業務
契約期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
業務内容（仕様）	<p>県産農林水産物サポーターによる販売促進活動に係る連絡調整業務</p> <p>①申請者からのサポーター派遣依頼に基づき、サポーターと連絡調整を行い、販売促進活動が可能なサポーターを選定する。</p> <p>②活動が決定したサポーターへ活動依頼書を作成・送付するとともに、申請者及び事務局へその旨を報告する。</p>
契約方法	単独随意契約
契約の法令根拠	やまぐちの農林水産物需要拡大協議会会計処理規程別表1の③のイ
委託業者名	有限会社五衛府デザイン
業者選定理由	平成21年度から県産農林水産物サポーターによる販売促進活動に係る連絡調整業務実績があることから、高度な専門性を有しており、当該業務を的確に遂行できる特定の者のため。
予定価格	一人調整あたり550円（税込）※上限110,000円（税込）
委託契約金額	一人調整あたり550円（税込）※上限110,000円（税込）
変更契約の有無	該当無し
再委託の有無	該当無し
検査の概要	<p>検査対象：連絡調整業務に関する成果報告書</p> <p>検査手法：実績の確認</p> <p>検査結果：合格</p>

(3) 令和4年度補助金等の概要

補助金等の名称	山口県産和牛肉販売促進支援助成金
目的（趣旨）	「やまぐち和牛燻（きらめき）」をはじめとする山口県産和牛肉の販路拡大と認知度向上によるブランド力強化のため
公募・非公募	公募

根拠法令・要綱等	山口県産和牛肉販売促進支援助成金交付要綱	
創設年度	令和4年度	
交付対象事業	山口県産和牛肉販売促進支援事業	
補助対象経費及び補助率（限度額）	補助対象経費及び補助率（限度額）の概要	
	区分	補助対象経費概要
助成金	「やまぐち和牛燦」取扱店が実施する山口県産和牛肉のPRに係る経費（チラシ・パンフレットの作成経費等、販売促進の取組に係る経費）	補助率 （限度額）  7/15 （1店舗あたり30万円）
付先及び交付金額	交付先及び交付金額の状況	
	交付先	交付金額（円）
	株式会社常盤	300,000円
	株式会社原田屋	300,000円
	あじす牧場株式会社（2店舗）	600,000円
	株式会社丸秀精肉店	300,000円
	株式会社ミコー食品（3店舗）	900,000円
	株式会社チカラ商会	300,000円
	WAGYU JAPAN 株式会社	300,000円
	有限会社萩ミート販売	300,000円
	A コープながと	300,000円
	株式会社丸喜（3店舗）	900,000円
	安堂畜産株式会社（3店舗）	900,000円
株式会社MSY フーズ	300,000円	
合計	5,700,000円	
申請及び交付件数	申請件数：12件 交付件数：12件	
補助金等の効果測定	効果測定方法：補助目的に合致した事業が実施されているか実績報告書により確認した。 測定結果：合格	

(4) 監査要点と実施手続の概要

委託契約

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託契約書及び仕様書を閲覧し、適法な契約事務であること、及び公権力の行使に当たる可能性のある事務委託ではないことを確認した。</li> <li>契約方法の選定が適法、かつ、妥当であることを質問した（随意契約の場合、当該契約</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託契約書、仕様書</li> <li>業務委託契約事務取扱要領</li> <li>経費支出伺</li> <li>請求書他</li> </ul>

監査要点	実施手続	証憑書類等
	<p>方法によることを可能とする規則等を閲覧した)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安易に随意契約を選定している傾向がないか、否かを検証した(長期継続の有無を含む)。</li> <li>・委託業務の検査(履行確認)が適正に行われていることを確認した。また、検査の方法を質問し、適切に評価されていることを確認した。</li> <li>・委託料が適切な時期に支払われていることを確認した。</li> </ul>	
有効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託契約に付する合理性があるか確認した(事務の効率化、高度な専門的技術を要求、臨時的又は変則的な勤務を要する業務、行政サービスの向上等)。</li> <li>・委託の効果(実効性)をどのように分析及び評価しているか質問し、検証した。</li> <li>・直営の場合と比較して、サービスの向上が図られていることを県が適切に評価しているか、否かについて確認した。</li> <li>・本事業の目指すべき将来像に対する委託業務の適合性について検証した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託検査調書</li> </ul>
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入札方式に変更し、委託料の縮減を図るべき随意契約がないか、否かについて質問した。</li> <li>・委託業務の内容に照らして、予定価格の積算内容(業者見積の場合にもその合理性を十分に検討しているか等)を確認した。</li> <li>・委託先から提出される収支計算書(予算実績比較)や請求書を閲覧し、業務コストの削減努力が行われているか、安易に見積ありきで請求されていないか、検証した。</li> <li>・直営の場合と比較して、委託の効果(経済性・効率性)を分析しているか、確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様書</li> <li>・見積書</li> </ul>

## 助成金

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・助成金交付要綱、パンフレット及び交付申請書並びに審査書類を閲覧し、交付手続が規定に準拠していることを確認した。</li> <li>・交付決定通知書を閲覧し、助成額及び負担金の確定や負担金の支払期限の適切性を確認した。</li> <li>・実績報告書兼助成金請求書を閲覧し、助成金の使途や助成金に係る根拠が適切に報告されていることを確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・助成金交付要綱、パンフレット</li> <li>・交付申請書</li> <li>・審査書類</li> <li>・交付決定通知書</li> <li>・実績報告書兼助成金請求書</li> </ul>
有効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実績報告書兼助成金請求書及び関連証憑を閲覧し、審査状況や、交付金交付先へ適切に指導及び監督を実施しているかについて検討した。</li> <li>・本事業の目指すべき将来像に対する補助事業との適合性について検討した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実績報告書兼助成金請求書</li> </ul>
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該助成金制度の利用（申請）状況や「ぶちうま！協議会」の将来展望を質問し、制度縮減の必要性について検討した。</li> </ul>	

### (5) 監査の結果（指摘事項）または意見

#### 【指摘事項】 助成金の実施主体との契約について（合規性）

山口県産和牛肉販売促進支援助成金は、県産和牛の統一ブランドである「やまぐち和牛燻（きらめき）」をはじめとする県産和牛肉をPRする取組に対し、経費の一部助成を行う事業である。当該助成金は、本来、やまぐちの農林水産物需要拡大協議会（以下「需要拡大協議会」という。）が県の助成金をもとに実施する事業であるが、実際は山口県農業協同組合、食肉事業者、関係団体及び県で構成する、「山口県産和牛ブランド推進協議会」（以下「ブランド推進協議会」という。）が代行していた。

この事実について県に対し質問したところ、「需要拡大協議会にとってブランド推進協議会は負担金収入団体であり需要拡大協議会の構成員という認識に基づき、協働と判断し、別組織として業務を委託するという認識はなかった」との回答を受けた。

しかし両協議会はあくまで別団体であり、実際の業務はブランド推進協議会が実施主体となっていることを考慮すると、経済活動の合理性から判断して委託業務とすることが極めて妥当であると考えられる。

そのため需要拡大協議会にて、通常の委託業務としての手続きを事前に適切に取る必要がある。

**【指摘事項】 助成金交付要綱について（合規性、有効性）**

助成金交付要綱第 6 条において「参加店舗は、イベントを完了した日時から 7 日を経過した日までに、実績報告書兼助成金請求書を協議会長に提出しなければならない」と定められているが、実際には提出期限を過ぎた報告についても問題にすることなく受理し、助成金が交付されていた。報告にあたって実績報告額の証明書類を添付する必要があることから、提出期限に間に合わない事例が発生することがあることは理解できるが、提出期限を過ぎたにも関わらず、その遅延に関して何らのコメントも残されていない以上、交付要綱第 6 条が形骸化している可能性を否定できない。

ブランド推進協議会の独自事業ではなく、県からの間接補助である以上、交付要綱に従って事業を運営することが強く求められる。提出期限が実態に即していないのであれば、交付要綱自体を見直す必要がある。ブランド推進協議会の事務局として県も参画していることから、適切な運用が行われるように今後、指導・監督機能が発揮されるよう改善されたい。

**【意見】 助成事業の実績評価について（有効性、経済性・効率性）**

ブランド推進協議会は、「実績報告書に基づき、山口県産和牛肉の販売促進に係る事業が適切に行われていることを確認した」として、その内容を適当と認めたくえで助成金を交付している。提出された実績報告書等を閲覧したところ、実際の取組状況が写真で報告されている事例はあったものの、取組内容の概要（例：広告掲載、原料購入等）を把握できるにとどまる事例がほとんどであった。実績報告は「実績報告書兼助成金請求書」としてブランド推進協議会が用意した様式に基づいて行われており、助成金交付要綱やパンフレットにおいても詳細な報告は求められていない。

この報告によって、広告作成や県産和牛の購入等の事実を確認することはできるが、これだけでは通常の営業活動との違いは判然としない。当事業は県産和牛の PR を行うことに対する助成事業であるため、そのコストをかけて具体的にどのような PR 活動を実施したのかについて把握しなければ、事業の適切性を評価することはできない。加えて、それらを記録に残さなければ、担当者による評価の適切性も判断することができないため、不適切な助成金交付となりうる可能性がある。

当該助成事業は間接補助であり、県に対して事業の実績を適切に報告することが求められる。今後も、需要拡大協議会の中で同様の事業が行われると思われるが、必要な情報が得られるような事業設計となっているか、今後、見直しを行うとともに、事業を実施するなかで得られた知見を蓄積することで、「地産・地消」の促進をより加速できる事業に育っていくことを期待する。

### 23. やまぐち県産木材建築物等利用拡大推進事業

#### (1) 事業の概要

事業名	やまぐち県産木材建築物等利用拡大推進事業
担当部局課	農林水産部ぶちうまやまぐち推進課
環境基本計画における施策区分	1 気候変動対策の推進
事業実施の背景（必要性）	本格的な利用期を迎えた国内の森林資源（木材）の利用を促進することにより、森林のCO <sub>2</sub> 吸収作用を強化し、脱炭素社会の実現に貢献することに鑑み、木材の利用の促進及び建築用木材の適切かつ安定的な供給体制を確保する必要がある。
事業目的及び達成時期	<p>（事業目的）</p> <p>民間建築物を中心とした木造化を促進し、さらなる県産木材の利用拡大を推進する。</p> <p>（達成時期）</p> <p>目標：県産木材供給量 30.1 万 m<sup>3</sup>/年（バイオマス向け供給量を除いた製材向けの数値） 令和 8 年度（予定）</p>
目指すべき将来像	県産木材の利用を促進し、「植える→育てる→伐採する→使う→植える」というサイクル（循環利用）を通じた森林の適切な整備による、森林の持つ多面的な機能の持続的な発揮、農山村をはじめとする地域経済の活性化に貢献する。
事業の概要（内容）	県産木材利用促進コーディネーターを配置し、「県産木材の普及啓発」、「新たな木材需要創出の支援」、「木材の需給調整」を行い、県産木材を利用した住宅・事業用建築物の建築を促進する。また中・大規模木造建築を担う人材の育成も行う。
事業の概要図等	<p>The diagram illustrates the supply chain and coordination for local wood products. It shows the flow from forest management and production to market distribution, manufacturing, and construction. Key entities include:         <ul style="list-style-type: none"> <li>市町森林担当部署 (Municipal Forest Management Department)</li> <li>県農林(水産)事務所森林部 (Prefectural Forestry Office)</li> <li>森林組合 (Forest Groups)</li> <li>民間事業体 (Private Enterprises)</li> <li>県森産(市場) (Market)</li> <li>製材事業者 (Manufacturers)</li> <li>施工業者 (Construction Workers)</li> <li>委託先・県産木材コーディネーター (Coordinator)</li> <li>県・市町営繕担当 (County/City Maintenance)</li> <li>建築士 (Architects)</li> </ul>         The flow involves supply and demand adjustments, information exchange, and coordination between these entities to promote the use of local wood.         </p>
事業の主な実施主体	県（委託）
事業の対象者（誰に対する事業か）	全県民
令和 4 年度の取組と成果（進捗）の概要	<p>（取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県産木材利用促進コーディネーターの配置</li> </ul>

	<p>建築主等からの相談対応や、施工業者や建築士等とのマッチング、木材利用関係者のネットワーク形成。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅・事業用建築物における県産木材利用促進 県産木材を利用した住宅・事業用建築物への補助。</li> <li>・新たな木材需要創出 民間建築物の木材利用を促進する取組への補助。</li> <li>・中・大規模木造建築を担う人材の育成 設計や施工に係る実践的研修の実施。</li> <li>・県産木材の利用促進に向けた普及啓発の促進 建築主や施工業者を対象としたイベントの実施や情報発信等。</li> </ul> <p>(成果(進捗))</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅 66 件、非住宅 3 件の新築</li> <li>・木材利用推進協定の締結 5 社</li> <li>・木材利用を促進する 8 団体への支援</li> <li>・構造設計研修：受講者 16 名（修了者 13 名） 施工管理研修：受講者 15 名（修了者 6 名）</li> </ul>
関連する基本方針	<p>やまぐち維新プラン やまぐち未来維新プラン</p>
関連する個別計画	建築物等における木材の利用促進に関する基本方針
根拠法令の名称 (法律、条例、要綱等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律</li> <li>・山口県補助金等交付規則</li> </ul>
事業区分	新規事業

(2) 予算額と決算額の 3 期間推移

(単位：千円)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
当初予算額	—	—	64,386
補正後予算額	—	—	38,003
決算額	—	—	35,522

(予算額及び決算額の著増減事項等)

補助金の申請数が予定件数に満たなかったこと等による減額。

## (3) 令和4年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
委託料	35,432	下記(6)参照
旅費	30	外部委員旅費
需用費	30	コピー代、本代
役務費	30	電話代
合計	35,522	

## (4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率(%)
国庫	4,951	13.9
一般(県)	30,571	86.1
合計	35,522	100.0

## (5) 委託料の3期間推移

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
決算額	—	—	35,432
契約方法	—	—	随意契約
委託業者名	—	—	一般社団法人山口県木材協会

## (6) 令和4年度委託契約の概要

契約名	令和4年度やまぐち県産木材建築物等利用拡大推進事業委託業務
契約期間	令和4年4月1日～令和5年7月31日
業務内容(仕様)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県産木材利用促進コーディネーターの配置</li> <li>・ 住宅・事業用建築物における県産木材利用促進</li> <li>・ 新たな木材需要創出</li> <li>・ 中・大規模木造建築を担う人材の育成</li> <li>・ 県産木材の利用促進に向けた普及啓発の促進</li> </ul>
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</li> <li>・ 業務委託契約事務取扱要領第2の3(3)イ</li> </ul>
委託業者名	一般社団法人山口県木材協会

業者選定理由	本業務を適正かつ円滑に実施可能な木材の専門知識を有する専門機関は、県内に一機関しか存在せず、競争入札には適さないため
予定価格	64,285,826 円 (税込)
契約金額	64,284,400 円 (税込)
変更契約の有無	有り
変更契約の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業用建築物の工期の延長が発生したため。</li> <li>・ 補助金の申請数が予定件数に満たなかったため。</li> </ul>
変更後契約金額	37,431,883 円 (税込) ※うち 2,000 千円は明許繰越
再委託の有無	有り
再委託先	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 株式会社 kinoca</li> <li>・ 株式会社タイクーンピクチャーズ</li> </ul>
再委託金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4,000,000 円</li> <li>・ 1,056,000 円</li> </ul>
検査の概要	検査対象：書類 検査手法：書類検査 検査結果：合格

#### <参考>

山口県環境基本計画に掲げる数値目標

環境指標	・ 1-①：温室効果ガスの排出量
------	------------------

#### (7) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委託契約書及び仕様書を閲覧し、適法な契約事務であること、及び公権力の行使に当たる可能性のある事務委託ではないことを確認した。</li> <li>・ 契約方法の選定が適法、かつ、妥当であることを質問した(随意契約の場合、当該契約方法によることを可能とする規則等を閲覧した)。</li> <li>・ 安易に随意契約を選定している傾向がないか、否かについて検証した(長期継続の有無を含む)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委託契約書、仕様書</li> <li>・ 業務委託契約事務取扱要領</li> <li>・ 業者選定理由書</li> <li>・ 競争入札等審査会</li> <li>・ 業務委託検査調書</li> <li>・ 再委託承認申請書</li> <li>・ 業務委託契約情報の公表について (県 HP)</li> </ul>

監査要点	実施手続	証憑書類等
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再委託について、所定の事務手続を経ていることを確認した（一括再委託の禁止条項や再委託業務の承認等）。</li> <li>・委託業務の検査（履行確認）が適正に行われていることを確認した。また、検査の方法を質問し、適切に評価されていることを確認した。</li> <li>・委託料が適切な時期に支払われていることを確認した。</li> <li>・業務委託契約の情報公開（公表対象となる契約について）の状況を確認した。</li> </ul>	
有効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託契約に付する合理性があるか確認した（事務の効率化、高度な専門的技術を要求、臨時的又は変則的な勤務を要する業務、行政サービスの向上等）。</li> <li>・委託の効果（実効性）をどのように分析及び評価しているかについて質問し、検証した。</li> <li>・再委託について、再委託業務の割合を確認し、委託契約の実態が丸投げ又は当該状況に近似する状況にないか、否かについて検証した（受託者の能力評価や再委託の合理性、再委託先の指導監督状況等）。</li> <li>・調査研究業務の成果物が有効に活用されているか、否かについて確認した。</li> <li>・直営の場合と比較して、サービスの向上が図られていることを県が適切に評価しているか、否かについて確認した。</li> <li>・本事業の目指すべき将来像に対する委託業務の適合性について検証した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託検査調書</li> <li>・委託契約書、業務委託仕様書</li> <li>・実績報告書</li> </ul>
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入札方式に変更し、委託料の縮減を図るべき随意契約がないか、否かについて質問した。</li> <li>・委託業務の内容に照らして、予定価格の積算内容（業者見積の場合にもその合理性を十分に検証しているか等）を確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様書</li> <li>・見積書</li> </ul>

監査要点	実施手続	証憑書類等
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託先から提出される収支計算書（予算実績比較）や請求書を閲覧し、業務コストの削減努力が行われているか、安易に見積ありきで請求されていないか、否かについて検証した。</li> <li>・直営の場合と比較して、委託の効果（経済性・効率性）を分析しているか、否かについて確認した。</li> </ul>	

(8) 監査の結果（指摘事項）または意見

【意見】 変更契約時の添付書類について（有効性）

本委託事業において、令和5年3月14日に協議があり、さらに令和5年3月31日に契約期間の延長及び委託金額の変更の契約が行われている。その際、変更契約額見積書内訳が添付されているが、変更契約前の委託額内訳が当初の委託額の状態に記されている。これは、原契約に対する金額の変更であるため、添付する内訳書は原契約時の委託額と変更契約後の額を対比して掲載することが妥当との考えからとのことであった。しかし、令和4年10月20日付で費目間の予算流用の申請が出されており、令和4年10月21日に予算流用が承認されている。そのため、当初の委託額だけではなく、流用後の委託額が分かる添付書類として変更契約額見積書内訳の提出が必須と思われ、流用後からの増減を確認して変更契約の決裁をすることが必要である。

【意見】 補助金交付の効果について（有効性）

本事業の住宅・事業用建築物における県産木材利用促進を目的とした補助金について、事業目的及び達成時期との関連性を鑑みると、本事業の目的は、民間建築物を中心とした木造化を促進し、さらなる県産木材の利用拡大を促進することであり、やまぐち未来維新プラン（令和4年12月）によれば、バイオマス向け供給量を除いた県産木材供給量は現状の22.1万m<sup>3</sup>から30.1万m<sup>3</sup>（令和8年）となっている。

この点、目標値に対する補助金交付の効果として、補助金交付に係る優良県産木材を利用した住宅及び非住宅の県産木材使用量を算出すると、予算上、住宅は135棟、非住宅は4棟が交付予定となっている（令和4年度の実績：住宅は66棟、非住宅は3棟）。

予算上、全額交付した場合の木材使用量は推定で住宅2,454m<sup>3</sup>、非住宅164m<sup>3</sup>の計2,618m<sup>3</sup>となる。これらの使用量は30.1万m<sup>3</sup>（令和8年目標値）に対して、0.87%という割合であり、本補助金自体の活用にて、当初の目標を達成できるというレベルで足りない。

この点について、担当者も認識しており、本補助金対象の建物は県産木材を使用したモデル的な建物としての波及効果を期待するものである。県産木材利用促進コーディネーター

を中心として、本補助金交付の効果が現れるような県産木材の利用促進や人材の育成を図り、効果的に県産木材の使用拡大に努めて頂きたい。

## 24. 安心・安全農作物づくりサポート事業

### (1) 事業の概要

事業名	安心・安全農作物づくりサポート事業
担当部局課	農林水産部農業振興課
環境基本計画における施策区分	3 いのちと暮らしを支える生物多様性の保全
事業実施の背景（必要性）	食の安心・安全の確保に向けた取組の一層の推進が求められている。
事業目的及び達成時期	（事業目的） 農業者等による、消費者への「安心・安全な農作物」の供給の取組をサポートする。 （達成時期） 令和4年度（予定）
目指すべき将来像	県民への「安心・安全な農作物」の供給
事業の概要（内容）	以下の対策により農業者等に対する取組を実施し、消費者に「安心・安全な農作物」の供給を図る。 ・農薬適正使用指導対策として実施すること 農薬使用者に対する安全使用指導、農薬販売店に対する管理指導、農薬による河川汚濁を防ぐためのモニタリング調査、使用できる農薬が少なく病虫害防除が困難なマイナー作物の適用農薬登録支援等 ・農薬使用量低減対策として実施すること 化学的防除（農薬）、生物的防除や物理的防除、耕種的防除等を的確に組み合わせたIPM（総合的病虫害・雑草管理）技術の確立・普及等 ・有害物質リスク低減対策 土壌由来の重金属等や人体に被害を与えるカビ等に侵された米穀の生産防止を図るための、土壌実態の把握、低減技術の開発・実証および生産現場の管理・指導等 ・重要病虫害対策

	まん延した場合に重大な農作物被害をもたらす恐れのある重要病害虫の侵入警戒調査および確認された場合の初動防除等
事業の概要図等	<p>農薬の適正使用推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農薬使用者の安全対策</li> <li>・販売店の適切な管理</li> <li>・河川への流出防止</li> <li>・使用できる農薬の拡大</li> </ul> <p>農薬使用量の低減対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合防除技術の確立・普及</li> </ul> <p>有害物質リスク対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土壌由来重金属を含む農産物やカビ毒に侵された米穀の生産防止</li> </ul> <p>重要病害虫対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・侵入警戒調査</li> <li>・確認された場合の初動防除等</li> </ul> <p>県民への安心・安全な農産物の供給</p>
事業の主な実施主体	農林総合技術センター（病虫害防除所、環境技術研究室）
事業の対象者（誰に対する事業か）	県民、農業者（農薬使用者）、農薬販売店、農業者団体、市町
令和4年度の取組と成果（進捗）の概要	<p>（取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農薬適正使用指導対策</li> <li>・農薬使用量低減対策</li> <li>・有害物質リスク低減対策</li> <li>・重要病害虫対策</li> </ul> <p>（成果（進捗））</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農薬適正使用に関する各種研修会の開催</li> <li>・農薬使用量低減に向けた総合防除技術の確立・実証</li> <li>・水稻のカドミウム・ヒ素同時低減技術の実証</li> <li>・侵入警戒調査の実施</li> </ul>
関連する基本方針	やまぐち維新プラン
関連する個別計画	やまぐち農林水産業振興計画
根拠法令の名称（法律、条例、要綱等）	消費・安全対策交付金実施要綱 農薬取締法、植物防疫法
事業区分	継続事業（平成22年度～）

## (2) 予算額と決算額の3期間推移

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額	15,859	16,042	16,045
補正後予算額	13,491	12,943	14,276
決算額	13,318	12,283	13,268

## (3) 令和4年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
報酬	5,614	会計年度任用職員報酬
職員手当等	1,122	会計年度任用職員手当
共済費	735	社会保険料
旅費	99	会議旅費等
一般需用費	1,895	消耗品費
役務費	9	通信運搬費
委託料	3,566	下記(6)参照
使用料及び賃借料	215	研修会場費等
負担金補助	10	全国土壌汚染対策連絡協議会会費
合計	13,268	

## (4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率(%)
国庫	2,449	18.4
その他	17	0.1
一般(県)	10,802	81.4
合計	13,268	100.0

(その他財源の内容) 雇用保険負担金

## (5) 委託料の3期間推移

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
決算額	3,875	2,882	3,565
契約方法	①単独随意契 ②指名競争入札	①単独随意契 ②指名競争入札	①単独随意契 ②指名競争入札

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
委託業者名	①一般財団法人日本食品分析センター ②学校法人香川学園宇部環境技術センター	①一般財団法人日本食品分析センター ②学校法人香川学園宇部環境技術センター	①一般財団法人日本食品分析センター ②公益財団法人山口県予防保険協会

(6) -1 令和4年度委託契約の概要

契約名	マイナー作物の農薬登録に係る作物残留性試験業務
契約期間	令和4年7月1日～令和5年2月28日
業務内容（仕様）	マイナー作物における農薬残留分析及び試験成績書の作成
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
委託業者名	一般財団法人 日本食品分析センター多摩研究所
業者選定理由	<p>農薬登録は、農薬 GLP 基準に適合した試験施設での実施が必要であるが、マイナー作物はこの適用から除外されている。しかし、作物残留性試験は県民の安心・安全を守る点において重要な試験であることから、試験実施者の責務において、業務委託にあたっては、信頼性のある業者として「農薬 GLP 基準適合確認を受けている施設」への業務委託が必要であると判断される。</p> <p>この件について、業務委託の可能性を入札参加資格名簿で確認したところ、県内業者6社が該当したが、GLPに適合しておらず、県外業者では24社が該当し、うちGLPに適合したのは1社のみであったことから単独随意契約とした。</p>
予定価格	1,057,100円（税込）
契約金額	1,057,100円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	<p>検査対象：試験成績書</p> <p>検査手法：成績書に記載された内容が登録試験に必要な記載内容を満たしているか、誤字、脱字の有無を確認。</p> <p>検査結果：合格</p>

(6) -2

契約名	河川水水質（農薬類）検査業務
契約期間	令和4年5月23日～令和4年10月31日
業務内容（仕様）	河川水の水質（農薬類）を分析

契約方法	指名競争入札
契約の法令根拠	・ 地方自治法施行令第 167 条第 1 号 ・ 業務委託契約事務取扱要領第 2 の 2 (3) ア
委託業者名	公益財団法人 山口県予防保健協会
業者選定理由	入札参加資格名簿の大分類 04 (調査・研究) 小分類 03 (検査・測定) に登録しており、希望順位を 1 位にしている県内業者 6 社が該当
予定価格	2,671,600 円 (税込)
契約金額	2,508,000 円 (税込)
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	検査対象：分析成績書 検査手法：分析数値、分析精度管理データ、その他誤字、脱字の有無を目視で確認 検査結果：合格

(7) 負担金補助金及び交付金の 3 期間推移

(単位：千円)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
決算額	10	—	10
補助金等の名称	—	—	—
交付先名	全国土壌汚染対策連絡協議会会費	—	全国土壌汚染対策連絡協議会会費

(8) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委託契約書及び仕様書を閲覧し、適法な契約事務であること、及び公権力の行使に当たる可能性のある事務委託ではないことを確認した。</li> <li>・ 契約方法の選定が適法、かつ、妥当であることを質問するとともに、随意契約の場合、当該契約方法によることを可能とする規則等を閲覧した。</li> <li>・ 安易に随意契約を選定している傾向がないか検討した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予定価格調書、参考見積</li> <li>・ 契約締結伺</li> <li>・ 委託契約書、仕様書</li> <li>・ 業務委託契約事務取扱要領</li> <li>・ 選定理由書</li> <li>・ 業務委託検査調書</li> <li>・ 請求書、支出票</li> <li>・ 業務委託契約情報の公表について (県HP)</li> </ul>

監査要点	実施手続	証憑書類等
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託業務の検査（履行確認）が適正に行われていることを確認した。</li> <li>・委託料が適切な時期に支払われていることを確認した。</li> <li>・業務委託契約の情報公開の状況を確認した。</li> </ul>	
有効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託契約に付する合理性があるか確認した。</li> <li>・委託の効果（実効性）をどのように分析及び評価しているか質問し検討した。</li> <li>・調査研究業務の成果物が有効に活用されているか確認した。</li> <li>・本事業の目指すべき将来像に対する委託業務の適合性について検討した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託検査調書</li> <li>・報告書</li> </ul>
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託業務の内容に照らして、予定価格の積算内容（業者見積の場合にもその合理性を十分に検討しているか等）を確認した。</li> <li>・直営の場合と比較して、委託の効果（経済性・効率性）をどのように評価しているのかについて質問した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様書</li> <li>・見積書</li> </ul>

(9) 監査の結果（指摘事項）または意見

【指摘事項】 契約事務の統制について（新規性）

当事業の実施主体は、県の組織である農林総合技術センター（以下「センター」という。）であり、農業振興課（以下「担当課」という。）からの令達に基づき事業を行うものである。センターの決裁文書を閲覧したところ、委託事業の予算額合計は4,000,000円であり、担当課からの令達額3,875,000円と比べ125,000円過大となっている。この点について理由を質問したところ、センター担当者の確認ミスによるものであるとの回答を得た。

また、6-(2)河川水水質（農薬類）検査業務については、消費税等を含まない金額で予定価格が算定されていた。業務委託契約事務取扱要領第2-4(1)において、予定価格は「消費税及び地方消費税分を含む総額について予算の範囲内で算定すること」とされており、消費税等を含めた場合の予定価格は予算金額を38,760円超過する。したがって、予定価格の算定は業務委託契約事務取扱要領から逸脱している。

これら予算金額及び予定価格のいずれも問題無いものとしてセンター内で承認されており、担当者のミスは発見されていない。

(単位：円)

事業名	当初予算・ 令達額	予算金額	予定価格	予定価格 (あるべき)	契約金額
6-(1)	1,868,000	1,100,000	1,057,100	1,057,100	1,057,100
6-(2)	2,007,000	2,900,000	2,671,600 (税抜)	2,938,760 (税込)	2,508,000
計	3,875,000	4,000,000	3,728,700	3,995,860	3,565,100

内部統制には限界があるとしても、一つの契約事務において担当者のミスが複数見逃されている現状からは、内部統制が有効に機能しているとは言い難い。当然ながら、担当者が自身の仕事に責任を持つことと、担当者任せにすることは同義ではない。単なるヒューマンエラーと位置付けて終わらせるのではなく、ミスが発生した背景や見逃された原因を適切に評価し、組織としての体制に問題がないか、見直しを行う必要がある。問題が顕在化する前に、事務処理ミスによる追加コストが発生しないよう組織的なチェック体制を強化し、効率的な運用を行うことが求められる。

## 25. 環境にやさしい安心・安全な農業推進事業

### (1) 事業の概要

事業名	環境にやさしい安心・安全な農業推進事業
担当部局課	農林水産部農業振興課
環境基本計画における 施策区分	3 いのちと暮らしを支える生物多様性の保全
事業実施の背景（必要性）	(事業実施に至る背景（必要性）) 時代に合わせた農業生産活動や食の安心・安全への取組
事業目的及び達成時期	(事業目的) 環境に配慮した農産物の生産拡大と付加価値化 (達成時期) 令和4年度（予定）
目指すべき将来像	(本事業で目指すべき将来像) 環境に配慮した農産物の生産拡大と付加価値化
事業の概要（内容）	(1) 環境保全型農業直接支払 (2) エコやまぐち農産物認証の拡大及び農産物安全性確認 (3) 有機農業の推進

事業の概要図等	
事業の主な実施主体	農業者の組織する団体等 ((1) の事業)
事業の対象者 (誰に対する事業か)	全県民
令和4年度取組と成果(進捗)の概要	(取組) ・環境保全型農業直接支払による支援 21,646,735円(事業費) (成果(進捗)) ・環境保全型農業直接支払の取組面積 423ha
関連する基本方針	該当無し
関連する個別計画	山口県有機農業推進計画
根拠法令の名称 (法律、条例、要綱等)	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律、同法律施行令、同法律施行規則
事業区分	継続事業 (平成27年度～)

(2) 予算額と決算額の3期間推移

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額	33,590	30,750	31,750
補正後予算額	25,429	25,614	25,717
決算額	25,233	24,800	24,474

(予算額及び決算額の著増減事項等)

当初予算額は前年度に実施した各市町の要望額等による数値、補正後予算額は11月～翌1月の間に各市町が事業に必要な額として精査した数値、決算額は最終的な支出確定額となっている。

(3) 令和4年度決算額の内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
負担金、補助及び交付金	21,646	下記(6)参照
旅費	128	職員出張旅費
需用費	273	コピー代、用紙代、車両燃料費他

節	決算額	主な内容等
役務費	69	電話代
使用料及び賃借料	14	高速道路使用料
報酬	1,943	
職員手当	389	
共済費	3	
報償費	9	第三者委員会委員経費
合計	24,474	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	14,915	60.9
その他	—	—
一般 (県)	9,559	39.1
合計	24,474	100.0

(5) 負担金補助金及び交付金の3期間推移

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
決算額	22,717	23,014	21,646
補助金等の名称	環境保全型農業直接支払 交付金他2件	環境保全型農業直接支払 交付金他2件	環境保全型農業直接支払 交付金他2件
交付先名	11市町外1件	12市町外1件	12市町外1件

(6) 令和4年度補助金等の概要 (環境保全型農業直接支払交付金)

補助金等の名称	環境保全型農業直接支払交付金
目的 (趣旨)	化学肥料・化学合成農薬の使用を都道府県の慣行レベルから原則5割以上低減する取組と合わせて行う取組に対する支援
公募・非公募	非公募
根拠法令・要綱等	・農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律 ・環境保全型農業直接支払交付金交付等要綱
創設年度	令和27年度
交付対象事業	①環境保全型農業直接支払交付金 ②日本型直接支払推進交付金

補助対象経費及び補助率（限度額）	補助対象経費及び補助率（限度額）の概要			
	区分	補助対象経費の概要	補助率（限度額）	
	環境保全型農業直接支払交付金	交付金	2/3	
	日本型直接支払推進交付金	旅費、報償費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、交付金	10/10	
交付先及び交付金額	交付先及び交付金額の状況			
	交付先名	交付金額（円）		
	下関市	3,798,600円		
	宇部市	1,545,100円		
	山口市	4,153,165円		
	萩市	2,074,270円		
	防府市	4,253,110円		
	岩国市	838,230円		
	柳井市	583,610円		
	美祢市	1,173,810円		
	周南市	1,587,090円		
	山陽小野田市	81,300円		
	周防大島町	182,800円		
	田布施町	1,375,650円		
合計	21,646,735円			
申請及び交付件数	申請件数：19件（①：12件 ②：7件） 交付件数：19件（①：12件 ②：7件）			
補助金の効果測定	効果測定指標の目標値及び実績値の3期間推移 (単位：ha)			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度
	目標値(A)	—	—	(参考) R6：500
	実績値(B)	448	444	423
達成率(B/A)	—	—	(参考) 84.6	
	達成度の説明 事業推進により令和6年度には目標達成の見込み			

<参考>

山口県環境基本計画に掲げる数値目標

環境指標	・6-④
------	------

(7) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
<p>合規性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金交付要綱及び交付申請書および審査書類等を閲覧し、規定の手続きに準拠していること（交付目的、交付対象事業、補助対象経費等の適切性や公益性）を確認した。</li> <li>・交付決定通知書を閲覧し、交付額の確定や精算及び交付時期の適切性を確認した。</li> <li>・実績報告書を閲覧し、補助金の用途や補助金に係る収支（経理）が適切に報告されていることを確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境保全型農業直接支払交付金交付要綱</li> <li>・日本型直接支払推進交付金交付要綱</li> <li>・環境保全型農業直接支払交付金交付等要綱</li> <li>・令和4年度環境保全型農業直接支払交付金交付申請書</li> <li>・令和4年度日本型直接支払交付金交付申請書</li> <li>・審査チェックリスト</li> <li>・補助金等の交付事務に係るチェックシート</li> <li>・市町別交付決定一覧表</li> <li>・令和4年度環境保全型農業直接支払交付金概算払請求書</li> <li>・令和4年度日本型直接支払交付金変更承認申請書</li> <li>・令和4年度日本型直接支払交付金実績報告書</li> <li>・令和4年度環境保全型農業直接支払交付金の額の確定の通知について</li> </ul>
<p>有効性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実績報告書の審査状況や、補助金交付先へ適切に指導及び監督を実施していることを質問にて確認した。</li> <li>・補助金チェックシートを閲覧し、補助事業の効果測定方法及び分析や評価結果を確認した。</li> <li>・補助事業の分析や評価結果をどのようにフィードバックしているか等の質問にて確認した。</li> <li>・効果測定は適切な成果指標を設定しているか、また、可能な限り定量</li> </ul>	<p>同上</p>

監査要点	実施手続	証憑書類等
	<p>的評価を行っているか（安易に定性評価としていないか）について確認した。</p> <p>・本事業の目指すべき将来像に対する補助事業の適合性について検証した。</p>	
<p>経済性・効率性</p>	<p>・当該補助金制度の利用（申請）状況や将来展望を質問し、制度縮減の必要性について検証した。</p>	<p>同上</p>

(8) 監査の結果（指摘事項）または意見

【指摘事項】 訂正後の申請書の取扱いについて（合规性）

環境保全型農業直接支払交付金を各市町に交付する際に、審査項目毎に4つの○×形式でチェックする審査チェックリスト（A4判1枚）を使用している。審査項目の1つに「事業の目的（変更の理由）は適正か」があり、宇部市のチェックリストでは○が付されているが、県が保管する宇部市の交付申請書（收受印あり）では事業の目的が空欄になっており、両書類間で整合性が取れていない状態であった。この点について担当者に確認を行ったところ、申請書提出後にメールで届いた訂正済申請書にて審査を実施したということであった。電子媒体で送付された訂正文書を保管書類として更新する手続に遺漏があり、この度の監査で指摘されていなければ、不備がある申請書類を公式書類として保管したままの状態であった。

また、このことについて担当者は監査実施時、「山口県公文書取扱規程において電子媒体で入手した訂正文書の保管ルールは定められておらず、手続的な瑕疵はない」と主張している。後日、ルールは定められている旨説明があったが、電子媒体で入手した訂正文書の取扱いに関してのみでなく、担当課は、全ての県のルールについて再度確認を徹底していただきたい。

【意見】 審査チェックリストについて（有効性、経済性・効率性）

各市町に環境保全型農業直接支払交付金を交付するにあたり、県では4つの審査項目に対して○×形式で記入するチェックリスト（A4判1枚）を策定し、使用している。審査項目は、①「事業の目的（変更の理由）は適正か」、②「交付の内容及び計画は適正か」、③「経費の区分、交付率は適正か」、④「その他（特記事項）」から構成されているが、適正と判断する基準が審査チェックリストを見ても判然としない。このように○×形式の審査でかつ各審査項目の評価基準が曖昧なチェックリストを容認すると、審査自体の形骸化を招き、ひいては、交付すべきでない申請について交付される可能性があるため、審査チェックリストの項目については○×の判定基準を明確にした上で、全ての項目が○にならなければ合格

としない旨を記載するなど、審査項目の細分化・判定基準について明確化し、補助金交付の公平性を図る必要がある。

【意見】事業目達成のための効果的な指標の設定について（有効性、経済性・効率性）

当事業の効果測定指標として、令和4年版環境白書 P91 6-④（当報告書 P25 参照）によると令和6年度単年度において500haを目標値として掲げているが、令和4年度の単年度における目標値が設定されていないため、単年度事業の有効性を判断することができない。また当事業は環境保全型農業の普及促進を目的としており、将来に向けて継続性を持って取り組むことでその効果が発揮される事業であることを踏まえると、効果測定指標としては単年度情報だけでなく累計情報としての目標値設定も併せて必要と考える。

さらに、国の資料「地球温暖化防止の取組と効果」の地球温暖化防止効果の調査結果の項目によると、取組状況（有機農業、カバークロップ（被覆作物栽培にてCO<sub>2</sub>を土壤中に留める効果がある）、堆肥施用等）ごとに工業等で用いられている温室効果ガス削減量（t-CO<sub>2</sub>/年：温室効果ガスの排出量を表す際の二酸化炭素換算の重量）として表示されていることから、当事業の効果測定指標自体もha数を目標値として設定することで温室効果ガス削減量も概算ではあるが計測可能となる。その結果、他の事業（工業等）との比較・検証も可能となり、最終的に他の事業との比較により本事業の有効性について適切な判断を行えるようになる。

## 26. 農業農村地域活性化総合対策事業

### (1) 事業の概要

事業名	農業農村地域活性化総合対策事業
担当部局課	農林水産部農村整備課
環境基本計画における施策区分	3 いのちと暮らしを支える生物多様性の保全
事業実施の背景（必要性）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業・農村は国土保全、景観形成等の多面的機能（農業の二次的な機能）を有しており、その利益は広く県民全体が享受している。</li> <li>・近年、農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の集落組織による共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じる懸念がある。</li> <li>・平成27年度から「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく、日本型直接支払により、多面的機能の適切な発揮につながる地域の共同活動の支援を本事業で実施している。</li> </ul>
事業目的及び達成時期	（事業目的）

	<p>日本型直接支払（多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金）を活用し、農地の荒廃や集落機能の低下が危惧される農村地域において、農地の維持に必要な共同活動を支援し、農業農村の活力を創出する。</p> <p>（達成時期） 令和8年度（予定）</p>						
<p>目指すべき将来像</p>	<p>多面的機能支払交付金取組面積：23,000ha 中山間地域等直接支払交付金取組面積：12,000ha</p>						
<p>事業の概要（内容）</p>	<p>(1)体制強化支援（ソフト対策）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本型直接支払推進交付金を活用した保全活動への事務や技術、集落間連携による活動体制づくり等の支援</li> </ul> <p>(2)農地維持支援（ハード対策）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多面的機能支払交付金を活用した農地維持に必要な共同活動や地域資源の保全活動の支援</li> <li>・中山間地域等直接支払交付金を活用した中山間地域等における生産活動支援</li> </ul>						
<p>事業の概要図等</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;"><b>【平成27年度以降】農業農村地域活性化総合対策事業の創設</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">体制強化支援(ソフト対策)</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">農地維持支援(ハード対策)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>【多面的機能支払の活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保全活動への事務、技術支援</li> <li>・集落間連携の事務支援</li> </ul> <p>【中山間直支の活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集落間連携による活動支援</li> <li>・集落間連携に必要な体制づくり</li> </ul> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>【多面的機能支払の活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地維持に必要な共同活動支援</li> <li>・地域資源の保全活動支援</li> </ul> <p>【中山間直支の活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中山間地域における生産活動支援</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;">   </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tbody> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・連携集落で事務費を出し合い事務員の雇用により管理、手続き等が可能</li> <li>・まとまった交付金で各集落の状況に応じた保全計画が可能</li> </ul> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、農地集積を後押し</li> <li>・適切な維持管理で農業用施設が長寿命化</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">  <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 農村地域の集落機能の維持・発展</li> <li>■ 人口の定着の促進</li> <li>■ 担い手の負担が減り、安心して規模拡大に取り組める</li> </ul> </div> <div style="text-align: center; border: 2px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>農業・農村の活力を創出</b></p> </div> </div> <p>参考：日本型直接支払の全体像(令和5年度国概算決定資料より)</p>	体制強化支援(ソフト対策)	農地維持支援(ハード対策)	<p>【多面的機能支払の活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保全活動への事務、技術支援</li> <li>・集落間連携の事務支援</li> </ul> <p>【中山間直支の活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集落間連携による活動支援</li> <li>・集落間連携に必要な体制づくり</li> </ul>	<p>【多面的機能支払の活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地維持に必要な共同活動支援</li> <li>・地域資源の保全活動支援</li> </ul> <p>【中山間直支の活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中山間地域における生産活動支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連携集落で事務費を出し合い事務員の雇用により管理、手続き等が可能</li> <li>・まとまった交付金で各集落の状況に応じた保全計画が可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、農地集積を後押し</li> <li>・適切な維持管理で農業用施設が長寿命化</li> </ul>
体制強化支援(ソフト対策)	農地維持支援(ハード対策)						
<p>【多面的機能支払の活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保全活動への事務、技術支援</li> <li>・集落間連携の事務支援</li> </ul> <p>【中山間直支の活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集落間連携による活動支援</li> <li>・集落間連携に必要な体制づくり</li> </ul>	<p>【多面的機能支払の活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地維持に必要な共同活動支援</li> <li>・地域資源の保全活動支援</li> </ul> <p>【中山間直支の活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中山間地域における生産活動支援</li> </ul>						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・連携集落で事務費を出し合い事務員の雇用により管理、手続き等が可能</li> <li>・まとまった交付金で各集落の状況に応じた保全計画が可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、農地集積を後押し</li> <li>・適切な維持管理で農業用施設が長寿命化</li> </ul>						

	<p style="text-align: center;">＜事業の全体像＞</p> <p>近年の農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられ国民全体が享受している多面的機能（国土保全、水源涵養、景観形成等）の発揮に支障が生じつつあることから、平成27年度から「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、地域の共同活動による多面的機能の発揮を促進する制度として実施しています。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%;"> <p>環境保全型農業直接支払 2,650 (2,650) 百万円</p> <p>生産方式 に着眼</p> <p>自然環境の保全に資する生産方式を導入した農業生産活動を推進するため、活動の追加的コストを支援</p> <p>有機農業      ガーベッジ      堆肥の施用</p> </div> <div style="width: 30%;"> <p>多面的機能支払 48,652 (48,702) 百万円</p> <p>活動内容 に着眼</p> <p>【資源向上支払】 ○地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援 ・水路、農道、ため池の軽微な補修 ・生態系保全などの農村環境保全活動 ・施設の長寿命化のための活動 等</p> <p>【農地維持支払】 ○多面的機能を支える共同活動を支援 ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動 ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化 等</p> <p>※ 近い将来に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、規模拡大を後押し</p> </div> <div style="width: 30%;"> <p>中山間地域等直接支払 26,100 (26,100) 百万円</p> <p>対象地域 に着眼</p> <p>○中山間地域等における農業生産活動の継続的な実施を推進するため、農業生産条件の不利を補正</p> <p>・農業生産活動（耕作放棄の防止活動等） ・多面的機能を促進する活動（周辺林地の管理、景観作物の付付等）</p> <p>中山間地域 (山口県長門市)</p> </div> </div>
事業の主な実施主体	<p>体制強化支援：県、市町、推進組織（山口県日本型直接支払推進協議会）</p> <p>農地維持支援：市町</p>
事業の対象者（誰に対する事業か）	日本型直接支払（多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金）に取り組む農業者等で構成された活動組織・協定
令和4年度の取組と成果（進捗）の概要	<p>（取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多面的機能支払には 18 市町・304 組織が取組</li> <li>・中山間地域等直接支払には 17 市町・755 協定が取組</li> </ul> <p>（成果（進捗））</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多面的機能支払取組面積：20,106ha</li> <li>・中山間地域等直接支払取組面積：11,653ha</li> </ul>
関連する基本方針	該当無し
関連する個別計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・やまぐち農林水産業振興計画</li> <li>・山口県中山間地域づくりビジョン</li> <li>・農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本指針</li> <li>・山口県農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針</li> </ul>
根拠法令の名称（法律、条例、要綱等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律</li> <li>・農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律施行令</li> <li>・農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律施行規則</li> </ul>
事業区分	継続事業（平成27年度～）

## (2) 予算額と決算額の3期間推移

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額	2,496,000	2,496,000	2,496,000
補正後予算額	2,267,083	2,327,829	2,317,277

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
決算額	2,267,081	2,327,828	2,317,275

(予算額及び決算額の著増減事項等)

当初予算は取組目標面積に対し満額交付された場合で編成している。各年度の取組面積に応じて、各都道府県に国予算の範囲内で最終配分されるため、当初予算額に対して補正予算額及び決算額が減少している。

(3) 令和4年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
負担金、補助及び交付金	2,316,980	下記(6)参照
報償費	36	第三者委員報償費
旅費	110	職員出張旅費、第三者委員旅費
需用費	136	コピー代、用紙代、車両燃料費他
使用料及び賃借料	12	高速道路利用料
合計	2,317,275	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率(%)
国庫	1,532,465	66.1
一般(県)	784,809	33.8
合計	2,317,275	100.0

(5) 負担金補助金及び交付金の3期間推移

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
決算額	2,266,582	2,327,357	2,316,980
補助金等の名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多面的機能支払交付金 (農地維持支払交付金、資源向上支払交付金)</li> <li>・ 中山間地域等直接支払交付金</li> <li>・ 日本型直接支払推進交付金(多面的機能支払推進交</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多面的機能支払交付金 (農地維持支払交付金、資源向上支払交付金)</li> <li>・ 中山間地域等直接支払交付金</li> <li>・ 日本型直接支払推進交付金(多面的機能支払推進交</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多面的機能支払交付金 (農地維持支払交付金、資源向上支払交付金)</li> <li>・ 中山間地域等直接支払交付金</li> <li>・ 日本型直接支払推進交付金(多面的機能支払推進交</li> </ul>

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	付金、中山間地域等直接支払推進交付金)	付金、中山間地域等直接支払推進交付金)	付金、中山間地域等直接支払推進交付金)
交付先名	17市町、1協議会	17市町、1協議会	18市町、1協議会

(6) -1 令和4年度補助金等の概要

補助金等の名称	多面的機能支払交付金（農地維持支払交付金、資源向上支払交付金）		
目的（趣旨）	<p>地域共同で行う、多面的機能を支える活動や地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援する。</p> <p>①農地維持支払：地域資源の基礎的保全活動等の多面的機能を支える共同活動を支援</p> <p>②資源向上支払：地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援</p>		
公募・非公募	非公募		
根拠法令・要綱等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多面的機能支払交付金交付要綱</li> <li>・多面的機能支払交付金実施要綱</li> <li>・多面的機能支払交付金実施要領</li> <li>・山口県補助金等交付規則</li> <li>・日本型直接支払交付金交付要綱</li> </ul>		
創設年度	平成27年度		
交付対象事業	多面的機能支払交付金（農地維持支払交付金、資源向上支払交付金）		
助対象経費及び補助率（限度額）	補助対象経費及び補助率（限度額）の概要		
	区分	補助対象経費の概要	補助率（限度額）
	多面的機能支払交付金（農地維持支払交付金、資源向上支払交付金）	市町が対象組織に対し交付する経費	国1/2、県1/4、市町1/4 (国予算の範囲内)
交付先及び交付金額	交付先及び交付金額の状況		
	交付先名	交付金額（円）	
	下関市	280,969,898	
	宇部市	47,261,277	
	山口市	280,934,819	
	萩市	112,721,000	
	防府市	66,236,430	

	下松市	2,677,237																
	岩国市	29,431,336																
	光市	14,092,672																
	長門市	114,617,158																
	柳井市	23,400,737																
	美祢市	86,352,434																
	周南市	50,892,427																
	山陽小野田市	32,400,307																
	周防大島町	2,904,424																
	上関町	182,673																
	田布施町	20,603,608																
	平生町	977,892																
	阿武町	26,250,161																
	合計	1,192,906,490																
申請及び交付件数	申請件数：18 件 交付件数：18 件																	
補助金の効果測定	<p>効果測定指標の目標値及び実績値の3期間推移</p> <p>○多面的機能支払交付金（農地維持支払）取組面積 (単位：ha)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標値 (A)</td> <td>23,000</td> <td>23,000</td> <td>23,000</td> </tr> <tr> <td>実績値 (B)</td> <td>20,088</td> <td>20,221</td> <td>20,106</td> </tr> <tr> <td>達成率 (B/A)</td> <td>87.3%</td> <td>87.9%</td> <td>87.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>達成度の説明</p> <p>・1期5年の期の切替え時に高齢化等により継続を断念する組織があったため、令和3年度から令和4年度にかけて取組面積が落ち込んだが、概ね順調に取組が進んでいる。</p>			令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標値 (A)	23,000	23,000	23,000	実績値 (B)	20,088	20,221	20,106	達成率 (B/A)	87.3%	87.9%	87.4%
	令和2年度	令和3年度	令和4年度															
目標値 (A)	23,000	23,000	23,000															
実績値 (B)	20,088	20,221	20,106															
達成率 (B/A)	87.3%	87.9%	87.4%															

(6) -2

補助金等の名称	中山間地域等直接支払交付金
目的（趣旨）	中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援
公募・非公募	非公募
根拠法令・要綱等	<ul style="list-style-type: none"> <li>中山間地域等直接支払交付金交付要綱</li> <li>中山間地域等直接支払交付金実施要領</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用</li> <li>・ 山口県補助金等交付規則</li> <li>・ 日本型直接支払交付金交付要綱</li> </ul>																																						
創設年度	平成 27 年度																																						
交付対象事業	中山間地域等直接支払交付金																																						
補助対象経費及び補助率（限度額）	<p>補助対象経費及び補助率（限度額）の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>補助対象経費の概要</th> <th>補助率（限度額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中山間地域等直接支払推進交付金</td> <td>市町が対象協定に対し交付する経費</td> <td>           国 1/2、県 1/4、市町 1/4            （国予算の範囲内）            ※特認地域（中山間地域等直接支払交付金実施要領に基づき知事が定める基準に該当する地域）の場合は一律 1/3）         </td> </tr> </tbody> </table>	区分	補助対象経費の概要	補助率（限度額）	中山間地域等直接支払推進交付金	市町が対象協定に対し交付する経費	国 1/2、県 1/4、市町 1/4 （国予算の範囲内） ※特認地域（中山間地域等直接支払交付金実施要領に基づき知事が定める基準に該当する地域）の場合は一律 1/3）																																
区分	補助対象経費の概要	補助率（限度額）																																					
中山間地域等直接支払推進交付金	市町が対象協定に対し交付する経費	国 1/2、県 1/4、市町 1/4 （国予算の範囲内） ※特認地域（中山間地域等直接支払交付金実施要領に基づき知事が定める基準に該当する地域）の場合は一律 1/3）																																					
交付先及び交付金額	<p>交付先及び交付金額の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>交付先名</th> <th>交付金額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>下関市</td><td>179,292,845</td></tr> <tr><td>宇部市</td><td>53,769,342</td></tr> <tr><td>山口市</td><td>183,406,074</td></tr> <tr><td>萩市</td><td>180,533,357</td></tr> <tr><td>防府市</td><td>6,269,982</td></tr> <tr><td>下松市</td><td>3,098,150</td></tr> <tr><td>岩国市</td><td>75,670,666</td></tr> <tr><td>光市</td><td>2,950,426</td></tr> <tr><td>長門市</td><td>143,766,172</td></tr> <tr><td>柳井市</td><td>51,203,302</td></tr> <tr><td>美祢市</td><td>107,063,340</td></tr> <tr><td>周南市</td><td>46,425,942</td></tr> <tr><td>山陽小野田市</td><td>2,141,192</td></tr> <tr><td>周防大島町</td><td>10,200,808</td></tr> <tr><td>田布施町</td><td>11,761,639</td></tr> <tr><td>平生町</td><td>4,574,566</td></tr> <tr><td>阿武町</td><td>30,973,171</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,093,100,974</td></tr> </tbody> </table>	交付先名	交付金額（円）	下関市	179,292,845	宇部市	53,769,342	山口市	183,406,074	萩市	180,533,357	防府市	6,269,982	下松市	3,098,150	岩国市	75,670,666	光市	2,950,426	長門市	143,766,172	柳井市	51,203,302	美祢市	107,063,340	周南市	46,425,942	山陽小野田市	2,141,192	周防大島町	10,200,808	田布施町	11,761,639	平生町	4,574,566	阿武町	30,973,171	合計	1,093,100,974
交付先名	交付金額（円）																																						
下関市	179,292,845																																						
宇部市	53,769,342																																						
山口市	183,406,074																																						
萩市	180,533,357																																						
防府市	6,269,982																																						
下松市	3,098,150																																						
岩国市	75,670,666																																						
光市	2,950,426																																						
長門市	143,766,172																																						
柳井市	51,203,302																																						
美祢市	107,063,340																																						
周南市	46,425,942																																						
山陽小野田市	2,141,192																																						
周防大島町	10,200,808																																						
田布施町	11,761,639																																						
平生町	4,574,566																																						
阿武町	30,973,171																																						
合計	1,093,100,974																																						
申請及び交付件数	<p>申請件数：17 件          交付件数：17 件</p>																																						

補助金の効果測定	効果測定指標の目標値及び実績値の3期間推移			
	○中山間地域等直接支払交付金の取組面積			
	(単位: ha)			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度
	目標値 (A)	12,000	12,000	12,000
実績値 (B)	11,181	11,557	11,653	
達成率 (B/A)	93.1%	96.3%	97.1%	
達成度の説明				
<ul style="list-style-type: none"> <li>過疎法改正による制度対象地域の拡大等により、令和2年度以降年々取組面積が増加している。順調に取組が進められている。</li> </ul>				

(6) -3

補助金等の名称	日本型直接支払推進交付金(多面的機能支払推進交付金、中山間地域等直接支払推進交付金)		
目的(趣旨)	多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払交付金の適正かつ円滑な実施に向けて、市町等による事業推進経費を支援する。		
公募・非公募	非公募		
根拠法令・要綱等	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本型直接支払推進交付金交付等要綱</li> <li>日本型直接支払推進交付金実施要領</li> <li>山口県補助金等交付規則</li> <li>日本型直接支払交付金交付要綱</li> </ul>		
創設年度	平成27年度		
交付対象事業	日本型直接支払推進交付金(多面的機能支払推進交付金、中山間地域等直接支払推進交付金)		
補助対象経費及び補助率(限度額)	補助対象経費及び補助率(限度額)の概要		
	区分	補助対象経費の概要	補助率(限度額)
	日本型直接支払推進交付金(多面的機能支払推進交付金、中山間地域等直接支払推進交付金)	市町及び推進組織が日本型直接支払推進交付金交付等要綱に掲げる事業を行うのに要する経費(旅費、需用費等)	国10/10 (国予算の範囲内)

交付先及び交付金額	交付先及び交付金額の状況	
	交付先名	交付金額（円）
	下関市	2,399,000
	宇部市	998,000
	山口市	3,036,000
	萩市	1,760,000
	防府市	996,000
	下松市	93,000
	岩国市	737,000
	光市	262,000
	長門市	1,402,000
	柳井市	527,000
	美祢市	1,176,000
	周南市	1,235,000
	山陽小野田市	382,000
	周防大島町	168,000
	田布施町	200,000
阿武町	302,000	
山口県日本型直接支払推進協議会	15,300,000	
合計	30,973,000	
申請及び交付件数	申請件数：17 件 交付件数：17 件	
補助金の効果測定	<p>達成度の説明</p> <p>(6) -1、(6) -2 の推進に係る市町等の事務経費のため、本事業独自の目標値及び実績値は設定していない。</p> <p>効果測定指標が定量化されていない場合</p> <p>(効果測定方法) 本体交付金の目標値及び実績値</p> <p>(測定結果) (6) -1、(6) -2 記載のとおり</p>	

(7) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	・ 補助金交付要綱及び交付申請書並びに審査書類等を閲覧し、規定の手続きに準拠していること（交付目的、交付対象事業、補助対象経費等の適切性や公益性）を確認した。	・ 補助金交付要綱 ・ 交付申請書 ・ 変更承認申請書 ・ 審査書類

監査要点	実施手続	証憑書類等
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更承認申請書の内容及び手続きについて確認した。</li> <li>・交付決定通知書を閲覧し、交付額の確定や精算及び交付時期の適切性について確認した。</li> <li>・補助金に係る消費税仕入控除税額報告を閲覧し、漏れなく報告を受け必要に応じて返還を受けていることを確認した。</li> <li>・実績報告書を閲覧し、補助金の使途や補助金に係る収支(経理)が適切に報告されていることを確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交付決定通知書</li> <li>・補助金に係る消費税仕入控除税額報告</li> <li>・実績報告書</li> </ul>
有効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実績報告書の審査状況や、補助金交付先へ適切に指導及び監督を実施していることを質問にて確認した。</li> <li>・補助金チェックシートを閲覧し、補助事業の効果測定方法及び分析や評価結果を確認した。</li> <li>・補助事業の分析や評価結果をどのようにフィードバックしているか、否かについて質問にて確認した。</li> <li>・効果測定は適切な成果指標を設定しているか、また、可能な限り定量的評価を行っているか(安易に定性評価としていないか)、否かについて確認した。</li> <li>・本事業の目指すべき将来像に対する補助事業の適合性について検証した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実績報告書</li> <li>・補助金チェックシート</li> </ul>
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該補助金制度の利用(申請)状況や将来展望を質問し、制度縮減の必要性について検証した。</li> <li>・補助金交付先が大規模な事業者(財政余力のある事業者)である場合等、補助金支出の要否(必要性)をどのように判定しているか、否かについて質問にて確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金の予算実績比較</li> </ul>

(8) 監査の結果（指摘事項）または意見

**【指摘事項】** 交付金申請時及び実績報告における添付書類の不備について（合規性）

推進組織が日本型直接支払推進交付金等要綱に掲げる事業を行うのに要する経費（旅費、需用費等）を補助対象経費として、山口県日本型直接支払推進協議会（以下「推進協議会」という。）へ交付金を交付している。当初、令和4年4月8日付で交付申請があり、令和4年5月30日に多面的機能支払推進交付金として14,300,000円及び中山間地域等直接支払推進交付金として500,000円の交付決定を受けている。

当初の交付申請書において、添付すべき別紙3-1別添の添付がなされていなかった。また、令和5年3月31日付で実績報告書が提出されているが、添付の別紙3-1別添の実績数値と通常総会議案書に記されている数値が不一致であった。具体的には、実績報告書は、旅費130,000円、事務費3,149,000円と記されているが、通常総会議案書の収支計算書には、旅費123,190円、事務費3,155,810円と記されていた。添付資料の確認や補助金額の確定検査の徹底が必要である。

**【意見】** 交付金申請事務の適正性について（有効性、経済性・効率性）

上記、指摘事項に引き続きの意見として、県の日本型直接支払交付金交付要綱は国の日本型直接支払推進交付金交付等要綱及び日本型直接支払推進交付金実施要領に準拠し、同様の書類を求めている。上記の別紙3-1別添についても、対象経費は旅費、諸謝金、委託費及び事務費の大きな項目に分かれた記載のみで、細目についての記載はない。

国の日本型直接支払推進交付金実施要領第4の2項には交付対象経費として費目及び細目が記されている。確かに国の添付書類は別紙3-1別添の対象経費は4費目の記載のみだが、県としてはより精緻な内容確認として細目まで求める必要があると考える。

令和4年10月13日付で多面的機能支払推進交付金において、500,000円の追加交付を受けるために変更承認申請書が出されているが、その事業計画内容は当初の交付申請書の事業計画と全く同内容で、経費の配分についても委託費が550,000円の増加、事務費が50,000円の減少と記されているのみであり、なぜ500,000円の追加交付が必要であったかは一切不明である。細目まで増減内容を確認し、その理由を求める必要がある。

実績報告書においても同様に、4費目のみの記載で細目は不明である。通常総会議案書を確認して初めて細目の内容が分かる。細目の提出があれば上記指摘事項のような数値の齟齬はないと思われる。

例年のこととして、毎年ほぼ同額の交付金が支払われている現状において、手続が形骸化しているのではないかと推測され、その妥当性及び信頼性にも疑義が生じる。交付金における費用も推進協議会の母体団体への委託料が大部分を占めている。本交付金は全額が国からの補助金であるため、県の財政に影響はないとはいえ、委託料や事務費等の妥当性の確認は必須と考える。当初の申請段階から補助金の額の確定作業時において、さらに一層の注意を払って手続きを行って頂きたい。

【意見】農地の保全について（有効性）

今後、高齢化で農地の担い手は急激に少なくなることが確実視され、農地の保全、担い手の確保は非常に重要かつ急務である。県は県全体の計画のもと、国及び市町と綿密な連携を取り、上記「指摘事項」及び「意見」についての改善を図り、リーダーシップを発揮して着実に取組を推進して頂きたい。

27. 畜産経営スマート化促進事業（うち良質堆肥の製造・利用拡大、畜産環境整備機構受託事業）

(1) 事業の概要

事業名	畜産経営スマート化促進事業（うち良質堆肥の製造・利用拡大、畜産環境整備機構受託事業）
担当部局課	農林水産部畜産振興課
環境基本計画における施策区分	6 やまぐちの特性を活かした持続可能な地域づくりの推進
事業実施の背景（必要性）	<ul style="list-style-type: none"> <li>生産性向上と持続性の両立に向け、環境負荷軽減に寄与する取組等が求められている。</li> <li>家畜排せつ物由来の堆肥の農地還元は、土壌炭素貯留や化学肥料使用料の低減等により環境負荷軽減に寄与。</li> <li>環境問題への意識の高まりや国際的な肥料価格高騰を受け、堆肥の活用に一層注目が集まっているが、畜産農家と耕種農家の堆肥品質に対する認識の差等により、堆肥利用は一部に留まっており、利用拡大に向けての支援が必要。</li> </ul>
事業目的及び達成時期	<p>（事業目的）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>畜産農家の堆肥製造に向けた意識醸成、製造に係る指導体制の強化、畜産農家と耕種農家のマッチング体制の強化を図り、需要に応じた良質堆肥の製造・利用拡大を促進する。</li> </ul> <p>（達成時期）</p> <p>令和8年度（予定）</p>
目指すべき将来像	<ul style="list-style-type: none"> <li>堆肥成分分析の定着化や製造監視システムの導入等により良質堆肥の製造が拡大するとともに、畜産農家と耕種農家のマッチング体制の強化による、堆肥の停滞防止により畜産経営の安定化を図る。</li> </ul>
事業の概要（内容）	<ul style="list-style-type: none"> <li>堆肥成分分析、堆肥製造監視システムの導入支援等により良質堆肥の製造を促進する。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耕畜連携によるワーキンググループを設立し、アンケート調査により実態把握を行い、良質堆肥の製造・利用に向けた取組へ反映する。</li> <li>・ 堆肥情報データベース（DB）の構築等によるマッチング体制を強化し、利用拡大を図る。</li> </ul>
<p>事業の概要図等</p>	
<p>事業の主な実施主体</p>	<p>県（直営）、補助事業者等</p>
<p>事業の対象者（誰に対する事業か）</p>	<p>県内畜産農家、県内耕種農家</p>
<p>令和 4 年度の取組と成果（進捗）の概要</p>	<p>（取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 堆肥の成分分析、製造監視システム導入支援</li> <li>・ ワーキンググループの設立及び堆肥の製造、利用に係るアンケート調査の実施</li> <li>・ 堆肥情報 DB の構築に向けた情報収集</li> <li>・ 畜産環境整備機構のリース事業周知</li> </ul> <p>（成果（進捗））</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 堆肥の成分分析支援（9 件）</li> <li>・ 堆肥の製造監視システム実装支援（1 件）</li> <li>・ 堆肥製造者（畜産農家等 45 戸）及び利用者（耕種農家 225 法人）に対してアンケート調査を実施。（回答率：製造 55.3%、利用 75.1%）調査結果をワーキンググループ及び山口県環境調和型スマート畜産推進協議会で共有</li> <li>・ 堆肥情報 DB の構築に向け情報収集を実施（堆肥分析結果 9 件）</li> <li>・ 畜産環境整備機構のリース事業周知を実施</li> </ul>
<p>関連する基本方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ やまぐち維新プラン</li> <li>・ やまぐち未来維新プラン</li> </ul>
<p>関連する個別計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中山間地域づくりビジョン</li> <li>・ やまぐち農林水産業振興計画</li> <li>・ 山口県地球温暖化対策実行計画</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>山口県農林水産業環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画</li> <li>家畜排せつ物の利用の促進を図るための山口県計画</li> </ul>
根拠法令の名称 (法律、条例、要綱等)	該当無し
事業区分	継続事業(令和元年度～) ※令和4年度に拡充

(2) 予算額と決算額の3期間推移

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額	322	314	5,741
補正後予算額	322	314	2,391
決算額	272	262	1,860

(予算額及び決算額の著増減事項等)

良質堆肥の製造・利用拡大部分を拡充したため、令和4年度で当初予算は増加している。また、令和4年度の補正予算は主に負担金補助金及び交付金の減額によるものである。

(3) 令和4年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
負担金、補助及び交付金	245	下記(6)参照
旅費	149	職員出張旅費
需用費	747	コピー代、用紙代他
役務費	173	電話代
備品購入費	546	タブレット
合計	1,860	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率(%)
国庫	737	39.6
その他	96	5.2
一般(県)	1,027	55.2
合計	1,860	100.0

(その他財源の内容) 受託事業収入

(5) 負担金、補助及び交付金の3期間推移

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
決算額	—	—	245
補助金等の名称	—	—	山口県畜産振興対策補助金
交付先名	—	—	(一社)山口県配合飼料価格安定基金協会

(6) 令和4年度補助金等の概要

補助金等の名称	山口県畜産振興対策補助金（畜産経営スマート化促進事業）		
目的（趣旨）	畜産経営に先進技術を導入し、生産性向上と環境負荷軽減を両立させ、県内畜産業の経営体質強化を図る。		
公募・非公募	公募		
根拠法令・要綱等	<ul style="list-style-type: none"> <li>山口県補助金等交付規則</li> <li>山口県畜産振興対策補助金交付要綱</li> <li>畜産経営スマート化促進事業実施要領</li> </ul>		
創設年度	令和4年度		
交付対象事業	良質堆肥の製造・利用拡大に係る事業 （ <ul style="list-style-type: none"> <li>堆肥の成分分析</li> <li>堆肥の製造に資するスマート機器の導入等</li> <li>良質堆肥の製造に資する助言・指導等</li> </ul> ）		
補助対象経費及び補助率（限度額）	補助対象経費及び補助率（限度額）の概要		
	区分	補助対象経費の概要	補助率（限度額）
	堆肥の成分分析	堆肥の販売もしくは自家利用する際の成分分析に係る経費等	1/2 以内 (上限 25,000 円)
	堆肥の製造に資するスマート機器の導入等	堆肥の温度などを省力的に管理する技術等の導入に係る経費等	1/2 以内
	堆肥の製造に資する助言・指導等	良質堆肥の製造に資する助言・指導等に係る経費	1/2 以内

交付先及び交付金額	交付先及び交付金額の状況			
	交付先名	交付金額（円）		
	一般社団法人山口県配合飼料価格安定基金協会	244,700 円		
	合計	244,700 円		
申請及び交付件数	申請件数：1 件 交付件数：1 件			
補助金の効果測定	効果測定指標の目標値及び実績値の3 期間推移 (単位：件)			
	堆肥成分分析支援	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度
	目標値 (A)	—	—	50
	実績値 (B)	—	—	9
	達成率 (B/A)	—	—	18.0%
	堆肥製造監視システム導入支援	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度
	目標値 (A)	—	—	10
	実績値 (B)	—	—	1
	達成率 (B/A)	—	—	10.0%
	達成度の説明 令和4 年度は、配合飼料価格及び輸入粗飼料価格の急騰、高止まりにて畜産経営は非常に厳しい状況に置かれることとなった。畜産農家の良質堆肥の製造・利用に対する意識は高まっており、成分分析実施やスマート機器導入への意欲は有るものの、厳しい経営状況の中、追加のコストをかけることが叶わず、堆肥成分分析実施件数・製造監視システム導入件数が、目標に対して少ない件数となった。			

(7) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助金交付要綱及び交付申請書並びに審査書類等を閲覧し、規定の手続きに準拠していること（交付目的、交付対象事業、補助対象経費等の適切性や公益性）を確認した。</li> <li>交付決定通知書を閲覧し、交付額の確定や精算及び交付時期の適切性を確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>山口県畜産振興対策補助金交付要綱</li> <li>畜産経営スマート化促進事業要領</li> <li>畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付等要綱</li> </ul>

監査要点	実施手続	証憑書類等
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金に係る消費税仕入控除税額報告を閲覧し、漏れなく報告を受け必要に応じて返還を受けていることを確認した。</li> <li>・実績報告書を閲覧し、補助金の使途や補助金に係る収支(経理)が適切に報告されていることを確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物品受領証</li> <li>・物品保管転換決議書</li> </ul>
有効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実績報告書の審査状況や、補助金交付先へ適切に指導及び監督を実施していることを質問にて確認した。</li> <li>・補助金チェックシートを閲覧し、補助事業の効果測定方法及び分析や評価結果を確認した。</li> <li>・補助事業の分析や評価結果をどのようにフィードバックしているか、否かについて質問にて確認した。</li> <li>・効果測定は適切な成果指標を設定しているか、また、可能な限り定量的評価を行っているか(安易に定性評価としていないか)、否かについて確認した。</li> <li>・本事業の目指すべき将来像に対する補助事業の適合性について検証した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施計画書</li> <li>・変更計画書</li> <li>・実施状況報告書</li> <li>・実績報告書</li> </ul>
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最小の経費で最大の効果を上げているか、否かについて検証するため、実績報告書を閲覧した。</li> <li>・当該補助金制度の利用(申請)状況や将来展望を質問し、制度縮減の必要性について検証した。</li> <li>・補助金交付先が大規模な事業者(財政余力のある事業者)である場合等、補助金支出の要否(必要性)をどのように判定しているか、否かについて質問にて確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支出負担行為票</li> <li>・実績報告書</li> </ul>

(8) 監査の結果(指摘事項)または意見

【意見】事業目的達成のための効果的な指標の設定について(有効性、経済性・効率性)

当該事業で実施した「山口県畜産振興対策補助金」の事業実施主体は、県内の各農業協同組合(以下「農協」という。)と(一社)山口県配合飼料価格安定基金協会(以下「基金協

会」という。)に限定されている。令和4年度における補助金申請は1者、基金協会のみであった。当該補助事業を実施する畜産振興課が直接働きかけできる対象は、実施主体であり、目標とすべきは、1件も申請がなかった各農協からの申請を増加させることである。その結果、構成員である各組合員からの申請が増加し、最終目的である「需要に応じた良質堆肥の製造・利用拡大」が促されることに繋がる。実施主体の参加なくして当該事業の目的達成はありえない。

しかし、畜産振興課は、効果測定の指標として、基金協会における当該補助事業の実績数9件を用いており、これでは、県の目標が実施主体任せとなっていると見られても致し方なく、事業の成果は実施主体にかかっていると考えられる。実施主体の申請件数を目標値とした上で、畜産農家や耕種農家の実施件数も目標として、その件数を把握し、分析・検証し、次年度以降の事業に有効活用する必要があることは言うまでもない。

効果指標が定まっていなければ、事業の効率性は悪く、かつ経済性も期待できない。そのため、畜産振興課は、自身の影響の範囲を考慮し、事業目的達成のための効果指標を再整理し、効果的かつ効率的な補助事業を実施する必要がある。

【意見】補助金の趣旨に適合した事業であるか、否かについて（経済性・効率性）

当該事業で実施された補助事業は、畜産農家に対する堆肥の成分分析の支援である。目標の達成度の説明として明記されている通り、今年度事業の対象者は、「追加のコストをかけることが叶わず」といった事情のある畜産農家からの申請は0件であり、比較的大規模な営利法人等であり、到底、25千円の補助金がなければ当該事業が達成できないとは考えられない、十分、独自で事業を実施することが可能な者のみであった。そのため、①事業規模の上限を設ける、②上限を設けた上で全額の補助に切り替える等、さらに一層、有効かつ効率的な事業となるよう再検討されたい。

28. 木材利用加速化事業（うち、「森林バイオマス生産施設等整備」）

(1) 事業の概要

事業名	木材利用加速化事業（うち、「森林バイオマス生産施設等整備」）
担当部局課	農林水産部森林企画課
環境基本計画における施策区分	1 気候変動対策の推進
事業実施の背景（必要性）	地球温暖化に影響を及ぼす温室効果ガスの増加とエネルギー消費は密接に関わっていることから、一層の再生可能エネルギーの導入等が必要である。再生可能エネルギーである森林バイオマスは、地球温暖化防止にも有効なエネルギー源であり、森林バイオマスの活用を推進することは地球温暖化を抑制することに資する。

<p>事業目的及び達成時期</p>	<p>(事業目的) 未利用材の木質資源をバイオマスエネルギーとして活用するために必要な施設整備を支援し、木質バイオマスの利用量の増大や収集・運搬の効率化を進める。</p> <p>(達成時期) 令和 8 年度 (予定)</p>
<p>目指すべき将来像</p>	<p>林地残材のバイオマス資源としての活用により、地球温暖化に資するとともに中山間地域の活性化に努める。</p>
<p>事業の概要 (内容)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未利用間伐材等活用機材整備</li> <li>・木質バイオマス供給施設整備</li> <li>・木質バイオマスエネルギー利用施設整備</li> </ul>
<p>事業の概要図等</p>	 <p>森林整備とバイオマス活用のイメージ (出典：農林水産省イラストをベースに作成)</p>
<p>事業の主な実施主体</p>	<p>市町、森林組合、民間事業者など</p>
<p>事業の対象者 (誰に対する事業か)</p>	<p>市町、森林組合、民間事業者など</p>
<p>令和 4 年度の取組と成果 (進捗) の概要</p>	<p>(取組) ・県内の未利用資源を有効利用し、バイオマス発電用燃料の需要に対応するため、移動式チップパーを導入し、効率的に木材チップを供給する。</p> <p>(成果 (進捗)) ・移動式チップパーを導入し、林地残材 (未利用資源) をチップ化し、県内のバイオマス発電所に供給している。</p>
<p>関連する基本方針</p>	<p>やまぐち維新プラン やまぐち未来維新プラン</p>
<p>関連する個別計画</p>	<p>やまぐち農林水産業振興計画</p>
<p>根拠法令の名称</p>	<p>・山口県補助金等交付規則</p>

(法律、条例、要綱等)	・山口県森林づくり事業交付金交付要綱
事業区分	継続事業（平成 18 年度～）

(2) 予算額と決算額の 3 期間推移

(単位：千円)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
当初予算額	—	—	62,500
補正後予算額	—	—	23,250
決算額	—	—	23,250

(予算額及び決算額の著増減事項等)

補助事業は事業の対象者の要望に対して予算化しているため、要望により年度間で増減が発生している。

(3) 令和 4 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
負担金、補助及び交付金	23,250	下記 (6) 参照
合計	23,250	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	23,250	100.0
その他	—	—
一般 (県)	—	—
合計	23,250	100.0

(5) 負担金補助金及び交付金の 3 期間推移

(単位：千円)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
決算額	—	—	23,250
補助金等の名称	—	—	山口県森林づくり事業交付金
交付先名	—	—	山口県東部森林組合

(6) 令和4年度補助金等の概要

補助金等の名称	山口県森林づくり事業交付金								
目的（趣旨）	林業・木材産業が内包する持続性を高めながら成長発展させ、人々が森林の発揮する多面的機能の恩恵を享受できるようにすることを通じて、社会経済生活の向上とカーボンニュートラルに寄与する「グリーン成長」の実現を図るべく、川上から川下までの総合的な取組に対して支援を行うこと								
公募・非公募	公募（対象となる林業事業体に周知）								
根拠法令・要綱等	<ul style="list-style-type: none"> <li>山口県補助金等交付規則</li> <li>山口県森林づくり事業交付金交付要綱</li> </ul>								
創設年度	継続事業（平成18年度～）								
交付対象事業	山口県森林づくり事業								
補助対象経費及び補助率（限度額）	<p>補助対象経費及び補助率（限度額）の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>補助対象経費の概要</th> <th>補助率（限度額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>未利用間伐材等活用機材整備</td> <td>未利用間伐材等活用機械</td> <td>1/2 以内（－）</td> </tr> </tbody> </table>			区分	補助対象経費の概要	補助率（限度額）	未利用間伐材等活用機材整備	未利用間伐材等活用機械	1/2 以内（－）
区分	補助対象経費の概要	補助率（限度額）							
未利用間伐材等活用機材整備	未利用間伐材等活用機械	1/2 以内（－）							
交付先及び交付金額	<p>交付先及び交付金額の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>交付先名</th> <th>交付金額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山口県東部森林組合</td> <td>23,250,000 円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>23,250,000 円</td> </tr> </tbody> </table>			交付先名	交付金額（円）	山口県東部森林組合	23,250,000 円	合計	23,250,000 円
交付先名	交付金額（円）								
山口県東部森林組合	23,250,000 円								
合計	23,250,000 円								
申請及び交付件数	<p>申請件数：1 件                  交付件数：1 件                  差異については、不採択 0 件</p>								
補助金の効果測定	<p>（効果測定方法）                  事業完了した翌年度から 5 年間、事業体から年度ごとの林業機械等による達成状況を報告させることにより、適切に利用しているか確認している。                  （測定結果）                  目標：毎年の利用量                  実績：初回の報告が令和 6 年 9 月を予定しているため実績なし</p>								

<参考>

山口県環境基本計画に掲げる数値目標

環境指標	・1-④
------	------

(7) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金交付要綱及び交付申請書並びに審査書類等を閲覧し、規定の手続きに準拠していること（交付目的、交付対象事業、補助対象経費等の適切性や公益性）を確認した。</li> <li>・交付決定通知書を閲覧し、交付額の確定や精算及び交付時期の適切性を確認した。</li> <li>・実績報告書を閲覧し、補助金の使途や補助金に係る収支（経理）が適切に報告されていることを確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・起案書（電子）</li> <li>・補助金（交付金）交付要綱</li> <li>・山口県補助金等交付規則</li> <li>・補助金実施要領</li> <li>・交付申請書</li> <li>・審査書類</li> <li>・実績報告書</li> <li>・交付確定通知書</li> </ul>
有効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実績報告書の審査状況や、補助金交付先へ適切に指導及び監督を実施していることを質問にて確認した。</li> <li>・補助金チェックシートを閲覧し、補助事業の効果測定方法及び分析や評価結果を確認した。</li> <li>・補助事業の分析や評価結果をどのようにフィードバックしているか、否かについて質問にて確認した。</li> <li>・効果測定は適切な成果指標を設定しているか、また、可能な限り定量的評価を行っているか（安易に定性評価としていないか）確認した。</li> <li>・本事業の目指すべき将来像に対する補助事業の適合性について検証した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実績報告書</li> <li>・補助金チェックシート</li> <li>・検査調書</li> <li>・検査復命書</li> </ul>
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該補助金制度の利用（申請）状況や将来展望を質問し、制度縮減の必要性について検証した。</li> <li>・補助金で購入した機械について県に対する請求書（取得価額の半分）の内容を確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金事業実施計画</li> <li>・交付金交付請求書</li> </ul>

(8) 監査の結果（指摘事項）または意見

【意見】起案書（電子決裁）の様式について（有効性）

起案書（電子決裁）の様式は、役職なし、主査、課長、主幹、部長、主任、次長及び所長となっており、承認日は各々が承認した日時が確認時に記録される。しかし、一部の起案書において、例えば、役職なし、主査、課長及び主幹の承認日が空欄のままとなっていた。最終決定者である決裁者は、部長、次長および所長であるため、部長、次長および所長の承認日（決裁日）が記入されていれば、起案書として問題はないとも言えるが、役職なし、主査、課長、主幹および主任でも起案書について説明する場合もある。その際、起案書における承認日が空欄のままの場合、起案書の内容を確認しなかったのではないかという疑義が生じるおそれがある。そのような疑義を完全に排除するためにも起案書に氏名が記載されている本人が、起案書の内容を確認したことを証明するためにも承認日を空欄としないことが強く望まれる。

## 29. 県民参加の森林づくり推進事業

### (1) 事業の概要

事業名	県民参加の森林づくり推進事業
担当部局課	農林水産部森林企画課
環境基本計画における施策区分	5 環境に配慮し、行動できる人づくりの推進
事業実施の背景（必要性）	県民負担による「やまぐち森林づくり県民税」は、県民の認知と理解を得ての事業実施が不可欠であるため。
事業目的及び達成時期	（事業目的） 森林の果たす役割や県民税事業の普及啓発 （達成時期） 令和6年度（予定）
目指すべき将来像	県民税事業の周知率の維持・向上
事業の概要（内容）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町等との連携による地域イベント等における周知活動</li> <li>・県民参加による「2050年の森」づくりを通じた周知活動</li> <li>・周知用資料の作成・配布</li> </ul>
事業の概要図等	
事業の主な実施主体	県（直営及び委託）

事業の対象者（誰に対する事業か）	全県民
令和4年度の取組と成果（進捗）の概要	<p>（取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域で開催される各種イベントに出展し、パネル展示や周知用資料を配布</li> <li>・「2050年の森」を愛着のある森林とするために、県民と一緒に整備を進め、効率的かつ効果的な周知活動を実施</li> <li>・県民税関連事業の実績等を取りまとめた、レポート及び概要版を作成・配布</li> </ul> <p>（成果（進捗））</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林の多様な機能の理解醸成</li> <li>・森林づくり県民税事業の周知率の維持</li> </ul>
関連する基本方針	やまぐち維新プラン
関連する個別計画	該当無し
根拠法令の名称（法律、条例、要綱等）	該当無し
事業区分	継続事業（平成27年度～）

(2) 予算額と決算額の3期間推移

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額	5,000	5,000	5,000
補正後予算額	—	—	—
決算額	4,648	4,245	4,289

(3) 令和4年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
委託料	3,960	下記(6)参照
旅費	10	職員出張旅費
需用費	304	コピー代、用紙代
役務費	8	電話代
報償費	7	講師報償
合計	4,289	

## (4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	—	—
その他	—	—
一般 (県)	4,289	100.0
合計	4,289	100.0

## (5) 委託料の3期間推移

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
決算額	3,850	3,938	3,960
契約方法	随意契約	同左	同左
委託業者名	特定非営利活動法人やまぐち里山ネットワーク	同左	同左

## (6) 令和4年度委託契約の概要

契約名	2050年の森を活用した「県民参加の森林づくり」推進業務
契約期間	令和4年9月7日～令和5年3月17日
業務内容 (仕様)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2050年の森づくり業務</li> <li>森林づくり活動の推進、癒しの空間及び遊びの空間整備</li> <li>・ 周知業務</li> <li>県民税事業の取組内容や森林整備の必要性をパネルで紹介等</li> </ul>
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</li> <li>・ 業務委託契約事務取扱要領第2の3(3)イ</li> </ul>
委託業者名	特定非営利活動法人やまぐち里山ネットワーク
業者選定理由	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 森林ボランティアが中心となって「2050年の森」を整備・管理するには、県下全域のボランティア団体等とのネットワークがあり、これまで県の森林ボランティア養成研修を受託・開催している当該団体のほかはない。</li> <li>2. 「2050年の森」で、一般県民に年間を通じて森林づくりの機会を提供し、県民と一緒に育てる「2050年の森」づくりに取り組む企画運営能力を有する団体は、自然や森林のしくみ、森林づくりと林業、教育の方法、安全対策等について知識と技術を有し、</li> </ol>

	<p>森林ボランティア活動や森林環境教育に深い造詣がある当該団体のほかはない。</p> <p>3. 当該団体はこれまでも、自ら企画するイベント等において、森林の果たす役割の重要性や森林整備の必要性、これを支えるやまぐち森林づくり県民税関連事業の重要性について PR を行う等、「やまぐち森林づくり県民税」の意義を十分理解しており、「2050年の森」を活用した「やまぐち森林づくり県民税」の効果的な周知に十分なノウハウを有している。</p>
予定価格	3,999,600円（税込）
契約金額	3,960,000円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	<p>検査対象：契約書及びその他関係書類に基づき、実績報告書等</p> <p>検査手法：検査職員が契約相手方に出向き、上記書類を確認</p> <p>検査結果：合格</p>

<参考>

山口県環境基本計画に掲げる数値目標

環境指標	1-③
------	-----

(7) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
<p>合規性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託契約書及び仕様書を閲覧し、適法な契約事務であること、及び公権力の行使に当たる可能性のある事務委託ではないことを確認した。</li> <li>・契約方法の選定が適法、かつ、妥当であることを質問するとともに、随意契約によることを可能とする規則等を閲覧した。</li> <li>・安易に随意契約を選定している傾向がないか検討した。</li> <li>・委託業務の検査（履行確認）が適正に行われていることを確認した。また、検査の方法を質問し、適切に評価されていることを確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務委託契約書、仕様書</li> <li>・業務委託契約事務取扱要領</li> <li>・競争入札等審査会（業務委託契約）稟議書</li> <li>・業務委託検査調書</li> <li>・請求書、支出票</li> <li>・業務委託契約情報の公表について（県 HP）</li> </ul>

監査要点	実施手続	証憑書類等
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託料が適切な時期に支払われていることを確認した。</li> <li>・業務委託契約の情報公開（公表対象となる契約について）の状況を確認した。</li> </ul>	
有効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託契約に付する合理性があるか確認した。</li> <li>・委託の効果（実効性）をどのように分析及び評価しているか質問し検討した。</li> <li>・本事業の目指すべき将来像に対する委託業務の適合性について検討した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見積業者選定理由書</li> <li>・業務委託検査調書</li> <li>・成果報告書</li> </ul>
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入札方式に変更し、委託料の縮減を図るべき随意契約がないか質問した。</li> <li>・委託業務の内容に照らして、予定価格の積算内容を確認した。</li> <li>・委託先から提出される決算書の検討方法を質問し、安易に見積ありきで請求されていないかについて検討した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様書</li> <li>・見積書</li> <li>・成果報告書</li> </ul>

(8) 監査の結果（指摘事項）または意見

【意見】 事業目標達成のための効果的な指標の設定について（有効性、経済性・効率性）

県は、当事業の目指すべき将来像として、県政世論調査における周知率の維持を掲げている。当該周知率は、やまぐち森林づくり県民税について「知っている」「聞いたことはある」「知らない」の三択に対し、「知っている」と「聞いたことはある」を合計した比率と定義されている。県は、平均30%の周知率の維持を目標としているが、調査開始年度である平成18年度から令和4年度の周知率の平均は33.9%(中央値34.4%、最小値24.8%、最大値41.3%)であった。周知率が目標30%を下回った年度は2事業年度のみであったが、40%を超えた年度も含め、増減要因についての詳細分析は行われていない。

周知率を目標にするのであれば、周知率に何がどのような影響を与えているのかを詳細に分析し、評価する必要がある。周知率の維持に全く寄与しない対策を行っているとは考え難いが、効果の乏しい対策については、より効果的・効率的な事業となるように見直しを行うことが強く求められる。一方で、周知率は様々な要因が絡んだ結果であるため、事業を行うにあたっては、その事業年度内でコントロール可能かつ具体的な目標を別に設定して取り組むことが極めて有用と考える。

また、事業の必要性からすると、単に当該税の存在を認識しているかどうかではなく、当該税について県民からの理解を広く得ることの方が重要である。県政世論調査の結果では、当該税とその事業内容について知っていると回答された県民の割合は、令和3年度が11.0%、

令和4年度が8.7%であったが、これらについても全く評価が行われていない。令和4年度時点で既に18年間に及ぶ事業年度が経過した税であることから、目標とする指標の妥当性について再度、深く検証する意義は十分にあると考える。今後、令和6年度に行われる「やまぐち森林づくり県民税事業」の延長についての判断が、適切な事業評価のもとで行われることを強く期待する。

### 30. 地域森林づくり活動強化対策事業

#### (1) 事業の概要

事業名	地域森林づくり活動強化対策事業
担当部局課	農林水産部森林企画課
環境基本計画における施策区分	5 環境に配慮し、行動できる人づくりの推進
事業実施の背景（必要性）	農山村における過疎化や高齢化、担い手の減少などに起因し、森林に対して適切な手入れが行き届かず、その結果、近年、荒廃してしまった森林が増加してきており、今後、森林を健全な姿で次の世代に引き継ぐためにも県民との協働による森林づくりを進める必要がある。
事業目的及び達成時期	（事業目的） 県民の森林づくり活動への参画促進のみならず、ボランティア団体等の取組を一層推進し、地域活動の中核となるボランティアリーダーを養成し、森林ボランティア団体や市町による地域森林活動の支援し、さらに森林環境教育へ支援するなど、森林づくり活動の活力強化に取り組む。  （達成時期） 令和6年度（予定）
目指すべき将来像	県民による自主的な森林整備、地域づくり活動および体験交流が活発に行われる。
事業の概要（内容）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林環境ボランティアリーダーの養成</li> <li>・森林ボランティア団体活動の推進</li> <li>・市町を介しての森林ボランティア活動の推進</li> <li>・子どもたちに対する森林環境・体験交流活動の推進</li> </ul>

<p>事業の概要図等</p>	
<p>事業の主な実施主体</p>	<p>県（委託）、補助事業者など</p>
<p>事業の対象者（誰に対する事業か）</p>	<p>森林整備活動を行う県内のボランティア団体、NPO、自治会、企業、木育団体、市町など</p>
<p>令和4年度の取組と成果（進捗）の概要</p>	<p>（取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林環境ボランティアリーダーの養成</li> <li>・森林ボランティア団体による森林整備活動の実施</li> <li>・森林ボランティア団体による子どもたちに対する森林環境・体験交流活動の実施</li> </ul> <p>（成果（進捗））</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林環境ボランティアリーダー、9名を養成</li> <li>・森林整備、樹木の植栽等計0.35haを実施</li> <li>・竹林整備や松原の保護などを通じた子どもたちへの森林教育・体験交流活動が開催、約1000人が参加</li> </ul>
<p>関連する基本方針</p>	<p>やまぐち維新プラン やまぐち未来維新プラン</p>
<p>関連する個別計画</p>	<p>該当無し</p>
<p>根拠法令の名称 （法律、条例、要綱等）</p>	<p>山口県補助金等交付規則 山口県森林環境活動サポート事業補助金交付要綱</p>
<p>事業区分</p>	<p>継続事業（平成27年度～）</p>

## (2) 予算額と決算額の3期間推移

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額	8,000	8,000	8,000
補正後予算額	5,816	4,197	3,798
決算額	5,795	4,196	3,780

(予算額及び決算額の著増減事項等)

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、補助事業が縮小したため決算額は減少傾向にある。

## (3) 令和4年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
委託料	693	下記(6)参照
負担金、補助及び交付金	2,982	下記(8)参照
旅費	20	職員出張旅費
需用費	48	コピー代、用紙代、車両燃料費他
役務費	14	電話代
使用料及び賃借料	23	
合計	3,780	

## (4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率(%)
国庫	—	—
その他	—	—
一般(県)	3,780	100.0
合計	3,780	100.0

## (5) 委託料の3期間推移

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
決算額	695	696	693
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約
委託業者名	NPO 法人やまぐち里山ネットワーク	NPO 法人やまぐち里山ネットワーク	NPO 法人やまぐち里山ネットワーク

(6) 令和4年度委託契約の概要

契約名	森林環境ボランティアリーダー養成事業
契約期間	令和4年6月30日～令和5年3月17日
業務内容（仕様）	・森林環境ボランティアリーダー養成研修の実施 ・研修実施のための事前準備や前日準備、片付け、実績報告書作成
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	・地方自治法施行令第167条の2第1項第1号 ・業務委託契約事務取扱要領第2の3(3)ア
委託業者名	NPO法人やまぐち里山ネットワーク
業者選定理由	本業務は森林ボランティア団体等の森林環境ボランティアリーダーの養成を図る取組であり、当該業者は森林作業技術や森林環境教育の指導に高い専門知識を有する団体であり、これ以外に適当な機関が県内にないため。
予定価格	700,000円（税込）
契約金額	693,000円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	検査対象：実績報告書、写真等 検査手法：対面による書類検査 検査結果：合格

(7) 負担金、補助及び交付金の3期間推移

（単位：千円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
決算額	5,000	3,500	2,982
補助金等の名称	山口県森林環境活動サポート事業補助金	山口県森林環境活動サポート事業補助金	山口県森林環境活動サポート事業補助金
交付先名	森林・里山づくり研究会外8件	美しい三浦を創る会外6件	佐賀コミュニティ協議会外5件

(8) 令和4年度補助金等の概要

補助金等の名称	山口県森林環境活動サポート事業補助金
目的（趣旨）	ボランティア団体等が取り組む自主的な森林づくり活動や地域の子どもたち、都市住民等への森林環境教育、体験学習等の活動をサポートし、森林環境ボランティアリーダーを積極的に養成することで森林づくり活動への更なる参画促進、次世代等への森林づくりへの理解醸成を図る。
公募・非公募	公募

根拠法令・要綱等	<ul style="list-style-type: none"> <li>山口県補助金等交付規則</li> <li>山口県森林環境活動サポート事業補助金交付要綱</li> </ul>																						
創設年度	平成 27 年度																						
交付対象事業	山口県森林環境活動サポート事業																						
補助対象経費及び補助率（限度額）	<p>補助対象経費及び補助率（限度額）の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>補助対象経費の概要</th> <th>補助率（限度額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>森林ボランティア活動支援</td> <td>謝金、旅費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、資材購入費、その他知事が必要と認める経費等</td> <td>10/10（50万円）</td> </tr> <tr> <td>子どもたちに対する森林環境、体験交流活動支援</td> <td>謝金、旅費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、資材購入費、食糧費、その他知事が必要と認める経費等</td> <td>10/10（50万円）</td> </tr> </tbody> </table>			区分	補助対象経費の概要	補助率（限度額）	森林ボランティア活動支援	謝金、旅費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、資材購入費、その他知事が必要と認める経費等	10/10（50万円）	子どもたちに対する森林環境、体験交流活動支援	謝金、旅費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、資材購入費、食糧費、その他知事が必要と認める経費等	10/10（50万円）											
区分	補助対象経費の概要	補助率（限度額）																					
森林ボランティア活動支援	謝金、旅費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、資材購入費、その他知事が必要と認める経費等	10/10（50万円）																					
子どもたちに対する森林環境、体験交流活動支援	謝金、旅費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、資材購入費、食糧費、その他知事が必要と認める経費等	10/10（50万円）																					
交付先及び交付金額	<p>交付先及び交付金額の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">交付先名</th> <th>交付金額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">森林ボランティア活動支援</td> <td>佐賀コミュニティ協議会</td> <td>482,292円</td> </tr> <tr> <td>里山ローズクラブ</td> <td>500,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">子どもたちに対する森林環境、体験交流活動支援</td> <td>光市竹林会</td> <td>500,000円</td> </tr> <tr> <td>(株)レノファ山口</td> <td>500,000円</td> </tr> <tr> <td>NPO法人やまぐち里山ネットワーク</td> <td>500,000円</td> </tr> <tr> <td>阿武の松原のみどりを守る会</td> <td>500,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>2,982,292円</td> </tr> </tbody> </table>			交付先名		交付金額（円）	森林ボランティア活動支援	佐賀コミュニティ協議会	482,292円	里山ローズクラブ	500,000円	子どもたちに対する森林環境、体験交流活動支援	光市竹林会	500,000円	(株)レノファ山口	500,000円	NPO法人やまぐち里山ネットワーク	500,000円	阿武の松原のみどりを守る会	500,000円	合計		2,982,292円
交付先名		交付金額（円）																					
森林ボランティア活動支援	佐賀コミュニティ協議会	482,292円																					
	里山ローズクラブ	500,000円																					
子どもたちに対する森林環境、体験交流活動支援	光市竹林会	500,000円																					
	(株)レノファ山口	500,000円																					
	NPO法人やまぐち里山ネットワーク	500,000円																					
	阿武の松原のみどりを守る会	500,000円																					
合計		2,982,292円																					
申請及び交付件数	<p>申請件数：7件          交付件数：6件          申請件数と交付件数の差異の1件については、申請取り下げがあった。</p>																						
補助金の効果測定	<p>効果測定指標の目標値及び実績値の3期間推移          （単位：団体）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>森林ボランティア団体数</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標値（A）</td> <td>91</td> <td>95</td> <td>99</td> </tr> <tr> <td>実績値（B）</td> <td>89</td> <td>88</td> <td>91</td> </tr> <tr> <td>達成率（B/A）</td> <td>98%</td> <td>93%</td> <td>92%</td> </tr> </tbody> </table> <p>達成度の説明          目標値の設定については、やまぐち森林づくり県民税第3期末（令和元年度）の87団体から、毎年4団体、5年間で計20団体の新たな</p>			森林ボランティア団体数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標値（A）	91	95	99	実績値（B）	89	88	91	達成率（B/A）	98%	93%	92%				
森林ボランティア団体数	令和2年度	令和3年度	令和4年度																				
目標値（A）	91	95	99																				
実績値（B）	89	88	91																				
達成率（B/A）	98%	93%	92%																				

	<p>な団体数の増加を目標とし、令和6年度までに107団体として計画した。</p> <p>しかし、毎年、新規団体はあるものの、団員メンバーの高齢化等に伴い、解散する団体があることや、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による申請団体の減少等の理由から、森林ボランティア団体数の達成率は令和4年度時点で92%にとどまっている。</p> <p>今後、本事業の周知活動を活性化し、新規団体の掘り起こし等を行い、団体数の増加につなげていく予定である。</p>
--	--

(9) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	・契約に至る一連の伺い書等を閲覧し、契約事務が適切に実施されていることを確認した。	・伺い書 ・契約書
有効性	・委託の効果(実効性)をどのように分析及び評価しているか質問し、検証した。	・森林ボランティア団体資料
経済性・効率性	・積算内容の合理性を確認した。	・仕様書 ・伺い書

(10) 監査の結果(指摘事項)または意見

【指摘事項】 ボランティアリーダーに係る目的外予算の使用について(合規性、有効性)

県の事業内容の説明資料では、森林ボランティアリーダーについて、「森林ボランティア団体のスキルアップを目的としたグループ内での技術指導や、活動を活性化するための新たな参画者の勧誘、行政からの必要な情報の収集や要望を伝えるパイプ役としての役割を期待」と記載されている。しかし、募集の段階においては、「リーダーの養成」といった記載は無く、「森のプランナー養成講座」として募集を行っている。過年度の事業で、ボランティア団体に属する者のボランティアリーダー養成は一巡した、とのことであり、森林や山林の機能維持に関心がある人を広く募集することを目的として募集を行っている旨の説明を受けた。

森林や山林の機能維持や整備に関心がある者に多く応募をしてもらい、講座受講者を中心に、県民の関心を高めるという視点では、必要な対応であると考えられる。しかし、当事業の目的がボランティアリーダー育成であれば、目的に適合した募集を行う必要がある。事業自体がボランティアリーダー育成に重きを置くものでなければ、事業内容を変更し、事業の目的と受講者の対象を明確にする必要がある。

【指摘事項】資材購入費 竹炭窯一式の取扱いについて（合規性）

当初、当事業補助対象経費として、資材購入費「竹炭窯一式 30 万円」が計上されていた。しかし、交付要綱別表 2 において、補助対象経費の資材購入費については、1 機あたり上限額は 15 万円とされており、さらに括弧書きで市町は除くと規定されている。この資材購入費に補助金を充てるため、森林企画課が実施した事業者への現地ヒアリング業務報告書には「一式 30 万円で補助要件の 15 万円以内に抵触するため、部材を分けて記載すること、（申請段階で可）窯は多くの部材（外窯、内窯、煙突、中敷ほか）で構成されるため、見積書等も含め分けて整理する」と記載されていた。

当該記載事項は、通常竹炭窯一式 30 万円でその機能が最終的に発揮され、本来資産の認識単位としては竹炭窯一式 30 万円とすべきであると県も認識している証明となる。このたびのように資産の認識単位を歪めた補助金交付は、補助金交付に県の恣意性が介入し、ひいては当該事業の公平性や信頼性を担保できなくなる可能性がある。この点で、適正な交付事務会計手続が行われていなかったものとする。

ところで当事業の募集要領の運用を見ると「4 採択要件」に「資機材は 5 年間以上適正に管理・運営すること」「事業採択後、一定期間（概ね 5 年間）、森林環境教育や体験交流活動等を行うことができること」と記載があることから、事業を 5 年継続させるためには耐久性がある物品である必要があり、補助金で購入した資機材について 1 機材 15 万円を超える可能性も考えられる。市町以外の事業者については、補助金の上限額は 50 万円であり、当事業の活動趣旨に立ち返り、物価や実情にあった機動的な活用ができるよう要綱を改定する必要がある。

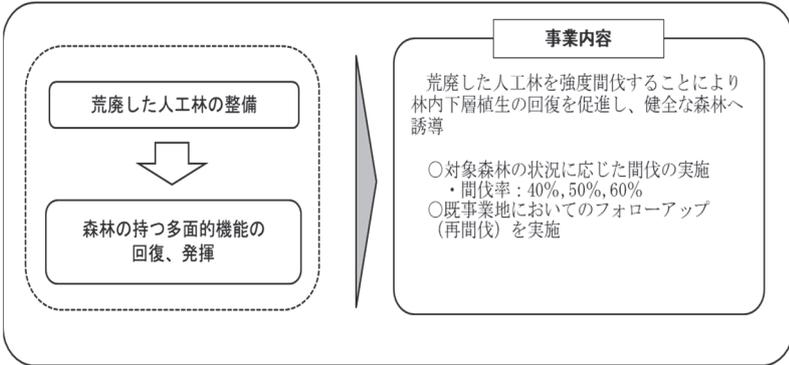
加えて、当交付要綱第 4 条 (5) において「当該事業において、明朗な会計、経理を実施、報告できない団体」については、交付の対象外と規定されているが、資産の総額を歪めることは、「明朗な会計業務」とは言えず、適切な指導を実施されたい。

### 31. 森林機能回復事業

#### (1) 事業の概要

事業名	森林機能回復事業
担当部局課	農林水産部森林整備課
環境基本計画における施策区分	1 気候変動対策の推進
事業実施の背景（必要性）	（事業実施に至る背景（必要性）） 県土の約 7 割を占める森林は、木材の生産をはじめ、水源のかん養、県土の保全、地球温暖化の防止、快適な生活環境の保全等の多面的な機能を有しており、安全で快適な県民の暮らしを守っている。

	<p>このかけがえのない森林は、これまで、林業生産活動など農山村の人々の営みの中で適切に管理されてきたが、農山村の過疎化や高齢化、担い手の減少、木材価格の長期低迷など森林・林業を取り巻く社会環境が厳しさを増す中で、手入れが行き届かず、荒廃した森林が増加し、森林の持つ多面的機能が十分に発揮されず、県民生活に支障をきたすことが懸念されている。</p> <p>このため、県は、手入れが行き届かず荒廃が深刻化する森林を、健全な姿で次の世代へ引き継ぐため、「安全で快適な県民の暮らしを守るための森林整備」という視点に立った新たな森林づくりを、県民との協働により進めていくとの理念のもと、平成17年4月にやまぐち森林づくり県民税を導入した。</p> <p>これまで3期15年間、荒廃した人工林の再生や繁茂竹林の整備、地域課題に柔軟に対応した森林整備やボランティア活動に対する支援等を実施し、森林の持つ多面的機能の回復、発揮に努めてきた。</p> <p>また、令和2年度からの第4期対策（令和2年度～令和6年度）でも、荒廃森林や繁茂竹林の整備、地域課題に柔軟に対応した森林整備の支援などに取り組んでいる。</p>
<p>事業目的及び達成時期</p>	<p>(事業目的)</p> <p>長期間放置された荒廃森林を強度に間伐し、水源涵養や山地災害防止等森林の持つ多面的機能の回復を図る。</p> <p>第4期対策では、当面緊急に対応すべき荒廃森林面積を2,000haと設定し、5年間(400ha/年)の強度間伐を実施</p> <p>(達成時期)</p> <p>令和6年度 第4期対策（令和2年度～令和6年度）</p> <p>※やまぐち森林づくり県民税第4期対策目標計画量</p>
<p>目指すべき将来像</p>	<p>(本事業で目指すべき将来像)</p> <p>荒廃した森林を整備し、森林の持つ多面的機能を回復させ、健全な森林へ誘導する。</p>
<p>事業の概要（内容）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象森林の状況に応じた強度間伐（間伐率40～60%）の実施</li> <li>・回復の遅れている既存事業地においてフォローアップ（再間伐）の実施</li> </ul>

<p>事業の概要図等</p>	<div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <b>森林機能回復事業</b> </div>  <p><b>【対象森林】</b>  市町村森林整備計画(森林法第十条の 5)において定める森林の区域が、「水源涵養機能維持増進森林」又は「山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林」で、次の要件を全て満たす森林</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・私有林かつ 36 年生以上のスギ・ヒノキ人工林</li> <li>・将来的に伐採収入が期待できず、長期間放置されるなど機能低下の著しい森林</li> <li>・1 箇所当たり 0.1ha 以上</li> </ul>
<p>事業の主な実施主体</p>	<p>森林所有者及び森林所有者から委託を受けた事業者等</p>
<p>事業の対象者（誰に対する事業か）</p>	<p>森林所有者</p>
<p>令和 4 年度の取組と成果（進捗）の概要</p>	<p>（取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象森林に応じた強度間伐の実施</li> </ul> <p>（成果（進捗））</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・整備面積 403.9 ha</li> <li>目標計画量 400ha/年（達成率 101%）</li> </ul>
<p>関連する基本方針</p>	<p>やまぐち維新プラン  やまぐち未来維新プラン</p>
<p>関連する個別計画</p>	<p>やまぐち農林水産業成長産業化行動計画  やまぐち農林水産業振興計画  森林活力再生対策推進方針書（県民税の事業の基本方針）</p>
<p>根拠法令の名称（法律、条例、要綱等）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林の整備に関する費用に充てるための県民税の特例に関する条例</li> <li>・森林活力再生対策実施要綱</li> </ul>
<p>事業区分</p>	<p>継続事業（令和 2 年度～令和 6 年度）</p>

(2) 予算額と決算額の3期間推移

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額	200,277	193,507	199,927
補正後予算額	182,228	189,880	198,236
決算額	187,565 (現年：129,722) (令和2年度繰： 57,843)	192,907 (現年：140,626) (令和3年度繰： 52,281)	181,037 (現年：132,036) (令和4年度繰： 49,001)

(予算額及び決算額の著増減事項等)

現地調査の結果、50%以上の間伐率を適用できる事業地が当初の予定より少なかった為

(3) 令和4年度決算額の内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
負担金、補助及び交付金	180,915	下記(6)参照
旅費	2	職員出張旅費
需用費	80	印刷トナー代、用紙代、車両燃料費他
役務費	40	電話代、切手代
合計	181,037	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率(%)
国庫	—	—
その他	—	—
一般(県)	181,037	100.0
合計	181,037	100.0

(5) 負担金、補助及び交付金の3期間推移

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
決算額	187,256 (現年：129,413) (令和2年度繰： 57,843)	192,806 (現年：140,525) (令和3年度繰： 52,281)	180,915 (現年：131,914) (令和4年度繰： 49,001)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
補助金等の名称	森林機能回復事業補助金	森林機能回復事業補助金	森林機能回復事業補助金
交付先名	山口県東部森林組合外 26 件	山口県東部森林組合外 22 件	山口県東部森林組合外 16 件

(6) 令和4年度補助金等の概要

補助金等の名称	森林機能回復事業補助金		
目的（趣旨）	長期間放置された荒廃森林を強度に間伐し、水源かん養や山地災害防止等森林の持つ多面的機能の回復を図ることを目的とする。		
公募・非公募	公募		
根拠法令・要綱等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 山口県補助金等交付規則</li> <li>・ 森林機能回復事業補助金要綱</li> <li>・ 森林機能回復事業実施要領</li> </ul>		
創設年度	平成 27 年度（県民税事業は平成 17 年度から、当該事業名では平成 27 年度から）		
交付対象事業	・ 森林機能回復事業		
補助対象経費及び補助率（限度額）	補助対象経費及び補助率（限度額）の概要		
	区分	補助対象経費の概要	補助率（限度額）
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 強度間伐</li> <li>・ 森林所有者の把握及び意向確認等</li> <li>・ 事前調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象森林の状況に応じた強度間伐等の林内整理に要する経費</li> <li>・ 森林所有者の把握や意向確認等に要する経費</li> <li>・ 施行地における事前調査に要する経費</li> </ul>	知事が別に定める標準単価に事業量を乗じた額の 10/10 以内
付先及び交付金額	交付先及び交付金額の状況（令和4現年・令和3→令和4繰）		
	交付先名	交付金額（円）	
	【岩国農水】山口県東部森林組合	13,814,250 円	
	【岩国農水】吉川林産興業株式会社	7,467,030 円	
	【岩国農水】合同会社やまもり	19,059,840 円 (現年: 14,670,000 円) (繰越: 4,389,840 円)	
	【岩国農水】株式会社フロムフォレスト	948,660 円	
	【柳井農水】山口県東部森林組合	7,090,500 円	
	【周南農水】山口県東部森林組合	31,341,760 円 (現年: 18,195,690 円) (繰越: 13,146,070 円)	
	【山口農水】山口県中央森林組合	28,104,360 円	
	【美祢農水】カルスト森林組合	33,300,200 円	

		(現年: 20,670,030 円) (繰越: 12,630,170 円)																
	【下関農林】 山口県西部森林組合	11,115,830 円 (現年: 7,237,200 円) (繰越: 3,878,630 円)																
	【長門農水】 山口県西部森林組合	4,053,810 円																
	【萩農水】 阿武萩森林組合	24,619,050 円 (現年: 9,662,640 円) (繰越: 14,956,410 円)																
	合計	180,915,290 円 (現年: 131,914,170 円) (繰越: 49,001,120 円)																
申請及び交付件数	令和4年度現年・令和3年度→令和4年度繰 ・申請件数: 17 件 ・交付件数: 17 件																	
補助金の効果測定	効果測定指標の目標値及び実績値の3期間推移 (単位: ha) <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標値 (A)</td> <td>400</td> <td>400.0</td> <td>400.0</td> </tr> <tr> <td>実績値 (B)</td> <td>414.5</td> <td>403.3</td> <td>403.9</td> </tr> <tr> <td>達成率 (B/A)</td> <td>103.6%</td> <td>100.8%</td> <td>101.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>達成度の説明 第4期対策目標計画量 400ha/年を達成している。</p>			令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標値 (A)	400	400.0	400.0	実績値 (B)	414.5	403.3	403.9	達成率 (B/A)	103.6%	100.8%	101.0%
	令和2年度	令和3年度	令和4年度															
目標値 (A)	400	400.0	400.0															
実績値 (B)	414.5	403.3	403.9															
達成率 (B/A)	103.6%	100.8%	101.0%															

<参考>

山口県環境基本計画に掲げる数値目標

環境指標	・1-③
------	------

(7) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金交付要綱及び交付申請書並びに審査書類等閲覧し、規定の手続きに準拠していること(交付目的、交付対象事業、補助対象経費等の適切性や公益性)を確認した。</li> <li>・繰越承認申請書の内容及び手続きを確認した。</li> <li>・交付決定通知書を閲覧し、交付額の確定や精算及び交付時期の適切性確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金交付要綱</li> <li>・交付申請書</li> <li>・繰越承認申請書</li> <li>・審査書類</li> <li>・交付決定通知書</li> <li>・実績報告書</li> </ul>

監査要点	実施手続	証憑書類等
	<ul style="list-style-type: none"> <li>実績報告書を閲覧し、補助金の使途や補助金に係る収支(経理)が適切に報告されていることを確認した。</li> </ul>	
有効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>実績報告書の審査状況や、補助金交付先へ適切に指導及び監督を実施していることを質問にて確認した。</li> <li>補助金チェックシートを閲覧し、補助事業の効果測定方法及び分析や評価結果を確認した。</li> <li>補助事業の分析や評価結果をどのようにフィードバックしているか、否かについて質問にて確認した。</li> <li>効果測定は適切な成果指標を設定しているか、また、可能な限り定量的評価を行っているか(安易に定性評価としていないか)、否かについて確認した。</li> <li>本事業の目指すべき将来像に対する補助事業の適合性について検証した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>実績報告書</li> <li>補助金チェックシート</li> </ul>
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該補助金制度の利用(申請)状況や将来展望を質問し、制度縮減の必要性について検証した。</li> <li>補助金交付先が大規模な事業者(財政余力のある事業者)である場合等、補助金支出の要否(必要性)をどのように判定しているか、否かについて質問にて確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助金の予算実績比較</li> </ul>

(8) 監査の結果(指摘事項)または意見

【指摘事項】補助金額の確定検査事務の統制について(合規性)

補助事業者から提出された実績報告書を確認したところ、経費内訳表の項目中、間接費の計上金額が誤って報告されていた。

経費の計上は、森林機能回復事業の実施について(令和2年4月15日制定:令和4年4月12日一部改正)、(別表)対象経費に基づき計上される。

(別表) 対象経費

区分		費目
1 間伐	(1) 直接費	① 労務費
		② 資材費
		③ 機械経費
	(2) 間接費	① 共通仮設費 ・ 上記 (1) の実施に要した経費の 5.4%
		② 現場管理費 ・ 上記 (1) に (2) の①の経費を加えた額の 42.63%
		③ 一般管理費 ・ 上記 (1) に (2) の①②の経費を加えた額の 23.57%

補助事業者から提出された経費内訳表によれば

・ 当初提出された経費内訳表 (税込)

下記表中の (1)、(2) は、上記 (別表) (1) 直接費、(2) 間接費に対応、以下同じ。

(1) 人件費	(2) 間接費 (諸経費)			計	請負 契約額	実行 事業費計	決定 補助金額
	① 共通仮設	② 現場管理費	③ 一般管理				
87,000	16,000	143,000	112,000	358,000	232,000	590,000	581,640
43,500	8,000	69,000	54,000	174,500	111,000	285,500	279,720

実際の請負契約額 (税込)

290,820円

139,860円

となっており、間接費が (別表) 対象経費に基づく割合以内になっていない。なお、請負契約額に計上されている額は、請負金額に含まれる人件費相当額を計上しているとのことである。

この金額を監査人が「(別表) 対象経費」に基づき再計算を行うと、下記のようなになる。請負契約額は上記実際の請負契約額の税抜金額を計上している。

・ (別表) 対象経費に基づく計上額 (税抜)

(1) 人件費	(2) 間接費 (諸経費)			計	請負 契約額 (税抜)	実行 事業費計	決定 補助金額
	① 共通仮設	② 現場管理費	③ 一般管理				
87,000	4,698	39,090	30,826	161,614	264,382	425,996	581,640
43,500	2,349	19,545	15,413	80,807	127,146	207,953	279,720
	5.4%	42.63%	23.57%				

このように実行事業費が決定補助金額を下回ることになり、今回交付の補助金は過大交付となる。

当初提出された経費内訳表の記載内容はどのような計算に基づくものか岩国農林水産事務所に確認したところ、請負契約額のうち、人件費相当額を含めた額で間接費の計算を行っていたとのことであった。

補助事業者から実績報告書が提出され、補助金額の確定決裁の時点で計算間違いを指摘するべきである。当初の計算によれば、補助金の過大交付となっている。

監査人の指摘後、補助事業者に岩国農林水産事務所が確認したところ、作業日数について実際には 26 人日かかっていたが、当初の経費内訳表では 16 人日として計上しても実行事業費が決定補助金額を上回るため、少ない人件費を計上していたとのことである。正しい人件費を計上して再計算した経費内訳表は下記のとおりである。

・人件費再確認後の経費内訳表（税抜）

(1)人件費	(2)間接費(諸経費)			計	請負 契約額(税抜)	実行 事業費計	決定 補助金額
	①共通仮設	②現場管理費	③一般管理				
174,000	9,300	78,100	61,600	323,000	264,382	587,382	581,640
101,500	5,400	45,500	35,900	188,300	127,146	315,446	279,720

実際はこの金額で実行事業費が決定補助金額を上回るため、補助金の過大交付とはならないとのことである。

結果的に、補助金の過大交付とはならないとはいふものの、重大な事務的計算ミスである。実績報告書の内容精査、補助金確定決裁における複数人による決裁業務の内部統制が機能していない現れでもある。

別の補助事業者の実績報告書を確認したところ、当該事業者は令和 4 年度に 3 回実績報告書を提出しているが、2 回目及び 3 回目は収支予算書の数字に間違いがあり、そのままの間違いの状態を受審されている。さらに 3 回目は経費内訳表すら添付されていない。また、人件費計上額について検査職員による書類検査時の確認が行われているとのことであるが、後日の確認ではその計上額の正確性の確認ができないため、一部の人件費だけでも労務単価と実績日数の確認時の証跡資料等を検査資料として保管しておくことを検討されたい。

本事業の申請は、ほぼ毎年同事業者に限定されており、実績報告書の内容を都度、精査している痕跡がうかがえない。

改めて、県民の貴重な税金を使つての補助金業務にあたっているとの再認識を強く持つて業務を遂行して頂きたい。

## 32. 繁茂竹林整備事業

### (1) 事業の概要

事業名	繁茂竹林整備事業
担当部局課	農林水産部森林整備課
環境基本計画における 施策区分	1 気候変動対策の推進
事業実施の背景（必要性）	<p>県土の約7割を占める森林は、木材の生産をはじめ、水源のかん養、県土の保全、地球温暖化の防止、快適な生活環境の保全などの多面的な機能を有しており、安全で快適な県民の暮らしを守っています。</p> <p>このかけがえのない森林は、これまで、林業生産活動など農山村の人々の営みの中で適切に管理されてきましたが、農山村の過疎化や高齢化、担い手の減少、木材価格の長期低迷など森林・林業を取り巻く社会環境が厳しさを増す中で、手入れが行き届かず荒廃した森林が増加し、森林の持つ多面的機能が十分に発揮されず、県民生活に支障をきたすことが懸念されています。</p> <p>このため、県は、手入れが行き届かず荒廃が深刻化する森林を、健全な姿で次の世代へ引き継ぐため、「安全で快適な県民の暮らしを守るための森林整備」という視点に立った新たな森林づくりを、県民との協働により進めていくとの理念のもと、平成17年4月にやまぐち森林づくり県民税を導入しました。</p> <p>これまで3期15年間、荒廃した人工林の再生や繁茂竹林の整備、地域課題に柔軟に対応した森林整備やボランティア活動に対する支援などを実施し、森林の持つ多面的機能の回復、発揮に努めてきました。</p> <p>また、令和2年度からの第4期対策（令和2年度～令和6年度）でも、荒廃森林や繁茂竹林の整備、地域課題に柔軟に対応した森林整備の支援などに取り組んでいます。</p>
事業目的及び達成時期	<p>（事業目的）</p> <p>繁茂竹林の伐採、広葉樹の植栽及び再生竹の除去等により、自然林への回復を誘導することで、森林の有する多面的機能の発揮を図る。</p> <p>（達成時期）</p> <p>令和6年度 ※第4期対策（令和2年度～令和6年度）</p>

<p>目指すべき将来像</p>	<p>隣接する人工林や耕作地、生活環境等に支障をきたす、繁茂・拡大した竹林を伐採し、広葉樹の再生による自然林への更新を誘導する。</p>
<p>事業の概要（内容）</p>	<p>【繁茂・拡大した竹林整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・繁茂竹林の伐採（全伐）</li> <li>・施行地における最長3カ年の再生竹除去</li> <li>・広葉樹の植栽</li> <li>・既存事業地のフォローアップ（再生竹の除去、広葉樹の植栽等）</li> </ul>
<p>事業の概要図等</p>	<div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>繁茂竹林整備事業</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 20px;"> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>繁茂・拡大した竹林整備</p> <p>↓</p> <p>森林の持つ多面的機能の回復、発揮</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>事業内容</p> <p>繁茂竹林の伐採と再生竹の除去により自然林への回復を誘導</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○繁茂竹林の伐採（全伐）</li> <li>○再生竹の除去</li> <li>○広葉樹の植栽</li> <li>○既存事業地におけるフォローアップ（再生竹の除去、広葉樹の植栽等）を実施</li> </ul> </div> </div> </div> <p>【対象森林】</p> <p>市町村森林整備計画(森林法第十条の5)において定める森林の区域が、「水源涵養機能維持増進森林」又は「山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林」で、次の要件を全て満たす森林</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・私有林かつ竹の侵入率が概ね30%以上の森林</li> <li>・1箇所当たり概ね0.5ha以上</li> </ul>
<p>事業の主な実施主体</p>	<p>県</p>
<p>事業の対象者（誰に対する事業か）</p>	<p>森林所有者</p>
<p>令和4年度の取組と成果（進捗）の概要</p>	<p>（取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・繁茂竹林の伐採、再生竹除去、既存事業地のフォローアップ</li> </ul> <p>（成果（進捗））</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・繁茂竹林の伐採 効果面積 92.5 ha</li> <li>目標計画量 70ha/年（達成率 132%）</li> <li>・再生竹除去・フォローアップ 290.7 ha、植栽 1.1 ha</li> </ul>
<p>関連する基本方針</p>	<p>やまぐち維新プラン やまぐち未来維新プラン</p>
<p>関連する個別計画</p>	<p>やまぐち農林水産業成長産業化行動計画</p>

	やまぐち農林水産業振興計画 森林活力再生対策推進方針書
根拠法令の名称 (法律、条例、要綱等)	・森林の整備に関する費用に充てるための県民税の特例に関する条例 ・繁茂竹林整備事業実施要領 ・森林活力再生対策実施要綱
事業区分	継続事業（令和2年度～令和6年度）

(2) 予算額と決算額の3期間推移

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額	161,377	155,718	196,425
補正後予算額	140,157	132,014	170,072
決算額	162,152 (現年：135,530) (R2繰：26,622)	120,960 (現年：116,824) (R3繰：4,136)	157,833 (現年：143,237) (R4繰：14,596)

(予算額及び決算額の著増減事項等)

地元調整が困難となった事業予定地があったことや、委託業務で入札差金が生じたことなどによる。要望が上がっていても隣接竹林の所有者が判明せず事業が実施出来ない場合等がある。

(3) 令和4年度決算額の内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
委託料	157,574	下記(5)参照
需用費	159	コピー代、用紙代、車両燃料費他
役務費	100	電話代、切手代、郵送代他
合計	157,833	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率(%)
国庫	—	—
その他	—	—
一般(県)	157,833	100.0
合計	157,833	100.0

## (5) 委託料の3期間推移

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
決算額	161,946 (現年：135,324) (R2 繰：26,622)	120,560 (現年：116,424) (R3 繰：4,136)	157,574 (現年：142,978) (R4 繰：14,596)
契約方法	指名競争入札 随意契約	指名競争入札 随意契約	指名競争入札 随意契約
委託業者名	山口県東部森林組合外 66 件	山口県東部森林組合外 54 件	山口県東部森林組合外 57 件

## (6) -1 令和4年度委託契約の概要

契約名	令和4年度 繁茂竹林整備事業 再生竹除去業務
契約期間	令和4年6月23日～令和4年11月30日
業務内容(仕様)	再生竹除去(繁茂竹林伐採後に再生してきた竹の除去)
契約方法	指名競争入札
契約の法令根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方自治法施行令第167条第2号</li> <li>業務委託契約事務取扱要領第2の2(3)イ</li> </ul>
委託業者名	阿武萩森林組合
業者選定理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>指名業者数5者以上</li> <li>山口県繁茂竹林整備事業入札参加者届出書であって、萩農林水産事務所管内の市町(萩市、阿武町)に主たる営業所を置く事業体、または、同事務所管内に隣接する市町(山口市、美祢市、長門市)に主たる営業所を置き、かつ、県の政策課題に寄与する取組を行っている事業体であること。</li> <li>指名停止期間中でないこと。</li> <li>経営状況が著しく悪化していると認められないこと。</li> <li>当該業務施工についての技術的適正、施工管理、安全管理に関して明らかに請負者として不適当であると認められないこと。</li> </ul>
予定価格	6,162,200円
契約金額	5,995,000円
変更契約の有無	有り
変更契約の理由	萩-3-2の現地調査の結果、当初設計時と現地状況(生育状況)が変化(大量に再生)していることが確認された。 このため、萩-3-2の歩掛(1回刈のみ)を補正(10%)する。
変更後契約金額	6,032,400円
再委託の有無	無し
検査の概要	検査対象：設計書及び仕様書どおりに実施しているか確認

	検査手法：現地及び書類を確認 検査結果：合格
--	---------------------------

(6) -2

契約名	令和4年度 繁茂竹林整備事業 再生竹除去業務
契約期間	令和4年6月23日～令和4年11月30日
業務内容（仕様）	再生竹除去（繁茂竹林伐採後に再生してきた竹の除去）
契約方法	指名競争入札
契約の法令根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方自治法施行令第167条第2号</li> <li>・業務委託契約事務取扱要領第2の2(3)イ</li> </ul>
委託業者名	阿武萩森林組合
業者選定理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指名業者数5者以上</li> <li>・山口県繁茂竹林整備事業入札参加者届出書であって、萩農林水産事務所管内の市町（萩市、阿武町）に主たる営業所を置く事業体、または、同事務所管内に隣接する市町（山口市、美祢市、長門市）に主たる営業所を置き、かつ、県の政策課題に寄与する取組を行っている事業体であること。</li> <li>・指名停止期間中でないこと。</li> <li>・経営状況が著しく悪化していると認められないこと。</li> <li>・当該業務施工についての技術的適正、施工管理、安全管理に関して明らかに請負者として不適当であると認められないこと。</li> </ul>
予定価格	2,198,900円
契約金額	2,145,000円
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	検査対象：設計書及び仕様書どおりに実施しているか確認 検査手法：現地及び書類を確認 検査結果：合格

(6) -3

契約名	令和4年度 繁茂竹林整備事業 繁茂竹林伐採業務
契約期間	令和4年11月14日～令和5年3月20日
業務内容（仕様）	繁茂竹林の伐採及び集積
契約方法	指名競争入札
契約の法令根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方自治法施行令第167条第2号</li> <li>・業務委託契約事務取扱要領第2の2(3)イ</li> </ul>

委託業者名	阿武萩森林組合
業者選定理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指名業者数5者以上</li> <li>・山口県繁茂竹林整備事業入札参加者届出書であって、萩農林水産事務所管内の市町（萩市、阿武町）に主たる営業所を置く事業体、または、同事務所管内に隣接する市町（山口市、美祢市、長門市）に主たる営業所を置き、かつ、県の政策課題に寄与する取組を行っている事業体であること。</li> <li>・指名停止期間中でないこと。</li> <li>・経営状況が著しく悪化していると認められないこと。</li> <li>・当該業務施工についての技術的適正、施工管理、安全管理に関して明らかに請負者として不適当であると認められないこと。</li> </ul>
予定価格	5,054,500円
契約金額	4,950,000円
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	<p>検査対象：設計書及び仕様書どおりに実施しているか確認</p> <p>検査手法：現地及び書類を確認</p> <p>検査結果：合格</p>

(6) -4

契約名	令和4年度 繁茂竹林整備事業 繁茂竹林伐採業務
契約期間	令和4年11月14日～令和5年3月20日
業務内容（仕様）	繁茂竹林の伐採及び集積
契約方法	指名競争入札
契約の法令根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方自治法施行令第167条第2号</li> <li>・業務委託契約事務取扱要領第2の2(3)イ</li> </ul>
委託業者名	阿武萩森林組合
業者選定理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指名業者数5者以上</li> <li>・山口県繁茂竹林整備事業入札参加者届出書であって、萩農林水産事務所管内の市町（萩市、阿武町）に主たる営業所を置く事業体、または、同事務所管内に隣接する市町（山口市、美祢市、長門市）に主たる営業所を置き、かつ、県の政策課題に寄与する取組を行っている事業体であること。</li> <li>・指名停止期間中でないこと。</li> <li>・経営状況が著しく悪化していると認められないこと。</li> </ul>

	・当該業務施工についての技術的適正、施工管理、安全管理に関して明らかに請負者として不適当であると認められないこと。
予定価格	2,094,400 円
契約金額	2,035,000 円
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	検査対象：設計書及び仕様書どおりに実施しているか確認 検査手法：現地及び書類を確認 検査結果：合格

(6) -5

契約名	令和4年度 繁茂竹林整備事業 繁茂竹林伐採業務
契約期間	令和5年1月16日～令和5年3月20日
業務内容（仕様）	繁茂竹林の伐採及び集積
契約方法	指名競争入札
契約の法令根拠	・地方自治法施行令第167条第2号 ・業務委託契約事務取扱要領第2の2(3)イ
委託業者名	阿武萩森林組合
業者選定理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指名業者数5者以上</li> <li>・山口県繁茂竹林整備事業入札参加者届出書であって、萩農林水産事務所管内の市町（萩市、阿武町）に主たる営業所を置く事業体、または、同事務所管内に隣接する市町（山口市、美祢市、長門市）に主たる営業所を置き、かつ、県の政策課題に寄与する取組を行っている事業体であること。</li> <li>・指名停止期間中でないこと。</li> <li>・経営状況が著しく悪化していると認められないこと。</li> <li>・当該業務施工についての技術的適正、施工管理、安全管理に関して明らかに請負者として不適当であると認められないこと。</li> </ul>
予定価格	809,600 円
契約金額	792,000 円
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	検査対象：設計書及び仕様書どおりに実施しているか確認 検査手法：現地及び書類を確認 検査結果：合格

(6) -6

契約名	令和3年度 繁茂竹林整備事業 繁茂竹林伐採業務
契約期間	令和3年12月13日～令和4年5月31日
業務内容（仕様）	繁茂竹林の伐採及び集積
契約方法	指名競争入札
契約の法令根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方自治法施行令第167条第2号</li> <li>・ 業務委託契約事務取扱要領第2の2(3)イ</li> </ul>
委託業者名	阿武萩森林組合
業者選定理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指名業者数5者以上</li> <li>・ 山口県繁茂竹林整備事業入札参加者届出書であって、萩農林水産事務所管内の市町（萩市、阿武町）に主たる営業所を置く事業体、または、同事務所管内に隣接する市町（山口市、美祢市、長門市）に主たる営業所を置き、かつ、県の政策課題に寄与する取組を行っている事業体であること。</li> <li>・ 指名停止期間中でないこと。</li> <li>・ 経営状況が著しく悪化していると認められないこと。</li> <li>・ 当該業務施工についての技術的適正、施工管理、安全管理に関して明らかに請負者として不相当であると認められないこと。</li> </ul>
予定価格	3,687,200円
契約金額	3,630,000円
変更契約の有無	有り（工期延長）
変更契約の理由	伐採を行うにあたり、地元との調整等に不測の日数を要したため。
再委託の有無	無し
検査の概要	<p>検査対象：設計書及び仕様書どおりに実施しているか確認</p> <p>検査手法：現地及び書類を確認</p> <p>検査結果：合格</p>

<参考>

山口県環境基本計画に掲げる数値目標

環境指標	・ 1-③
------	-------

(7) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合规性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委託契約書及び仕様書を閲覧し、適法な契約事務であること、及び公権力の行使に</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委託契約書、仕様書</li> <li>・ 業務委託契約事務取扱要領</li> </ul>

監査要点	実施手続	証憑書類等
	<p>当たる可能性のある事務委託ではないことを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託契約の変更について、変更契約書の内容を確認した。</li> <li>・契約方法の選定が適法、かつ、妥当であることを質問した(随意契約の場合、当該契約方法によることを可能とする規則等を閲覧した)。</li> <li>・安易に随意契約を選定している傾向がないか検討した(長期継続の有無を含む)。</li> <li>・委託業務の検査(履行確認)が適正に行われていることを確認した。また、検査の方法を質問し、適切に評価されていることを確認した。</li> <li>・委託料が適切な時期に支払われていることを確認した。</li> <li>・業務委託契約の情報公開(公表対象となる契約について)の状況を確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務委託変更契約書</li> <li>・業者選定理由書</li> <li>・委託検査調書</li> <li>・請求書</li> <li>・森林活力再生対策実施要領</li> <li>・繁茂竹林整備事業実施要領</li> <li>・請求書、支出負担行為</li> <li>・業務委託契約情報の公表について(県HP)</li> </ul>
有効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託契約に付する合理性があるか確認した(事務の効率化、高度な専門的技術を要求、臨時的又は変則的な勤務を要する業務、行政サービスの向上等)。</li> <li>・委託の効果(実効性)をどのように分析及び評価しているか質問し検討した。</li> <li>・再委託について、再委託業務の割合を確認し、委託契約の実態が丸投げ又は当該状況に近似する状況にないか検討した(受託者の能力評価や再委託の合理性、再委託先の指導監督状況等)。</li> <li>・調査研究業務の成果物が有効に活用されているか確認した。</li> <li>・直営の場合と比較して、サービスの向上が図られていることを県が適切に評価しているか確認した。</li> <li>・本事業の目指すべき将来像に対する委託業務の適合性について検証した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託検査調書</li> <li>・検査合格通知書</li> </ul>

監査要点	実施手続	証憑書類等
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入札方式に変更し、委託料の縮減を図るべき随意契約がないか質問した。</li> <li>・委託業務の内容に照らして、予定価格の積算内容（業者見積の場合にもその合理性を十分に検討しているか等）を確認した。</li> <li>・委託先から提出される収支計算書（予算実績比較）や請求書を閲覧し、業務コストの削減努力が行われているか、安易に見積ありきで請求されていないか検証した。</li> <li>・直営の場合と比較して、委託の効果（経済性・効率性）を分析しているか確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・請求書</li> <li>・仕様書</li> <li>・見積書</li> </ul>

(8) 監査の結果（指摘事項）または意見

【指摘事項】 稟議書等における決裁日の記入漏れについて（合规性）

稟議書等について、決裁日の記載がないものがあり、適切なタイミングでの承認証跡が確認できないものがあつた。責任の範囲及び時期の明確化のためにも、事務処理の基準日の明確化は重要な統制業務であり、稟議書等には決裁日を適切に記入すべきである。

【意見】 当初予算額と決算額の乖離について（有効性、経済性・効率性）

令和4年度の当初予算額は196,425千円となっていたが、決算額は157,833千円であり、38,592千円の多額の差異が生じている。当初予算の設定は、翌年度の繁茂竹林の伐採箇所を前年度に予め調査した結果で決定される。しかし、実際に繁茂竹林を伐採する段階になると、例えば、筍を採取するために当該繁茂竹林の伐採を拒否する竹林所有者も一定数存在する。このような場合には当初予算通りに執行されないことになる。

そこで、当初予算額と決算額の差異を少しでも低減するために、確実に伐採に賛同する者だけが対象となるよう、前年度の調査時点で対象者（該当箇所の竹林所有者）とのコミュニケーションを緊密に行うことが重要と考える。

【意見】 事業目的達成のための効果的な指標の設定について（有効性、経済性・効率性）

繁茂竹林整備事業では、事業目的達成のために、効果測定指標の目標値として繁茂竹林の伐採目標計画量70ha/年を掲げており、令和4年度には効果面積92.5haを達成し、その達成率は132%となっている。しかし繁茂防止竹林の対象は県内において竹林面積約12,000haのうち、9,871.14ha（令和2年4月13日現在の森林計画樹立データより）である。この算出された竹林面積を基に70ha/年のペースで伐採すると、伐採が完了するまでには、140年近くもの年数が必要となる。

そもそも70ha/年という数値は、達成可能な現実的な目標であるという意図はあるものの、その数値自体に明確な根拠は無く、また将来的な事業目的達成の指標も明確には無いとのことである。確かに現在、繁茂防止竹林は伐採しなければ、年々増加していく状況にあり、また大部分が私有林であるため、限られた予算の中で繁茂防止竹林の対象面積を急速に減少させることは困難であるという厳しい現状の中、繁茂防止竹林の対象の竹林面積を少しでも減少させるために、予算内でできることを行うという状況はある程度は理解できる。

しかし本事業は税金を基に行う以上、予算に対して適切な成果があるのか、否かを常に検証することは予算配分の適切性を判断する上で極めて重要であり、その判断には、適切な事業目的達成指標を設定することも重要となる。現実的に達成できそうとはいえ、明確な根拠のない数値目標を設定し、例え達成したとしても、本来の事業目的を達成したとは考えられず、予算配分の適切性を判断するに値しないと考えられる。

そのため、事業目的達成のための具体的な数値目標を明確にし、予算に見合う成果として根拠のある事業目的の達成指標を再設定することが望ましい。

### 33. 地域が育む豊かな森林づくり推進事業

#### (1) 事業の概要

事業名	地域が育む豊かな森林づくり推進事業
担当部局課	農林水産部森林整備課
環境基本計画における施策区分	1 気候変動対策の推進
事業実施の背景（必要性）	<p>県土の約7割を占める森林は、木材の生産をはじめ、水源のかん養、県土の保全、地球温暖化の防止、快適な生活環境の保全などの多面的な機能を有しており、安全で快適な県民の暮らしを守っている。</p> <p>このかけがえのない森林は、これまで、林業生産活動など農山村の人々の営みの中で適切に管理されてきたが、農山村の過疎化や高齢化、担い手の減少、木材価格の長期低迷など森林・林業を取り巻く社会環境が厳しさを増す中で、手入れが行き届かず、その結果、荒廃した森林が増加し、森林の持つ多面的機能が十分に発揮されず、県民生活に支障をきたすことが懸念されている。</p> <p>このため、県は、手入れが行き届かず荒廃が深刻化する森林を、健全な姿で次の世代へ引き継ぐため、「安全で快適な県民の暮らしを守るための森林整備」という視点に立った新たな森林づくりを、県民との協働により進めていくとの理念のもと、平成17年4月にやまぐち森林づくり県民税を導入した。</p>

	<p>これまで3期15年間、荒廃した人工林の再生や繁茂竹林の整備、地域課題に柔軟に対応した森林整備やボランティア活動に対する支援などを実施し、森林の持つ多面的機能の回復、発揮に努めてきた。</p> <p>また、令和2年度からの第4期対策（令和2年度～令和6年度）でも、荒廃森林や繁茂竹林の整備、地域課題に柔軟に対応した森林整備の支援などに取り組んでいる。</p>
<p>事業目的及び達成時期</p>	<p>（事業目的） 集落周辺の森林の整備、地域の景観保全のための修景伐採等、地域の様々な課題に対し、市町が独自に行う多様な森林整備を支援（県が事業費を補助）</p> <p>（達成時期） 令和6年度 ※第4期対策（令和2年度～令和6年度）</p>
<p>目指すべき将来像</p>	<p>農地周辺の里山林整備等を支援することで、防災機能の強化や鳥獣被害の軽減等を図り、中山間地域の元気を創出</p> <p>加えて、観光地周辺等の修景伐採への支援により、森林機能の維持・増進を図るとともに、地域の貴重な観光資源を保全</p>
<p>事業の概要（内容）</p>	<p>【多様な森林整備の推進】</p> <p>地域の課題を踏まえ市町等が独自に取り組む多様できめ細やかな森林整備を支援。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中山間地域対策 鳥獣被害防止等を図る集落周辺の里山林整備</li> <li>・地域課題対策 景観保全のための修景伐採、海岸林、竹林整備等</li> </ul>
<p>事業の概要図等</p>	<pre> graph TD     A[地域が育む豊かな森林づくり推進事業] --&gt; B[地域の様々な要望・課題]     B --&gt; C(市町)     C --&gt; D["・災害防止対策 ・緩衝帯の整備 等 ・地域の景観保全のための修景伐採 ・広葉樹林の整備 等"]     D --&gt; E[地域における豊かで多様な森林づくり]   </pre>
<p>事業の主な実施主体</p>	<p>市町又は鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）第4条の2第2項に規定する協議会</p>

事業の対象者（誰に対する事業か）	市町等
令和4年度の取組と成果（進捗）の概要	（取組） 中山間地域の振興に向けた里山林整備や観光地周辺の景観整備など、地域課題に対応できる事業を実施。 （成果（進捗）） 中山間地域対策：5市町7箇所 地域課題対策：15市町24箇所
関連する基本方針	やまぐち維新プラン やまぐち未来維新プラン
関連する個別計画	やまぐち農林水産業成長産業化行動計画 やまぐち農林水産業振興計画
根拠法令の名称（法律、条例、要綱等）	森林の整備に関する費用に充てるための県民税の特例に関する条例
事業区分	継続事業（令和2年度～令和6年度）

(2) 予算額と決算額の3期間推移

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額	50,000	50,000	50,000
補正後予算額	39,392	34,405	43,027
決算額	38,722	34,206	42,743

(予算額及び決算額の著増減事項等)

市町の当初要望額自体が50,000千円に満たなかった。

また、入札落差金や地元調整が困難になったことによる減額があった。

(3) 令和4年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
負担金、補助及び交付金	42,743	下記(6)参照
合計	42,743	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率(%)
国庫	—	—

財源	金額	比率 (%)
その他	—	—
一般 (県)	42,743	100.0
合計	42,743	100.0

(5) 負担金、補助及び交付金の3期間推移

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
決算額	38,722	34,206	42,743
補助金等の名称	地域が育む豊かな森林づくり推進事業補助金	地域が育む豊かな森林づくり推進事業補助金	地域が育む豊かな森林づくり推進事業補助金
交付先名	岩国市外 16 件	岩国市外 16 件	岩国市外 16 件

(6) 令和4年度補助金等の概要

補助金等の名称	地域が育む豊かな森林づくり推進事業補助金								
目的 (趣旨)	集落周辺の里山の一体的整備により中山間地域の振興を図るとともに、地域課題等を踏まえた多様な森林整備を支援することで、災害の防止や水源のかん養、生活環境の保全等、森林の有する多面的機能を持続的に発揮する。								
公募・非公募	公募 (市町等)								
根拠法令・要綱等	<ul style="list-style-type: none"> <li>山口県補助金等交付規則</li> <li>地域が育む豊かな森林づくり推進事業補助金要綱</li> <li>地域が育む豊かな森林づくり推進事業実施要領</li> </ul>								
創設年度	平成 27 年度 (当該名称で)								
交付対象事業	地域が育む豊かな森林づくり推進事業								
補助対象経費及び補助率 (限度額)	補助対象経費及び補助率 (限度額) の概要 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th style="width: 40%;">補助対象経費の概要</th> <th style="width: 30%;">補助率 (限度額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>中山間地域対策</li> <li>地域課題対策</li> </ul> </td> <td>調査・測量、植栽、保育、修景伐採、竹林伐採、路網整備、標識類整備、その他の経費</td> <td>補助対象経費の 10/10</td> </tr> </tbody> </table>			区分	補助対象経費の概要	補助率 (限度額)	<ul style="list-style-type: none"> <li>中山間地域対策</li> <li>地域課題対策</li> </ul>	調査・測量、植栽、保育、修景伐採、竹林伐採、路網整備、標識類整備、その他の経費	補助対象経費の 10/10
区分	補助対象経費の概要	補助率 (限度額)							
<ul style="list-style-type: none"> <li>中山間地域対策</li> <li>地域課題対策</li> </ul>	調査・測量、植栽、保育、修景伐採、竹林伐採、路網整備、標識類整備、その他の経費	補助対象経費の 10/10							
交付先及び交付金額	交付先及び交付金額の状況								

	交付先名	交付金額（円）																	
	【岩国農水】岩国市	5,182,077 円																	
	【岩国農水】和木町	1,082,400 円																	
	【柳井農水】柳井市	1,502,600 円																	
	【柳井農水】周防大島町	1,522,800 円																	
	【柳井農水】上関町	933,900 円																	
	【柳井農水】平生町	975,390 円																	
	【周南農水】周南市	5,258,000 円																	
	【周南農水】下松市	1,887,600 円																	
	【周南農水】光市	1,665,680 円																	
	【山口農水】山口市	6,271,100 円																	
	【美祢農水】美祢市	3,563,000 円																	
	【美祢農水】山陽小野田市	1,947,990 円																	
	【美祢農水】宇部市	1,732,500 円																	
	【下関農林】下関市	5,887,200 円																	
	【長門農水】長門市	2,759,040 円																	
	【萩農水】萩市	422,900 円																	
【萩農水】阿武町	148,500 円																		
合計	42,742,677 円																		
申請及び交付件数	申請件数：17 件 交付件数：17 件																		
補助金の効果測定	効果測定指標の目標値及び実績値の3期間推移 (単位：市町) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標値 (A)</td> <td>19</td> <td>19</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>実績値 (B)</td> <td>17</td> <td>17</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>達成率 (B/A)</td> <td>89.5%</td> <td>89.5%</td> <td>89.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>達成度の説明          県内全ての市町が取り組むことで、多様かつきめ細かな森林整備が進み、森林の有する機能が発揮される。</p>				令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標値 (A)	19	19	19	実績値 (B)	17	17	17	達成率 (B/A)	89.5%	89.5%	89.5%
	令和2年度	令和3年度	令和4年度																
目標値 (A)	19	19	19																
実績値 (B)	17	17	17																
達成率 (B/A)	89.5%	89.5%	89.5%																

<参考>

山口県環境基本計画に掲げる数値目標

環境指標	・1-③
------	------

(7) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
<p>合規性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助金交付要綱及び交付申請書並びに審査書類等を閲覧し、規定の手続きに準拠していること（交付目的、交付対象事業、補助対象経費等の適切性や公益性）を確認した。</li> <li>・ 交付決定通知書を閲覧し、交付額の確定や精算及び交付時期の適切性を確認した。</li> <li>・ 実績報告書を閲覧し、補助金の使途や補助金に係る収支（経理）が適切に報告されていることを確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助金交付要綱</li> <li>・ 交付申請書</li> <li>・ 審査書類</li> <li>・ 交付決定通知書</li> <li>・ 実績報告書</li> </ul>
<p>有効性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実績報告書の審査状況や、補助金交付先へ適切に指導及び監督を実施していることを質問にて確認した。</li> <li>・ 補助金チェックシートを閲覧し、補助事業の効果測定方法及び分析や評価結果を確認した。</li> <li>・ 補助事業の分析や評価結果をどのようにフィードバックしているか質問にて確認した。</li> <li>・ 効果測定は適切な成果指標を設定しているか、また、可能な限り定量的評価を行っているか（安易に定性評価としていないか）について確認した。</li> <li>・ 本事業の目指すべき将来像に対する補助事業の適合性について検証した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実績報告書</li> <li>・ 補助金チェックシート</li> </ul>
<p>経済性・効率性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該補助金制度の利用（申請）状況や将来展望を質問し、制度縮減の必要性について検証した。</li> <li>・ 補助金交付先が大規模な事業者（財政余力のある事業者）である場合等、補助金支出の要否（必要性）をどのように判定しているか質問にて確認した。</li> </ul>	

(8) 監査の結果（指摘事項）または意見

【指摘事項】 補助事業における目標設定に対する様式について（有効性、経済性・効率性）  
 令達先事務所については、美祢農林水産事務所を対象に監査を実施した。

補助事業に対する効果について、「中山間地域対策」事業では目標値として具体的な経済効果を金額で設定しているが、一方、「地域課題対策」事業は、具体的な定量目標が設定されておらず、「生産量の増加」としているに過ぎないことを確認した。

このことは、令達先の権限や判断によるものではなく、森林整備課側で作成している提出必須書類である計画（実績）書類の様式中に「中山間地域対策」には設定されている「目標指標」項目が「地域課題対策」事業に関しては設定されていないためである。この点について担当者に質問したところ、「中山間地域対策」事業については一定規模以上の組合等の法人を対象としているが、「地域課題対策」事業については、小規模な個人を対象としているため要求が低くなっているという回答を得た。

しかし、特に住民税均等割の超過課税（地方自治体が自主的に地方税の税目や税率を定めて課税できる課税自主権に基づく税金）である「やまぐち森林づくり県民税」を財源とする事業について、当該事業が有効であったと県民に理解してもらうためには、補助事業の効果を図り、できる限り客観的かつ定量的な目標値を設定すべきである。そのためには、森林整備課は、事業計画（別記第3号様式）地域課題対策計画（実績）においても目標指標の項目を設定し、具体的な金額による効果を測定する必要がある。また、森林整備課においては、令達先全体の目標と結果の分析を継続して行い、次年度の事業にも活かし、発展的な事業として継続されることを望む。

**【意見】** 事業目的達成のための効果的な指標の設定について（有効性、経済性、効率性）

地域が育む豊かな森林づくり推進事業では、効果測定指標の目標値として地域が育む豊かな森林づくり推進事業補助金の交付件数 19 市町/年を掲げており、令和 4 年度は 17 市町に対して交付し、達成率は 89.5%であった。この結果は令和 2 年度および 3 年度とも全く同じである。

当該事業の交付対象は市町であり、採択は市町の手挙げ方式による。県内全ての市町が中山間地域対策及び地域課題対策に本気で取り組むことで多様かつきめ細かな森林整備が進み、森林の有する機能が発揮される可能性が高まることは事実であり、効果測定指標を補助金交付市町数とすることに一定の理解はできる。しかし、単に全ての市町に当該補助金を交付できれば事業目的が達成される訳ではなく、重要なことは、適切な予算に基づき、適切な市町に適切な額の補助金を交付することで、事業目的を達成することである。そのように考えるならば、現状の効果測定指標の設定が適切であるとは言い難い。

現状では、事業の将来的な成果ビジョンが具体的になっておらず、事業目的達成に向けたロードマップも明確にされていない。上記指摘事項でも述べたが、特に住民税均等割の超過課税を財源として事業を実施する以上、予算に対する適切な成果を検証することは予算配分の適切性を判断するうえで重要であり、その判断を行うためには、年度単位での進捗のみならず、適切な事業目的達成指標を設定することが重要かつ効果的であると考えらる。

まずは事業目的達成のための将来的な成果ビジョンを明確にし、県全体として具体的な目標を設定し、その目標達成に向け、市町と協働して年単位のロードマップを明確にする必

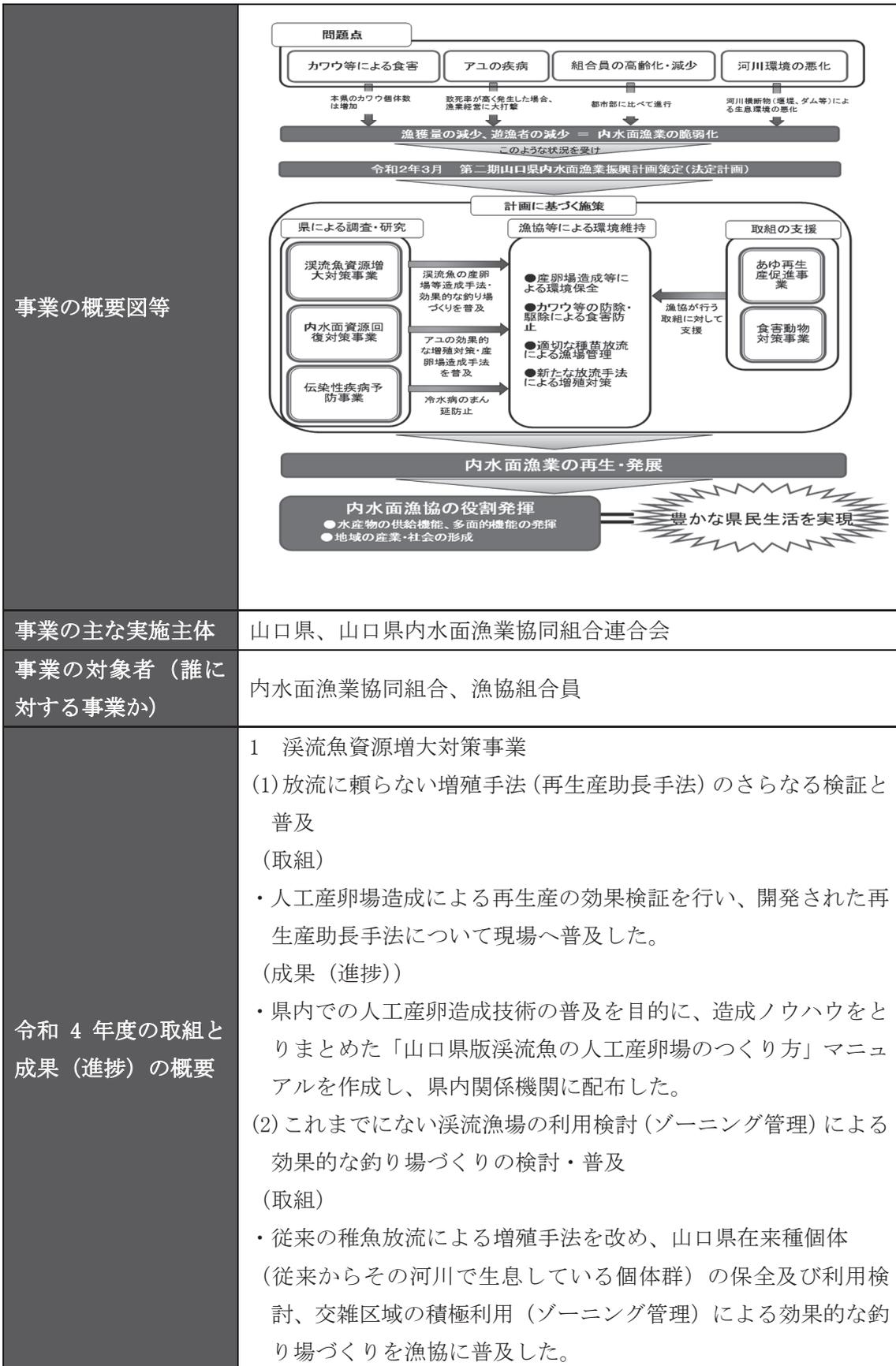
要がある。その前提の下に予算に見合う成果として、例えば、ロードマップに対する①荒廃森林の整備進捗率、②繁茂竹林の整備進捗率、③観光周辺等の修景伐採による経済効果等、事業目的に照らして根拠のある具体的な指標を設定し、県民が事業の有効性や経済的合理性を客観的に判断出来る事業へ発展させていただきたい。

### 34. 内水面漁業振興対策事業

#### (1) 事業の概要

事業名	内水面漁業振興対策事業
担当部局課	農林水産部水産振興課
環境基本計画における施策区分	3 いのちと暮らしを支える生物多様性の保全
事業実施の背景（必要性）	<p>内水面漁業は、アユ等の内水面水産物を供給するほか、内水面漁業者による水産動植物の増殖や漁場環境の保全・管理を通じて、釣り場や自然体験学習の場といった自然と親しむ機会を国民に提供する等の多面的機能を発揮し、農林業、観光業とも密接に関連しながら地域の産業を形成するなど、国民生活や経済に重要な役割を果たしている。</p> <p>しかしながら、近年、内水面漁業を取り巻く環境は、河川環境の悪化、冷水病の発生、カワウ等による食害など、内水面漁協の自助努力では解決できない問題が発生していることに加え、内水面漁協組合員の減少等による内水面漁協の生産体制の脆弱化にて内水面の水産物の安定的な供給や内水面漁業の有する多面的機能の発揮に支障を来している。</p> <p>このような内水面漁業を取り巻く状況に対し、「山口県内水面漁業振興計画」に基づき内水面漁業の振興に必要な施策を実施してきたところであるが、内水面漁業を取り巻く環境は一層厳しい状況が続いている。</p> <p>このため、これまでの事業により得られた成果をさらに活用した資源回復対策や、アユ以外の重要魚種に対する新たな対策を推進するとともに、内水面漁業の再生・発展に向け、内水面漁業協同組合と連携した一層の対策が必要となっている。</p>
事業目的及び達成時期	<p>（事業目的）</p> <p>内水面漁業協同組合や県内水面漁連が中心となり、各河川の特徴をふまえ、取組計画を作成・実施し、河川でのアユ等の生産量の回復や豊かな漁場環境の保全を図る。</p> <p>（達成時期）</p>

	令和6年度（予定）
目指すべき将来像	水産資源の回復対策を図り、県民に水産物を提供する漁業生産を振興する。また、内水面漁業の再生・発展に向け、良好な漁場環境を保全し、漁場を適切に管理・活用する体制を確保する。
事業の概要（内容）	<p>1 溪流魚資源増大対策事業</p> <p>溪流魚資源が減少傾向にあることから、稚魚放流に頼らない増殖方法を開発するとともに、これまでにない溪流漁場の利用検討（ゾーニング管理）による効果的な釣り場づくりの検討・普及する。</p> <p>2 内水面資源回復対策事業</p> <p>アユ資源が減少傾向にあることから、各河川の特徴に応じた科学的知見に基づく効果的な増殖手法・普及することでアユ資源の増大を図る。</p> <p>3 あゆ再生産促進事業</p> <p>ヨシ等の植物の繁茂や土砂の堆積により河口域に形成されるアユの主産卵場が減少、消滅していることから、内水面漁協が行うアユ産卵場の造成に係る取組を支援することで、アユの再生産を促進し、アユの天然資源の増大を図る。</p> <p>4 食害生物対策事業</p> <p>カワウ及び外来魚（ブラックバス、ブルーギル等）による食害被害を軽減するため、内水面漁連が行う外来魚の駆除、カワウの防除に係る取組を支援する。</p> <p>5 伝染性疾病予防事業</p> <p>アユに係る冷水病等の伝染病の発生拡大及び河川へのまん延防止するため、防疫体制を確保し、病原体を持たないアユ種苗の放流を行うことにより、漁業被害の軽減、防止を図る。</p>



- ・人工産卵場造成箇所の候補地（夏を越して溪流魚が生息）を検索するため、1～2月（溪流魚放流前）に環境DNA調査した。
  - （成果（進捗））
  - ・環境DNA調査により、阿武川水系の複数の支流で冬期のマス類生息を確認した。
- 2 内水面資源回復対策事業
- (1) 遡上アユ調査
- （取組）
- ・今津門前河口堰魚道の遡上アユの出現状況を調査した。
- （成果（進捗））
- ・今津川河口堰魚道の遡上アユは1か月の調査で1100尾を確認した。
- (2) 錦川アユ漁場特性調査
- （取組）
- ・効果的なアユ増殖手法の判断材料に資するため、天然アユの生息域、放流アユが占める比率といった河川の漁場特性を把握した。
- （成果（進捗））
- ・錦川アユ漁場特性調査の結果、錦川全域で天然アユの確認が少なかった。アユ漁場は人工種苗生産された放流アユで形成されていた。（人工種苗の放流アユは順調に定着しており、天然遡上アユの少ない年には放流された県産優良アユによる人工種苗放流がアユ漁場形成の主役となっている。）
- 3 あゆ再生産促進事業
- （取組）
- ・漁協が行うヨシ、オオカナダモ等の駆除および、産卵場の土砂などを取り除き産卵しやすい河床に整備した。
- （成果（進捗））
- ・13漁協が取組を実施した。
  - ・アユ等の産卵場を人工的に整備することにより、産卵量が増え水産資源の増大を図ることができた。
- 4 食害生物対策事業
- (1) カワウ防除対策
- （取組）
- ・漁協が追い払い、テグス張りの方法により実施した。
- （成果（進捗））

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 10 漁協がアユの放流時期、天然遡上時期、及び産卵時期を中心に追い払いやテグス張り等を実施し、水産資源保護を図った。</li> </ul> <p>(2) 外来生物駆除対策</p> <p>(取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 漁協が①刺し網等により駆除②外来生物の買取処分③外来生物の卵駆除方法により実施した。</li> </ul> <p>(成果 (進捗))</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 6 漁協が取組を実施し、413 尾の外来魚を駆除した。</li> <li>・ 継続的にブラックバス等が駆除されており、河川によっては生息数そのものの減少や、大型個体の割合が下がるなどの現象がみられた。</li> </ul> <p>5 伝染性疾病予防事業</p> <p>(1) 水産用医薬品等の適正使用指導</p> <p>(取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 講習会や巡回調査等で水産用医薬品の適正使用や防疫について指導した。</li> </ul> <p>(成果 (進捗))</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 魚類養殖研修会、クルマエビ養殖防疫検討会を実施した。</li> <li>・ 養殖場巡回調査を実施した。</li> </ul> <p>(1) 漁業被害防止対策の強化研究</p> <p>(取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 魚病発生時の診断と対策を指導した。</li> <li>・ 種苗の病原体保有検査を実施した。</li> <li>・ 養殖場の水質・底質を調査した。</li> </ul> <p>(成果 (進捗))</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 魚病診断状況 合計 68 件 (内海 19 件、外海 49 件)</li> <li>・ 山口県栽培漁業公社生産種苗の病原菌等保有検査件数 合計 295 件 (クルマエビ、キジハタ等)</li> <li>・ アユ放流用種苗保菌検査 <ul style="list-style-type: none"> <li>冷水病 検査尾数 700 (全て陰性)</li> <li>エドワジエラ・イクタルリ 検査尾数 700 (全て陰性)</li> </ul> </li> <li>・ KHV モニタリング検査 検査尾数 91 (全て陰性)</li> </ul>
<p>関連する基本方針</p>	<p>やまぐち維新プラン やまぐち未来維新プラン</p>
<p>関連する個別計画</p>	<p>やまぐち農林水産業成長産業化行動計画 やまぐち農林水産業振興計画 第二期山口県内水面漁業振興計画</p>

根拠法令の名称 (法律、条例、要綱等)	・内水面漁業の振興に関する法律(平成26年法律第103号)第9条第6項
事業区分	1 流魚資源増大対策事業(継続 平成31年度～) 事業主体：山口県 予 算 額：1,807千円 2 内水面資源回復対策事業(継続 平成29年度～) 事業主体：山口県 予 算 額：3,699千円 3 あゆ再生産促進事業(継続 平成29年度～) 事業主体：山口県内水面漁業協同組合連合会 予 算 額：1,800千円(県1/2補助) 4 食害生物対策事業(継続 平成29年度～) ①活動支援 事業主体：山口県内水面漁業協同組合連合会 予 算 額：2,650千円(県1/2補助) ②漁業被害防除対策の普及 事業主体：山口県 予 算 額：350千円 5 伝染性疾病予防事業(継続 平成29年度～) 事業主体：山口県 予 算 額：400千円(国1/2、県1/2補助)

(2) 予算額と決算額の3期間推移

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額	13,043	12,387	10,706
補正後予算額	11,861	11,764	10,549
決算額	11,195	11,408	9,869

(予算額及び決算額の著増減事項等) 直近3期間で当初予算は減少傾向である。

(3) 令和4年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
旅費	210	職員出張旅費
需用費	4,663	ガソリン代、消耗品、検査試薬及び器具

節	決算額	主な内容等
役務費	124	電話代等
使用料及び賃借料	185	高速料金利用代等
備品購入費	237	水槽冷却器
負担金、補助及び交付金	4,450	【食害生物対策事業 3,000 千円】 外来魚買取費 【あゆ再生産促進事業 1,450 千円】 作業員賃金、重機借上料等
合計	9,869	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	200	2.0
その他	—	—
一般 (県)	9,669	98.0
合計	9,869	100.0

(5) 負担金、補助及び交付金の 3 期間推移

(単位：千円)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
決算額	4,450	4,450	4,450
補助金等の名称	内水面漁業振興対策事業 補助金	内水面漁業振興対策事業 補助金	内水面漁業振興対策事業 補助金
交付先名	山口県内水面漁業協同組 合連合会	山口県内水面漁業協同組 合連合会	山口県内水面漁業協同組 合連合会

(6) 令和 4 年度補助金等の概要

補助金等の名称	内水面漁業振興対策事業補助金
目的 (趣旨)	カワウや外来魚による内水面漁業への被害の軽減をはかるため、 県下の河川において各種の被害防止対策を実施する。
公募・非公募	非公募
根拠法令・要綱等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</li> <li>・ 特定鳥獣保護管理計画 (第一種特定鳥獣保護計画、第二種特定鳥獣管理計画)</li> <li>・ 山口県第 2 期第二種特定鳥獣 (カワウ) 管理計画</li> </ul>

	・ 特定外来生物被害防止法																				
創設年度	平成 29 年度																				
交付対象事業	・ 食害動物対策事業 ・ あゆ再生産促進事業																				
補助対象経費及び補助率（限度額）	<p>補助対象経費及び補助率（限度額）の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>補助対象経費の概要</th> <th>補助率（限度額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食害生物対策事業</td> <td>作業員賃金、人工産卵床作成費、外来魚買取費、消耗品費</td> <td>1/2（300 万円）</td> </tr> <tr> <td>あゆ再生産促進事業</td> <td>作業員賃金、重機借上料、消耗品費</td> <td>1/2（180 万円）</td> </tr> </tbody> </table>	区分	補助対象経費の概要	補助率（限度額）	食害生物対策事業	作業員賃金、人工産卵床作成費、外来魚買取費、消耗品費	1/2（300 万円）	あゆ再生産促進事業	作業員賃金、重機借上料、消耗品費	1/2（180 万円）											
区分	補助対象経費の概要	補助率（限度額）																			
食害生物対策事業	作業員賃金、人工産卵床作成費、外来魚買取費、消耗品費	1/2（300 万円）																			
あゆ再生産促進事業	作業員賃金、重機借上料、消耗品費	1/2（180 万円）																			
交付先及び交付金額	<p>交付先及び交付金額の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>交付先名</th> <th>交付金額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山口県内水面漁業協同組合連合会</td> <td>4,450,000 円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>4,450,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	交付先名	交付金額（円）	山口県内水面漁業協同組合連合会	4,450,000 円	合計	4,450,000 円														
交付先名	交付金額（円）																				
山口県内水面漁業協同組合連合会	4,450,000 円																				
合計	4,450,000 円																				
申請及び交付件数	申請件数：2 件 交付件数：2 件																				
補助金の効果測定	<p>効果測定指標の目標値及び実績値の 3 期間推移</p> <p><b>1 食害生物対策事業</b></p> <p>(1) カワウ防除対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和 2 年度</th> <th>令和 3 年度</th> <th>令和 4 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施漁協</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table> <p>→アユの放流時期、天然遡上時期、及び産卵時期を中心に追い払いやテグス張り等を実施し水産資源保護を図った。</p> <p>(2) 外来生物駆除対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和 2 年度</th> <th>令和 3 年度</th> <th>令和 4 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施漁協</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>駆除尾数</td> <td>1,982</td> <td>1,091</td> <td>413</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ 買取：大きさ別に単価を設定し、買取処分した。</p> <p>・ 駆除：刺網等を使って駆除した。また、ため池を干出して駆除した。</p> <p>→本事業により継続的にブラックバス等が駆除されており、河川によっては生息数そのものの減少や大型個体の割合が下がる等の現象がみられた。</p>		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	実施漁協	10	10	10		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	実施漁協	6	7	6	駆除尾数	1,982	1,091	413
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度																		
実施漁協	10	10	10																		
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度																		
実施漁協	6	7	6																		
駆除尾数	1,982	1,091	413																		

	<b>2 あゆ再生産促進事業</b>			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度
	実施漁協	13	13	13

→アユ等の産卵場を人工的に整備することにより、産卵量が増え水産資源の増大を図ることができた。

<参考> 山口県環境基本計画に掲げる数値目標

環境指標	・3-①
------	------

(7) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
<p>合規性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助金交付要綱及び交付申請書並びに事業計画書・設計書等を閲覧し、規定の手続きに準拠していること（交付目的、交付対象事業、補助対象経費等の適切性及び公益性）を確認した。</li> <li>・ 交付決定通知書を閲覧し、交付額の確定や精算及び交付時期の適切性を確認した。</li> <li>・ 実績報告書の閲覧及び担当者への質問により、補助金の使途や補助金に係る収支が適切に報告されていることを確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 山口県水産資源管理総合対策事業費補助金交付要綱</li> <li>・ 令和4年度内水面漁業振興対策事業費補助金交付申請書</li> <li>・ 令和4年度内水面漁業振興対策事業（食害動物対策事業）事業計画書・設計書</li> <li>・ 令和4年度内水面漁業振興対策事業（あゆ再生産促進事業）事業計画書・設計書</li> <li>・ 令和4年度内水面漁業振興対策事業実績報告書</li> <li>・ 交付決定通知書</li> <li>・ 補助金額確定通知書</li> <li>・ 経費の内訳確認結果</li> </ul>
<p>有効性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実績報告書の審査状況や、補助金交付先へ適切に指導及び監督を実施していることを質問により確認した。</li> <li>・ 本事業の目指すべき将来像に対する補助事業の適合性について検証した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和4年度内水面漁業振興対策事業実績報告書</li> </ul>

監査要点	実施手続	証憑書類等
経済性・効率性	・当該補助金制度の利用状況や将来展望を質問し、制度縮減の必要性について検証した。	・令和4年度内水面漁業振興対策事業実績報告書

(8) 監査の結果（指摘事項）または意見

【指摘事項】補助金実績報告書の様式について（合规性、経済性・効率性）

実績報告書に添付された収支精算書の支出の部には、項目ごとに本年度精算額欄に本事業のために支出された費用の合計額、また備考欄には代表的な項目が記載されているのみで、各項目の詳細については当該書類では確認することができなかった。これらについては、水産振興課担当者が令和5年7月に内水面漁業協同組合連合会にて証憑の閲覧や質問にて既に内容確認を行っており、適切であることが確認されたとのことであった。

補助金交付額の妥当性の審査は実績報告書及びその添付書類に基づき行われる。したがって補助金交付対象経費については支出費用の内訳書が無ければ対象経費か、否かについて正確に判断することは極めて困難となる。実際にはヒアリングにて内容を詳細に把握しているとのことであるが、審査の過程は特に記録として残しておく必要があることから、収支報告書に関しては支出の内容と金額を一覧できる内訳書を様式として直ちに備えることが不可欠である。

内訳書があれば、内水面漁業協同組合連合会を訪問して内容確認を行う際、事前に内容を把握できるだけでなく、重点的に内容確認を行う項目を決めておくこともでき、極めて効率的である。例えば内訳書の中で、金額的に重要な項目や質的に重要だと考えられる項目について事前に抽出しておき、訪問した際にそれらについて領収書や請求書等の根拠証憑により、内容・金額を重点的に確認する。またカワウ対策費及び外来魚対策費に含まれる作業賃金であれば、内訳書に「単価×時間数」の記載を求め、審査では単価の妥当性、時間数の適切性について検証し、訪問時は時間数について出勤簿と照合する。また外来魚対策費に含まれている外来魚買取費については内訳書に支払日・支払先の記載を求め、訪問時に現金出納簿や通帳の記録との整合性を確認することで支払の事実を確認する。以上のように内訳書を事前に入手することでより実効性のある確認作業が可能となる。

また支出内容の確認作業の効率化のみならず、前年度と比較し、大幅な予算額の増減がある項目の把握もでき、例えば、賃金であれば単価・時間数いずれに変化があったのか、消耗品であれば高額なものを購入したのか、購入単価が上昇しているのか等、内容についての分析も可能となり、短時間で効率良く異常項目の発見にもつながる。また数年間の推移を見ることで、①必要な項目や不要な項目、②補助の対象項目、③非対象項目等を考慮する場合の資料にもなる。

以上より、実績報告書提出の際には収支精算書の内訳書を様式として設定し、その作成・提出を求め、さらには提出された内訳書を活用し、作業の効率化、多面的な分析を実施する必要がある。

【意見】溪流魚資源増大対策事業におけるマニュアル活用及び成果の測定方法について（有効性）

本事業では令和4年度事業として人工産卵場造成技術の普及を目的とした人工産卵場造成ノウハウを取りまとめたマニュアルを作成しているが、本事業の最終的な目的は良好な漁場環境を保全し、溪流魚を増やすことである。作成したマニュアルが十分活用されるよう漁協等の関係機関への働きかけを引き続き行うこと、またマニュアルに沿って産卵場造成を行う事業者からの意見や情報を積極的に収集し、それらを活用してマニュアルの改訂にも取り組み、より実態に即した「使える」マニュアルとなるようにする必要がある。

また溪流魚は尾数のカウントが困難であるとのことであるが、事業の成果を測るにはやはり何らかの客観的な指標が必要である。尾数のカウントの代わりに、カウント可能な卵の数を定期的に数え、その推移を記録する、漁業者から尾数に関する具体的な証言を入手する（例えば「去年と比較して1㎡当たりの尾数が3割増加した」等、何と比較し、どれくらい増減したのかをより具体的に観察してもらう）、尾数が増えると遊漁者も増加傾向となることから遊漁者数・遊漁料の推移を記録する等、尾数そのものでなくとも尾数に比例し、増減するような様々な指標や証言とを組み合わせ、前年度と比較し、可能な限り尾数の推移を推定し、溪流魚の増加という目的に対する成果について継続して測定していただきたい。

### 35. 漁業生産増大推進事業（うち藻場干潟域の再生保全）

#### (1) 事業の概要

事業名	漁業生産増大推進事業（うち藻場干潟域の再生保全）
担当部局課	農林水産部水産振興課
環境基本計画における施策区分	3 いのちと暮らしを支える生物多様性の保全
事業実施の背景（必要性）	漁業生産基盤となっている河川・沿岸域等、特に藻場や干潟域は水産生物の産卵、幼稚仔魚の育成・餌の確保の場として水産資源の維持・増大に大きく寄与するとともに、海水の水質浄化機能が優れており、水産資源を確保する上で重要な役割を果たしている。しかし、漁業者数の減少等による管理能力の低下に加え、地球温暖化等の自然環境の悪化、食害生物の増加等にて本来、有する能力が極端に低下し、水産資源の維持・増殖に大きな支障となっている。このため、将来にわたり、県民に対し、安全かつ新鮮な水産物を安定的に供給していくために、その対策が急務となっている。
事業目的及び達成時期	（事業目的） 漁業者や地域の住民が行う河川・沿岸域等の環境・生態系を維持・改善する取組を支援し、本来、有する機能を回復させ、水産物の生産増大を図る。

	<p>(達成時期)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象生物量の増加</li> </ul> <p>目標：基準年（平成 29 年度）から対象生物量を 5%以上増加（令和 4 年度）</p> <p>※対象生物の増加率：一定面積における対象生物の被度・量の割合</p>
<p>目指すべき将来像</p>	<p>多くの水産生物の産卵場や稚魚の育成場となる藻場・干潟域等を回復させ、それに伴う水産資源の増加及び県民への安定した供給</p>
<p>事業の概要 (内容)</p>	<p>①沿岸域環境改善支援事業</p> <p>水産多面的機能発揮対策事業（国事業）を活用し、沿岸域の環境改善に取り組む活動組織を支援する市町に対して支援費の 1/2 の額を補助</p> <p>②沿岸域環境改善支援運営事業</p> <p>水産多面的機能発揮対策事業（国事業）を活用する活動組織に対し、県指導等を行うための事務費及び市町がこれらの事業を行うための経費を補助</p>
<p>事業の概要 図等</p>	
<p>事業の主な実施主体</p>	<p>①沿岸域環境改善支援事業：市町</p> <p>②沿岸域環境改善支援運営事業：県、市町</p>
<p>事業の対象者（誰に対する事業か）</p>	<p>河川・沿岸域の環境改善に取り組む県内の活動組織</p>
<p>令和 4 年度の取組と成果（進捗）の概要</p>	<p>(取組)</p> <p>①沿岸域環境改善支援事業</p> <p>増えすぎたウニの駆除や被覆網の設置による母貝の保護など藻場や干潟等の保全活動に取り組む県内各地の 28 の活動組織を支援する各市町に対し、補助金を交付</p> <p>②沿岸域環境改善支援運営事業（国庫 10/10）</p>

	<p>県内の活動組織に対し指導を実施、市町がこれを行うために要した経費に対する補助金を交付</p> <p>(成果)</p> <p>○各活動項目の対象生物の増加率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動項目</th> <th>モニタリング対象</th> <th>増加率(%)</th> <th>対象活動数※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>藻場保全</td> <td>藻場の被度</td> <td>26.5%</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>サンゴ礁保全</td> <td>サンゴの被度</td> <td>-27.6%</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>干潟保全</td> <td>アサリ等の生物量等</td> <td>-7.8%</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>ヨシ帯保全</td> <td>アユの生息密度</td> <td>-94.2%</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>内水面保全</td> <td>魚類等の生物量</td> <td>209.5%</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>海洋汚染対策</td> <td>ニシの生息密度</td> <td>-25.0%</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td colspan="2">平均/合計</td> <td>13.6%</td> <td>27</td> </tr> </tbody> </table> <p>※H29 から活動を継続している組織と比較</p>	活動項目	モニタリング対象	増加率(%)	対象活動数※	藻場保全	藻場の被度	26.5%	16	サンゴ礁保全	サンゴの被度	-27.6%	1	干潟保全	アサリ等の生物量等	-7.8%	7	ヨシ帯保全	アユの生息密度	-94.2%	1	内水面保全	魚類等の生物量	209.5%	1	海洋汚染対策	ニシの生息密度	-25.0%	1	平均/合計		13.6%	27
活動項目	モニタリング対象	増加率(%)	対象活動数※																														
藻場保全	藻場の被度	26.5%	16																														
サンゴ礁保全	サンゴの被度	-27.6%	1																														
干潟保全	アサリ等の生物量等	-7.8%	7																														
ヨシ帯保全	アユの生息密度	-94.2%	1																														
内水面保全	魚類等の生物量	209.5%	1																														
海洋汚染対策	ニシの生息密度	-25.0%	1																														
平均/合計		13.6%	27																														
関連する基本方針	<p>やまぐち維新プラン</p> <p>やまぐち未来維新プラン</p>																																
関連する個別計画	<p>やまぐち農林水産業成長産業化行動計画</p> <p>やまぐち農林水産業振興計画</p>																																
根拠法令の名称 (法律、条例、要綱等)	水産基本法																																
事業区分	継続事業 (平成 28 年度～)																																

(2) 予算額と決算額の3期間推移

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額	11,603	11,846	10,501
補正後予算額	8,187	7,519	7,573
決算額	7,806	7,422	7,421

(予算額及び決算額の著増減事項等) 県からの要望に対して、国の予算が付かなかつたため。

(3) 令和4年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
負担金、補助及び交付金	6,382	下記(6)参照
旅費	525	職員出張旅費
需用費	357	コピー代、用紙代、車両燃料費他

節	決算額	主な内容等
役務費	34	電話代
使用料及び賃借料	123	高速道路利用料
合計	7,421	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	2,118	28.5
その他	—	—
一般(県)	5,303	71.5
合計	7,421	100.0

(5) 負担金、補助及び交付金の3期間推移

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
決算額	6,573	6,217	6,382
補助金等の名称	沿岸域環境改善支援事業 補助金	沿岸域環境改善支援事業 補助金	沿岸域環境改善支援事業 補助金
交付先名	県内14市町	県内10市町	県内10市町

(6) 令和4年度補助金等の概要

補助金等の名称	沿岸域環境改善支援事業補助金
目的(趣旨)	水産資源の保護・培養や水質浄化等の公益的機能の発揮を支える河川、沿岸域等の機能の維持・回復を図るため、漁業者や地域の住民が行う効果の高い環境保全活動の推進に資することを目的とする。
公募・非公募	非公募
根拠法令・要綱等	<ul style="list-style-type: none"> <li>沿岸域環境改善支援事業補助金交付要綱</li> <li>沿岸域環境改善支援事業補助金実施要領</li> <li>水産多面的機能発揮対策交付金交付等要綱</li> <li>水産多面的機能発揮対策交付金交付等要綱の運用</li> <li>山口県補助金等交付規則</li> </ul>
創設年度	平成28年度
交付対象事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>沿岸域環境改善支援事業</li> <li>沿岸域環境改善支援運営事業</li> </ul>

補助対象経費及び補助率（限度額）	補助対象経費及び補助率（限度額）の概要		
	区分	補助対象経費の概要	補助率
	沿岸域環境改善支援事業	市町が、水産多面的機能発揮対策交付金交付等要綱の運用（平成 25 年 5 月 16 日付け 25 水港第 125 号水産庁長官通知）別表 2 に掲げる活動項目のうち、①、②、④、⑤、⑥及び⑧の活動を実施する活動組織を支援するのに要する経費	1/2 以内 (上限設定なし)
沿岸域環境改善支援運営事業	市町が、水産多面的機能発揮対策交付金交付等要綱の運用（平成 25 年 5 月 16 日付け 25 水港第 125 号水産庁長官通知）第 6 の 3 に掲げる事業を行うのに要する経費	定額	

交付先及び交付金額	交付先及び交付金額の状況		
	交付先名	交付金額（円）	沿岸域環境改善支援(円)
			沿岸域環境改善支援運営(円)
阿武町	242,550	242,550	
		0	
萩市	1,766,250	1,586,250	
		180,000	
長門市	889,200	739,200	
		150,000	
下関市	1,422,940	1,108,800	
		314,140	
宇部市	530,369	350,565	
		179,804	
山口市	207,900	207,900	
		0	
周南市	119,724	89,724	
		30,000	
下松市	27,720	27,720	
		0	
周防大島町	559,125	433,125	
		126,000	
岩国市	616,440	517,440	
		99,000	

	合計	6,382,218	5,303,274	1,078,944	
申請及び交付件数	申請件数：10件 交付件数：10件				
補助金の効果測定	(効果測定方法)				
	・各活動組織が活動内容の成果実績(対象生物の増加率)を自己評価したものを取りまとめる (測定結果：基準平成29年度)				
		H30	R1	R2	R3
増加率(%)	6.5	13.2	31.7	-1.7	13.6

(7) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金交付要綱及び交付申請書並びに審査書類等を閲覧し、規定の手続きに準拠していること(交付目的、交付対象事業、補助対象経費等の適切性や公益性)を確認した。</li> <li>・交付決定通知書を閲覧し、交付額の確定や精算及び交付時期の適切性を確認した。</li> <li>・実績報告書を閲覧し、補助金の使途や補助金に係る収支(経理)が適切に報告されていることを確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・起案書</li> <li>・補助金交付要綱</li> <li>・補助金実施要領</li> <li>・交付申請書</li> <li>・審査書類</li> <li>・実績報告書</li> <li>・交付確定通知書</li> </ul>
有効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実績報告書の審査状況や、補助金交付先へ適切に指導及び監督を実施していることを質問にて確認した。</li> <li>・補助金チェックシートを閲覧し、補助事業の効果測定方法及び分析や評価結果を確認した。</li> <li>・補助事業の分析や評価結果をどのようにフィードバックしているか、質問にて確認した。</li> <li>・効果測定は適切な成果指標を設定しているか、また、可能な限り定量的評価を行って</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実績報告書</li> <li>・補助金チェックシート</li> </ul>

監査要点	実施手続	証憑書類等
	<p>いるか（安易に定性評価としていないか）、否かについて確認した。</p> <p>・本事業の目指すべき将来像に対する補助事業の適合性について検証した。</p>	
経済性・効率性	<p>・当該補助金制度の利用（申請）状況や将来展望について質問し、制度縮減の必要性について検証した。</p>	<p>・補助金事業実施計画</p>

(8) 監査の結果（指摘事項）または意見

【指摘事項】 稟議書等における決裁日の記入漏れについて（合規性）

稟議書等について、決裁日の記載がないものがあり、適切なタイミングでの承認証跡が確認できないものがあつた。責任の範囲及び時期の明確化のためにも、事務処理の基準日の明確化は重要な統制業務であり、稟議書等には決裁日を適切に記入すべきである。

【意見】 事業目的（藻場干潟域の再生保全）達成のための効果的な指標の設定について（有効性）

漁業生産増大推進事業において、漁業者の減少等による管理能力の低下、地球温暖化等の自然環境の悪化、食害生物の増加等にて、本来有する能力が極端に低下し、水産資源の維持・増殖に大きな支障となっている。将来にわたり県民に対し、安全かつ新鮮な水産物を安定的に供給していくためにそれらへの対策が急務であることから、事業目的を漁業者や地域の住民が行う河川・沿岸域等の環境・生態系を維持・改善する取組を支援し、本来有する機能を回復させ、水産物の生産増大を図るとし、基準年(平成 29 年度)から対象生産量を 5%以上増加(令和 4 年度)と設定している。そして令和 4 年度の成果としては、以下のとおりとなっている。

○各活動項目の対象生物の増加率

活動項目	モニタリング対象	増加率(%)	対象活動数※
藻場保全	藻場の被度	26.5%	16
サンゴ礁保全	サンゴの被度	-27.6%	1
干潟保全	アサリ等の生物量等	-7.8%	7
ヨシ帯保全	アユの生息密度	-94.2%	1
内水面保全	魚類等の生物量	209.5%	1
海洋汚染対策	ニシの生息密度	-25.0%	1
平均/合計		13.6%	27

※平成 29 年度から活動を継続している組織と比較

上表の成果を評価すると全体活動の増加率の平均値は 13.6%であり、あたかも当初の目標である増加率5%の数値目標を達成しているかのように見える。しかし、個々の活動を見ると増加率が大きくプラスとなった活動もあれば、一方で大きくマイナスとなった活動も存在する。さらに注意深く個々の活動の評価すると増加率が極めて大きい特定の一つの活動（内水面保全：魚類等の生物量）の値に引っ張られ、他の多くのマイナス評価となった活動が結果的に相殺され多大な影響を受けている。

本来、本事業は個々の活動自体が、目標とする増加率5%を各々クリアし、達成することである。活動内容も活動規模も全く異なる活動項目の評価値を単に平均化し、算出された増加率が5%をクリアしてもそこに何ら本質的な意味は成さない。むしろ各活動項目の活動自体が増加率5%を各々でクリアすることに意味が有るのではないかと思われる。その為には引き続き、しっかりと各活動をモニタリングし、マイナスとなった活動の根本原因の解明に努め、注視することにより、さらなる効果を期待する。

【意見】 補助金（藻場干潟域の再生保全）の効果測定指標について（有効性）

当該事業の補助金の効果測定指標は現在各活動項目の対象生物の増加率(5%)となっている。そして過去5年間の測定結果は以下の通りである。

	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
増加率(%)	6.5	13.2	31.7	-1.7	13.6

この結果からわかることは令和3年度を除き、5%の目標を達成している。しかし当該増加率は周辺環境により大きく変動するものといえる。よって周辺環境に左右されないような客観的な指標の設定を考慮することも必要と考える。例えば、増えすぎたウニを駆除することで海の生態系や環境が改善するのであれば、「ウニの駆除数」も指標になりうるし、また藻場を原状回復させるのであれば、「母藻設置数」も指標になりうると思う。

また、上述の【意見】でも言及したように、全体での目標値では個体のバラツキを評価していないことになり、その結果改善対策が曖昧になる恐れがあるため、補助金の効果の測定指標についても個別の内容に変更すべきである。

### 36. 内海東部地区水産環境整備事業

(1) 事業の概要

事業名	内海東部地区水産環境整備事業
担当部局課	農林水産部漁港漁場整備課
環境基本計画における施策区分	4 生活環境の保全

<p>事業実施の背景（必要性）</p>	<p>米軍岩国基地が存在することで周辺地域は長年にわたり産業活動やまちづくりなどに大きな制約を受けていることから、岩国・大島地域の水産業の振興を図るため、再編関連特別地域整備事業（交付金）を活用し、事業の着実な進捗を図るもの。</p>
<p>事業目的及び達成時期</p>	<p>（事業目的）          地域の実情に応じた定着性魚類等（キジハタ、ナマコ等）の資源管理及び稚苗放流の効果を促進し、水産資源の増大を図るため、餌料供給機能及び隠れ場機能を有した構造部を設置するとともに、幼稚魚等の育成場や・産仔場となる藻場を造成する。          （達成時期）          令和5年度</p>
<p>目指すべき将来像</p>	<p>キジハタについては、資源管理及び稚苗放流と連携し、放流した餌料供給及び隠れ場の確保により、周辺海域での水産資源の増大につなげる。          ナマコについては、減少した水揚げ量の維持拡大に向け大島地域で約6トンの増産を目指す。</p>
<p>事業の概要（内容）</p>	<p>○キジハタ、ナマコ等の増殖礁整備等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・14地先</li> <li>・保護礁（幼稚魚・若成魚）設置</li> <li>・藻場造成（石材礁）</li> </ul>
<p>事業の概要図等</p>	<p>The diagram illustrates the project's components:         <ul style="list-style-type: none"> <li><b>Resource Management:</b> Aims to protect spawning parent fish by prohibiting the capture of Kishihata under 30cm in length, following the Fisheries Adjustment Commission's instructions.</li> <li><b>Seedling Release:</b> In FY2023, dedicated Kishihata seedling production facilities were prepared, achieving a national top production of 200,000 seedlings per year.</li> <li><b>Life Cycle:</b> Shows the progression from spawning (産卵) to juveniles (幼稚魚), juveniles (若成魚), and adults (成魚).</li> <li><b>Fishery Preparation:</b> Includes creating natural reefs for adults to aggregate, natural reefs for juveniles to hide, and dedicated seedling protection and rearing reefs.</li> <li><b>Reproduction Reefs:</b> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>Kishihata Reproduction Reef:</b> Features a mesh base (具設基質) and porous aggregate materials (多孔質増殖素材) to create a nursery for juveniles.</li> <li><b>Namatoko/Kishihata Reproduction Reef (Stone Reef):</b> Utilizes stone reefs to provide habitats for Namatoko and Kishihata.</li> </ul> </li> </ul> </p>

事業の主な実施主体	県
事業の対象者（誰に対する事業か）	岩国・大島地域の漁業関係者
令和4年度の取組と成果（進捗）の概要	<p>（取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・久賀地先に、キジハタを対象とした、幼稚魚保護礁及び若成魚育成礁を設置</li> <li>・森地先に、キジハタを対象とした幼稚魚保護礁及び若成魚育成礁、ナマコを対象とした石材礁（5～100kg 捨石）を設置</li> </ul> <p>（成果（進捗））</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度予算により1期施工の事業完了であり、増殖場整備箇所の効果について、設置3年経過後に随時現状調査を実施する計画</li> </ul>
関連する基本方針	やまぐち未来維新プラン
関連する個別計画	やまぐち農林水産業振興計画
根拠法令の名称（法律、条例、要綱等）	漁港漁場整備法
事業区分	継続事業（平成30年度～）

(2) 予算額と決算額の3期間推移

（単位：千円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額	256,831	256,313	122,600
補正後予算額	—	—	—
決算額	245,578	242,818	122,600

（予算額及び決算額の著増減事項等）令和2、3年度の決算額の減は、入札減による。

(3) 令和4年度決算額の内訳

（単位：千円）

節	決算額	主な内容等
旅費	6	職員出張旅費
使用料及び賃借料	3	高速道路利用代
工事請負費	122,590	
合計	122,600	

## (4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	122,600	100.0
その他	—	—
一般(県)	—	—
合計	122,600	100.0

## (5) 委託料の3期間推移

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
決算額	19,523	12,137	—
契約方法	指名競争、随意契約	指名競争、随意契約	—
委託業者名	不二調査設計(株)外2件	(株)錦測量事務所外2件	—

&lt;参考&gt; 山口県環境基本計画に掲げる数値目標

環境指標	・4-水質関係 海域(COD)
------	-----------------

## (6) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約方法の選定が適法、かつ、妥当であるか、否かについて確認した。</li> <li>・指名競争入札における入札手続が適法、かつ、妥当であるか、否かについて確認した。</li> <li>・当初契約書と変更契約書の内容を比較し、追加工事や設計変更等によって、当初の入札が無意味となっていないか、否かについて確認した。</li> <li>・工事契約の履行期限が守られ、工事は設計図及び仕様書どおりに施工されているかについて履行確認が行われているか、否かについて確認した。</li> <li>・工事代金が適切な時期に支払われているか、否かについて確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種伺</li> <li>・工事請負契約書</li> <li>・工事請負変更契約書</li> <li>・工事検査調書</li> <li>・支出票</li> <li>・請負代金請求書</li> <li>・前払金支払請求書</li> <li>・予定価格決定調書</li> <li>・最低制限価格決定調書</li> </ul>

監査要点	実施手続	証憑書類等
有効性	・工事契約の効果(実効性)をどのように分析及び評価しているか、否かについて質問を行い、検証した。	・工事検査調書
経済性・効率性	・工事の内容に沿った予定価格の積算が行われているか、否かについて確認した。	・予定価格決定調書 ・最低制限価格決定調書 ・山口県土木工事設計積算システムの情報

(7) 監査の結果(指摘事項)または意見

【指摘事項】稟議書等における決裁日の記入漏れについて(合規性)

当事業に関連する各種「伺」を閲覧したところ、決裁年月日が未記入となっていたものが散見された。責任の範囲及び時期の明確化のためにも、事務処理の基準日の明確化は重要な統制業務であり、決裁日を「伺」にも記入すべきである。

【意見】予定価格及び最低制限価格の算定について(経済性・効率性)

当事業は平成30年度からの継続事業であり、初年度の翌事業年度である令和元年度以降、毎年度指名競争入札による工事請負契約の発注先が選定されている。

令和元年度から令和4年度までの各年度における工事の入札状況の推移は、下表のとおりである(令和元年度は第1工区から第8工区について単価誤りがあったため、第8工区までが入札中止となっている)。



	令和3年度				令和4年度	
	第1工区	第2工区	第3工区	第4工区	第1工区	第2工区
予定価格(税込)	58,569,500	58,946,800	59,288,900	59,288,900	59,595,800	59,535,300
入札書比較価格(税抜)	53,245,000	53,588,000	53,899,000	53,899,000	54,178,000	54,123,000
最低制限価格(税抜)	49,076,000	49,299,000	49,611,000	49,611,000	50,700,000	50,600,000
業者名称	入札価格	入札価格	入札価格	入札価格	入札価格	入札価格
A社	辞退					
B社						
C社	辞退					
D社						
E社						
F社						
G社		49,299,000	49,611,000	49,611,000	辞退	辞退
H社		49,299,000	49,611,000	49,611,000		
I社		49,299,000	49,611,000	49,611,000	50,700,000	47,900,000
J社		辞退	辞退	辞退	50,700,000	50,600,000
K社						
L社						
M社						
N社	49,076,000					
O社						
P社	49,076,000					
Q社	辞退					
R社	辞退					
S社	49,076,000					
T社					辞退	辞退
U社					50,700,000	50,600,000
V社					50,700,000	50,600,000
W社					50,700,000	47,300,000
X社					50,700,000	48,300,000
	第1工区	第2工区	第3工区	第4工区	第1工区	第2工区
落札業者名	N社	H社	I社	G社	W社	U社
落札価格(税抜)	49,076,000	49,299,000	49,611,000	49,611,000	50,700,000	50,600,000
最終契約額(税込)	51,055,400	67,081,300	56,255,100	56,255,100	61,573,600	61,017,000
最終契約額(税抜)	46,414,000	60,983,000	51,141,000	51,141,000	55,976,000	55,470,000

過去の入札では、いずれの指名競争入札も入札参加事業者の大半が最低制限価格での入札を行っており、くじ引により落札者が決定されている(ただし、当事業において年度内に同一事業者の落札は禁止されている。)

担当者に対する質問の回答によれば、このような状況の背景には、工事内容がそれほど複雑ではなく、仕様書の内容に基づき見積計算システムにおいて見積計算を行えば、入札参加事業者の多くが同じ見積結果になるとのことである。

なお、担当者によれば、県においては、適正な競争原理が働くよう、次のような対応を実施している。

①最低制限価格の適時見直し

県では、就業者数の減少や高齢化の進行に加え、近年の受注競争の激化など、建設産業が直面する厳しい状況を踏まえ、将来に渡って担い手の確保に必要な経費を確保できるよう、適正な競争環境を整備する観点から、国の動向にも注視しながら、工事の最低制限価格制度を制定し適時見直しを行っている。

## ② 予定価格の適時見直し

予定価格の元となる工事費の算定は、県が公表している歩掛や単価に加え、記載のない歩掛や単価については、受注者やメーカー等から聴取したうえで、予定価格の適切な設定を行っており、また、登録単価についても適時改定を行っている。

## ③ 入札情報の漏洩防止

県としては、「山口県建設工事等発注事務に関するコンプライアンス要綱」を制定し、発注事務の公正性及び透明性のより一層の向上を図っている。また、工事の発注にあたっては、設計図書などの保管等入札情報の取扱いには十分留意しており、工事関係者関係者からの問い合わせにも応じないこととしている。

しかしながら、このように最低制限価格での入札が継続している場合、結果として指名競争入札が本来予定している競争原理が十分に機能していない状態になってしまうと考えられる。したがって、このように最低制限価格での入札が継続することに対して、適正な競争と請負契約の観点から課題が生じていないかどうか、適時確認することが必要と考える。

### 【意見】 工期延長の防止に向けて（有効性、経済性・効率性）

令和 4 年度内海東部地区水産環境整備工事第 1 工区の工事については、「工事技術検査（完成）復命書」によれば工事着手日が令和 4 年 11 月 8 日、検査実施日が令和 5 年 4 月 21 日となっていた。契約当初における工事期間は令和 4 年 11 月 8 日から令和 5 年 3 月 31 日となっていたが、工期変更の手続が行われ、工期が 4 月まで延長された。

工事は何らかの理由で工期が延長となる場合があり、正当な理由がある場合には必要なことである。しかし、契約手続を早める等の対応で当初の予定どおり工事が完成できるように気を付けられたい。

## 37. 流域下水道事業（施策分）

### (1) 事業の概要

事業名	流域下水道事業（施策分）
担当部局課	土木建築部都市計画課
環境基本計画における施策区分	4 生活環境の保全
事業実施の背景（必要性）	下水道法に規定された下水道事業を行う上で根拠となる法定計画。補助採択を受けるために必要な計画。
事業目的及び達成時期	（事業目的） 周南流域及び田布施川流域下水道ともに、令和 4 年度に、計画の事業施行期間が満了となるため、更新（変更）手続きを実施 （達成時期） 令和 11 年度末

目指すべき将来像	全体計画に示した計画区域面積、計画処理人口、計画汚水量等
事業の概要（内容）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の継続、推進に向けて事業期間を最長設定となる7年間延長して令和11年度末までとする。</li> <li>・現況確認及び将来予測に基づいて、令和11年度末までの計画区域、計画人口、計画汚水量、計画処理水質、施設の配置及び機能の維持に関する方針等を定める。</li> </ul>
事業の概要図等	<p>平成20年6月 日本下水道協会 人口減少下における下水道計画手法のあり方について（案）より</p>
事業の主な実施主体	県
事業の対象者（誰に対する事業か）	県、流域関連市町（流域関連住民）
令和4年度の取組と成果（進捗）の概要	<p>（取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現況確認及び将来予測に基づいて、令和11年度末までの計画区域、計画人口、計画汚水量、計画処理水質、施設の配置及び機能の維持に関する方針等を定める。</li> </ul> <p>（成果（進捗））</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記方針等により、流域下水道事業を施行するにあたり必要な図書を作成し、下水道に関する基本計画を作成した。</li> </ul>
関連する基本方針	該当無し
関連する個別計画	流域関連公共下水道事業計画（関係市町の計画）
根拠法令の名称 （法律、条例、要綱等）	下水道法 都市計画法
事業区分	新規事業（単発事業）

## (2) 予算額と決算額の3期間推移

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額	—	—	54,899
補正後予算額	—	—	38,223
決算額	—	—	38,223

## (3) 令和4年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
委託料	38,223	下記(6)-1, 2参照
合計	38,223	

## (4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率(%)
国庫	19,110	50.0
市町負担金	9,557	25.0
他会計補助金	9,556	25.0
合計	38,223	100.0

## (5) 委託料の3期間推移

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
決算額	—	—	38,223
契約方法	—	—	指名競争入札
委託業者名	—	—	(株)日水コン他1件

## (6)-1 令和4年度委託契約の概要

契約名	事業計画変更策定業務委託(周南流域下水道)
契約期間	令和4年7月6日～令和5年3月31日
業務内容(仕様)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道全体計画の見直し</li> <li>・下水道事業計画の変更策定</li> <li>・都市計画事業認可変更策定</li> </ul>
契約方法	指名競争入札
契約の法令根拠	・地方自治法施行令第167条第1号

	・業務委託契約事務取扱要領 第2の2(3)ア
委託業者名	(株) 日水コン
業者選定理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内に営業所を有する土木関係建設コンサルタント業務の等級がA等級であること。</li> <li>・専門的技術力、同種業務の業務実績を勘案して選定する。</li> <li>・土木関係建設コンサルタント業務における総合点数が上位20者を選定する。</li> </ul>
予定価格	18,785,800円(税込)
契約金額	14,946,800円(税込)
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	<p>検査対象：下水道全体計画の見直し、下水道事業計画の変更策定、都市計画事業認可変更策定の業務内容について評価。</p> <p>検査手法：業務報告書(成果品)により業務が適切に行われているか確認。</p> <p>検査結果：合格</p>

(6)-2

契約名	事業計画変更策定業務委託(田布施川流域下水道)
契約期間	令和4年7月6日～令和5年3月31日
業務内容(仕様)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道全体計画の見直し</li> <li>・下水道事業計画の変更策定</li> <li>・都市計画事業認可変更策定</li> </ul>
契約方法	指名競争入札
契約の法令根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方自治法施行令第167条第1号</li> <li>・業務委託契約事務取扱要領 第2の2(3)ア</li> </ul>
委託業者名	(株) 日本インシーク
業者選定理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内に営業所を有する土木関係建設コンサルタント業務の等級がA等級であること。</li> <li>・専門的技術力、同種業務の業務実績を勘案して選定する。</li> <li>・土木関係建設コンサルタント業務における総合点数が上位20者を選定する。</li> </ul>
予定価格	29,257,800円(税込)
契約金額	23,276,000円(税込)
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し

検査の概要	<p>検査対象：下水道全体計画の見直し、下水道事業計画の変更策定、都市計画事業認可変更策定の業務内容について評価。</p> <p>検査手法：業務報告書（成果品）により業務が適切に行われているか確認。</p> <p>検査結果：合格</p>
-------	--

(7) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務委託契約書及びその他資料を閲覧し、適法な契約事務であること、及び公権力の行使に当たる可能性のある事務委託ではないことを確認した。</li> <li>・予定価格について、山口県土木工事設計積算システムによる積算過程及び予定価格決定調書を閲覧した。</li> <li>・積算システムに搭載されていない単価については業者見積を確認し、見積徴収歩掛決定要領に従った見積を採用しているか、否かについて確認した。</li> <li>・調査基準価格の設定方法を確認した。</li> <li>・指名競争入札における業者指名の選定過程を質問した。</li> <li>・入札状況について、指名業者の応札状況を閲覧した。</li> <li>・業務委託契約の内容及び起案手続きを確認した。</li> <li>・山口県入札情報サービスにより公開情報を確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務委託契約書</li> <li>・特記仕様書</li> <li>・山口県土木工事設計積算システム</li> <li>・山口県入札情報サービス</li> <li>・予定価格決定調書</li> <li>・業者見積書（見積集計表）</li> <li>・調査基準価格算出調書</li> <li>・見積依頼先選定理由</li> <li>・競争入札審査会</li> <li>・入札経緯及び入札結果表</li> <li>・落札者決定通知書</li> <li>・起案書他</li> </ul>
有効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目標達成のための指標として、下水道事業の整備状況、今後の整備計画の内容及びその達成度合について質問した。</li> <li>・予算策定時の事業計画について内容を質問し、整備箇所との関連性、今後の方針を確認した。</li> <li>・当初予算額からの補正内容について質問を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周南流域及び田布施川流域下水道事業計画</li> <li>・予算書</li> </ul>

監査要点	実施手続	証憑書類等
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当初予算額、補正後予算額と決算額の比較分析を行った。</li> <li>・関連資料の閲覧及び担当者への質問を行った。</li> </ul>	
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務委託契約について、仕様書、契約書、見積書、設計審査書、各種関連資料の閲覧及び担当者への質問を行った。</li> <li>・委託業務の内容に照らして、予定価格の積算内容（業者見積の場合にもその合理性を十分に検証しているか、否かについて等）を確認した。</li> <li>・予算の執行状況、事務手続の妥当性を検証した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様書、見積書</li> <li>・業務委託契約書</li> <li>・起案書他</li> </ul>

(8) 監査の結果（指摘事項）または意見

【意見】 同内容の2事業における委託事業の予定価格について（経済性・効率性）

本事業における委託事業は、周南流域下水道（以下「周南」という。）及び田布施川流域下水道（以下「田布施」という。）事業計画変更策定業務委託であり、仕様書では周南における事業計画区域の縮小（2,593.4ha→2,592.6ha（縮小0.8ha））、田布施における事業計画区域の追加（836.7ha→851.3ha（追加14.6ha））以外は同一内容である。

両者の成果書を確認したところ、ほぼ同内容であり、予定価格と計画概要（現在設定の事業施行期間は令和4年度に満了し、それを最長設定となる7年間延長した令和11年度末までの事業施行期間を設定する）は以下のとおりとなっている。

令和11年度

	周南	田布施
予定価格（円）	18,785,800	29,257,800
処理区域面積（ha）	2,583.6	843.0
計画汚水量（m <sup>3</sup> /日）	29,390	6,090

事業規模からは、周南の金額が高くなることが予想されるが、実際は田布施が高くなっている。これは、事業規模自体は小さいものの、田布施は事業計画区域追加のため、計画汚水量及び処理能力の再計算が必要なため、とのことである。

事業計画区域の追加（1.7%増加）の影響の度合いは不明だが、見積書提出事業者19社の平均値は田布施が11,793,132円に対し、周南7,896,731円となっているため、追加の影響が見積書に反映されているとはいえ、田布施の予定価格が高くなるのは問題無いといえる。

ここで、両事業の設計書の各項目における歩掛を確認したところ、おおむね田布施が多いが、その中でも差がある一例として「8-2 施設の機能の維持に関する方針」に係る歩掛は以下のとおりである。

	周南	田布施
主任技師	0.10	1.00
技師 (A)	0.10	2.00
技師 (B)	0.10	2.00
技師 (C)	0.10	1.50
技術員	0.10	-
直接人件費 (円)	21,320	293,400

ほぼ同内容の委託業務に対して、このように差が出る原因は、「現状の設計書における人数等の歩掛数量の決定方式は、一連の業務であるため各社から提出された総価の見積値（直接人件費）から平均値を算出し、上下 30%超の見積値を除いた見積値の平均を算出し、その値の直下の見積値を提出した事業者の歩掛を採用する」ためとのことである。

ここで見積書提出事業者 19 社のうち採用社を含む 5 社を抽出し、「8-2 施設の機能の維持に関する方針」に係る歩掛を見てみると、以下のとおりである。

周南	A社	B社	C社	D社	E社(採用)
主任技師	1.00	0.10	0.10	0.66	0.10
技師(A)	2.00	0.10	0.10	1.32	0.10
技師(B)	2.00	0.20	0.10	1.65	0.10
技師(C)	1.50	0.20	0.10	0.99	0.10
技術員		0.10	0.10	0.33	0.10
直接人件費	293,400	28,760	21,320	217,599	21,320
人件費合計	12,609,447	5,165,170	4,526,760	12,376,703	7,090,230

田布施	A社(採用)	B社	C社	D社	E社
主任技師	1.00	0.50	0.10	0.66	0.20
技師(A)	2.00	1.00	0.10	1.32	0.20
技師(B)	2.00	1.00	0.10	1.65	0.20
技師(C)	1.50	0.50	0.10	0.99	0.20
技術員		0.25	0.10	0.33	0.20
直接人件費	293,400	145,750	21,320	217,599	42,640
人件費合計	11,077,999	16,159,270	9,653,310	10,122,231	9,287,950

今回は、採用した2社における該当項目の歩掛に大きな差があったため、採用された設計書の各項目の歩掛に差が出るようになったと考えられる。

採用する予定価格は、総額からの平均値から計算した金額から異常値を除いた平均値の直下の価格を提出した事業者の金額となり、おおむね各社の見積金額に沿った金額となるが、中身の歩掛は個々に検討せず採用した事業者の歩掛をそのまま採用するため、その内容は各社でかなり差が出る場合もあるため、今回のようにそれぞれの作業における歩掛の内容に差が出ることになる。

現状の算定方法は長年の試行錯誤の末たどり着いた最良の方法であると考えられるため、この結果をもって歩掛算定方法の再検討という訳ではない。機械的に歩掛を出しているため職員の判断の余地は無いことから公平とも言えるが、ほぼ同一とみえる業務に対して、予定価格に差が出るのも現実である。内容に踏み込むと職員の恣意性が生じる点に注意が必要だが、現状でも個別の項目レベルではこのような差が出るということを認識し、高度化複雑化する業務に対して、職員のノウハウの蓄積も重要である。金額だけを見るのではなく、業務内容の中身を確認し、ヒアリング等の実施を通して、県としての標準業務等を認識し、適切な歩掛を判断できるようになればさらに良いと考える。他県の方法等も参考にするとともに、公平・公正といえる方法について、検証を続けて頂きたい。

### 38. 県営住宅建設事業

#### (1) 事業の概要

事業名	県営住宅建設事業
担当部局課	土木建築部住宅課
環境基本計画における施策区分	1 気候変動対策の推進
事業実施の背景（必要性）	公営住宅法による
事業目的及び達成時期	（事業目的） 健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備するもの （達成時期） 該当無し
目指すべき将来像	老朽化した県営住宅を順次建て替えること等にて環境負荷低減への取組等を進めていく
事業の概要（内容）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県営住宅の建替え</li> <li>・ 県営住宅の改修等</li> </ul>

事業の概要図等	 <p>令和4年度竣工 黒磯県営住宅（岩国市）</p>
事業の主な実施主体	県
事業の対象者（誰に対する事業か）	住宅に困窮する低額所得者
令和4年度の取組と成果（進捗）の概要	<p>（取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県営住宅の建替え工事（2棟、40戸）着工他</li> </ul> <p>（成果（進捗））</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県営住宅の建替え工事（3棟、70戸）竣工他</li> </ul>
関連する基本方針	やまぐち維新プラン やまぐち未来維新プラン
関連する個別計画	山口県住宅マスタープラン 山口県県営住宅長寿命化計画
根拠法令の名称（法律、条例、要綱等）	公営住宅法
事業区分	継続事業

(2) 予算額と決算額の3期間推移

（単位：千円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額	2,177,363	1,469,719	1,392,766
補正後予算額	—	—	—
決算額	2,170,867	1,466,497	1,391,176

（予算額及び決算額の著増減事項等）

厳しい財政事情のため、直近3期間で当初予算は減少傾向である。

(3) 令和4年度決算額の内訳

（単位：千円）

節	決算額	主な内容等
委託料	71,923	下記(6)参照
負担金、補助及び交付金	6,888	下記(8)参照
旅費	445	職員出張旅費
需用費	2,491	コピー代、用紙代、車両燃料費等

節	決算額	主な内容等
役務費	441	電話代等
工事請負費等	1,244,148	県営住宅建設工事費
使用料及び賃借料	3,659	職員出張高速道路利用代等
公有財産購入費	192	土地の購入
補償補填賠償金	9,781	県営住宅入居者移転費用
人件費（報酬、給料等）	51,208	人件費
合計	1,391,176	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	476,825	34.2
その他	578,200	41.6
一般（県）	336,151	24.2
合計	1,391,176	100.0

(その他財源の内容) 県債（公営住宅建設業債）

(5) 委託料の3期間推移

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
決算額	74,914	58,011	71,923
契約方法	随意契約、指名競争入札	随意契約、指名競争入札	随意契約、指名競争入札
委託業者名	(株) 栗林設計外 18 件	さくら設計 (株) 外 14 件	(株) 巽設計コンサルタント 外 16 件

(6) -1 令和4年度委託契約の概要

契約名	令和4年度くし山県営住宅実施設計業務
契約期間	令和4年4月22日～令和5年10月31日
業務内容（仕様）	県営住宅の新築（建替）に係る実施設計業務 （規模等…鉄筋コンクリート造、4階建て、19戸）
契約方法	指名競争入札
契約の法令根拠	地方自治法施行令第167条第1号
委託業者名	(株) 巽設計コンサルタント
業者選定理由	入札結果による
予定価格	14,069,000円（税込）

契約金額	10,831,700円（税込）
変更契約の有無	有り（2回）
変更契約の理由	省エネルギー計算基準の見直し等があったため
変更後契約金額	12,144,000円（税込）
再委託の有無	有り
再委託先	前田設備設計一級建築士事務所 松崎電気設備設計事務所 (株)ますもと設計事務所
再委託金額	—
検査の概要	検査対象：実施設計に係る成果品一式（図面、設計書等） 検査手法：契約図書に基づき、成果品の適否を判定するとともに、当該業務委託が適切に管理されているか等について検査職員から確認する。 検査結果：業務期間が令和5年10月末までであり、業務が完了していないため、現時点で検査は未実施。

(6) -2

契約名	令和4年度山口県県営住宅標準設計等策定業務
契約期間	令和4年4月12日～令和5年9月30日
業務内容（仕様）	「山口県県営住宅標準設計マニュアル」の改訂等業務
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
委託業者名	(株)市浦ハウジング&プランニング
業者選定理由	本業務は標準設計等の見直しを行うものであり、必要となる知見を持つ者が先の業務を行った者に限られるため
予定価格	24,697,200円（税込）
契約金額	24,200,000円（令和4年度14,520,000円）（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	検査対象：マニュアルの改訂等に係る成果品一式（報告書、マニュアル等） 検査手法：契約図書に基づき、成果品の適否を判定するとともに、当該業務委託が適切に管理されているか等について検査職員から確認する。 検査結果：業務期間が令和5年9月末までであり、業務が完了していないため、現時点で検査は未実施。

## (6) -3

契約名	令和4年度くし山県営住宅地質調査業務
契約期間	令和4年5月24日～令和4年7月22日
業務内容（仕様）	くし山県営住宅の設計に係る地質調査業務
契約方法	指名競争入札
契約の法令根拠	地方自治法施行令第167条第1号
委託業者名	(株) 伸栄興産
業者選定理由	入札結果による
予定価格	3,455,100円（税込）
契約金額	2,726,900円（税込）
変更契約の有無	有り
変更契約の理由	実績に基づく清算のため
変更後契約金額	4,507,800円（税込）
再委託の有無	無し
検査の概要	<p>検査対象：地質・土質調査業務に係る成果品一式（図面、報告書、土質標本等）</p> <p>検査手法：契約図書に基づき、成果品の適否を判定するとともに、当該業務委託が適切に管理されているか等について検査職員から確認する。</p> <p>検査結果：合格</p>

## (6) -4

契約名	令和4年度旗岡県営住宅建替基本計画策定業務
契約期間	令和5年1月19日～令和5年11月14日
業務内容（仕様）	県営住宅の新築（建替）に係る基本計画策定業務
契約方法	指名競争入札
契約の法令根拠	地方自治法施行令第167条第1号
委託業者名	(株) 巽設計コンサルタント
業者選定理由	入札結果による
予定価格	3,092,100円（税込）
契約金額	2,585,000円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	検査対象：基本計画策定に係る成果品一式（図面、報告書等）

	<p>検査手法：契約図書に基づき、成果品の適否を判定するとともに、当該業務委託が適切に管理されているか等について検査職員から確認する。</p> <p>検査結果：業務期間が令和5年11月までであり、業務が完了していないため、現時点で検査は未実施。</p>
--	--

(6) -5

契約名	令和4年度綾羅木県営住宅新築工事の実施設計業務
契約期間	令和5年2月7日～令和5年3月8日
業務内容（仕様）	県営住宅の新築（建替）に係る実施設計の構造検討業務 （規模等…鉄筋コンクリート造、4階建て、20戸）
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号
委託業者名	（株）栗林設計
業者選定理由	当初の設計を行った者であること
予定価格	173,800円（税込）
契約金額	170,500円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	<p>検査対象：実施設計に係る成果品一式（図面、設計書等）</p> <p>検査手法：契約図書に基づき、成果品の適否を判定するとともに、当該業務委託が適切に管理されているか等について検査職員から確認する。</p> <p>検査結果：合格</p>

(6) -6

契約名	令和3年度桜県営住宅（仮称）実施設計業務
契約期間	令和3年4月22日～令和4年10月31日
業務内容（仕様）	県営住宅の新築に係る実施設計業務 （規模等…鉄筋コンクリート造、6階建て、20戸）
契約方法	指名競争入札
契約の法令根拠	地方自治法施行令第167条第1号
委託業者名	さくら設計（株）
業者選定理由	入札結果による
予定価格	22,718,300円（税込）
契約金額	17,457,000円（税込）

変更契約の有無	有り
変更契約の理由	工事発注時期の前倒しによる単価更正等の追加、それに伴う委託期間の延伸による。
変更後契約金額	17,949,800 円 (R4 年度 492,800 円) (税込)
再委託の有無	有り
再委託先	AME 一級建築士事務所
再委託金額	—
検査の概要	検査対象：実施設計に係る成果品一式（図面、設計書等） 検査手法：契約図書に基づき、成果品の適否を判定するとともに、当該業務委託が適切に管理されているか等について検査職員から確認する。 検査結果：合格

(6) -7

契約名	令和 4 年度東岐波県営住宅解体工事の実実施設計業務
契約期間	令和 4 年 7 月 22 日～令和 4 年 10 月 31 日
業務内容（仕様）	県営住宅の解体に係る単価更正業務 （規模等…鉄筋コンクリート造、5 階建て、20 戸）
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号
委託業者名	（株）松重設計
業者選定理由	当初の設計を行った者であること
予定価格	876,700 円（税込）
契約金額	876,700 円（税込）
変更契約の有無	有り
変更契約の理由	石綿含有の判別がつかない建材があり、石綿含有分析調査を追加したため
変更後契約金額	1,025,200 円（税込）
再委託の有無	無し
検査の概要	検査対象：実施設計に係る成果品一式（図面、設計書等） 検査手法：契約図書に基づき、成果品の適否を判定するとともに、当該業務委託が適切に管理されているか等について検査職員から確認する。 検査結果：合格

## (6) -8

契約名	令和4年度くし山県営住宅建設に係る家屋事前調査業務（第1工区）
契約期間	令和4年6月14日～令和4年9月11日
業務内容（仕様）	県営住宅の新築（建替）に係る家屋事前調査業務
契約方法	指名競争入札
契約の法令根拠	地方自治法施行令第167条第1号
委託業者名	現代設計（株）
業者選定理由	入札結果による
予定価格	8,014,600円（税込）
契約金額	6,490,000円（税込）
変更契約の有無	有り
変更契約の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計図書と現場の状況が不一致であったため</li> <li>・建物所有者から調査を辞退する旨の申出があったため</li> </ul>
変更後契約金額	3,980,900円（税込）
再委託の有無	無し
検査の概要	<p>検査対象：家屋事前調査に係る成果品一式（図面、報告書等）</p> <p>検査手法：契約図書に基づき、成果品の適否を判定するとともに、当該業務委託が適切に管理されているか等について検査職員から確認する。</p> <p>検査結果：合格</p>

## (6) -9

契約名	令和4年度くし山県営住宅建設に係る家屋事前調査業務（第2工区）
契約期間	令和4年6月14日～令和4年9月11日
業務内容（仕様）	県営住宅の新築（建替）に係る家屋事前調査業務
契約方法	指名競争入札
契約の法令根拠	地方自治法施行令第167条第1号
委託業者名	（株）栗林設計
業者選定理由	入札結果による
予定価格	7,573,500円（税込）
契約金額	7,095,000円（税込）
変更契約の有無	有り
変更契約の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計図書と現場の状況が不一致であったため</li> <li>・建物所有者から調査を辞退する旨の申出があったため</li> </ul>

変更後契約金額	5,557,200円（税込）
再委託の有無	無し
検査の概要	<p>検査対象：家屋事前調査に係る成果品一式（図面、報告書等）</p> <p>検査手法：契約図書に基づき、成果品の適否を判定するとともに、当該業務委託が適切に管理されているか等について検査職員から確認する。</p> <p>検査結果：合格</p>

(6) -10

契約名	令和4年度桜県営住宅（仮称）建設に係る家屋事前調査業務
契約期間	令和4年6月14日～令和4年9月11日
業務内容（仕様）	県営住宅の新築（建替）に係る家屋事前調査業務
契約方法	指名競争入札
契約の法令根拠	地方自治法施行令第167条第1号
委託業者名	（株）藤田建築設計事務所
業者選定理由	入札結果による
予定価格	6,178,700円（税込）
契約金額	5,775,000円（税込）
変更契約の有無	有り
変更契約の理由	建物所有者から調査を辞退する旨の申出があったため
変更後契約金額	5,639,700円（税込）
再委託の有無	無し
検査の概要	<p>検査対象：家屋事前調査に係る成果品一式（図面、報告書等）</p> <p>検査手法：契約図書に基づき、成果品の適否を判定するとともに、当該業務委託が適切に管理されているか等について検査職員から確認する。</p> <p>検査結果：合格</p>

(6) -11

契約名	令和4年度生野屋県営住宅住戸内バリアフリー改善工事の実施設計業務
契約期間	令和5年4月11日～令和5年6月9日
業務内容（仕様）	<p>県営住宅の水廻り改善に係る実施設計の単価更正業務</p> <p>（規模等…B棟 鉄筋コンクリート造、3階建て、12戸</p> <p>C棟 鉄筋コンクリート造、3階建て、12戸</p> <p>D棟 鉄筋コンクリート造、3階建て、9戸</p>

	E棟 鉄筋コンクリート造、3階建て、9戸 F棟 鉄筋コンクリート造、3階建て、12戸
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
委託業者名	(株)金子信建築設計事務所
業者選定理由	当初の設計を行った者であること
予定価格	2,685,100円(税込)
契約金額	2,684,000円(税込)
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	検査対象：実施設計に係る成果品一式(図面、設計書等) 検査手法：契約図書に基づき、成果品の適否を判定するとともに、当該業務委託が適切に管理されているか等について検査職員から確認する。 検査結果：合格

(6) -12

契約名	不動産鑑定評価業務
契約期間	令和4年6月30日～令和4年8月12日
業務内容(仕様)	旗岡県営住宅用地交換の為の土地鑑定業務
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号
委託業者名	さくら鑑定所
業者選定理由	土地鑑定評価は基本鑑定報酬表に価格が定められており業者比較ができないため山口県不動産鑑定士協会からの推薦にて選定
予定価格	828,300円(税込)
契約金額	828,300円(税込)
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	検査対象：不動産鑑定業務に係る成果品一式(図面、報告書等) 検査手法：契約図書に基づき、成果品の適否を判定するとともに、当該業務委託が適切に管理されているか等を検査職員により確認する。 検査結果：合格

## (6) -13

契約名	令和3年度山口県県営住宅長寿命化計画策定業務
契約期間	令和3年12月20日～令和4年12月12日
業務内容（仕様）	「山口県県営住宅長寿命化計画」の改訂等業務
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
委託業者名	(株)市浦ハウジング&プランニング
業者選定理由	プロポーザルにおける最優秀提案者であるため
予定価格	16,143,600円（税込）
契約金額	13,530,000円（税込）
変更契約の有無	有り
変更契約の理由	計画期間中に「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム(国交省作成)」が改良されたため
変更後契約金額	15,077,700円（令和4年度 15,077,000円）（税込）
再委託の有無	無し
検査の概要	<p>検査対象：山口県県営住宅長寿命化計画の改訂等に係る成果品一式（長寿命化計画、報告書等）</p> <p>検査手法：契約図書に基づき、成果品の適否を判定するとともに、当該業務委託が適切に管理されているか等について検査職員から確認する。</p> <p>検査結果：合格</p>

## (6) -14

契約名	土地調査、測量、登記嘱託業務
契約期間	令和4年7月20日～令和4年11月30日
業務内容（仕様）	くし山県営住宅建替に係る用地買収のための測量・分筆業務
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
委託業者名	山口県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
業者選定理由	業務履行に必要な条件を満たす県内唯一の機関であるため
予定価格	985,982円（税込）
契約金額	984,731円（税込）
変更契約の有無	有り
変更後の金額	984,731円（税込）
変更契約の理由	市との調整に時間を要したため
再委託の有無	無し

検査の概要	<p>検査対象：分筆・測量に係る成果品一式（図面、報告書等）</p> <p>検査手法：契約図書に基づき、成果品の適否を判定するとともに、当該業務委託が適切に管理されているか等について検査職員から確認する。</p> <p>検査結果：合格</p>
-------	---

(6) -15

契約名	不動産鑑定評価業務
契約期間	令和4年12月26日～令和5年1月31日
業務内容（仕様）	くし山県営住宅建替に係る用地買収のための不動産鑑定業務
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号
委託業者名	亀石不動産鑑定
業者選定理由	土地鑑定評価は基本鑑定報酬表に価格が定められており業者比較ができないため山口県不動産鑑定士協会からの推薦により選定
予定価格	141,680円（税込）
契約金額	141,680円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	<p>検査対象：不動産鑑定業務に係る成果品一式（図面、報告書等）</p> <p>検査手法：契約図書に基づき、成果品の適否を判定するとともに、当該業務委託が適切に管理されているか等について検査職員から確認する。</p> <p>検査結果：合格</p>

(6) -16

契約名	境界確認業務
契約期間	令和5年1月20日～令和5年3月31日
業務内容（仕様）	隣接地（民地）との境界確認のための業務
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
委託業者名	山口県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
業者選定理由	業務履行に必要な条件を満たす県内唯一の機関であるため
予定価格	392,608円（税込）
契約金額	392,608円（税込）
変更契約の有無	無し

再委託の有無	無し
検査の概要	<p>検査対象：境界確認に係る成果品一式（図面、報告書等）</p> <p>検査手法：契約図書に基づき、成果品の適否を判定するとともに、当該業務委託が適切に管理されているか等について検査職員から確認する。</p> <p>検査結果：合格</p>

(6) -17

契約名	令和4年度実勢単価調査業務
契約期間	令和4年11月30日～令和5年3月30日
業務内容（仕様）	令和5年度に使用する山口県公共住宅工事用一次単価を決定するための業務
契約方法	指名競争入札
契約の法令根拠	地方自治法施行令第167条第1号
委託業者名	（一財）経済調査会 中国支部
業者選定理由	入札結果による
予定価格	4,928,000円（税込）
契約金額	4,400,000円（県営住宅建設事業 1,191,000円）（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	<p>検査対象：実勢単価調査に係る成果品一式（調査報告書等）</p> <p>検査手法：契約図書に基づき、成果品の適否を判定するとともに、当該業務委託が適切に管理されているか等について検査職員から確認する。</p> <p>検査結果：合格</p>

(7) 負担金、補助及び交付金の3期間推移

（単位：千円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
決算額	7,231	2,575	6,888
負担金等の名称	県営住宅給水負担金	県営住宅給水負担金	県営住宅給水負担金
交付先名	周南市外4件	柳井市	下関市外2件

※新に水道を利用する際等に、県が水道事業者に対し、水道整備費用の一部を負担するもの。

<参考> 山口県環境基本計画に掲げる数値目標

環境指標	・1-①
------	------

(8) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
<p>合規性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託契約書及び設計書を閲覧し、適法な契約事務であること、及び公権力の行使に当たる可能性のある事務委託ではないことを確認した。</li> <li>・契約方法の選定が適法、かつ、妥当であることを質問した(随意契約の場合、当該契約方法によることを可能とする規則等を閲覧した)。</li> <li>・安易に随意契約を選定している傾向がないか検討した(長期継続の有無を含む)。</li> <li>・再委託について、所定の事務手続を経ていることを確認した(一括再委託の禁止条項や再委託業務の承認等)。</li> <li>・再委託金額については、建築士法によりその把握は求められておらず、また県が再委託承認する際にも金額記載を求めていることについて、合理性があることを確認した。</li> <li>・委託業務の検査(履行確認)が適正に行われていることを確認した。また、検査の方法について質問し、適切に評価されていることを確認した。</li> <li>・委託料が適切な時期に支払われていることを確認した。</li> <li>・業務委託契約の情報公開(公表対象となる契約について)の状況を確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公営住宅法</li> <li>・山口県営住宅条例</li> <li>・業務委託契約事務取扱要領</li> <li>・各種伺</li> <li>・実施設計業務委託設計書</li> <li>・業務委託起工設計書</li> <li>・競争入札等審査会(業務委託契約)議事録</li> <li>・見積業者選定調書</li> <li>・予定価格決定調書</li> <li>・見積書</li> <li>・業務委託契約書</li> <li>・変更契約書</li> <li>・再委託業者届</li> <li>・工程表</li> <li>・業務計画書</li> <li>・業務検査復命書</li> <li>・請求書、支出負担行為、支出票</li> <li>・業務委託契約情報の公表について(県HP)</li> </ul>
<p>有効性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託契約に付する合理性があるか確認した。</li> <li>・委託の効果(実効性)をどのように分析及び評価しているかについて質問し、検証した。</li> <li>・本事業の目指すべき将来像に対する委託業務の適合性について検証した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託検査調書</li> <li>・成果品</li> </ul>

監査要点	実施手続	証憑書類等
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入札方式に変更し、委託料の縮減を図るべき随意契約がないか、否かについて質問した。</li> <li>・委託業務の内容に照らして、予定価格の積算内容（業者見積の場合にもその合理性を十分に検証しているか等）を確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予定価格決定調書</li> <li>・見積書</li> </ul>

(9) 監査の結果（指摘事項）または意見

【指摘事項】 稟議書等における決裁日の記入漏れについて（合規性）

稟議書等について、決裁日の記載がないものがあり、適切なタイミングでの承認証跡が確認できないものがあった。責任の範囲及び時期の明確化のためにも、事務処理の基準日の明確化は重要な統制業務であり、稟議書等には決裁日を適切に記入すべきである。

【意見】 建替手続の妥当性について（合規性、経済性・効率性）

近年、県営住宅の老朽化が加速度的に進んでおり、そのため、順次、県営住宅の建替工事が行われている。なお建替にあたっては、入居者に対する事前説明会等を行い、全ての入居者から「事業同意書」を入手した上で事業を進めている。しかし退去について既に同意していたはずの入居者が、退去予定時期を過ぎても退去しなかった事案が発生している。この事実について、監査時に質問したところ、事情については何らの説明も受けることが出来なかった。さらに県は、通常、想定されない事案であるとして全く本退去手続の見直しを行っていない。

また、本来、当事案の退去予定時期は令和2年9月中であったが、県が「借地借家法第27条に基づく解約の申入れ」を行ったのは同年12月25日であり、この時点で事前に計画していた退去期限日時から既に約3か月も超過している。この間、指定管理者と県は入居者に対して随時対応していたとするが、指定管理者が具体的に入居者に対し、どのような対応を行っていたのかについての記録についても、監査時には提示されなかった。

対処が遅れた要因には、問題発生時の手順が定まっていない点と、建物解体後の土地利用方法が定まっておらず、令和5年9月時点においても遊休状態のままとなっている点が挙げられる。他の入居者が退去した後の共同住宅は、不法占拠や放火等の空き家問題を抱えることとなる。本来であれば、①必要のないコストが発生している事実に加え、②生じえないリスクを負っていること、さらには③県有財産の有効活用の観点からも、問題が無かったのか、適切に検証を行うことが強く求められる。すなわち、単に家賃の滞納がないことをもって容認すべきではないと考える。入居者の理解を得た後に当該事業を進めることは重要だが、目の前の入居者だけでなく、広く県民の理解が得られる事業であることが必要である。

手続に不備があったとしても、問題が顕在化しないために気づかないことはままあるため、特に今回のように課題が生じた場合には、具体的な手続に関し、何らかの不備があった

のではないかと振り返る姿勢が重要である。加えて問題が発覚した後の対応が適切であったか、否かについても、同様に振り返る必要がある。今後も県は県営住宅の建替を予定しており、同様の事態が発生しないとは言えないことから、効率的な事業運営を行うためにも具体的な対策を直ちに講じる必要がある。そして、イレギュラーな事態が発生した場合に備え、県は適切に記録を残し、事後評価を行う体制を急ぎ構築することが必要である。

**【意見】 工事遅延等に伴う単価更正業務について（経済性・効率性）**

工事に係る単価については、契約時に見積もられる。しかし、上述した「入居者の退去遅れによるための業務遅延」等の理由により具体的に発生する追加費用の一つが、毎年改定される単価を再計算するための「単価更正業務」である。令和4年度は委託業務（6）-7及び（6）-11が該当し、その契約金額は合計3,710千円となっている。大規模工事や、個人の住生活権が絡む場合は、「遅延」や「延長」にやむを得ない理由があることは否定しない。しかし、厳しい財政事情により年々予算が削減されている現状において、計画の甘さ、手続の失念や不備等が原因で遅延が発生せぬよう、今後も努力いただきたい。

**【意見】 脱炭素社会の実現に資するための木材の利用促進について（有効性）**

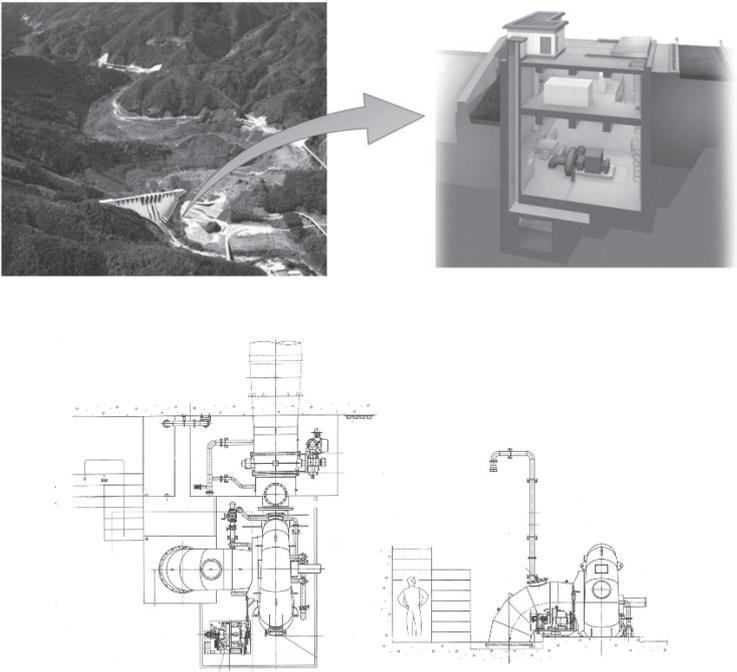
令和3年10月1日、「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」が定められ、山口県においても令和4年3月に「建築物等における木材の利用促進に関する基本方針」が制定された。この中で、県が整備する公共建築物等における木材利用について、「コストや技術の面で木造化が困難であるものを除き、原則として木造化を図るとともに、全ての公共建築物について内装や外構等の木質化を推進する」と目標を掲げている。

令和4年度に実施された県営住宅については、内装（玄関、トイレ、洗面所の天井及び和室押入の内部、畳下地板）の木質化を実施している。県営住宅ほどの大規模住宅では、耐震及び防火の観点から木造にすることは容易ではないとのことであるが、今後は、内装だけでなく外構等にも木質化を図り、一日でも早い脱炭素社会の実現に向けてより一層の取組を進めてもらいたい。

**39. 平瀬発電所建設**

(1) 事業の概要

事業名	平瀬発電所建設
担当部局課	企業局電気工水課
環境基本計画における施策区分	1 気候変動対策の推進
事業実施の背景（必要性）	昭和63年に建設事業が開始され、着工から約35年をかけて建設された平瀬ダムから下流へ放流される河川維持用水を有効活

	<p>用した従属発電（水力発電）として平瀬発電所が併設され、本ダム事業に参画している。</p>
<p>事業目的及び達成時期</p>	<p>（事業目的）          地方公営企業として「公共性」および「経済性」を最大限に発揮するという基本原則の下、水資源を水力発電として有効に利用し、その結果、安定電力を供給することで県産業の発展と県民の福祉の増進を図ることを事業目的としている。</p> <p>（達成時期）          令和5年度（予定）</p>
<p>目指すべき将来像</p>	<p>企業局の経営方針に基づき、錦川総合開発事業の一環として建設された平瀬ダムにおける河川放流を利用した水力発電所が建設され、地域の貴重なエネルギー資源（水資源）を有効活用すると共に、周囲環境に対してやさしい、クリーンエネルギーを作り出し、最終的にはその発電供給事業の採算性を確保する。</p>
<p>事業の概要（内容）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平瀬発電所建屋や土木構造物（水圧鉄管等）の建設</li> <li>・平瀬発電所内機械設備、電気設備の建築</li> <li>・水車発電機の製作、据付</li> </ul>
<p>事業の概要図等</p>	
<p>事業の主な実施主体</p>	<p>企業局</p>
<p>事業の対象者（誰に対する事業か）</p>	<p>企業局</p>

令和4年度の取組と成果（進捗）の概要	（取組） ・水車発電機の製作、据付 （成果（進捗）） ・水車及び発電機の据付完了
関連する基本方針	やまぐち未来維新プラン
関連する個別計画	山口県企業局第4次経営計画 山口県地球温暖化対策実行計画
根拠法令の名称 （法律、条例、要綱等）	電気事業法
事業区分	継続事業（平成27年度～）

(2) 予算額と決算額の3期間推移

（単位：千円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額	267,000	566,000	674,000
補正後予算額	42,247	103,055	557,920
決算額	23,729	96,059	506,246

（予算額及び決算額の著増減事項等）

令和2年度および3年度の補正による予算減額は、水車、発電機等の機器製作において昨今のエネルギー政策等における工場製作負荷の増大に加え、さらに半導体部品の一時的な供給不足問題や新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策等による出勤制限等から機器の設計・製作に想定以上の時間を要したため、製作機器の出来高を上げることが一時的に困難な状態となったためである。

なお、減額分については令和4年度に支払い済であり、全体工程への影響はない。

(3) 令和4年度決算額の主な内訳

（単位：千円）

節	決算額	主な内容等
旅費	288	
消耗品費	115	燃料費
光熱水費	75	電気代
手数料	109	高速道路利用料金
工事費	495,020	水車発電製作据付工事
繰出金	10,638	
合計	506,246	

## (4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
一般 (企業局)	506,246	100.0
合計	506,246	100.0

## (5) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度の出来高予定額、支払限度額、前払金、中間前払金が経理的に適正に変更されていることを確認した。</li> <li>・所定の工事検査手続きに実施のうえ、適正に代金の支払いが行われていることを確認した。</li> <li>・繰出金の支出について、総事業費に占める現年執行額に応じて適切に算出されていることを確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事請負変更契約書</li> <li>・工事打合せ簿</li> <li>・稟議書</li> <li>・部分払金請求書</li> <li>・工事検査調書</li> <li>・部分払金支出調書</li> <li>・工事出来形調書</li> <li>・前払金支払請求書</li> <li>・工事技術検査復命書</li> <li>・工事成績評定表</li> <li>・改定考査項目別運用表</li> <li>・工事の検査職員の任命について伺</li> <li>・令和3年度 錦川総合開発事業執行状況調書</li> <li>・令和4年度 錦川総合開発事業執行状況調書</li> </ul>
有効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目指すべき将来像に向けて工事が進められていることを確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山口県企業局第4次経営計画</li> </ul>
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電力会社による電力買取単価と水力による供給予定量を確認し、総事業費の回収期間11年がFIT(Feed In Tariff: )適用期間20年を下回り、本発電の採算性が確保されていることを確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平瀬発電所に関する基本協定書の変更について</li> <li>・平瀬発電所FIT適用に係る確認書の締結について</li> <li>・平瀬発電所に関する基本協定書</li> </ul>

(6) 監査の結果（指摘事項）または意見

【指摘事項】 稟議書等における決裁日の記入漏れについて（合規性）

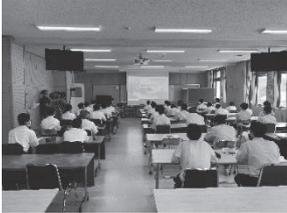
「工事請負変更契約の締結について（令 4 企業電工第 594-2 号）」「変更契約予定工事通知書について（令 4 企業電工第 594-1 号）」「工事変更設計書第 1 回（令 4 東部発電第 46 号）」の稟議書について決裁日付が未記載のままの状態であった。また全てではないが、令和 4 年度以前の稟議書においても決裁日付が未記載のまま文書が保管されている事例が散見された。

責任の範囲及び時期の明確化のためにも、事務処理の基準日の明確化は重要な統制業務であり、稟議書等には決裁日を適切に記入すべきである。

#### 40. 水力発電魅力発見事業

(1) 事業の概要

事業名	水力発電魅力発見事業
担当部局課	企業局電気工水課
環境基本計画における施策区分	1 気候変動対策の推進
事業実施の背景（必要性）	企業局では、平瀬発電所の建設工事や川上ダム地点水力発電所（仮称）の建設工事など大規模な事業を実施している。こうした重要事業についての情報発信や、学生向けの授業・県内イベントへの参加を通じて、電気事業（水力発電）の取組や役割を広く PR し、県民に対して「水力発電」のみならず、大規模公共事業の社会的意義の理解促進を図る。
事業目的及び達成時期	（事業目的） クリーンかつ低廉で安定供給に優れた再生可能エネルギーである「水力発電」の役割や、企業局の取組に対する県民の理解、啓発を促進する。 （達成時期） 継続実施
目指すべき将来像	水力発電や、企業局の取組に対する理解促進により、将来の企業局を担う人材の育成及び 2050 年脱炭素社会の実現を目指す。
事業の概要（内容）	・水力発電寺子屋教室（出前授業） ・フォトコンテスト ・イベントへの出展

事業の概要図等	 
	<p>フォトコンテスト最優秀作品</p> <p>出前授業</p>
事業の主な実施主体	電気工水課
事業の対象者（誰に対する事業か）	全県民
令和4年度の取組と成果（進捗）の概要	<p>（取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水の流れをたどるツアー（小学生対象）</li> <li>・水力発電メカニズム学習会（中学生・高校生を対象）</li> <li>・フォトコンテスト</li> <li>・県内イベントへ出展</li> </ul> <p>（成果（進捗））</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水力発電メカニズム学習会として、県内3工業高校への出前授業を実施した</li> <li>・フォトコンテストを実施し97作品の応募があった（最優秀賞受賞者は、授賞式を行った）</li> <li>・パパのアトリエ in 下関とワークショップコレクションに参加した。</li> <li>・水の流れをたどるツアーは、新型コロナウイルス感染症の影響にて中止となった。</li> </ul>
関連する基本方針	該当無し
関連する個別計画	<p>山口県企業局第4次経営計画</p> <p>山口県地球温暖化対策実行計画</p>
根拠法令の名称（法律、条例、要綱等）	該当無し
事業区分	継続事業（平成29年度～）

(2) 予算額と決算額の3期間推移

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額	3,500	3,500	3,500
補正後予算額	—	—	—
決算額	757	953	807

(予算額及び決算額の著増減事項等) 令和2、3および4年度はツアー中止のため

(3) 令和4年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
旅費	4	フォトコンテスト表彰式に係る旅費
報償費	57	フォトコンテスト副賞
消耗品費	200	イベント用おもちゃ等
印刷製本費	383	パンフレット、発電所カード等
賃借料	160	高校生向け授業に係るバス借り上げ
合計	807	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	—	—
その他	20	2.5
一般（企業局）	787	97.5
合計	807	100.0

(その他財源の内容)

県内イベント（ワークショップコレクション）への参加に伴う実行委員会からの出展助成金

(5) 委託料の3期間推移

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
決算額	—	34	—
契約方法	—	随意契約	—
委託業者名	—	(株)防長トラベル	—

令和3年度ツアーのキャンセル料のみ発生

<参考> 山口県環境基本計画に掲げる数値目標

環境指標	・1-①
------	------

(6) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	・本事業は適切かつ適法に行われているか 質問にて確認した。	・契約締結伺 ・支出負担行為併兼支出命令書

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物品の購入等が所定の事務手続を経ていることを確認した。</li> <li>・業者の選択が妥当かつ適切であるか質問及び関連資料の閲覧にて確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直購入品購入伺</li> <li>・請求書及び見積書</li> </ul>
有効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業の取組みに有効性があるか質問により確認した。</li> <li>・本事業をどのように分析及び評価しているか質問し、検証した。</li> <li>・本事業の目指すべき将来像に対する取組の適合性について検証した。</li> </ul>	
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業の取組について経済性・効率性の面で問題がないか質問及び関連資料の閲覧にて確認した。</li> <li>・物品の購入等について経済性・効率性の面で問題がないか質問及び関連資料の閲覧にて確認した。</li> <li>・委託の場合と比較して、直営の効果（経済性・効率性）を分析しているか確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約締結伺</li> <li>・支出負担行為伺兼支出命令書</li> <li>・直購入品購入伺</li> <li>・請求書及び見積書</li> </ul>

(7) 監査の結果（指摘事項）または意見

【意見】水力発電メカニズム学習会実施高校の選定範囲について（有効性）

水力発電魅力発見事業では、電気事業（水力発電）の取組やその役割をPRし、理解促進を図るという目的のために、水力発電メカニズム学習会として県内電気科を有する6工業高校のうち3工業高校への出前授業を実施した。工業高校電気科の生徒に対して学習会を行うことは、当該分野に興味関心を持ち、日々研鑽している生徒層への啓発活動であると共に、効果的な選択と効率的な資源の集中といえる。さらに、目指すべき将来像として掲げる「2050年脱炭素社会の実現を目指す」人材育成への効果も期待できる。

しかし事業の目的に鑑みると、啓発活動の実施範囲を工業高校電気科のみに限定する必要性よりも、むしろ普段の学習で日常的に電気に関して学んでいない工業高校以外の生徒や高専・県立大学の学生を対象とすることも必要と考えられる。当該学習で興味をもち、進学や就職に影響を与える可能性は十分にあると考えられ、工業高校以外の高校等も含め、様々な背景、将来性を有する生徒・学生（次世代）に対して幅広く学習会を開催したほうが学習会の有効性や効果はさらに一層、高まり、目的達成についてより広く貢献できると考える。また、公平性の観点からも専門分野を限定することなく、異なるバックグラウンドを有する数多くの生徒・学生等へ将来の選択肢を増やす機会を与えることには十分な意義があると考えられる。そのため、今後の学習会の実施に関しては電気科を有する工業高校に限定することなく、幅広く選択することも視野に入れ、計画的に実施していただきたい。

【意見】 事業目的達成のための効果的な指標の設定について（有効性、経済性・効率性）

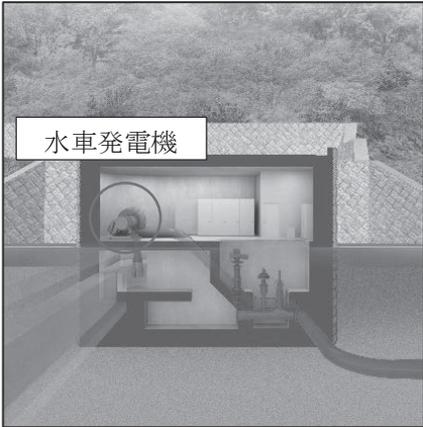
水力発電魅力発見事業に関しては現在、明確な事業目的の達成指標は設定されていない。確かに目的が電気事業（水力発電）の取組や役割をPRし、電気事業のさらなる理解促進を図るという内容であり、具体的な成果が明確な形で見えないため、事業目的の達成指標を明確に設定することは困難であるという一面があることは十分に理解できる。しかし、事業目的の達成指標を設定しなければ、事業の明確な評価ができず、さらには予算配分の適切性を判断できないと考えられるため、相当程度の明確な事業目的達成指標を設定し、それらを評価することが望ましいと考えられる。

ここで本事業における成果とは、県民が電気事業（水力発電）の取組や役割を理解することであることを考慮すると、ツアーや学習会の参加者の理解の程度及び満足度（例えば事後アンケート）はその成果の指標のひとつと考えられる。そのため実施後に行われるアンケートを利用して、「説明がわかりやすかった」、「満足できた」や「理解できた」などの取組が評価された項目の選択割合を事業目的達成指標にして、その割合が一定以上を目標とするなどの積極的な対応が考えられる。

#### 41. 未利用落差を活用した小水力発電所の開発

##### (1) 事業の概要

事業名	未利用落差を活用した小水力発電所の開発
担当部局課	企業局電気工水課
環境基本計画における施策区分	1 気候変動対策の推進
事業実施の背景（必要性）	脱炭素化社会の実現に向けた取組を推進するため、国のエネルギー政策や再生可能エネルギー固定価格買取制度の動向を注視しながら、クリーンかつ低廉で安定供給性に優れた再生可能エネルギーである水力発電の供給力向上を図るため、小水力発電所の建設を検証する。
事業目的及び達成時期	（事業目的） 水力発電の供給力向上を図るため、採算性の確保を前提に既存ダムの未利用落差を活用した小水力発電の開発に向けた取組を推進する。 （達成時期） 令和7年度
目指すべき将来像	脱炭素化社会の実現に向けて、本県の豊富な水資源を活用し、水力発電の供給力向上を実現する。
事業の概要（内容）	・川上ダム地点発電所(最大出力 315kW)の建設

	水車発電機製作・据付、発電所建屋築造工事等
事業の概要図等	  <p>川上ダム地点発電所鳥瞰図      川上ダム地点発電所断面図</p>
事業の主な実施主体	企業局
事業の対象者（誰に対する事業か）	企業局
令和4年度の取組と成果（進捗）の概要	（取組） ・川上ダム地点発電所の建設工事及び修正設計の実施（成果（進捗）） ・川上ダム地点発電所の機器の設計及び修正設計を行った。
関連する基本方針	やまぐち未来維新プラン
関連する個別計画	山口県企業局第4次経営計画 山口県地球温暖化対策実行計画
根拠法令の名称（法律、条例、要綱等）	電気事業法 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法
事業区分	継続事業（平成31年度～）

(2) 予算額と決算額の3期間推移

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額	46,027	1,006	165,000
補正後予算額	36,218	1,006	28,304
決算額	36,217	—	17,270

(予算額及び決算額の著増減事項等)

令和2年度 詳細設計と測量

令和3年度 土木工事に先駆けて機械のみの発注を実施した。

令和4年度の事業費は工事費として予算計上されていたが、修正設計を行うことが必要となったことから、修正設計業務委託を実施した。

また、令和4年度補正後予算額と決算額が異なっているのは、委託費として11,000千円を令和5年度に繰り越したためである。

(3) 令和4年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
委託料	17,050	下記(6)参照
手数料	220	中国電力ネットワーク(株)に対する 系統連系接続検討費
合計	17,270	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	—	—
その他	—	—
一般(県)	17,270	100.0
合計	17,270	100.0

(5) 委託料の3期間推移

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
決算額	36,217	—	17,050
契約方法	指名競争入札	—	指名競争入札
委託業者名	(株)建設技術研究所 外1件	—	(株)建設技術研究所

(6) 令和4年度委託契約の概要

契約名	川上ダム地点水力発電所修正設計業務委託
契約期間	令和4年10月31日～令和5年3月24日
業務内容(仕様)	・発電所施設修正設計 一式
契約方法	指名競争入札
契約の法令根拠	・地方自治法施行令第167条第1号
委託業者名	(株)建設技術研究所
業者選定理由	指名審査会による
予定価格	17,091,800円(税込)

契約金額	17,050,000 円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	<p>検査対象：発電所施設修正設計 一式</p> <p>検査手法：山口県業務委託技術検査実施要綱に基づき、当該業務委託の成果を対象として、業務委託の契約書及び委託契約における設計図書により成果品の適否を判定するとともに、当該業務委託が適切に管理されているか、業務委託に係る事務が適正に処理されているかについて、契約担当者が任命した検査職員により検査を行った。</p> <p>検査結果：合格</p>

<参考>山口県環境基本計画に掲げる数値目標

環境指標	・1-②再生可能エネルギー発電出力
------	-------------------

(7) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
<p>合規性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託契約書及び仕様書を閲覧し、適法な契約事務であること、及び公権力の行使に当たる可能性のある事務委託ではないことを確認した。</li> <li>・契約方法の選定が適法、かつ、妥当であることを質問した（随意契約の場合、当該契約方法によることを可能とする規則等を閲覧した）。</li> <li>・安易に随意契約を選定している傾向がないか、否かについて検証した（長期継続の有無を含む）。</li> <li>・委託業務の検査（履行確認）が適正に行われていることを確認した。また、検査の方法について質問し、適切に評価されていることを確認した。</li> <li>・委託料が適切な時期に支払われていることを確認した。</li> <li>・業務委託契約の情報公開（公表対象となる契約について）の状況を確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託契約書</li> <li>・仕様書</li> <li>・業務委託検査調書</li> <li>・山口県業務委託技術検査実施要綱</li> <li>・競争入札等審査会設置要綱</li> <li>・業者選定理由書</li> <li>・業務委託検査調書</li> <li>・業務委託契約情報の公表について（県HP）</li> <li>・成果品引渡書</li> <li>・業務完了通知書</li> <li>・見積書</li> <li>・委託料支払請求書</li> </ul>

有効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託契約に付する合理性があるか、否かについて確認した(事務の効率化、高度な専門的技術を要求、臨時的又は変則的な勤務を要する業務、行政サービスの向上等)。</li> <li>・委託の効果(実効性)をどのように分析及び評価しているか、否かについて質問し、検証した。</li> <li>・調査研究業務の成果物が有効に活用されているか確認した。</li> <li>・直営の場合と比較して、サービスの向上が図られていることを県が適切に評価しているか確認した。</li> <li>・本事業の目指すべき将来像に対する委託業務の適合性について検証した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託契約書</li> <li>・仕様書</li> <li>・業務委託検査調書</li> </ul>
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入札方式に変更し、委託料の縮減を図るべき随意契約がないか、否かについて質問した。</li> <li>・委託業務の内容に照らして、予定価格の積算内容(業者見積の場合にもその合理性を十分に検討しているか等)を確認した。</li> <li>・委託先から提出される収支計算書(予算実績比較)や請求書を閲覧し、業務コストの削減努力が行われているか、安易に見積ありきで請求されていないか、否かについて検証した。</li> <li>・直営の場合と比較して、委託の効果(経済性・効率性)を分析しているか、否かについて確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見積書</li> <li>・委託料支払請求書</li> </ul>

(8) 監査の結果(指摘事項)または意見

【指摘事項】 稟議書等における決裁日の記入漏れについて(合規性)

稟議書等について、決裁日の記載がないものがあり、適切なタイミングでの承認証跡が確認できないものがあった。責任の範囲及び時期の明確化のためにも、事務処理の基準日の明確化は重要な統制業務であり、稟議書等には決裁日を適切に記入すべきである。

【意見】 川上ダム地点水力発電所修正設計について(有効性、経済性・効率性)

当初、令和2年度に詳細設計及び測量を行い、その後、令和4年度に詳細設計の修正を行った。修正に至る要因について、監査実施日に担当課から「現地条件への対応のため、詳

細設計後の建築確認において周南市の建築指導課が、昭和 55 年の嵩上げ事業の図面を調べたところ、発電所設置の斜面が 30 度を超え、また実際の測量結果でも傾斜が 30 度を超えており、建築基準法第 19 条 4 項に基づき、崖地対応を行うことになったためである。」との説明を受けた。このことについて、後日、その説明は誤りであり、令和 2 年度の詳細設計作成時に上記説明事項については対応済であることの資料を提示され、確認した。

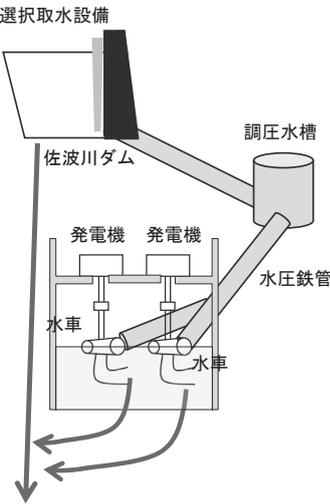
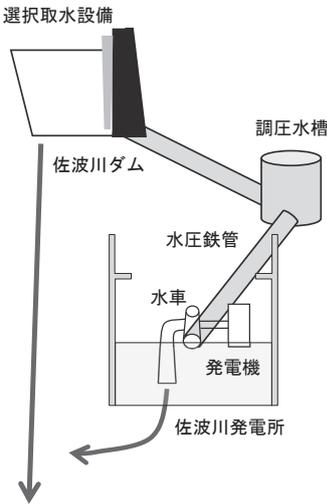
修正設計に起因し、発電所の完成時期も令和 6 年度から令和 7 年度に延期された。修正設計の理由は、担当課の説明によると「詳細設計完了後、発電所躯体の位置及び構造を修正することにより躯体敷地及び背後斜面の法面保護工を最小限に抑えると共に、水車発電機工事での水車発電機の設計内容を反映させて建物の内部構造や工事計画等をより具体的に設計したものである。」とのことである。これは一層の安全性を重視しての必要な対応であったと認められる。

上述のように、特に安全性への配慮のためには、躊躇することなく修正や延期を決断していただきたい。しかし、一方で特に大規模工事において修正や延期が生じることは、携わる多くの関係者に時間的・金銭的影響を始め、多大な不利益が及ぶため、当初の段階から計画的に事業を実施するよう今後も心掛けていただきたい。

## 42. 佐波川発電所リニューアル推進事業

### (1) 事業の概要

事業名	佐波川発電所リニューアル推進事業
担当部局課	企業局電気工水課
環境基本計画における施策区分	1 気候変動対策の推進
事業実施の背景（必要性）	佐波川発電所は昭和 31 年の運転開始から 60 年以上が経過し、発電設備全体の老朽化が進んでいる。このため、水車発電機を含む電気設備全体の更新を行う必要がある。
事業目的及び達成時期	（事業目的） 設備の形態や規模の調査等を行い、水車発電機を含む電気設備全体の更新のための設計を行い、更新工事に向けた取組を推進する。 （達成時期） 令和 5 年度（設計が完成する時期）
目指すべき将来像	佐波川ダムの河川放流を利用した水力発電設備の更新を行い、貴重なエネルギー資源を有効活用することで、環境にやさしいクリーンエネルギーを作り出すとともに、採算性を確保する。
事業の概要（内容）	・佐波川発電所 電気設備等更新機器についての調査、設計

<p>事業の概要図等</p>	<p>佐波川発電所の全景</p>
	 <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="563 808 906 1357"> <p>リニューアル前</p>  </div> <div data-bbox="1002 808 1329 1357"> <p>リニューアル後</p>  </div> </div>
<p>事業の主な実施主体</p>	<p>企業局</p>
<p>事業の対象者（誰に対する事業か）</p>	<p>企業局</p>
<p>令和4年度の取組と成果（進捗）の概要</p>	<p>（取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>更新後の水車発電機の設備形態（諸元）の検討、発注図書の作成</li> </ul> <p>（成果（進捗））</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>最大出力、最大使用水量、水車形式等の決定</li> </ul>
<p>関連する基本方針</p>	<p>やまぐち未来維新プラン</p>
<p>関連する個別計画</p>	<p>山口県企業局第4次経営計画 山口県地球温暖化対策実行計画</p>
<p>根拠法令の名称 （法律、条例、要綱等）</p>	<p>電気事業法</p>

事業区分	新規事業
------	------

(2) 予算額と決算額の3期間推移

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当初予算額	—	—	43,000
補正後予算額	—	—	62,008
決算額	—	—	—

(予算額及び決算額の著増減事項等)

発注手続きに伴い、設計参考見積を徴収し積算をしたところ、予定価格が予算限度額を超過したため、予算処置を講じたもの。なお、検討項目の追加に伴い繰越を行ったため、令和4年度の決算額は「0円」、となっている

(3) 令和4年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
委託料	—	下記(6)参照
合計	—	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率(%)
一般(企業局)	62,008	100.0
合計	62,008	100.0

(5) 委託料の3期間推移

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
決算額	—	—	—
契約方法	—	—	指名競争入札
委託業者名	—	—	(株)ニュージェック

(6) 令和4年度委託契約の概要

契約名	佐波川発電所 発電所リニューアル工事に伴う実施設計業務
契約期間	令和4年8月23日から令和6年3月31日
業務内容（仕様）	発電所リニューアル実施設計業務
契約方法	指名競争入札
契約の法令根拠	地方自治法施行令第167条第1号
委託業者名	(株) ニュージェック
業者選定理由	入札結果による
予定価格	57,366,100円
契約金額	57,310,000円（税込）
変更契約の有無	有り
変更契約の理由	維持放流設備の概略設計の追加、工期の延長
変更後契約金額	61,538,400円（税込）
再委託の有無	無し
検査の概要	未実施（繰越に伴い、業務期間は令和5年度末のため）

(7) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務委託契約書及びその他資料を閲覧し、適法な契約事務であること、及び公権力の行使に当たる可能性のある事務委託ではないことを確認した。</li> <li>・予定価格について、山口県土木工事設計積算システムによる積算過程及び予定価格決定調書を閲覧した。</li> <li>・積算システムに搭載されていない単価については業者見積を確認し、見積徴収歩掛決定要領に従った見積を採用しているか、否かについて確認した。</li> <li>・調査基準価格の設定方法を確認した。</li> <li>・指名競争入札における業者指名の選定過程を質問した。</li> <li>・入札状況について、指名業者の応札状況を閲覧した。</li> <li>・業務委託契約及び業務委託変更契約の内容並びに起案手続を確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務委託契約書</li> <li>・業務委託変更契約書</li> <li>・特記仕様書</li> <li>・山口県土木工事設計積算システム</li> <li>・山口県入札情報サービス</li> <li>・予定価格決定調書</li> <li>・業者見積書（見積集計表）</li> <li>・調査基準価格算出調書</li> <li>・見積依頼先選定理由</li> <li>・競争入札審査会</li> <li>・入札経緯及び入札結果表</li> <li>・落札者決定通知書</li> <li>・起案書他</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>山口県入札情報サービスにより公開情報を確認した。</li> </ul>	
有効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>目標達成のための指標として、発電所の整備状況、今後の整備計画の内容及びその達成度合について質問した。</li> <li>予算策定時の事業計画について内容を質問し、整備箇所との関連性、今後の方針を確認した。</li> <li>当初予算額からの補正内容について質問を行った。</li> <li>当初予算額、補正後予算額と決算額の比較分析を行った。</li> <li>関連資料の閲覧及び担当者への質問を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>山口県企業局第4次経営計画</li> <li>令和4年度企業局予算の概要</li> <li>予算の変更書</li> </ul>
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務委託契約について、仕様書、契約書、見積書、設計審査書、各種関連資料の閲覧及び担当者への質問を行った。</li> <li>業務委託変更契約について、業務変更設計書、変更内容及び変更理由を確認した。</li> <li>委託業務の内容に照らして、予定価格の積算内容（業者見積の場合にもその合理性を十分に検討しているか等）を確認した。</li> <li>予算の執行状況、事務手続の妥当性を検証した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>仕様書、見積書</li> <li>業務委託契約書</li> <li>業務委託変更契約書</li> <li>起案書他</li> </ul>

(8) 監査の結果（指摘事項）または意見

【指摘事項】 執行計画の変更額について（新規性、経済性・効率性）

本事業は、令和4年度当初予算執行計画書（令和4年3月18日）及び令和4年度当初予算配当通知書（令和4年3月18日）によると、41,008千円の予算が設けられていた。その後、発注手続きに伴い、設計参考見積を徴取し、積算を行ったところ、予定価格が予算限度額を超過したため予算措置を講じ、「令4企業総務第8-10号（令和4年7月20日）令和4年度電気事業の予算執行計画変更について」及び「令4企業総務第9-6号（令和4年7月20日）令和4年度電気事業配当予算の変更について」にて変更額21,000千円とされ、計62,008千円となった。

令和4年7月4日起案の起工設計書では、各社の設計参考見積により山口県土木工事設計積算システムによる概算工事費は57,400千円とされ、令和4年8月5日起案の予定価格決定調書は57,366,100円である。変更後予算額62,008千円は、予定価格57,366千円に対して

4,642千円過大なものとなっている。監査当日は予定価格に対して、過大な予算計上を講じる理由として、「余裕をもたせるため」との説明のみで、明確な根拠理由は得られなかった。

その後、本事業は令和4年10月21日の河川管理者との協議により、発電所リニューアル工事施工中にダム選択取水設備から取水した水を発電所から放流するための設備（維持放流設備）を検討することとなったため、維持放流設備の概略設計業務を追加することとなり、同時に工期を令和6年3月31日まで延長され、令和5年3月16日に業務委託変更契約書にて委託料が61,538,400円となった。結果的に、最終補正後予算額にほぼ一致することとなっている。この点については、日付の関係でも執行計画の変更時点で追加業務分を含めていた訳ではないとのことである。

後日、変更後予算額を62,008千円とした根拠は、発電所建屋を改修で見積もった業者2者と新築で見積もった業者4者が混在したことによる参考見積の概算金額が62,000千円となったためであると確認できた。その後、新築想定か改修想定かは統一する必要があるとのことで、改修想定で見積もりを再提出してもらったところ、積算金額は57,366,100円となった。しかしながら、起工時の特記仕様書においては改修としているものの、請負業者が業務の中で行う設計の結果、取り壊し範囲次第では新築となる可能性も見込まれることから、執行計画の変更にあたっては、新築への変更を考慮して当初の概算金額62,000千円相当とし、執行計画の変更額は21,000千円の増額とした。

後日の設計業務の追加とは関連が無いとしても、執行計画の変更額はその時点での変更理由に基づく金額による必要があり、新築になる可能性があるかもしれないからといって、余裕を持った金額で決定されるべきものではなく、明確な根拠数字によって決定されなければならない。執行計画の変更に係る金額根拠の徹底が必要である。

#### 【指摘事項】稟議書等における決裁日の記入漏れについて（合規性）

稟議書等について、決裁日の記載がないものがあり、適切なタイミングでの承認証跡が確認できないものがあつた。責任の範囲及び時期の明確化のためにも、事務処理の基準日の明確化は重要な統制業務であり、稟議書等には決裁日を適切に記入すべきである。

企業局においては、監査対象4事業のうち、3事業で多数の決裁日記入漏れが指摘されている。その事実を踏まえ、決裁日の記入の必要性について改めて言及すると、稟議書等は意思決定過程が示され、起案日の明示にて起案時期が客観化され、決裁日によってその起案が最終承認され、終了する（責任範囲・時期の明確化）。そして、決裁日の記載が無ければ、その起案は客観的には終了していない状況になり、ともすれば責任範囲や時期が曖昧なものになりかねず、保存文書としては不完全となることから、統制業務として極めて重要な意味を持つ。したがって、当該部局においては、文書管理に対する内部統制の見直しを図られ、適切に運用していただきたい。

以上

